

非行問題 2010

ISSN 0288-8548 No.216

巻頭論文

留岡幸助と映画化への思い

～自立支援の思想と実践の源流～

藤井常文

特 集

児童自立支援施設における

年長児支援の取り組みについて

全国児童自立支援施設協議会

非行問題 2010



鳥取県立喜多原学園 本館新校舎

今年度の非行問題の表紙の色は、
鳥取県名産の二十世紀梨の色です。



●梨狩り



●児童作品



●バレー大会

目次

巻頭言 村上 伸典 1

巻頭論文

留岡幸助と映画化への思い

「自立支援の思想と実践の源流」 藤井 常文 4

特集「児童自立支援施設における年長児支援の取組みについて」

特集テーマの選定にあたって

「児童自立支援施設における年長児支援の取組みについて」 西嶋 嘉彦 30

① 北海道家庭学校における社会自立アプローチについて

「高校生療の取組みを通して」 渡辺伊佐雄 32

② 高齢児寮における高校生の支援と提携型グループホームとの連携について

..... 笹森 一哉
..... 斉藤やよい 43

③ 児童自立支援施設提携型グループホームの実践

「福生ホーム」開設からこれまで

石井 真一
荒井 琴江

57

④ 児童自立支援施設における年長児支援の取り組みについて

埋橋 文枝

69

⑤ 年長児支援の取り組みについて

ソーシャルスキルトレーニング（SST）の試み

吉本 隆司

90

⑥ 成徳学校における年長児支援の取り組み

難波 慶弘

97

⑦ 就労と勉学の両立をして自立を目指す

淵田 恵二

115

⑧ 手探り自立・就労支援

一人ひとりの支援から

井上 順一

121

研究論文

性非行児童に児童自立支援施設でできることを考える

児童の特徴の概観と施設特性を生かした支援の考察

相澤林太郎

133

特別寄稿

① 気骨 松垣 誠二 154

② 全日本少年野球大会理事長賞の創設について
〜第六十回全日本少年野球大会を記念して〜 相澤 仁 159

③ 修徳学院における食育の取組について 廣石 正富 166

海外研修報告

第三十四回資生堂児童福祉海外研修報告 三村 和久 177

平成二十一年度 全国児童自立支援施設職員研修会報告

児童自立支援施設を巣立つ子ども達の輝ける未来のために 山口 大輔 193

随 想

① 「教護の思い」 片岡 昭男 200

② 「寮担当 厳しかった一年目を振り返って」 平原 亮 203

③ 『アラシックス』にして想う 梶田 育利 209

実践記録

「児童自立支援施設の『生活』場面において、
転移が処遇の転回点として機能した事例について」 徳永 健介 214

きゆう（外部の声） 229

交友会 241

文献賞
平成二十一年度文献賞 246

ぷりずむ 247

編集後記 264

会員外の読者の皆様へ 265

巻頭言

久しぶりの児童処遇の現場勤務となり、児童の声や行事の流れに毎日が新鮮な感覚に包まれ、あつという間に一学期が過ぎました。岡山市の中心部を望む緑豊かなこの丘で七十年を超える歴史を刻み、創立からは数えて一二年となる成徳学校に身を置いてみて、児童自立支援施設の果たすべき役割の重大さに、改めて施設長としての責任を実感しているところです。成徳学校においては本年度から学校教育を実施しており、その意味からも大きな時代の変化に立ち会うことにもなりました。

さて、児童自立支援施設が直面していることとして、さまざまな事柄が取り上げられていますが、先輩職員から聞いたことに、この事業を担う「人」の問題があります。団塊の世代が定年退職の時期を迎え、児童自立支援施設を「教護」の心で支えた人々が去っています。教護を先輩職員からたたきこまれ、教護人としての雰囲気や漂わせながらも、児童自立支援施設となって果たすべき役割の変化、児童の権利擁護に対する取り組みなど、さまざまな悩みを抱えながらも実践し、行動してきた先人が去っています。

定員開差の問題をはじめとして、活用される施設としてどうあるべきか、厚生労働省の「あり方研究

会」報告書が出され、それに応える形として「調査研究事業」での取り組みなど、具体的な動きはあるものの、問題意識をもって受け止めている職員がどれだけいるのか、はなはだ疑問を感じている人もいるのではないだろうか。

通勤交替の職場となって職員の在職期間が短くなり、児童自立支援施設とはこういうものだという形でのバトンタッチがなされていて、感化院、少年教護院、教護院と受け継がれてきた、あつて当たり前な空気が、どこかで消えているのではないかとさえ思われると、その先輩は語っていました。

こうした折、「児童自立支援施設　これまでとこれから　―厳罰化に抗する新たな役割を担うために―」（小林英義　小木曾宏〔編著〕　生活書院）が出版されました。児童自立支援施設応援団を自認する執筆陣が、施設における実践例、教護院から伝承すべきものと変革すべきもの、今後の方向性、施設の担い手である職員養成、まとめとして改めて「児童自立支援施設に問われているものは何か」を考察しています。私のように、はじめてこの世界に身を置いた人間にとつては、すべてが学ぶべきものとして受け入れることができましたが、教護人としてこの施設を担ってきた人々には、どのように受け止められるのでしょうか。また、叱咤激励ととれる様々な指摘に対して、真向から議論を受けて立つ若い職員が育っているのか、それこそ今の児童自立支援施設が試される時が来ているようにも感じています。

来年には、この事業の先駆者である留岡幸助の生涯や精神を伝える映画が、製作公開の運びと聞きます。児童自立支援施設を取り巻く『外』の世界では、この事業が重要であることの認識に立って先達に光を当て、またどうすれば元気な施設であることができるのかと、具体的な提言や応援を頂いています。『内』からは、どのような発信をするべきか、このことを担ってきたのが本誌であります。

「非行問題二一六号」では、「児童自立支援施設における年長児支援の取り組みについて」というテーマで構成し、先進的な施設での取り組みを寄稿して頂きました。全国の児童自立支援施設においては、子どもの社会的自立という究極の目標に向けての施設の果たすべきあり方について、示唆に富むものになったと確信しています。

最後になりましたが、本誌発行にご尽力をいただきました鳥取県立喜多原学園の皆様、各地区協議会の編集委員の皆様、原稿をお寄せ下さいました皆様に心から厚くお礼申し上げます。

中国地区児童自立支援施設協議会会長

岡山県立成徳学校長 村上伸典

留岡幸助と映画化への思い

〈自立支援の思想と実践の源流〉

渋谷区子ども家庭支援センター専門相談員 藤井 常文

一 応援団の結成

これまで長年にわたって萩山実務学校、誠明学園、児童相談所など、児童福祉の現場で実務を担って来た四人の仲間で、留岡幸助応援団を結成したのは二〇〇七年の四月のことである。誠にささやかな発足であった。その後、元武蔵野学院長・徳地昭男氏にも加わっていただいたので、実働部隊は五人である。現在、月一回、定期的に会議を持ち、情報交換と具体的な活動の協議を行っている。

山田火砂子監督の率いる現代ぶろだくしよんによる、岡山孤児院の創立者・石井十次の生涯を画

いた『石井のおとうさんありがとう——岡山孤児院物語』の上映が大成を収め、さらにその後、滝乃川学園の創立者・石井亮一の妻・石井筆子の生涯を画いた『筆子・その愛——天使のピアノ——』が上映され、児童福祉や障害福祉の分野を始め、マスコミ界にも大きな反響を巻き起こしていたときである。

私たちがこれに触発され、次の映画は留岡幸助だという期待を抱いたのは至極当然である。なぜなら留岡幸助は石井十次、石井亮一とともに、社会事業の偉大な先覚者である。しかも留岡が遺し

た社会事業は、今日もなお東京と北海道の地で、家庭学校として受け継がれているからである。

現代ぶろだくしよんの山田火砂子監督は、私たちの願いに応えてくださった。長坂秀佳氏の脚本

『大地の詩―われこの一事を成す―This one thing I do―留岡幸助物語』(原作・藤井常文『留岡幸助の生涯』より)により、平成二十二年の完成を目標に、本格的な準備の段階に入っている。

留岡幸助応援団一同、多くの方々のご支援とご支持をいただきましたと思っています。

二 いま、なぜ、留岡幸助なのか

児童福祉施設の現場に身を置く者にとって、何をいまさら留岡幸助なのか、過去の事業家を取り上げて何ほどの意味があるのか、しかも映画化とはどうことなんだ、と思う人もいるであろう。私は現場にいた人間として、現場人がノスタルジーにふけることの愚は弁えているつもりでいるが、留岡幸助を振り返ることは決してノスタルジーではないと思っ

ていないだけである。人にとって、いまこそ振り仰ぐ師であり、実践の思想と技法を学び取らなければならない先生である。その実像は、遺物どころか、数多くの宝が詰まっている山なのである。問題は、掘り起こされていないだけである。

社会福祉基礎構造改革後、「自立支援」はわが国の社会福祉が高く掲げる理念になっているが、その原型は留岡幸助の「独立自営」である。いまや児童福祉の現場では、どこでも「自立支援」が飛び交っており、それを口にしてさえいれば、何か新しい援助に取り組んでいるような感じにさせられているが、理念としては何ら目新しいものではない。留岡幸助は慈善事業の開明期にあつて、早くも「独立自営」の理念を高く掲げ、不良少年を相手に感化教育に着手した実践家である。留岡は巢鴨の地に、今日の児童自立支援施設の原型である家庭学校を興し、輝かしい実践の足跡を遺した。応援団が願っていることは、留岡幸助の思想と実践を、少しでも現場の人たちに知ってもらおうことである。映画化の取り組みを応援団が始めたきっかけは、まさにここにこそある。石井十次も

石井亮一も留岡幸助も、社会事業史に登場する人物として知られている。この三人は社会福祉士の国家試験問題には必ずと言っていいほどに登場する名前である。しかし、知名度や理解度の点からすると、留岡幸助は他の二人と比べるといささか物足りない感じがする。その証拠に、長年にわたって教護の現場で活躍してきたり、児童自立支援施設や児童養護施設で取り組んでいる現職でさえ、留岡のことを「富岡」と言い間違えたり、家庭学校を留岡の盟友・有馬四郎助が創立した横浜家庭学園と混同していたりする。

以下、筆者がこれまで学んできた留岡幸助の思想と実践の概略を紹介したいと思う。

三 学術的慈善事業の原理・原則

留岡はアメリカ留学から帰国して直後の一八九七（明治三十）年に『感化事業之発達』を刊行している。ここで感化教育に関する新知識を披露し、わが国における感化院設立の急務であることを強調しているのであるが、それに関連して特筆すべ

きこととして、以下の五点指摘しておきたい。

第一に、「救児事業」を定義し、「母の胎内を出てたる赤子」から「十七、八歳に至る、未だ人間の嫩葉（どんよう 若葉の意）ともいうべき児童」を「救治保護する事業」であると、その範囲を、孤児、浮浪少年、犯罪少年、法に触れて悪事を働いた少年、風癪白痴、棄児としていることである。

今日の児童福祉法に規定されている「十八歳未満」の「要保護児童」の定義の原型である。「十七、八歳」とする学問的根拠は明らかにしていないが、早くもこのような規定をしていること、対象児童に「風癪白痴」を入れていることは、留岡の慈善事業に関する問題意識のレベルの高さを物語っている。

第二に、欧米の感化教育を紹介した章で、「教育の眼目」として「自給、自治、独立、奮発の觀念を注入」することとしていることである。これらは後に巣鴨家庭学校の規則にほぼそのまま規定されることになるので、その意味では、後の「独立自営」を構成する要素として早くから注視していたことを示すものである。その一方で、感化教育

は「改善啓迪」でなければならぬとも言っている。教え導く意味の「啓迪(けいてき)」に「改善」を重ねると、性格を矯正するという意味にもなる。そのように解するならば、「独立自営」とどのようにつながるのか。この辺りは、留岡のなかでは充分に整理されていないように思われる。

さらに翌一八九八(明治三十一)年には『慈善問題』を刊行する。わが国の社会の現状分析を始めて、慈善事業家の役割と資格のあり方、学術的慈善事業などを論じている第一級の論文集である。

当時のわが国の社会状況を「乱麻的社会」、「病的文明」、「社会の乱調」などと、いささか刺激的な言葉で表現している。そうした社会状況によって「醸成せられた害悪」、「文明の大火災」は、具體的には「智者と愚者の懸隔」、「貧者と富者の懸隔」の「二大懸隔」となって現出し、それによって「同盟罷工」、「争闘」、「犯罪」、「戦争」が起こると分析し、そうした社会状況にあつて、「慈善的唧筒(ポンプ)」を手に「文明の大火災」場に駆けつけ、「救拯(きゅうじょう)する」のが「慈善家」

の役割であり、それを担うためには「学術的慈善事業」でなければならぬというのである。「慈善的唧筒」とは、実に面白い表現である。

留岡は慈善事業について、単なる慈善ではなく、「学術」の衣を着せなければならぬという。「学術的慈善事業」とは、「宗教より出ずる熱愛」と「学術の与うる光明」の二つが「融化調和したるもの」であり、具体的には「原則」と「組織」と「方法」が備わっていることである。宗教的な熱誠だけで慈善事業を展開するのでは限界があり、それに加えて「学術」という冷徹な眼力が必要である。つまり慈善事業の原理・原則論と、組織論と、方法論が備わっていなければならないというのである。留岡は本書の別の章で、感化院での事業展開に当たっては、さらに金と人材が必要であるとも述べている。

次に、慈善事業の「要義」を論じ、第一に、「物質を与うるに先立ちて自己の心情(ハート)を与えざるべからず」という。「自己の心情」を強調しているところに、留岡の熱い想いが込められている。さらに「教育」と「職業」を用意する必要がある。

あるという。これらによって慈善事業は「真正の慈善」になるとし、それは「自給独立」を目指すことであるというのである。この「自給独立」の理念は後の「独立自営」と同じである。本書の別の章では、出獄人保護事業の目的を「独立自重の念」を与えることであるとしているが、これも同じ意味であろう。自らの「手腕を働かせ、心身を勞して」自立することを最終目標に置くということである。

第二に、「區別して慈善を為す」ことである。同じ困窮でも、個々人によって事情が異なることを踏まえるべきであり、それには「精密」な「研究」と「調査」を心がけなければならないという。

第三に、「慈善家は品性として高潔ならしむること」である。留岡は慈善家の資格要件について六つの観点から論じているが、それらの根底に「見識」や「品性」を置いている。

第四に、慈善事業と国家との関係について論じ、国家は「富国強兵」ではなく、「富国安民」の国造りを目指さなければならないのであり、慈善事業を「監督し、奨励し、忠告し、保護する」ことが

「国家の責務」であると、注目すべき提言をしている。国家は軍費に金銭を費やしているが、なぜ困窮者の救済に金銭を当てないのかといい、国家が推し進める「富国強兵」策に批判を加えている。

第五に、「救児事業」に対する国家的義務を論じた箇所では、新しい児童観と教育観を提起している。それは、「無告」の小児に対する「救うべきもの、導くべきもの、教うべきもの、愛すべきもの」とする主張である。当時の社会状況では、浮浪児や不良児、孤児、貧児、障害児らは総じて社会の鼻つまみであり、とり分け浮浪児や不良児は社会に害を及ぼす厄介者であった。そうした「無告」児に対し、留岡は決して見捨てることなく、生活教育的な視点から手を差しのべなければならないと力説している。

具体的には、目前の悲惨な子どもたちの現実を踏まえた視点であり、子どもたちの生活を共にすること、展望した視点であり、愛と信頼を土台として子どもとの関係を構築しようとする視点であり、子どもを育成し、よりよく成長させたいとする視点である。留岡がこのような生活教育的な視点を持

つに至った背景には、キリスト教の考え方の他に、ペスタロッチの教育実践と教育思想の影響があった。

この「救うべきもの、導くべきもの、教うべきもの、愛すべきもの」の言葉は、後に「捨てるべき人間は一人もない」の主張に発展していく。留岡が北海道に社名淵農場を創業した一九一四（大正三）年に発表した「引掛り点の発見」と題する論文は、この思想をさらに発展させて論述している。

不良少年は決して廢物ではない。彼らをうまく「誘導扶掖」したならば、必ずや国家・社会のために相応の働きをなすものである。無用の人間は一人もない。およそ人を棄てることよりも大なる罪はなく、また不経済もなく、不人情もない。彼らの「個性」（「長技」）や「引掛り点」さえ「発見」することができたならば、必ずやこれを「引き上げる」ことができる。それを社会に生かしていけば国家の発展に役立つ。

四 「独立自営」とは何か

巢鴨の地に家庭学校を創業したのは一人九九（明治三十二）年の十一月である。感化法が成立するわずか四か月前である。ひとり子どもとひとりの教師と校長家族による私塾として出発した。家庭学校の規則によると、「父兄に代りて教養する」ことが「目的」であるとし、「勤勉、独立、正直、清潔」の「四大主義」を強調している。「教養する」の言葉は語感が柔らかい。留岡が「教養」の言葉を使ったのは、感化教育実践を、学校教育とは異なり、もっと幅広く生活を通じた教育と捉えていたからであろうか。規則には「独立自営」の言葉は登場しないが、それに代わる言葉として「四大主義」のなかに「勤勉、独立」を掲げている。

留岡が「独立自営」の言葉を使うようになったのは、感化法の成立以後である。内務省は各府県に対して、感化院の設置を促すべく、一九〇一（明治三十四）年に「内務省地方局長通牒」を発するが、留岡らによって起草されたこの「通牒」には、

「独立自営の習慣を馴致(じゅんち)するの施設」とか、「少年者の将来に於いて独立自営の良民たらしむるを目的とし」などの文章が綴られている。

こうして巣鴨家庭学校の創業と感化法の成立をきっかけに徐々に感化教育の現場に、「独立自営」が感化教育の理念であり、感化達成の目的であるという認識が定着していく。さらに「独立自営」の言葉は、感化教育界を離れて、石井十次の岡山孤児院や石井亮一の滝乃川学園でも相前後して用いられており、慈善事業の現場に広く使われるようになっていったものと思われる。

留岡は、北海道に社名淵農場を創業した一九一四(大正三)年に発表した「予が感化農場を建設せんとする動機」と題する論文で、それまでに蓄積した感化教育実践の集大成として、自ら再確認する形で、「感化救済事業の骨子ともいうべきは、独立自営の人間を造るというにある」との主張を掲げている。

留岡が掲げた「独立自営」の理念は、具体的に如何なる内容を含んだものなのか。「自主独立の人たらしめんとする」こと、「自分のことは自分で

やっつてのける」自立し、独立した人間ということである。このことを、子どもの成長の段階をたどる筋道で表現すると、次のようになると思われる。

- ①日常生活の身の回りのことを自分でこなせるようにする。

- ②生活を切り開くべく、働けるだけの学力と体力と気力を身につける。

- ③隣人と歩調を合わせながら、生活し、働くことの意味を習得する。

これらの後に到達した段階として、「平凡ではあるが、己の職務に忠実な市民(シチズン)を造る」ことを提起している。密接不可分の関係にあるこの二つこそが、「社会に生存する」こととして力説したかった「独立自営」のあるべき姿なのである。感化教育の実践によって不良少年を育成することは「第二の国民を育てる」ことであり、そのことが「富国安民」の国造りに連動していくのであり、社会的な要請である、というのが留岡の確固とした想いであったので、「職務に忠実な市民(シチズン)造りと、「温かい愛のある家庭」人

造りは至極当然の主張であろう。

「職務に忠実な市民（シチズン）」の発想は、アメリカ留学で現地の感化施設から学んだものであるが、「温かい愛のある家庭」はペスタロッチから習得したものである。ペスタロッチは『スタンツ便り』（岩波文庫 長田 新訳）において、スタンツ孤児院を舞台にした教育実践で、「一家独立して生活できる不動の力を彼らの心に育成しようとした」と綴っているが、留岡はこれに倣ったのである。

従って創業した家庭学校では、「家庭」の味を味わったことのない入校児童に対し、新しい「家庭」として、校内に配置された四つの家族舎を機能させなければならなかった。「独立自営」の達成に必要なことは、新しい「家庭」である家族舎の生活教育を土台とした普通教育と実業教育の実践であった。これらを用意し、機能させることこそが、家庭学校に課せられた緊要な課題であった。

五 感化教育の大前提

（一）環境

留岡が感化教育の実践場として選定したのは、東京府内郡部の、辺鄙な、辺り一面が雑木林に覆われた巢鴨の地であった。留岡は教育実践の条件として、人間の果たす役割が三分で、自然の果たす役割が七分との堅い信念を抱いていたので、当初から、このような大自然に恵まれた場所を求めていたのである。しかも、ここでの教育実践はあくまでも「小仕掛けの実験」であった。留岡は以後、家庭学校での取り組みを、「実験」や「教育実験」の言葉で紹介しているが、これは手本としたペスタロッチが、やはりスタンツ孤児院の実践を「実験」と称していたことにならったからであると思われる。

（二）根拠

創設された家庭学校が法に基づかない純然たる「私塾」であった事実は、踏まえて置くべきことであろう。児童福祉の教科書では、決まって家庭

学校は「感化院」と表記されているが、厳密には感化院ではなく、あくまでも民間立の感化教育施設といふべきなのである。なぜならば、この四月後に公布される感化法による感化院の扱いを受けなかったからである。ただし、一九〇九（明治四十二）年に東京府の代用感化院に指定されてからは、指定された家族舎のみ感化法に基づく代用感化院の扱いであった。

（三）名称

家庭学校の名称の由来であるが、入校児童に「家庭にして学校、学校にして家庭、愛と智がいつぱいに溢れた環境」を用意したいとの想いからといわれているが、これもペスタロッチの『スタンツ便り』からヒントを得たように思われる。学校の持つ特長と家庭の持つ美点の融合による「教育実験」が、人類に何らかの貢献をもたらすものであることを実証しようとしたのが、ペスタロッチのスタンツ孤児院であったからである。

もうひとつの理由は、教育の場に相応しい名称にしなければならぬと考えたからである。創業

当時、東京にはすでに先行の東京感化院が感化実践に取り組んでいたが、施設の環境や処遇内容からして、まるで「監獄の支店」のようであり、世間からもそのように偏見の目で見られていた。そこで感化院の名称では子どもの気持ちを損ねると判断した留岡が、斬新な名称にしたのである。

（四）親権の全面委任

家庭学校入校手続によると、父兄（保護者）と校長との間の「契約」による入校であり、書式が用意され、双方で「契約書」を取り交わしていた。感化法に基づく感化院の位置付けではなかったもので、このような独自の方法を採用したのである。しかも、「契約」の前提として、保護者に「親権」の全面的な委任を求めている。つまり校長による「懲戒権」の行使を、保護者に認めさせることである。従って規則には「検束を加うることあるべし」との規定が綴られているのである。これは感化教育に対する留岡の決意のほどを示したものであり、処遇の困難さを予想するものである。このような断固とした条件提示をしなければ、到底やり切れ

ないということである。ただし、感化法にも同様の規定がある。

(五) 学費

「私塾」故に保護者からは学費を徴収した。従つて、金銭的・物質的に余裕のある家庭の子どもが比較的多く入校してきた。貧困家庭の子どもの場合には、一部補助や全額免除の適用を受けることができた。また、入校に当たっては身の回りの品物を持参させた。この辺りは、身体ひとつで入所する今日の児童自立支援施設の入所時の事情とは大きく違ふところである。

(六) 学術

家庭学校においては「学術」に根拠に置く感化教育を目指した。具体的には、社会学、犯罪学、教育学、医学、生理学、体育学の知識・技術を応用するやり方である。困難極まる処遇故に、「学術」の原理・原則を踏まえなければ、「独立自営」の達成は覚束ないということである。

そこで、「学術」的な実践に取り組みべく、いろ

いろな工夫を試みているが、「教育実験」に基づいて「身分帳」を作成している。今日の児童票に当るものであるが、その内容は実に克明である。入校手続には、保護者が「履歴書」に記載すべき事項が細かく列記されており、「考査」を受けることになつていたが、感化教育の前提として、保護者の生活歴や子どもの生育歴を如何に重視していたかが分かる。これらを踏まえた調査と分析によつて「身分帳」を丹念に作成したものと思われる。

さらに工夫を加えたことは、教師に「手帳」の携行を義務付けたことである。現場教師に子どもを観察させ、彼らの日常生活を克明に記録させ、指導内容をまとめさせた。留岡の口癖が「教師の權威を落とすな」、「教師の感化力を失うな」ということであつたので、そのためにも教師の綴つた「生徒観察記」を通して、教師に対する校長としての指導・助言を積み重ねることが必要であつた。

(七) 啓発

家庭学校が「人道」誌を刊行したのは一九〇五(明治三十八)年五月のことである。この月刊誌

で留岡は感化教育や慈善事業の意義を論じ、社会と国家に対して広く理解を求めた。また、家庭学校の取り組みの近況をつぶさに伝え、施設の存在意義を熱っぽくアピールし続けた。

六 感化教育の四つの柱

今日、児童自立支援施設に受け継がれている三本柱の原型は、家庭学校の「独立自営」を理念とする処遇上の四つの要素である。ここでは宗教教育を除く三つの柱について詳述しよう。

(一) 生活

第一は生活である。ペスタロッチの「生活が陶冶する」(長田 新訳)の言葉通り、まさに生活そのものによって子どもを「陶冶する」実践である。この場合に生活とは何かが問われるが、家庭学校が用意した生活は抽象化されたり、分断化された生活ではない。小集団の擬似家庭を土台に、起床から就寝・睡眠に至る、日々の具体的な暮らしの現実や活動に真摯に向き合い、格闘し、新たな生

活を創り出す、きわめて創造的な内容である。そうした生活の積み重ねが子どもを「陶冶」していくのである。

留岡は、生活の展開に当たっては子どもの特質を見極める必要があるとし、そこで「最も大なる特質」として、怠惰、嘘、不平・不満、感謝の念の無さ、乱暴、物を粗末に扱う、の六つを挙げている。日々の生活実践を通して見出した子どもの弱点である。これらを放置していたのでは「成長して実際に社会に適合する能はざる」事態に立ち至るという。「独立自営」に到達するには、生活を通して子どもに「勤勉、正直、清潔、独立の社会的観念を植え付け」なければならぬという。それはどの程度までか。

「適當の点(ライトディレクション)」まで導くという。これは誠に適切な言葉である。子どもの弱点を駆逐すべきだとは言わずに、「適當の点」までというのである。前掲の「引掛り点の発見」の、「個性」(長技)と「引掛り点」の指摘によれば、子どもの長短の両方を見なければならぬということである。子どもには「悪癖」があるが、それ

だけを問題視してはならず、悪事を働く不良児にも「個性」（「長技」）があるはずだから、「引掛り」（「悪癖」）ばかりに目を奪われることなく、子どもをバランスよく見なさいということである。

従って「引掛り」に留意しつつも、あくまでも「個性に鑑みて教養すること」が必要なのである。そのことを「個人別教育」とか「個人的教育」と呼んでいる。つまり、「個性」を踏まえながら、「社会的観念を植え付ける」ということである。そのような「個人別教育」はどこでやるのが相応しいか。留岡は、「インスチチューションでは、独立、勤勉、忍耐の徳が育たない」といい、画一化された、規律一辺倒の学校教育では、そうした「社会的観念を植え付ける」ことは難しいというのである。なぜなら、既成の学校教育では、子ども心のなかに「徳」を「植え付け」て育成する土壌が欠けているからであるという。

そこで、ここに「家族制度（ファミリーシステム）」が登場してくる。「夫婦小舎制（コッテージ・ペアレント・システム）」とも呼び、夫婦の家族長と「家母」の配置と権限（役割）の分担による、

家族舎での家庭生活を基本に置く処遇体制である。家庭学校の看板ともいうべきこのやり方は、まさに画的である。「家母」を教職員の一人として明確に位置づけ、寮舎内での生活教育の実践者としての権限を付与していたことである。家庭学校を模倣し、家族制度を敷いた後発の感化院のなかに、*「妻は夫の付属物・従属物に過ぎないから、職員とは見なさない」*という経営方針のもとで、寮長である夫に付き従って無償奉仕するだけの施設が散見された実態と比較すると、その違いは一目瞭然である。

家庭学校は擬似家庭としての寮舎生活を殊の外大切にしたい。なぜなら、「独立自営」に到達するには、「家庭」にどっぷりと浸りきることが、何よりも必要であったからである。留岡は「家庭」を、「実に愛の在る所、情の在る所、真実の在る所」と捉え、「徳性の教場」、「品性陶冶の教場」と位置づけていた。留岡がこれほどまでに「家庭」を賛美したのは、ペスタロッチの影響があったからである。

ペスタロッチは「人類教育の新基礎は美わしき

「家庭なり」といい、家庭生活を教育の土台として位置づけている。子どもは家族関係のなかで父と母の愛情と信頼を存分に味わうことである。このようなペスタロッチの教育思想に感化されて、留岡は「人も家族を離れて完全なる発達をなすこと難し」と言い切っている。「家庭」での体験を欠くならば、子どもの「独立自営」は難しいということなのである。

用意された家族舎では、教師と子どもとの間に愛と信頼の関係が構築されなければならない。これを土台とした強固な師弟の関係を踏まえ、掃除から食事に至る家事労働の一切を分担し合うのである。午前の学習と午後の労作も組み入れた。さらにその合間に余暇活動や「遊戯」、「多趣味の教育」、各種行事（運動会、海水浴、遠足）も用意した。このような実体験を通して、生活習慣と規律のイロハを覚えながら、生活することの意味を理解し、日々の生活を創り出していく姿勢を身に付けるのである。

子どもに生活を教え込む手法として重視したのは、「実行主義」、「実例主義」、「実物主義」と呼ぶ

やり方である。教師があれこれと子どもに口で指図や命令をするのではなく、実際に手本を示し、やって見せる実践である。それ故、現場に求められたものは「率先実行」であり、「寛容」な姿勢であり、「尊重」の精神であった。指図や命令では、子どもが理解しようがしまいが関係なく、一方的に物事を「注入」するだけである。留岡のやり方は「注入」ではなく、ペスタロッチのいう「開発主義」である。

いわゆる在籍年限についての取り決めはないが、留岡は現場実践の蓄積から「教養三年」を打ち出している。「感化教育はあたかも石田（せきでん）を耕すが如し」と述べ、「気根較べ」であるとか、「時間を無駄にしてもじっくりやれ」と言っており、処遇の困難性を強調していた留岡なので、「独立自営」を達成するには、退校後の予後指導の期間を別にして「三年」の年月が必要であると考えていたようである。

賞罰を正しくする実践にも取り組んでいる。褒めることを多くしながら、悪さをしたときにはがっちり罰するのである。「契約」により保護者か

ら親権を全面的に付与されていたので、ときには懲戒（体罰）を行っている。教師の言うことを聴かない問題児を、留岡が校長室に呼び入れ、長時間罰している。教師の記録である「生徒観察記」には、生々しい体罰の記録が綴られている。東京府の代用感化院に指定されてからは、逃走防止のために、家族舎の周囲に高塀を建て、施錠をすることまでやっている。後に家庭学校は、「いくら生徒を罰しても教育的効果はない」と再認識し、体罰の全廃に向かっていくことになる。

留岡は現場処遇で体罰を使った要因として、教師が未熟であったことを強調しているが、それも一理あるのだろうが、ペスタロッチの『スタンツ便り』の感化があったからではないかと思われる。ペスタロッチはスタンツ孤児院で、最も手っ取り早く確実な方法として、収容した孤児や貧児に対して「厳格な態度に出て」体罰を行ったと告白している。ペスタロッチは体罰を積極的に肯定していたわけではない。親のような愛と信頼があつて、強固な師弟の関係（「全く純な関係」）で結ばれていれば体罰は必要ないといっているのである。留

岡や現場の教師は、ペスタロッチの真意をどの程度判っていたのだろうか。

（二）学習

第二は学習である。規則では、「教養の方法」として徳育、知育、体育の三教科を掲げている。これはスペンサーの三育主義と呼ばれたもので、当時のわが国ではスペンサー教育学が盛んにもはやされていたので、留岡もその影響を受けていたものと思われる。

第一の知育では、一斉授業による基礎学習に取り組んでいる。留岡は、無教養が不良化を促進する要因のひとつであると考えていた。入校してくる子どもはどの子ども、まともに学校に行っていた形跡がない。従つて必要な学力を身に付けさせなければならぬと考えたのである。

規則によると、「小学及び中学の制度によりて等級を分かつもの」となっており、年齢による学年制を採る計画であつたが、実際には「合級組織」と呼ぶ、子どもの学力に合わせた学級編成を採つた。その理由は、学力の格差が大きく、学年制で

は授業が成り立たなかったからである。また、全体の人数が三十人から多くて四十人程度であったので、学級編成でも小集団を形成することができ、ここでも「個人別教育」に取り組むことが可能であった。授業は月曜日から土曜日までの午前中を当て、学習内容は義務教育に沿ったもので、中学教育は希望する者を対象に、夜間に補習の形で取り組んでいる。

方法は「実物教育」で、ペスタロッチにならない、可能な限り教材に「実物」や「実例」を使った。教室での授業が相応しくない場合には、博物館、港湾、神社・仏閣、動物園、山野など、積極的に校外学習に出かけている。寮舎を離れ、学校で授業を受けるときに袴の着用を義務付けていたのは、二つの意味があった。ひとつは生活にメリハリを付けるため、もうひとつは子どもにも自尊の念を抱かせるためであった。

授業は難渋を極めた。授業中に喧嘩を始めたり、騒ぎ出したり、教師の説明にちやちやを入れて脱線させたり、エスケープしたりなど、数限りなく問題があった。この背景には教師の教育技術の未

熟さもあったのであろうが、それ以上に子ども自身の抱える問題の方が大きかったものと思われる。留岡は、授業を実践するに相応しい教師として、「師範教育」の経験者が必要であると述べているが、このことは授業が軌道に乗っているとは言いがたい。第二の徳育は、キリスト教による道徳教育であつた。それは日常生活のなかで、ごく自然に取り組まれるものであり、生活教育のメニューから遊離するものではなく、一体のものとして考えられていた。

第三は体育である。「教育の基礎は健全なる身体に在り」との考えの下、「身体を健全にする」処遇に力を入れた。アメリカの青年感化監獄で取り組まれていた身体改造法を実地に学び、導入したのであるが、何よりの理由は、入校してくる子どもが、心身ともに如何にも不健康であつたからである。栄養が行き届いていなくて虚弱であつたり、姿勢が悪くてふにやふにやしていたり、病気を持っていたり、表情が悪かつたり、奇行（「異食」）があつたり、などである。「身体の改造」のために、

内科、眼科、耳鼻科の非常勤医師を配置した。精神的に不安定な子どもや知的障害と思われる子どもは、精神科の医師の診察を受けさせた。それから専門の体操教師を雇い、野球、柔術、剣術、テニス、兵式体操などに取り組んでいる。

このなかで兵式体操は当時、師範教育で流行っていたものであるが、軍隊教育とか軍隊的訓練ではなく、あくまでも体育の一環として取り組まれた。当時の現場教師の記録を見ると、教師の言うことを聞かず、行進中におしやべりをしたり、故意に横を向いたり、後ろを振り返ったり、不自然な手の振り方をしたりなど、隊列を組んで行進をさせるにも、指導に相当苦勞していたことがうかがえる。兵式体操の場面に關わる面白いエピソードがある。ある日、職業軍人が体育の授業を行ったが、授業中にその軍人教師が、子どもを感化院の不良児として愚弄する発言を繰り返した。それで、自尊心を傷付けられた子どもが怒って授業に一斉に反抗し、收拾が付かなくなり、留岡校長が間に入って解決したというのである。

家庭学校では野球を単に「ボール」と呼んでい

たようで、教師の記録には、しばしば「ボール」の綴りが登場する。子どもが最も楽しみにしていた体育のひとつである。しかし、「遊戯」の延長のようでもあり、労作中に教師の目を盗んで「ボール」をやったり、バットを振り回して他児に当たって喧嘩に発展したり、郊外の民家の畑に立ち入って「ボール」をやったりなど、エピソードには事欠かない。ユニフォームを用意して他校との対外試合も行っている。これだけ家庭学校が野球に熱を入れていたのは、留岡がアメリカ留学で、現地の野球を間近にし、その教育的意義を見出し、積極的な導入を図ったからである。

温浴は週三回、冷水浴は毎朝である。健全なる身体を形造るのに必要な日課で、とり分け冷水浴は家庭学校の看板であり、子どもが最も嫌っていた。留岡によると、冷水浴は空知集治監に赴任したときから自ら実践し、これによって健康を維持してきたと語っているが、家庭学校に導入したのは、この教育的意義と方法を、アメリカ留学で青年感化監獄の医師から伝授されたからである。

三度の食事は、寮舎で家母と子どもとで調理を

し、家族長、家母と一緒に食卓を囲んだ。留岡は、このやり方を殊の外強調している。その理由は、「食」を生活日課の基本に置いていたからであるが、もうひとつの理由は、アメリカの青年感化監獄で教師と子どものメニユーが違っていたり、食卓の位置に上下関係があったりして違和感を抱いたからである。もうひとつは睡眠である。規則正しい生活を日々繰り返す、安定感のある心身に改造し、それを保持するためには、たつぷりと睡眠を取る必要があるというのである。

(三) 労作

三つ目は労作である。規則は「専ら職業を授け加うるに」云々とあり、「独立自営」に直結する種目であるが、学習よりも優先されていたわけではない。巣鴨の地では、労作を実科教育、実業教育、作業、労働などと呼んでいるが、何れも同じ意味である。種目は農業、園芸、木工、西洋洗濯、石鹸製造、指物細工、状袋張りなどに取り組んでいるが、何れも「教育と経済の衝突」による「失敗」として総括している。

せつかく労作に取り組める準備をしても、教育を優先すれば経済的な損失を生むし、逆に経済を優先すれば教育が疎かになるというのである。それに関連して、感化教育の一環としての労作を担える教師の確保がままならなかったこと、校地が狭いため、大自然を背景にした、大胆な労作を展開するには限界があったことも要因であった。しかし、可能な限り校外の社会資源や人的資源を活用して労作の実践を行い、その延長で、後述するように、学校外の商店や工場に通勤する職親委託も取り組んでいる。

それから明治四十年代に入って、家族長からの問題提起をきっかけに、工賃の支給を始めている。留岡は、「経済観念の欠如」している子どもにも、如何にして「経済観念」（「経済思想」）を植え付けるかが「独立自営」に絡む問題であり、その点でも実物を使った実践に腐心しなければならぬと述べている。そこでそのような機会のひとつとして、工賃を支給し、蓄えた金を貯金させたり、日用品の購入に当てさせたのである。工賃支給は、十代半ばからの「独立自営」が強く求められていた子

どもの事情からすると、現実の必要性に迫られた、まさに実物教育そのものであったと言えよう。

労作の実践、すなわち能く働く実践に、能く食べる、能く眠る、この実にシンプルな二つの実践が統合された形が、後に社名淵農場に引き継がれ、「三能主義」と呼んで、「独立自営」に通じる生活教育のメニューとして、農場での実践を特徴付ける看板となつていくのである。

(四) 地域との関係

以上の三本柱とは別に、家庭学校を特色付けるものとして、もうひとつ地域との関係を取り上げなければならぬ。その特殊性故に施設が閉鎖的になりがちであることは、留岡も充分に承知していたからであろうか、地域との壁を取り払う努力をしている。そればかりではなく、ここにも「独立自営」の理念が貫徹されているように思われる。間もなく社会に出て「独立自営」を果たさなければならぬ子どもであるが故に学校に地域を取り込み、積極的に社会に触れさせ、社会を学ばせようとしたのである。

労作部門の木工では、住民の希望に応じて製品を完成させ、廉価で販売したり、同じく西洋洗濯では、住民から洗濯物の注文を取つて奉仕したり、創立記念会の日には、園芸で子どもが生産した野菜や生花などを廉売している。また、年長児を地域の商店や工場に通勤させたり、学校に通学させたりしている。

校内は、ならやくぬぎの雑木林の一带に、遊ばう円木やブランコ、滑り台などの遊具類を配置して、まるで公園のような環境に整えている。そうした工夫をしたため、学校の周辺に民家が建ち始めた明治三十年代後半からは、保護者が「安全な場所」と認識して、近隣の子どもたちが校内に遊びにやってくるなり、住民が憩いの場として散策する姿が見受けられるようになっていく。さらに明治四十年代に入つて、近隣の子どもたちを集めて「日曜学校」を開校している。

これは家庭学校の子どもも加わつた合同の形で、「近代の児童福祉の精神に基づいて出来るだけのこと」をやるうとの思いで「児童教育を校外に拡張」したものであると述べている。大正時代に入つ

てからは、近隣の子どもたちを集めて「夏期学校」を開始している。さらにその後には近隣の住民たちを対象に「文化講座」を開催している。

こうした実践が、ごく小規模な施設で成り立ち得たのは、家庭学校内に思斉塾と呼ばれる学生のボランティア組織があったからである。思斉塾が現場の教師たちと一丸となって企画・運営を行い、家庭学校と子どもに対する理解を得る努力をしながら、社会事業や感化教育の知識を始め、新しい文化・教養を地域の住民に教え広めようとしたのである。こうした実践の積み重ねがあつて、大正時代の後半には、家庭学校は巣鴨地域に点在する社会事業施設の中核的な存在になつていたので、さらに「コミュニティセンター」としての役割を果たさなければならぬと力説するようになる。

七 社名淵農場の創設の背景

留岡によると、巣鴨での教育実践はあくまでも「小仕掛けの実験」であり、当初から、それを土台に遠大な「大仕掛けの実験」の構想を抱いてい

た。言わば「独立自営」を理念とする教育実践の集大成の意味を持つもので、それが一九一四（大正三）年創業の社名淵農場なのである。十数年に及ぶ「小仕掛けの実験」は、着実に実績を積み上げ、「独立自営」の成果を示すことができたが、その一方で、問題点や課題が浮き彫りになつてきたことも確かであつた。それらは以下の六点到整理できよう。

①都市化により周辺が教育環境として適切ではなくなつてきた。

②「感化遷善の困難」なる年長児の処遇問題（改善率の向上）。

③教師の不平・不満の解消（大きな課題にぶち当たらせて資質・力量を高める）。

④労作の行き詰まり（放胆な農業実践の展開）。

⑤「独立自営」の徹底化（農民として根付かせる）。

⑥安定的な事業経営（農業経営による事業収入を旨す）。

留岡は内務省囑託として、精力的に地方改良運動にも関わつていた。感化教育と地方改良運動は何の関わりもないように見えるが、実は車の両輪

の関係にあり、地方改良運動は感化教育実践の受け皿造りなのである。感化教育にいくら熱を入れて取り組んでも、いわゆる感化達成の子どもも受けて入れてくれる社会ができ上がっていないければ何の意味もない。留岡の気掛かりのひとつがそこにあった。そこで留岡は、疲弊した地方を良くし、「富国安民」の国を造るにはどうしたらいいのかを説いて回ったのである。

国民の一人ひとりを「独立自営」させなければならぬ、そのためには家庭と家庭教育をしつかり成り立たせ、人造りに取り組まなければならぬ、それを土台に、経済と道德の両立を図りながら集落や村・町を豊かにしなければならぬ、それが富国安民の国造りなのだということである。

留岡はそうした地方改良運動の延長線上で、自ら理想的な農村社会の建設に立ち上がった。それが社名淵農場の創設なのである。留岡の構想は誠に壮大である。小作農家を全国から集め、農場内の田畑を分け与えて開墾させ、徴収した小作料をもって農場経営を維持し、その一方で、小作農家を守り育てながら、年長の子どもに対して農業に

よる感化教育を実践し、感化達成した後は周辺の小作農家に出し、土地に定着した農業人として「独立自営」させていくというものである。

農場内には教会を中心に置き、その周囲に学校、保育所、図書館、体育館、病院、博物館、公園、浴場、農業学校、工業学校、社会大学、鉄道などを配置するのである。留岡の構想があまりにも遠大であったので、実現できたのは構想のほんの一部ではあったが、後に実り豊かな農村社会ができ上がったことは、今日の北海道家庭学校を取り巻く一帯の留岡地区（かつては「社名淵（しやなふち）」と呼んでいたが、開拓者・留岡幸助の業績を称え、土地の人たちの総意で改名した）の姿が証明している。

社名淵農場で実践した方法は、基本的には巢鴨とさほど変わりはないが、三能主義の方法が徹底され、それに直結する形で「流汗悟道」（「流汗鍛練」や「有難」が校訓になる。事業は留岡清男に引き継がれ、「教育は胃袋から」をモットーに汗と膏の放胆な教育実践が展開されていくようになる。

八 引き継ぐべきものは何か

児童自立支援施設や児童養護施設の現場人が、留岡幸助の思想と実践から引き継ぐべきものは数限りない。ここでは、「独立自営」の理念に絡んで、以下のことを指摘しておきたい。

まず、留岡が高く掲げ、感化教育の理念として代々、全国の感化院と少年教護院の現場に定着していた「独立自営」の理念が、なぜ、戦後の児童福祉法に継承されず、後方に退けられてしまったのである。そのことと合わせて、社会福祉基礎構造改革による福祉六法の大改正とともに、「自立支援」の理念を掲げることになった、社会福祉を取り巻く社会的な背景について考えなければならぬ。

大改正前の児童福祉法では、例えば、教護院では「教護する」、養護施設では「養護する」とし、それをくくる理念が「健全育成」であったが、「要保護児童」をどのような人間に育てるかという最終目標については曖昧になっていた。それは「保護」することで精一杯な社会状況にあったか

らである。

大改正後の「自立支援」の理念は、施設の現場では新鮮かつ高尚な印象をもって迎えられたように思われる。理念が明確に打ち出されたことによつて、施設処遇のさらなるレベルアップを凶らなければならぬと痛切に感じた者が少なくともあったことも確かであろう。それはそれで至極当然の思いなのであるが、何で今さらという疑問の他に、やつとよみがえったと回顧した者もいたのではないか。百年以上も前に留岡が掲げた「独立自営」の理念の焼き直しだからである。従つて如何にも真新しい理念のように思い、何か新しい発想で取り組まなければならないと考える必要はないのである。

今日、福祉の現場はどこも、しきりに「自立支援」を迫られているが、その背景にあるものを見抜くことが必要ではないだろうか。それは、新自由主義経済の理論を背景に、経済や社会を進展させる原動力であると言われている「規制緩和」や「競争原理」が児童福祉の現場にも導入され、それに合わせて「自己決定」、「自己責任」、「自

己選択”など、聞こえのいい用語が飛び交っていることと密接に連動しているように思われる。また、施設の現場には横文字の技法が流行し、医学モデルも導入され、それらを口にさえしていれば先進的な実践に取り組んでいると錯覚しがちになっっているようにも思われる。今日、「自立支援」の理念は、施設現場に即効を求めることだけに使われてはいないだろうか。中身が十分に備わっていないままに、援助の行き着く先を「自立支援」として片付けているだけではないだろうか。

では、どうすべきなのか。自立支援の原型である「独立自営」の理念の実像を、今日によりがえらせ、生かし切ることはないだろうか。「独立自営」の理念を掲げた、家庭学校での生活教育の実践は、いまだ学ぶべき宝庫である。生活の、生活による、生活のための教育実践から、今日の児童自立支援施設や児童養護施設の現場人が学び取ることであり、そのことこそが「自立支援」に取り込むことなのである。

家庭学校で生活教育の実践を成り立たせていたものは、以下の十点である。

- ① 「独立自営」の理念が、家庭学校での感化教育実践を通して、家庭人、職業人、社会人としての育成を経て国造りに至るまで展望され、貫かれていたこと。
- ② 擬似家庭を土台にした、ゆったりとした日々の生活に教育活動が溶け込んでいたこと。
- ③ 少人数主義にこだわり、小集団による生活教育に取り組んだこと。
- ④ 教師が生活を通して、子どもを「学術的」に理解し、教育活動に生かす努力を注いだこと。
- ⑤ 生活の基本と習慣を学ばせる、生きた「教材」が生活に密着して用意されていたこと。
- ⑥ 実例教育や実行主義など、生活教育の教授方法が確固として成り立っていたこと。
- ⑦ 従って生活は、日々の事実を心情と身体に覚えこませる体験学習であったこと。
- ⑧ 学校での生活教育と教育環境を地域に積極的
に開放し、学校の閉鎖性を打破したこと。
- ⑨ 地域の社会資源や人脈を取り込むことで、生活教育に社会的な幅を持たせたこと。
- ⑩ 予後指導を通してさらに子どもに肉薄し、独立

自営を確かなものにしたこと。

これと今日の児童自立支援施設や児童養護施設で展開されている教育と比較すると、いささかその質的な違いを感じざるを得ない。確固とした目指すべき到達点や、生活上の必要や要求に根差した生きた「教材」、生活教育の教授方法など、今日の施設に不足がちなものが少なくないのである。子どもに暮らしを教えるための「教材」の研鑽に、職員は一致して創意工夫を重ねているだろうか。日課が細切れに分断され、その寄せ集めを生活と錯覚し、子どもを追い立てていくことはないであろうか。日々の生活と子どもの成長について、確かな展望を持つて取り組んでいるであろうか。生活や暮らしの手法を職員が率先して子どもに示しているだろうか。一人ひとりの子どもの事実をつかみ、理解しようとする、人間諸科学に裏打ちされた努力を重ねているだろうか。子どもに展望を持たせながら、予後指導に取り組んでいるだろうか。施設の閉鎖性を取り除くことや施設の小規模化に努力しているだろうか。

もうひとつは、「独立自営」の内実に触れながら、

今日の「自立支援」のあり方を仔細に点検することである。留岡は、具体的な一個の人間の成長を通して、社会と国家を形成する人間を育てるという展望を伴った「独立自営」論を主張した。富国安民の社会と国造りのためには、独立自営の人間が必要である。社会と国が社会の一員としての君たちの成長を期待して待っているのだ」ということを、たっぷりと時間をかけ、実例による濃厚な生活を通して教え込んだ。今日の「自立支援」は、子どもたちに対して、このような確かな社会的要請や将来的な展望を、熱を込めて語りながら取り組んでいるだろうか。それらを語ることを後回しにしたり尻込みしたりし、それよりも「自立」の名の下に、日課をこなすことにあくせくし、退所後については自己決定と自己責任で片付けるというようなことが少なからずあるのではないだろうか。

今日、児童自立支援施設や児童養護施設の実践のなかで議論されている自立論は、古川孝順の分類によれば、自助的自立と自律的自立、依存的自立の三つに整理できるといふ。

自助的自立は、社会に適應していけるだけの常識や生活技術を習得し、何とか経済的にひとり立ちし、一般社会に適應することで、経済的自立Ⅱ社会適應が自立であるという考え方である。

自律的自立は、経済的にひとり立ちができるとかできないとかに関係なく、自分を肯定的に捉え、自らの主体性で人生を乗り切って行けるだけの意欲や姿勢を持つこと、自分で決定し、自分で選択し、その結果は自分で負うという人間の自立Ⅱ主体性確立が自立であるとする考えである。

依存的自立は、たとえ自分の生活の一部分を福祉による援助に依存していても、それ以外の生活の大部分を自分自身で取り決め、選択しながら生活を切り開いていくというものである。

今日、児童自立支援施設を始め、自立援助ホームや児童養護施設の現場では、自律的自立や依存的自立の考え方が提唱される一方で、伝統的な自助的自立の考え方は後方に追いやられつつある。その背景には、施設を取り巻く子どもたちの社会的な受け皿が一段と厳しい状況になっていること、生育歴のなかで受けた傷を子ども自身が乗り越える

過程に困難さが伴うこと、子どもの乗り越えを支援する福祉サービスが整っていないこと、青少年全般に見られる自立の遅れが影響していることなどがあられると思われる。

しかし、如何に厳しい状況下にあっても、施設の現場は、子どもに対して自助的自立を教えなければならぬのである。十五歳以後、アフターケアも含めて、せめて十八歳までを目標に、社会資源や多様な人脈を活用しながら、ある程度の見通しがつくまで、幅広く取り組まなければならない。留岡のいう「気根較べ」や「難有」を念頭に置きながら取り組むことが、自立支援につながるのではなからうか。

付記―最後にひとつ、筆者のつづやきを綴っておきたい。

留岡幸助研究や家庭学校史研究が大学の研究者によって盛んに行われ、数多くの実績が積み上げられてきたことは、誰しもが認めることである。しかし、それらに関わる現場人からの研究や発言がきわめて少ないのはもったいない感じがする。

現場実践家であることに生涯こだわり、それを誇りとしていた人物の研究を、研究者だけに任せておいていいのであろうか。

現場人による、現場人のための留岡幸助研究や家庭学校史研究の進展を期待したい。それが大学研究者による研究と絡み合ったとき、現場人のさらなる専門性の向上と児童自立支援施設の発展に役立つと思うのである。

映画紹介

中学校教師の栗原直道が担任をしている男子生徒が、母親の愛人を殺してしまふ。その日に電話をかけてきた少年の話をもっと聞いてあげていたら…。直道は、自分を責め続けるあまり学校を辞めてしまふ。そして、大学時代の同窓生であり、今は北大の大学院にいる北原沙也加を訪ねる。そこで彼女より留岡幸助の話を知るところから物語は始まる…。

映画製作にご協力下さい

明治時代、北海道家庭学校を創り、
非行少年更生のために全てを捧げた、
社会福祉の先駆者・留岡幸助の心の開拓史



監督 山田火砂子
脚本 池田 太郎

(藤井常文「留岡幸助の生涯」より)

「石井のおとうさんありがとう」
「筆子・その愛 - 天使のピアノ -」
で児童福祉文化賞を受賞した
山田火砂子監督待望の第3弾!!

少年犯罪・凶悪犯罪が多発する現代に、今、問いかける愛と感動の実話

うた

大地の詩

(仮題)

— わが心の留岡幸助 —



株式会社 現代ぷろだくしょん

特集テーマの選定にあたって

テーマ「児童自立支援施設における年長児支援の取組みについて」

大阪府立修徳学院 院長 西 嶋 嘉 彦

一 全国児童自立支援施設に入所している年長児童は、統計一に見られるように、近年二十%をキープしている。

そもそも、義務教育終了時に退所する児童が多い中で、一部卒業生について、第一学期は措置停止等で籍を残し、家庭適応・学校適応・職場適応指導を試みてきたが、年長児童としての新入生を除いては、第二学期に入っても引き続き在籍すると言うことは、その児童にとって家族を始め、受入れの社会資源に恵まれていないといえる。

施設での「自己の頑張りが社会生活に繋がるとは限らない」という自己の力ではどうにもしがた

い外因を認識した上での、彼らの一步一步の歩みに、非行性の除去は達成の上に、要保護児童の課題を克服する術を我々は提供する義務がある。この主旨のもとに、これまでも全国で年長児指導が展開されてきた歴史がある。

【統計一】全国児童自立支援施設年長児充足率（九月一日現在）

年 度	対実員比（%）
20	14
21	15
22	16
24	17
22	18
21	19
21	20
18	21

全国児童自立支援施設
運営実態調査

二 先の児童福祉法の一部改正により、全国で年長児指導が活発になってきた。その取組みは、おむね、施設内に年長児寮（通勤・通学・施設内実習等に対応）を設置した。が、普通寮で対応している施設もある。施設内活動日課を基本とした、施設生活活動を通勤・通学生に適用すると、

(一) 居室

(二) 自由時間

(三) 外出

(四) 携帯電話

(五) ファッション・装飾

(六) 持ち物

等において一般家庭の彼らと相当の温度差を強いっている。

通勤・通学生にとって必要な努力・我慢の項目は理解できても、一日の大半を施設外に社会で過ごす彼らにとつて、例えば、高校の校則に加えてより枠組みの強い施設のきまり（入所児童対象）をどの程度付加しているのだろうか。

毎日の年長児としての生活が、スムーズにこなせるための点検と説明が今一度必要と思われる。

先人たちの足跡をたどると、

① 年長児童に限らず、児童が施設で生活するということは、児童自身が「より幸せになる」と実感できるものでなければならぬ。

② 施設は「子どもから何かを奪うような自立支援」であってはならない。

③ 「職員がこのようなことをしてやると、子どもは喜ぶ」の延長線に、「このようなことをすると先生は喜ぶ。こんなことをすれば、先生を悲しませることになる。だからやめよう」と言動の判断基準が出来る。

という不動の健全育成精神に立って、現在まさに、年長児童をはじめ施設児童の援助・支援のスキルアップに励む努力が要望されている。

今回、各施設における年長児指導の取り組みやその生活を紹介し、児童自立支援施設において、年長児童の幸せに繋がる方向性を確認しあうため、この特集を組んだ。

北海道家庭学校における社会自立アプローチについて

〈高校生寮の取り組みを通して〉

北海道家庭学校 児童自立支援部長 渡辺伊佐雄

一 はじめに

「二十歳まで子どもだと思ってあげなければいけないよ」谷昌恒先生がよくおっしゃられていたことを思い返します。

私がここでの暮らしを始めた二十年前はまだ日本の経済は上り調子で、高校への進学率はかなり高くなっていたものの、それでも中卒児童を対象とした求人もかなりありました。そして、「俺は早く働いて自立したい」そんな考えも力強い生き方であると思える背景がまだ残っていたような気が

します。もちろんそうであったとしても今も昔も働くということはそんなに簡単なことではありません。すぐに仕事を辞めてしまったり、安易に借金してしまったりと卒業生たちの道のりは当時も決して平坦ではありませんでした。

十年以上前のこと、学校を訪れたある卒業生が寮でひとしきり昔話をした後、谷先生に御挨拶をしたいと先生の住宅に菓子折を持って伺いました。今就いている溶接関係の仕事も順調であることやそのこざつぱりとした身なりには清々しささえ感じ、ほほ笑ましく見送りました。後日、その時彼が高額な自動車ローンの保証人をお願いしており、

そして、先生がそれを引き受けられたという事を知りました。職員からもそれはまずいですと意見される中、「そんなことはわかっている」と先生は言ったきり黙っておられました。彼の家は父子家庭で、その父親も長期の収監中でした。やむなく伯父さん夫婦が生活を見ていましたが、そこに彼の落ち着ける居場所はなく、そんなことがあり入校した生徒でした。そして彼の卒業時はまだ父親は刑務所にいました。そんな彼の境遇をよくわかって、あえて先生は保証人を引き受けたのかも知れません。ゆくゆくはその責をかぶることを予想しながらもそれをしたのは、彼に向き合いリスクを負う大人がいるということを伝えたかったのかも知れません。もちろん、生徒との関係での借金や保証人になることは概ね良いこととは言えません。この件でもきつと先生は、彼の返済の肩代わりをしたのだと思います。それでも、頼れるものがない彼がリスクを承知で向き合ってもらえた経験は、その後の人生に何らかの影響を与えられたのではないかと感じるのです。

二 北海道家庭学校高校生寮の現状

(一) 十五年目の現状

平成七年度より開寮した高校生寮は非行問題二〇九号誌において九年目の現状として紹介させていただきましたが、現在十五年目を迎えその取り組みについても若干の変化がありました。まず平成十二年度より担当していました私たち夫婦に代わり平成二十一年度より山田部長夫妻が高校生寮を担当することとなりました。本来であれば担当を外れました私が述べるべきではないと思いますが、平成二十年度までの取り組みの総括の意味も込めまして記させていただきます。

通学先として以前は全日制への進学も行なっていました。平成十三年度より北海道立遠軽高校定時制のみとしました。その経緯については以前も書きましたが、全日制の場合日中の時間のほとんどを校外で過ごすことになり、生活の見えない部分で多くの問題を起こしてきたことがありました。また、生活日課のかなり違う全日制と定時制の生

徒を同時に寮長夫婦のみで担当することに限界があつたことも事実です。そして、定時制高校にすることのメリットは、今までの関わりの中で協力・連携体制が出来上がっていた事と、現在の定時制高校が元来のように働きながら学ぶ生徒だけのものではなく、学校生活や対人関係等に不安を抱えている子どもたちを多く受け入れていた側面があり、むしろうちの生徒たちにとつても望ましい指導を受けられるということです。

現在（平成二十一年四月）は、遠軽高校定時制に一年生が四名・二年生が四名・三年生が三名・四年生に一名の総勢十二名が在籍しています。

（二）生活

午前六時三十分に「おはようさん」の声掛けから一日が始まります。朝の炊事当番をする者、犬の散歩をしながら牛舎に牛乳を取りに行く者、寮内の清掃をする者など生徒たちは三々五々に役割をはじめますが、その中でアルバイトに通う上級生は先に朝食をすませ、寮母からお弁当を受け取り身支度をして寮長に送ってもらいます。その他

の生徒たちは朝食を終え九時三十分から校内での作業を行ないます。内容はその時に必要な仕事を寮長と一緒に行ないますが、畑仕事や草刈りに屋根の雪下ろし、木の伐採や簡単な土木工事に建物の宮繕とありとあらゆる種類の作業をします。昼食後も午後一時三十分から三時まで行い、その後寮内掃除等各自の役割をおこなってから、入浴や登校前の身支度を行ないます。そして、午後五時に寮長の運転する車で学校に登校します。（一年目に問題があります。高校との協議で登下校は送迎する事になっていきます。）午後九時十分には一回目の迎え、そして、生徒会やクラブ活動で残った生徒を午後十時に迎えに行き送迎は終わります。帰寮後は洗濯をしたり音楽を聴いたりそれぞれが思い思いに過ごし、十二時の消灯をもって一日が終わります。これが高校に登校する日の一般的な日課です。

三 今までの取り組みと課題

（一）アルバイト

高校生の日中の日課は、おもに寮長指導のもと

校内で作業を行なっていました。現在では自立の為の資金や自動車免許取得の費用を得る目的で複数のアルバイトを実施しています。

寮発足当初、アルバイト先はほとんどなく、三年目に学校に入っているプロパンガス店からの依頼で上級生の数名が月交代で手伝いに行く事があり、しばらくはこのアルバイトだけでしたが、その後、地域との関わりを広げる中で、校内で仕事をする業者さんや高校の関係者、職員の知り合い等を通してアルバイト先が開拓されてきました。就職を前提とした定期的なアルバイトで言うと、サッシ店、プロパンガス店、自動車整備工場、民芸木工所、ラーメン店、左官店、スーパーマーケットなどがあり、自立の目処が立った生徒については町内で働きながら自活をさせ、残りの高校生活を自力で過ごし卒業する生徒も出てきました。さらには、高校卒業後もそこで仕事を続け現在も町内にいる卒業生もいます。また、短期の季節的なアルバイトでは下級生も働きます。ホタテ養殖、ニンジン・大根・カボチャの収穫、じゃがいもの箱詰め、屋根の雪下ろしなどがあり、特にホタテ

のアルバイトは、朝三時前に寮を出発して漁船に乗り、サロマ湖に吊るしてあるホタテ稚貝の網を船にあげて中身を出す仕事を午前中一杯行ないます。期間としては十日間程ですが、早朝からの力仕事と夜の学校で、この期間生徒たちはかなりへとへとになってしまいます。しかし、これをやり遂げた時の達成感は大大きく、働くことに対する自信になり、実際に成長が感じられることも多くあります。また、この間で十万円以上の賃金を受け取り、生徒は免許取得費用に充てたり、自活に向けた資金として蓄えたりします。

もちろん、家庭学校で寮長と行なう作業が基本ではありますが、アルバイトを通して自立の可能性を見いだしたり、短期のアルバイトで仕事の大変さを知ること、彼らの今後にとって非常に大切な経験になると思います。そして、卒業して町内で暮らす生徒に対しても、困った時に相談を受けたりアドバイスをするなどの対応が出来、完全に自立するまでの事前トレーニングの役割も果たせるのではないかと考えます。

(二) 普通自動車免許の取得

私たちの暮らすこの広い北海道は、交通網が網羅されている一部地域を除けば圧倒的に自動車に依存する地域であるといえます。実際にハローワークで求人を検索する際も、高校卒業資格よりも自動車免許取得を優先するものも多く、就職のための大きな条件となっています。しかし、免許取得には高額な費用が必要であり、家庭よりの支援がほとんど望めない彼らにとってアルバイトで得た収入は大きな助けになります。そして、自動車教習所に通いますが、そこでもみんながすんなりと取得できるわけではありません。

H君は家庭学校入校前にLDであるとの診断を受けていましたが、ここからの高校進学を果たしました。定時制での手厚い指導もあり学習面ですみずくことなく学校生活を送っていました。が、十八歳になり自動車学校に通い始めると、高校とは異なり学科試験がうまくいきませんでした。運転技能はまずまずとの評価なのですが、学科が通らなければ仮免許の試験が受けられません。そこで、本人と相談をして教習所と高校の時間以外は全て

学科のドリル学習に充てる事としてテストに臨み、その結果無事免許を手にすることが出来ました。卒業後、何度か転職をしましたが、現在は地元の食肉関係の会社で配送の仕事が続けています。

T君は典型的な注意欠陥多動性障害との診断を受けて小学六年生で家庭学校にやってきました。現武蔵野学院医務課長の富田先生が家庭学校寮長時に彼を担当し、その指導の中で投薬等の効果もありかなりの改善が見られた児童でした。そして、彼はここから高校に進学する事になり、積極的に学校生活を送り生徒会活動では生徒会長にもなりました。そうして十八歳を迎え免許を取得する事となりましたが、その頃は本人の希望もあり投薬は休止していました。そしていざ教習所に通ってみると学科はクリアできませんが、集中力の問題があり運転実技がなかなかうまくいきません。時間数をかなりオーバーしながらもなんとか仮免許試験まではきましたが、二回続けて実技で不合格となってしまうました。帰りの車中で落ち込む彼に、生活的にもまだ薬の必要性を感じていたこともあり、「こういう時に薬の力を借りることも一つ

の方法じゃないだろうか」と助言をしました。そのせいであつたかは分かりませんが、次の仮免許試験には合格し、その後の試験も通過して免許を取得することが出来ました。どうやらその際に自分で薬を飲んでいたようでしたが、取得後はやめたのではないかと思います。卒業後は派遣社員として北関東で働いていましたが、派遣切りにあつてしまい、今はその近隣の塗装会社で働いています。これまでも卒業後ほとんどの生徒が自動車免許を取得しようとしてきましたが、費用の問題があつたり仕事で時間をつくれなかつたり、また、うまくいかななくなつて投げ出してしまふなど、取得までたどり着けない生徒は少なくありませんでした。自力で免許を得ることは易しいことではなく、そう考えると卒業前に免許の取得をサポートすることは、自立の為にも有用な取り組みであると思います。

そして、これまでに高校生寮で卒業前に自動車免許を取得した生徒は二十三名になっています。

	入学	退学	自立	年度末在籍				合計	
	道立 定時	道立 定時	施設 卒業	定時 1年	定時 2年	定時 3年	定時 4年		
15年度	2	1		1	5	0	0	6名	1年家庭復帰
16年度	4	1	1	4	0	4	0	8名	2年帰省未帰校1名 3年町内自立
17年度	3	4		1	2	0	2	5名	1年家庭復帰1名 1年帰省未帰校1名 2年問題退学2名
18年度	2			2	2	2	0	6名	2年に編入1名
19年度	3		1	3	3	1	0	7名	2年に編入1名 3年町内自立1名
20年度	4		1	4	3	2	1	10名	3年町内自立1名

(三) 問題点と課題

今までの寮運営においてたくさんの方の失敗を経験し、また多くの退学者を出してしまいました。最近（平成十五年以降）は退学者が減少傾向にあり、十七名の入学に対して問題行為（帰省時未帰校も含む）による退学者は四名のみです。それ以前（平成七年から十四年）については、全日制・定時制合わせて四十一名の入学に対し退学者は二十名おり、ほぼ半数が退学していたことになりません。その理由としては全日制生徒の問題行為による不結果や定時制生徒の処遇が施設内に限定されること、閉塞感、そして、全日制・定時制の両方を担当することに対して職員の容量を超えていた事が挙げられると思います。また、根本的なあり方として高校生寮は、家庭学校という枠組みの中でかなり特異であると言わざるを得ません。校内で暮らす中学生、中卒生にとってみれば、外の学校に通う高校生の生活はものすごく自由度が高く感じられますが、実際に通う彼らにとっては同級生たちと生活を比べ、施設から通うことを非常に不自由であると感じているのが現状です。以前に

比べれば、アルバイトや自動車教習所など校外での活動は圧倒的に増えましたが、それだけでは埋められないのも事実です。いかに入学前に説明し意思の確認をしても、このことは今後も向き合い続ける課題であると言えます。

最近の傾向として、普通寮と同様に発達障がいのある生徒の高校への入学も増えてきています。その生徒たちの中には、アルバイト等の段階に到達できないケースもあり、自立が難しく卒業後の進路について大きな課題があります。四年間の定時制を終えれば十九歳になり、過年度での入学であれば卒業前に二十歳を超えてしまいます。現在の制度では、もう彼らは児童福祉の範疇の子どもたちではなく、将来へのアプローチの様相は大きく変わってしまいます。ボーダーラインにいる彼らの受け皿は限りなく少なく、リーディングケア・アフターケア以前に根本的な課題があると感じざるを得ません。

もう一つ、最近の課題として挙げられるものに男女交際の問題があります。男子のみの施設の影

との関係で生活や精神状態を崩してしまふ生徒が多くいます。基本的には男女交際禁止という事にしていきますが、高校内での付き合いについては黙認せざるを得ないのが現状です。もちろん、休日にデートをさせる事などはありませんが、生徒会があると偽って早く登校したり、携帯電話を隠し持ったりと、女の子の事に関しては判断のブレキは簡単に壊れてしまうのです。さらには学校時間に性的な接触を持ったり、過去には妊娠問題が起きた事もありました。これはもう本人だけの問題ではすまされるものではありませんでした。

ある生徒のケースでは、後輩である彼女の母親が積極的に身元を引き受ける形で家庭学校を卒業し、その家族と同居してすぐに彼女が妊娠、結婚後に出産しました。しかし、彼は高校を卒業してしばらくすると地方で働くの家を出て他の女性と同棲し、子どもが一歳になる前には離婚をしてしまったのです。彼は小学校低学年の時、パチンコに熱中した母親が適切な食事を与えなかった事でネフローゼ症候群になり入院、その後、両親の離婚と再婚後の義母との不和というように家庭につ

いての良いイメージがなく、大切なものが分からないままに父親になり彼自身も離婚をしてしまいました。このような現実を目の当たりにすると、どこまで出来るかは分かりませんが、彼らが家庭を持つ前に自身の出自を受け入れさせる事と家族のあり方を考える機会を与える事はぜひ必要であると考えます。ただ単に男女交際という事だけではなく、その先にあるものを伝える事は自立への課題でもあり、次世代に対する正しい養育を保障することや虐待を防止することにもつながると思われるのです。

四 これからの自立支援

(一) 卒業生をみつめて(親ってなんだ)

「仕事やめてきました」昼食を終えて給食棟の外へ出ると、そこに泣き顔のM君が待っていました。卒業する前から働いていた木工所は彼の器用さを見て木材工芸の先生が紹介してくれたアルバイト先でした。そこで働きながら高校も卒業した

のですが、以前より職場の人間関係について愚痴をもらしており、数日前には「辞めてもいいぞと言われました、もういいです」と投げやりな電話をしてきていました。寮に一緒に帰り話を聞くと、泣きながら仕事を変わりたいと訴えるのです。

彼は中学校の卒業式を終え家庭学校に入校してきました。その入校理由は、母親が交際する男性宅で同居をはじめ、彼を養育しなくなった事が原因でした。電気の止められたアパートの中で毛布にくるまって暮らす彼、日中たまに来る母親は二、三千円を置いて泊まることなく男性宅に帰って行くのです。友人宅で食べさせてもらったり近所の店で万引きをする生活。児童相談所に連絡を入れたのはそれを見かねた近所の人や同級生の父兄でした。一時保護所から家庭学校へ、入校後も早く帰りたいと懸命に生活していましたが、母親からの連絡はなく一時帰省もままならない状態でした。そして、家に帰れるメドもなく高校生寮からの進学を選択しましたが、入学当初はもうやめて帰りたいと毎晩のように相談と称して愚痴りに来ていました。その彼もアルバイトを経験する中で働く

事への自信もつけ、貯金も貯め徐々に逞しさも増していったのです。そんな時、今まで全く連絡もくれなかった母親から電話があり、その内容は自動車の手検代がないので十万円貸して欲しいと言うものでした。「貸しても返ってこないと思うよ」と話しましたが、彼は悩んだ末に母親にお金を振り込みました。その後もお金の無心は続き、悩みながらも母親と繋がっていた一心で彼はお金を貸し続けたのです。母親は子どもの気持ちを考え余裕がないほどにお金に困り、子どもは今までの事を恨みながらもお金を貸す、そんな葛藤の中の生活でした。その後、彼は働きながら高校を自力で卒業しました。もう母親にお金を貸す余裕はなく、次第に関係は疎遠になっていったのです。泣きながら現れた次の日、以前も卒業生をお願いしたところのある設備会社に二人で面接に行きました。スーツ姿で神妙にしている彼に対し社長さんが「うちもよそも一緒に、後は自分自身だからな」と言ってくださり採用となりました。その会社でも色々御迷惑をかけましたがしばらくお世話になり、現在は別の設備会社に移り今も町内で生活

しています。その後、母親とは長いこと連絡が取れていません。彼は今年二十三歳になります。

① これからの課題

① 覚悟

よく子どもたちに対し「もういい歳なんだから」と言い、また別の場面では「まだ子どもなんだよ」と諭す事がありますが、これにはかなり大人の都合や矛盾を感じてしまいます。特に高校生寮で年長の子どもたちと生活をする、彼らに対してまだまだ出来ていないと言いながらも二十歳になつたとたん全てを棚上げにして大人にしてしまわなければいけない事や、仕事を始めてまだ生活が安定していない子どもについても十八歳になると児童相談所が扱う根拠がないと言ってしまうワーカーさんがいること、そして、なによりもその年代の子どもたちが困った時の手だてがあまりにも少ないことに、猛烈な不安を感じてしまいます。

この仕事は子どもたちと繋がり続ける事が基本であると考えます。それには期限もマニュアルもなく、彼らにとって力を抜ける場所や相手であり

続けることや、都合よく大人にして切り捨てずにとことん付き合う覚悟を持つことが、本当のアフターケアなのではないのかと思うのです。私たちは、もう一度何かをなげうってでも向き合う、そんな必要があるのかもしれませんが。

② 個別対応

今まで子どもたちと生活して感じるのは、自立にはそれぞれの形があるという事です。それは生徒に係わる全般について言えることでもあり、リービングケア・アフターケアのあり方についても同様であると思います。これからの取り組みで求められるのは、いかに施設としての枠組みを保ちながら個々の関わりを強化するか、そして、より一人一人にとって必要な事と私たちが出来る事との開きをいかに少なくするかだと考えます。この相反する課題は、発達障がい児童の増加や社会・保護者ニーズの変化による在学期間のばらつきなど、すでに直面している問題でもあります。この現状に向き合い、私たちは今まで持ってきた概念や手法についても真摯に再考する必要がでてきた

のかもしれない。

五 おわりに

元教務部長の加藤正志先生に「渡辺君、この仕事は浪花節じゃ出来ないんだよ」と言われた事がありました。確かに冷静に物事を見ることがこの仕事には大切であると悟り、その言葉を自戒としてきました。最近の私たちの取り組みを振り返る時、少しドライすぎるのではないかと思えるようになってきました。時代がそうなのだと思います。もしかかもしれませんが、浪花節ではだめだと言った加藤先生たちの仕事ぶりは、実に職人的でかつ浪花節っぽく感じられた気がします。先生方の姿を思うと私たちはもっと泥臭くもっとウエットに仕事に取り組むべきなのではないかと考えさせられるのです。後年、もう五十歳を超えた卒業生のことを熱く語る先輩の姿に、理屈ではなく泥臭く真っ裸で子どもたちと向き合いたい、今、強くそう感じています。



喜多原学園本館竣工式

高齢児寮における高校生の支援と

提携型グループホームとの連携について

東京都立誠明学園 男子高齢児寮長 笹 森 一 哉

児童自立支援員 齊 藤 やよい

一 はじめに

平成十八年二月一日、全国初の児童自立支援施設提携型グループホーム「福生（ふっさ）ホーム」が開設され、新たなスタートを切った。

都立誠明学園男子高齢児寮の高校生で自立支援目標を達成した者を対象とし、誠明学園と児童養護施設「東京家庭学校」の連携の下、非行の再発防止はもとより、さらなる社会性の獲得、生活力

の向上などを目指すとともに、高校の卒業を支援し、児童の自立を図るという全国的にも例を見ない試みである。

では、なぜ、提携型グループホームなのか？

教護院から児童自立支援施設への移行、その時々の時代背景、社会的ニーズ、高齢児処遇の現実実践と高齢児寮の運営などを考察しながら紹介していきたい。

二 誠明学園 男子高齢児寮について

(一) 高齢児寮開設

少子高齢化社会。昭和の時代から平成に元号が改まり、すでに全国的に見ると出生率の低下、児童の人口の減少が児童福祉施設に量的な余裕を生み出していった。入所率の低下である。一方、高齢社会の到来は、高齢者施設の不足など福祉行政の課題を浮き彫りにしていた。また、「子どもの権利条約」など、権利主体としての児童の存在が国際的な潮流となり、児童福祉の内容も量から質への転換が図られていった時期でもある。

都立教護院も入所率の低迷から、一院でも足りるのではないか？との財務当局の声さえあったという。

そのような社会背景の中、東京都の教護院も変わろうとしていた。いや、変えていかざるを得なかった。それまで中学卒業以上の年齢の児童を受入れていなかった東京都の二つの教護院が、本来児童福祉施設として関わるべき十五歳から十八歳

までの児童を園内処遇することを前提に検討を開始し、高齢児処遇の第一歩を踏み出したのである。ある意味では、入所率の長期的低迷が、東京都の教護院の生き残りをかけた高齢児寮開設への挑戦を促したのかもしれない。

まず、都立萩山実務学校で、中学三年生について十月以降の受入れを始めた。翌平成四年からは中学卒業児童の受入れを開始し、「高等部」学級並びに、男子高齢児寮（けやき寮）を開設したのである。次いで平成五年度には誠明学園でも男子及び女子の高齢児寮（男子二寮、女子一寮）がスタートした。

当時の高齢児寮の受入れ対象児童は、中学卒業後も引き続き在園し、指導、処遇の必要な児童である。具体的には、

① 十月以降に措置された中学三年生で継続指導を必要とする児童

② 教護未達成で、継続指導の必要が認められる児童

③ 他施設へ措置変更し、不調を起した児童（再措置）

④ 退園後、進学、就職したが職場や家族関係等で不調を起こしたため、事後指導及び自立のための援助を必要とする児童（再措置）

⑤ 十八歳未満の新規児童（措置）
等であった。

こうして、十月以降の中学三年生と四月以降の義務教育修了児童の受入れについては「高齡児寮」という専門の寮が行うようになったのである。

高齡児処遇への取り組みに、手探りで実践を重ねる中で、あるべき方向付けも整理され、誠明学園では、高齡児寮開設から四年後の平成九年に高齡児処遇の基本理念を次のように定め、プログラム化した。

「処遇の基本を社会適応・自立と考えると、隔離・収容・集団管理指導というより、個々の児童に応じた指導、援助の組み立てをする」とある。翌年の法改正で、教護院から児童自立支援施設へと名称変更するとともに、誠明学園も新たな処遇の実践に踏み出していった。

筆者は施設の名称が児童自立支援施設となった平成十年から現在に至るまで、十年余にわたり

男子高齡児寮で子ども達の援助に携わってきた者である。その中で積み重ねてきた実践を報告したい。

（二） 男子高齡児寮の概要と支援の実際

先に挙げた平成九年の処遇プログラムの中身を紹介する。

・プログラム前期―自立への準備期、生活の立て直し、健康管理、勤労意欲の醸成、進路の確定（一般教養、スポーツ、園内美化作業、木工実習、農耕実習、自転車修理、ワープロ、パソコン習熟、陶芸、美術館見学、音楽鑑賞、読書、漢字検定、英語検定、市民体育大会参加、調理実習、接遇教育、職業安定所等社会資源の活用等）

・プログラム中期―社会参加、体験学習（自活棟を活用した生活指導、園内実習、ボランティア活動、危険物取り扱い資格取得等）

・プログラム後期―企業実習、アルバイト、職場実習、親子調整、帰宅訓練等

・アフターケア―退園後一年間は、確実にフォ

ローする。施設処遇の終わりが子ども達への援助の終わりにならないようなシステムとする。

このプログラムは寮だけでなく、中卒児の日中活動の場である高等部学級とも連携して行われ今日に至っている。

期間としては概ね一年から一年半である。ただし、このプログラムはあくまで就職のための職業教育が中心であった。つまり筆者が高齢児寮に勤務し出した当初は、高校生は殆どいない状況であり、いたとしても、一人ないし二人。大半は就職希望の児童であった。

こんなエピソードがある。

中学三年生で学力もあり、高校への進学も可能と思われる子どもにも、高校進学を勧めてみた。その子は、「学園から高校に通うことになれば三年間はここにいないとだめじゃないですか」と言った。

また、ある親は「私は息子を高校ぐらいは出させてあげたかったのに、先生は子どもの意見を尊

重して就職させてしまった。ここは土木作業員養成所ですか？」と言われたこともあった。

我々は、子ども達にきちんと進路の選択肢を示してきたつもりだったが、システム上、高齢児寮に残る子ども達に進学という選択肢を本先に提示していたのだろうか？ 苦い経験である。高齢児寮から高校に進学し、卒業まで三年間通学することを苦痛と思わせない、魅力ある寮づくりが必要だとつくづく考えた。

ただし、児童自立支援施設のすべての枠を外してしまつて良いのか？ 「それは出来ない」。高齢児寮から通う高校生に世間一般並の携帯電話は？ 「サイトや利用料金、地元への連絡。把握できない。リスクが大きい」。高校生の彼氏、彼女といった男女間の関係は？ 「日はだめ。デートだって、休日自由には学園外に出せないだろ」。

高齢児寮の担当職員間でも議論は尽きない。その都度、その都度、毎日子ども達と話し合い、約束をして高校に通ってもらわなければならないの

である。互いの信頼が非常に大事になってくる。

問題行動への対応においても園内処遇と異なり、リスクの大きい園外の把握の面で細心の注意が必要であり、問題行動が判ったときには、もう手遅れ、退学処分ということもある。

高校の担任、部活の顧問の先生との協力体制を作る上でも、施設への理解、処遇の理解を十分説明しなければならぬ。このように日々、手探りで高齢児処遇を行ってきた訳であるが、ある日転機が訪れたのである。

(三) 高校生への支援―提携型グループホームの構想

平成九年六月の法改正で児童自立支援施設の入所対象は、従来の不良行為をなし、またはなすおそれのある児童に加え、「家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を必要とする児童」が加えられた。

対象児童の拡大でより幅広い援助が必要になったことと同時に、高齢児寮では、虐待、家庭環境の問題等で、家に戻れない児童がそのまま高齢児

寮に残り、高校へ通う児童が徐々に増えてきたのである。

平成十六年頃には高校生(全日制、定時制)や養護学校高等部生(当時)が就労組と比べても約半数の割合になってきた。

そのころ、当時全児協会会長であった岩田久学園長から高齢児寮の高校生を対象とした中間施設のようなものがあつたらどうかと聞かれた。

それが提携型のグループホームである。高齢児寮担当職員としてその話にすぐに飛びついた。

当時、高校生は三年間卒業するまで男子高齢児寮で頑張っていた。しかし、やはり子ども達にとつては三年間を学園で過ごすことを長いと感じていたのだろう。中だるみが見られ、ドロップアウトしてしまう児童も少なからずいた。また児童自立支援施設としての枠を子ども達は不自由ととらえてしまうのである。もし、三年後の卒業を目指すことのほかに、もっと子ども達に身近に感じられる目標を持たすことが出来れば、ドロップアウトする子どもも減るのではないかと考えた。男子高齢児寮でしっかり高校生活が送れている児童

は、グループホームに移り普通の高校生として、普通の高校生生活を送る。そして、地域社会の中で生活することでより高い社会性を身につけることができる。そのことは、子ども達に高い意識を持たせ、頑張ればグループホームに行けるといふ身近な目標を持たせることができる。

筆者は即答で学園長に設置をお願いした。

提携型グループホーム誕生までは産みの苦しみの連続であったのだが、グループホームの受託先として手を挙げてくれた社会福祉法人東京家庭学校をはじめ、東京都、少子社会対策部育成支援課、誠明学園が協働して地域住民との交渉に時間を費やした。

開設に至るまでの苦労は、当時中心となって尽力されていた東京家庭学校福生ホームの石井真一ホーム長の論文で開設までの経緯が書かれていると思うので、ここでは省略する。東京都福生市で地域住民の理解を得て、平成十八年二月十五日、東京家庭学校と誠明学園が提携した児童自立支援施設提携型グループホーム「福生ホーム」に二人の高校生を送り出したのである。

(四) 児童自立支援施設提携型グループホーム「福生ホーム」との連携

一期生の児童二人は、いずれも高校二年生であった。開設の予定がほぼ一年遅れとなっていた二人にとっては、待ちに待った入寮であった。

これからは施設の中での生活ではなく、隣近所には民家がある。ご近所の方と外で会えば挨拶、騒音や近所迷惑も考えて生活しなければならぬ。また、今までの枠から一步出た社会生活を送らなければならぬ意味でも、責任と自覚が必要となってくることを子ども達に伝えた。全国で初めての事業でもあり、この二人にかかる期待は大きかった。

当然、学園職員としても、彼らが高校を卒業するまではどんな協力も惜しまない。グループホーム職員と一体になって取り組んだ。また、彼らの姿を高齡児寮にいる高校生が見ることによって、「僕も早く福生ホームに行きたい」と、今まで漠然と高校卒業が目標だった子ども達も身近な目標が持て、高校生活、寮生活が目に見えて良くなっ

ていった。頑張っている姿が見えるのである。

一年後、一期生が高校卒業を迎え、後輩達が続いて福生ホームに移っていった。

三年が過ぎ、子ども達が失敗をしてしまった時や、高校生活での悩みやトラブルを抱えた時など、必要に応じて、一か月、或いは一週間程度と期間を決めて、誠明学園高齢児寮に復帰させ、再支援を行った上で、福生ホームに再び戻すような手法も用いた。

毎年三月に行われる福生ホームでの「高校卒業を祝う会」には、東京家庭学校 松田雄年校長、誠明学園 佐藤貢一園長をはじめ、福生ホームのスタッフ、学園寮職員、児童自立支援員等が集まり盛大に子ども達の卒業を祝う。子ども達は、これだけの大勢の大人が暖かく見守り、これからも応援してくれるという言葉を肌で実感する。実際、卒業生がいつでも帰れる家として、福生ホームが存在している。このことは、子ども達が社会に出ても心豊かな支えになっているのである。福生ホームが出来て三年余、ようやく今、形付いてきたように思う。これからも、色々なことが

あるとは思いますが、東京家庭学校福生ホームと都立誠明学園が一致団結して協力しあい、子ども達を見守り応援していく決意も新たに、福生ホームを定期訪問している斉藤児童自立支援員に執筆をバトンタッチしたい。(文責 笹森一哉)

三 福生ホームと誠明学園の連携について

(一) 児童自立支援員の業務

私は誠明学園の「児童自立支援員」(非常勤)として、福生ホーム(以下「ホーム」という)と誠明学園の「連携担当」業務にあたっている。

児童自立支援員とは簡単に言うと、学園におけるフリーの立場の職員である。業務宿直以外はあらゆることをしている。

ひとつは全か寮(十一か寮)を対象に事務作業も含めた直接処遇部門の補助的な業務にあたることである。もうひとつは、「個別対応職員」として寮舎で学習指導等を通して児童と一対一で関わる時間を持つなどして、心理療法担当職員と共に個

別処遇の強化にあたっている。

ホームが開設されたのは私が誠明学園に勤めて二年目の時だった。当時は自分が関わる実感も湧かないままに、第一期生の二人がホームに移動していき、私も手探りで関わることになった。「自分は連携担当として何が求められているか」まだまだ模索中ではあるが、ホームと誠明学園の連携について少しずつ見えてきたことについて述べてみたい。

(二) 連携担当の役割について

連携担当の仕事は大別すると、ホームへの定期的な訪問と緊急時の応援、誠明学園男子高齢児寮の児童との関わり、その他提携型グループホームに関することである。その中身について以下に詳述する。

①ホームへの定期的な訪問と緊急時の応援

連携担当の仕事の中心はホームへの「訪問」である。基本的に月に二回から三回の頻度で、日は子ども達が学校に行って居ないので大抵はちよ

うどスタッフが夕飯を準備している頃の訪問となる。

ホームに行つて必ずすることは子ども達と一緒に夕飯を頂くことと、帰る前にスタッフと話すことくらいで、決められた「役目」のようなものはない。ホームに到着してから夕飯までの過ごし方もその日のホームの動きによつて違う。食事の準備を手伝いながらスタッフから最近の子ども達の様子を聞く日、子どもと一緒にゲームに興ずる日、二階に上がり洗濯物をたたむ日など様々である。ホームの生活の流れに沿つて過ごしながら私がすることを挙げると、以下のようなになる。

- ・ 学習指導（主には定期テスト前々テスト期間中と課題が出ている時）
- ・ 進路指導（進路の相談に乗る、求人広告の見方を教える等）
- ・ スタッフとの意見交換
- ・ 家事手伝い

この他は私から子どもを個別に呼んで面接することもなく、部屋をうろうろとしながら子どもに話しかけている。家事を手伝ったり、部活やアルバ

イト等で遅れて夕飯を取る子の側で新聞を見ながら話をしたりして三、四時間を何ともなく過ごしている。そして気になったことをスタッフに伝えながら意見交換をし子ども達の様子やスタッフの考え方を知る。

そんな中の学習指導は私にとって子どもと一対一で関わる良いきっかけにもなっている。特に開設当初は学業不振で進級が危うい子や勉強を教えてもらいたがる子が多く、夜遅くまで皆で賑やかにテスト対策に励んだこともあった。「学習指導」と言うよりも「テスト勉強に付き添って子ども達を励ます」感じになるが、時間を気にせず子ども達の様子に合わせて付き合えることに、集団生活が日課の基本となる誠明学園の生活との違いを感じた。

また訪問日は何日か前にホームと連携担当の都合に合わせて決めているが、時には緊急の要請を受けてホームに応援で行くことがある。

「子どもが出先で体調不良を訴えて救急車で運ばれたのでスタッフが病院に行きたい。今からできるだけ早くホームに応援に来てもらえないか」

と午後七時近くに連絡が入り急遽応援に駆けつけたこともあった。そういう時には特に、電車で二駅六分の至近距離にあることの良さを感じる。

ホームのスタッフは私のことを「お客さん（誠明学園の先生）」として迎えつつ、「一スタッフ」として仕事も任せてくれている。子どもとのんびりテレビを見られるのも、家事をしながら自然の流れで子どもと関わることもできるのも、受け入れられる側のスタッフのおかげであると思う。連携を担当する立場としてやり易い状況を作って下さったことに感謝している。

② 男子高齢児寮の児童との関わり

連携担当としてホームを訪問するようになってから感じるのは、ホームに移る子との誠明学園で生活している間の関わりの大切さだ。

ホーム開設時非常に幸運だったのは、ホーム一期生であった子に対し彼が高校一年の時から定期テストの度に個別の学習指導を担当していたことだった。彼が誠明学園にいる間、とりわけ共通の時間を多く持ったことが、その後の私の「ホーム

との関わりやすさ」に繋がっていった。

その経験から、ホームが出来てからは、週に一回程度夕食から就寝にかけての時間を男子高齢児寮で過ごし、日課の流れに沿って子ども達と関わっている。

子ども達が学習時間に机に向かっていると声をかけていったり、自由時間に一緒にテレビを見ながら談笑する、また職員の見守りに加わりホームの詳しい報告をしたり子どもが誠明学園にいた当時の様子についてテーマを絞って振り返り、意見交換をする。

男子高齢児寮の職員が私をチームの一員として受け入れてくれて、子ども達との関わりを私に任せてくれることもまた連携を担当する立場としてやり易い状況を作り出す上で寄与している。

交替制にとって職員集団のチームワークは重要な要素だ。男子高齢児寮の職員集団のチームワークに不安な点があればホームのスタッフは安心して相談を持ちかけられなくなってしまうし、この提携型グループホーム事業も失敗に終わっていたのではないかと思われる。

誠明学園でもホームでも、最終的には「子ども達が居場所を作ってくれている」と思っている。

私にとつての「居場所がある」ということは「自分の座る座布団の置き場所に困らない」ということではないかと思う。そして私のような専属ではない第三者が、寮やホームで「居場所を作るきっかけ」を得るためには、寮やホームの大人の協力が必要不可欠と思う。「子どもと関係を築く」ためにも「大人と関係を築く」ことが重要であることと、連携担当はとにかく居場所がないままだと仕事にならない役割だと思うので、私自身が努力を惜しまないのは勿論のこと、受け入れる側の理解と姿勢によって大きく左右されるものだと思う。

③ その他提携型グループホームに関すること

ア ホーム移動候補児童の見学

ホームスタッフ、男子高齢児寮職員の協議と児童相談所の決定により、児童のホームへの移動措置（変更）が決まる。その予定日が近づく頃、当該児童の福生ホームの見学に付き添う。

ホームの子ども達が学校から帰宅し揃い始める夕飯前、家の中を見学し一緒に夕飯を頂く。少しホームの子ども達に交じって自由に過ごした後、ホーム長より移動を希望するかの最終的な意思確認がある。ホームに行きたいかどうかは、既に男子高齡児寮の職員が日常生活の中で把握しているが（これまでに一人のみだがホームへの移動を希望しない子もいた）、ホームに行くというこの意味、地域の中で生活することの責任とホーム開設時の経緯など話をした上で意思を確認する。見学時間はおよそ二時間程度である。

イ 誠明学園・福生ホーム連絡協議会の開催
随時電話等で連絡は取り合っているが、総括として年四回、定期連絡会を開催している。議題はホームの子ども達の生活状況、高校生活、進路指導、次期ホーム移動候補児童についての情報の共有と意見交換などである。構成は東京家庭学校から校長とホーム長はじめスタッフ、誠明学園からは自立支援課長、生活係長、男子高齡児寮長、児童自立支援員となっている。本会議については議事録を作成し、園長まで回覧している。

ウ 「福生ホーム見学会」の実施

誠明学園の職員向けの見学会を随時実施している。直接処遇職員に限らずホームについての理解を深め親近感を持つてもらえるよう、見学と共には男子一般寮から男子高齡児寮に「移寮」をした児童が一定期間を経てホームに行くというコースが主流なので、一般寮の職員が児童の進路指導を行う上で「提携型グループホーム見学会」は大きな役割を果たしている。

(三) 福生ホームと誠明学園の連携について

① ホームの子ども達の来園

ホームの子ども達に誠明学園の行事（寮対抗のスポーツ大会等）や男子高齡児寮行事への参加、グラウンドやプール等を利用してもらうことで交流を図っている。青梅マラソン出場に向けて休日に誠明学園に来て、学園の子ども達と一緒にグラウンドでマラソン練習をした子もいた。

② ホームスタッフの男子高齢児寮訪問

スタッフもまた子ども達と共に誠明学園の行事に参加するが、それ以外にスタッフのみでも学園を訪問する。ホームでの子どもの様子の報告や相談の為に直接足を運ぶ他、男子高齢児寮の児童と交流する時間を持つ。子ども達や誠明学園についてより理解を深める機会になっている。高校生は特にスタッフに興味津々で、「次にホームに行くのは僕ですよ？」とアピールする姿もある。

③ 心理療法担当職員の間わり

誠明学園の心理療法担当職員が児童のホーム移動後も継続して面接をし、心理職として助言している。

また、問題発生時には、高齢児寮に移るまで生活を共にしていた一般寮の職員がホームを訪問して子どもに助言するなど、必要に応じて色々な人がホームに関わることになる。全ての連絡や相談の窓口は連携担当を通してというわけではなく、私よりも先に男子高齢児寮に連絡が入ることもある。

緊急時の応援を含め、これまで誠明学園としてはホームからの要請があれば惜しみなく協力してきた。「誠明としてそこまでやる必要があるのか？」とは決して考えず、「可能な限りできるだけ応援していく」という姿勢があったと思う。

(四) 子ども達にとつての福生ホーム、誠明学園
私は男子高齢児寮専属の職員ではないが、ホームの子ども達にとつてはおそらく「誠明代表」で来ている人であり、「男子高齢児寮は今どうなっているのか」を私に聞いては誠明学園に思いを馳せているようだ。

私自身何らかの事情でしばらくホームに行かないと、次に訪問する際にホームとの距離を感じることもある。連携担当として常にホームを気にかけているつもりだが、現実として時間的に「間」が開いてしまうと精神的にも距離が広がるように感じる。そしてそれはホームの子ども達にとつての「誠明学園に対する距離感」とも重なるのかもしれない。問題が起きた時だけではない誠明学園職員の定期的な訪問が、提携型グループホームと

誠明学園を繋ぐ上で重要なことである。

ホームが一般家庭の住宅としては大きな造りであるとは言え、誠明学園の寮舎に比べれば狭い空間での共同生活になる。子どもの数も十数人で行動していたのが五、六人の生活になる。係の仕事も強制的な日課もなくなる。ルールがぐつと少なくなる。大人のことを「さん」付けで呼ぶ。ホームに行った子ども達の誠明学園の生活では見えなかった側面を見ることがある。児童自立支援施設でしか子どもと関わったことのない私は、連携担当としてスタッフに「もっとくすすべきでは？」と言った方がいいのだろうか？私から子どもにも「誠明の時と態度が違うではないか」と注意した方がいいのだろうか？と悩んだこともある。

「誠明で我慢覚えたんで：」と複数の子から似たような言葉を聞いた。例えば誠明学園での生活抜きにホームの生活だけで彼らが「我慢を覚える」ことは難しいように思う。同じように誠明学園では一般的な高校生らしい友達付き合いや、携帯電話の利用の仕方を実践で教えることは今の段階では難しい。児童養護施設には児童養護施設として

の、児童自立支援施設には児童自立支援施設としての役割に違いがあることを知った。

ちなみにホームで何か問題が起きた時に私が行ってできることは家事を多めに行うことくらいで、「誠明学園の職員だ」というだけでは子どもに対する影響力はないように感じている。問題行動があった時は、男子高齢児寮職員や一般寮の職員が関わることで子ども達も「自覚を持って生活することの大切さ」を確認することができるのだと思う。誠明学園で生活を共にしてきた大人の存在が提携型グループホームの支援にとって重要なのである。

ホームへの移動は「男子高齢児寮から一年以上高校を継続すること（一般寮の生活は含めない）」を原則としている。男子高齢児寮の高校生は、制約の多い高校生活を送っている上、学校から帰れば「寮の仕事」もあり忙しく過ごしている。

しかしホームができたことで、それまで彼らが頑張った分だけ、もたらすものも大きくなったことは間違いない。

施設での生活が長く、ほとんど家庭の暮らしを

知らない子がいた。「一時帰省」も一度もない中で誠明学園の生活が四年を超えていた。高校一年の三学期、学業不振で「このままでは三年間高校生生活を継続することは極めて困難」との考えから、定時制高校への編入を視野に進路変更の話が出た。本人が願書を取りに行くまでに話は進んだ。

しかし、学校から課題を出されれば何とか提出に向けて取り組もうとする、遅刻や早退もしない、成績以外は高校生活にほとんど問題のなかった彼は、学校の理解もあり、何とか同じ全日制高校で二年に進級することができた。そして高校二年の六月、ホームへの措置変更が決まった。

移動が決まり私とホームの見学に行った。石井ホーム長よりホームに來たい理由について問われると、食事中にテレビがついていたこと、食事の片付けは係分担ではなく自分の分を自分で洗うこと、皆とテレビゲームをして楽しんだことなど「普通の生活をしていることが良かったから」とホームへの入居を心から希望していた。

帰り道、私が「家、大きかったでしょう？」と感想を尋ねると彼はつぶやくように、ぼつんと

「家に住んだことがないから分からない：」と言った。その言葉を聞いて初めて、彼にとっては、地域の中で家に住むことや、家庭料理を食べることが「経験」になることを知った。

平成二十年三月、彼は無事に高校を卒業した。彼のような境遇にある子にとつてのホームは、まさしく家庭そのものなのである。

(五) おわりに

「連携について」ということで取組みの例を挙げてきたが、最終的にはやはりそれに携わる人の「協力的な姿勢」が大きく影響し、それが連携の基盤になっていると思う。そうでなければ「提携型」も形骸化してしまうのではないだろうか。

その時その時で関わる大人が知恵を出し合い、子ども達にとつて、誠明学園の生活が活かされてホームがさらなる自立に向けた良いステップになればいいと思うのである。

(文責 斉藤やよい)

児童自立支援施設提携型グループホームの実践

「福生ホーム」開設からこれまで

東京家庭学校「福生ホーム」ホーム長 石井真一

児童指導員 荒井琴江

一 はじめに

「児童自立支援施設提携型グループホーム」
その構想は、全国児童自立支援施設協議会『児童自立支援施設の将来像』（平成十五年）に端を発する。構想の実現に向けて紆余曲折ありながら、平成十八年二月一日、東京家庭学校第三分園として「福生ホーム」が開設した。

開設から三年が経過し、少なからずこの構想の

有効性や意義、そして課題などが実感できる。この機会に「これまで」を振り返り、「これから」を考えてみたい。

二 「福生ホーム」開設までの道のり

(一) 事業受託の理由

「福生ホーム」は東京都青梅市にある児童自立支援施設「東京都立誠明学園」との「児童自立支

援施設提携型グループホーム」である。

誠明学園では、中学校を卒業した児童並びに中学三年の十月以降に入所した児童のための専門寮舎である「高齡児寮（男女各一か寮）」を運営している。

福生ホームは、その「男子高齡児寮」にて高校を継続している児童のうち、誠明学園の自立支援目標が達成され、生活力向上のためより家庭的な養護が必要な児童や、保護者の監護能力が低い等の理由で家庭復帰が困難な児童が対象となる。

そういった児童を、児童養護施設である東京家庭学校に措置変更して、さらなるステップとして福生ホームで生活する。

誠明学園と東京家庭学校の相互連携の下、生活力の向上と社会性の付与、非行の再発防止により、高校生活の継続と卒業を支援し、児童の自立を実現させようという、全国的にも例を見ない新しい試みなのである。

この新しい試みの実現に向けて、誠明学園より東京家庭学校に初めて相談があったのは平成十六

年の初冬だったと記憶している。

また、東京都においては、「児童自立支援施設提携型グループホーム事業」が重点事業として位置づけられ、平成十七年度中の開設に向けて取り組みがスタートしたのである。

それでは、なぜ東京家庭学校が本事業を受託したかを説明したい。

その最大の理由として、家庭学校の創設者である、留岡幸助の精神の尊重と継承が挙げられる。

留岡幸助の功績については、ここで説明せずとも『非行問題 第二一五号』掲載の二井仁美氏の巻頭論文をご参照いただきたい。

戦後、東京家庭学校は児童養護施設へ転換し、分校であった「北海道家庭学校」も分離、別法人となる。感化院から教護院、児童自立支援施設としての営みは、北海道家庭学校が今もなおしっかりと継承していることは周知のところである。

そして、その原点である留岡幸助の精神は、東京家庭学校においても事業目的や運営目標、日々の養護の中で尊重し、児童の自立支援とサービスの向上に努めている。その中で、本事業を受託す

ることは大変意義のあることであり、運命的ともいえたのである。

もう一つの理由は、東京家庭学校においてグループホーム運営の実績があったことである。

東京家庭学校は、グループホームでの養護形態が注目されるようになってから、早期にその取り組みを開始していた。平成二年に第一分園、平成六年には第二分園を開設し、様々な課題を抱える児童の養護にあたってきた。その中には非行傾向のある児童もあり、その養護実践を誠明学園の当時の自立支援課長が知っていたことも起因した。

また、誠明学園からの説明により、児童自立支援施設退園後の児童の状況を知らされて、改めて「児童自立支援施設提携型グループホーム」の必要性を痛感したことを覚えている。

児童自立支援施設で中学を卒業した後、高校に進学する児童の多くが、家庭復帰後に中途退学をしてしまうという実態がある。

理由は様々だが、基礎学力の不足もさることながら、むしろ、失敗から一人で立ち直ることができない、元の非行仲間との関係が復活する、悩み

を相談できる大人が身近にいないなど、子どもの問題に加え、保護者の監護能力の欠如や非行予防に対する認識不足等の問題が浮き彫りになっていた。

その一方で、中学卒業後も高齡児寮に残留した、あるいは児童養護施設に措置変更となって高校に進学した児童は、家庭に戻った児童に比べると高校を継続している割合が高かった。

そこに着目して、「児童自立支援施設の生活より自由度は高いが、継続的に大人が見守り、必要な生活支援を行える場」としての、「児童自立支援施設提携型グループホーム」構想実現に期待があったと考える。

(二)「産みの苦しみ」

「児童自立支援施設提携型グループホーム」(以下「グループホーム」という)は、当初平成十七年度早々の開設を目指していた。しかしながら、開設に至るまでにはいくつもの超えなければならぬ課題があった。

平成十七年二月末より、誠明学園周辺にていく

つもの不動産屋に足を運び、グループホーム用の物件を探した。だが、話を聞いてもらうこともできず門前払いであったり、理解は得られても条件に合わなかったりと物件はなかなか見つからなかった。

その中で、五月初めに不動産屋と物件オーナー様の多大なるご理解の下、誠明学園の近隣の町で物件を貸していただけることになった。

その物件はもう何年も使用していないため、家屋内の片付けや庭の手入れをする必要があったが、静かな環境と大きな家、畑も作れそうな広い庭が、高校生の生活するグループホームに適すると考え、約一か月かけて東京家庭学校職員の手で整備した。

しかし、開設間近となった七月に、新聞紙上で「グループホーム開設」の記事が掲載されると、周辺地域、地元で混乱が生じたのである。急遽、東京都、誠明学園とともに、町、地元自治会と相談して、住民説明会を開くことになった。

「非行少年が町にやってくるなんて断固許さない。なぜ、ここでやる必要があるのか」

「グループホームをやってきたといっても、お前

のような若造に何ができるといふのか！」

多くの住民が集まる中、飛び交うのは厳しい意見ばかりだった。住民の中には事業を好意的に受け止めてくれた方もいたが、最終的にその方々の生活に迷惑がかかる恐れもあり、その物件は断念せざるを得なくなったのだ。

この時点で、グループホームへ異動対象となる児童は、グループホームの開設を心待ちにしていた。ここで諦めるわけにはいかず、再度不動産屋周りからやり直し、福生ホームの物件を見つけた。先例での経過を教訓として、東京都や誠明学園、東京家庭学校が協同して、福生市および周辺地域との交渉に尽力した。

福生市（子育て支援課）や町内会長様に相談して、民生児童委員の方々のご協力をいただき、物件周辺の約四十軒に説明資料を持参して挨拶に回り、八月末には住民説明会を開催した。その後は、提携型グループホーム事業に対する心配や疑問点のある方に対し、個別に話し合いを進めた。開設計合意に至るまでには相当の時間を要した。

そして、平成十八年一月、一定の合意に至り、

「福生ホーム」を開設することができたのである。福生市ならびに周辺地域の多くの方々のご理解とご協力をいただいて、開設が実現できたことにも今でも感謝の気持ちが絶えない。

三 「提携型グループホーム」の特色

福生ホーム（以下「ホーム」という）は、誠明学園男子高齢児寮で自立支援目標を達成し、グループホームでの生活において支援を継続することが妥当と判断された、男子高校生（定員六人）が対象児童である。

ホーム職員（常勤三人十補助）が二十四時間交代制により、起居を共にし、食事や身の回りの世話から学習指導、悩み相談など、東京家庭学校のモットーである「明るく、のびのびと」そして安心して生活を送れるように努めている。

「提携」の意味は、グループホームにおける日常生活の支援はホーム職員が担当するが、生活の中で生じる様々な問題に対して、誠明学園の職員

も、ホーム職員と連携して対応する点にある。

具体的には、誠明学園の児童自立支援員による応援体制、共通理解を図るための定期的な連絡協議会の実施、男子高齢児寮や出身寮の職員によるアフターフォロー、誠明学園の心理士による心理面接の継続などがある。

時には、ホームに異動した後、問題行動や生活の乱れがあった場合に、誠明学園との協議の上で、一時的に誠明学園男子高齢児寮へ戻り、生活の立て直しを図ることもあった。

ホームで生活する児童にとっては、慣れ親しんだ誠明学園の職員の継続したかわりがあることに、さらなる安心感が生まれるようである。

また、東京家庭学校（本園）も含めた連携については、図表をご参照いただきたい。

日々の実践で感じることで、「福生ホーム」は組織的には、東京都杉並区にある「東京家庭学校本園」と分園の関係にあるのだが、実態としては、誠明学園がより本園的な機能を果たしている。実際にスーパervァイズや緊急時の対応など、

児童との関係性も含め、誠明学園とホーム間で連携して行うことがより有効的に作用しているといつて過言ではないだろう。

四 福生ホームの生活

(一) ホーム生活の基本

ホームへ異動してくる児童は、当然のことだが全員、誠明学園の生活を経験している。決まった日課に沿って、枠のある生活をしてきた児童たちであるが、そんな彼らにとつてホームの生活は「自由」を強く感じていると思う。

ホームにおいて、まず時間的な枠は二点だけである。一点目は、部活やアルバイト等の予定がない場合は、十九時にみんな揃って夕食を食べること。二点目は、事情があつても、二十三時までにはホームへ帰っていること。それ以外は、テレビを見たりゲームをしたりと、各自が自由に時間を使つて生活することができる。

次に、空間的な枠についてはほとんどない。あ

えて挙げるのなら、お互いの部屋への入室は認めず、用事がある場合は共用スペースを使うということである。それ以外は、自由に外出したり(勿論行き先などは職員へ告げていく)、共用スペースを自由に使うことができたりする。

ホームに異動してからしばらくは、それまでの日課のある生活とのギャップに戸惑い、どのように過ごしたらよいか分からず、ホーム内をウロウロしたり「何をしたらいいですか」と聞いてきたりする児童の姿が印象的である。

そのようなホームのスタイルの中で、児童たちはそれぞれの生活を送っている。高校生活だけでなく、クラブ活動やアルバイトなどもそれぞれの意思で行えるようサポートしている。

また、地域社会の中の一軒家というホームで生活することで、社会性を身につけることも重要である。例えば、学校に向かう子どもを見送るところ近所の方が「おはよう。いい天気ね」と声をかけて下さる。子ども達も「おはようございます」と挨拶を交わす。また別の場面では、テレビの音量が大きい時にちよつと声をかけるとすぐに「すみ

ません」と対応してくれる。何気ないことに思えるが、先述した開設の経過も含め児童には地域とのかかわりの大切さを何かにつけて伝えて伝えている。

(二) 帰ってきたくなるホーム作り

「子どもが生活の中で『安心感』と『心地よさ』を感じられるようなホームにしたい」。開設当初から継続目標にしていることである。

例えば、児童自立支援施設では洗濯や食事の準備は当番制でやったり、自分のものは自分でやったりしているところが多い。児童養護施設でも配膳の当番があったり、特に高齢児は洗濯を自分でやるようにしたりしているところは珍しくない。

しかし、ホームでは自分の部屋の掃除と、自分の使った食器の片付け以外は、職員が身の回りのことをするようにしている。きれいに干されている洗濯物や、おいしそうなお飯が並んだ食卓を見たりして、「なんか(やってもらうというところが)いいなあ」と感じることから自発的に「自分に必要だからやる」、自然と「やろうかな」という気持ちを持つてほしいと考えている。

洗濯や掃除等の技術は、児童自立支援施設での生活の中できちんと身に付けてきている。だから、ホームではそういった「やってもらった経験」が、卒園後に自分で生活をしていく時に「あの職員はこんなやり方だったなあ」と自然と生活を作り上げる基盤になっていくのではないかと考える。

ある児童の声として、ホームの生活は「早く帰ろうと思う」というのである。誠明学園で生活していた時は、部活などを目一杯やって疲れた後に「帰ったらあの当番をして、自分の時間を作るためににはあれとこれと……」と考えてしまい帰る足が重たくなる。しかしホームは「帰ったらゆっくりできる。だから早く帰ろう」と思えるというのだ。

「ただいま」と帰り、「おかえり」と迎える。児童たちがゆつくりとくつろぎ、自分の「帰る場所」としてホームが根付いてほしいと願うのである。

(三) アフターケアへ

誠明学園男子高齢児寮で一定期間生活した後、福生ホームへ異動となるため、ホームでの生活期間は、一年〜二年間程となる。

卒園後の進路が、進学にしても就職にしても、厳しい社会の中において自分で生活を作り、営んでいかなければならない。家庭という後ろ盾が弱い児童にとっては、仕事や生活における小さな躓きから失業や退学に陥り、さらには住居不定や非行の再発につながってしまう場合もある。

そのような状況を避けるには、躓いた時に誰かのサポートが必要ではないだろうか？それがホームであると考えている。だからこそ、ホームで生活している間に頼れる関係作りが必要となる。

ホームが開設して四年目を迎え、この間に卒園した児童は七人となった。今後も毎年増えていく。十八歳の子ども達が一人暮らしをしていくには、生活面や精神面のサポートが不可欠である。

仕事探しのアドバイス、アパートの保証人になること、金銭面や健康面での相談など、様々なサポートをしていかななくてはならない。生活費をホームで管理する場合もある。

実際、職員間の引継ぎでは、卒園生の名前が挙がらないことの方が少ない。「怪我をしてしまっ

たので助けてほしい」という連絡や、「仕事着の裾上げをしてほしい」という要請もある。「どうしよう」、「わからない」と思った時、真っ先に連絡ができる場所があるだけでも支えになるのではないかと思う。

勿論、成人してホームのサポートを必要としなくなるかもしれない。しかし、卒園生が求めた時にいつでもサポートできる場所であり、「帰れる場所」でありたい。

五 これからの課題と展望

(一) 福生ホーム異動要件の明確化と徹底

ホーム開設からその生活の様子を振り返ってきた。今一度、ホームの最大の目標を確認すれば、「高校生活の継続と卒業、自立」である。ホームの生活経験から得るものもさることながら、高校生活を貫徹し、卒業を達成することで児童が得るものは、精神的にも社会的にも大きなものであると信じている。

しかし、これまでにすべての卒園生が高校卒業を達成できたかといえ、否である。

誠明学園男子高齡児寮からホームへの異動要件として、「高齡児寮の生活を概ね一年間経験し、高校卒業をしっかりと目標とし、その後の高校生活継続が見込めること」、「ホームや地域の中での生活に適応し、その児童にとってホーム環境がより有効的であると判断されること」を挙げている。

「高齡児寮の生活を概ね一年間経験すること」については、特にその重要性を痛感している。

ある時期に、ホームの定員に空きがあり、協議の結果、生活態度良好ということで、高齡児寮での生活が半年で二人の児童をホームに異動させた。しかし結果、二人とも異動後一年以内に不登校などの課題が表出し、高校中退や家庭復帰など進路変更をせざるを得なかった。

この件を検証すれば、二人とも誠明学園の在園期間が（一般寮で生活した期間を含めて）二年未満であったこと、先に挙げたホームへの異動要件について精査が足りず、本人のホーム異動に対する意志も弱いまま、成り行きの対応になってし

まったことが明らかである。

「高齡児寮の生活を概ね一年間経験」を要件にすることは、時間的なことのみならず、その中で、誠明学園での自立支援目標達成を確保するものにすることや、職員との信頼関係を構築すること、そして、児童本人が自らの高校卒業や進路について向き合いしっかりと意志を固めることに相応すると考察できた。

誠明学園、高齡児寮での取り組みがあつてこそ、ホーム異動後の児童の生活が有益なものとなつてくる。ホーム異動要件を共通理解の下、高齡児寮とホームが協同して異動候補児童の選定にあつていくことが大切である。

そのためには、日頃から高齡児寮とホーム職員がコミュニケーションをとり、連携していくことが基盤となつてくる。双方が行き来をし、お互いの状況を把握した上で、様々な課題に対して協議する関係を持続していくことが安定的なホーム運営につながる。

(二) 子どもとの関係作りの中で

多くのグループホームにいえることだが、基本的に大人が一人でホームを見る時間が長く、生活する児童も小集団となる。特定の関係を作るためには整った環境であるが、関係上のトラブルやストレスなど状況によっては子どもの「逃げ場」がなくなってしまうことも考えられる。

誠明学園では、日課の中に運動や作業の時間が組み込まれており、体を動かすことでストレスを発散させたり、複数の職員とかかわれたりと生活の中で配慮されている。

しかし先述したように、ホームでは日課もなく、運動も個人の意思で部活等のみとなる。

逃げ場がなくても、個々人がストレスをためない、安心した生活を送るために、児童と職員の間作りは重要であると考えている。部活やアルバイトなど児童の予定と職員の予定がなかなか合わず、個別に外出する機会や一緒になって体を動かす時間が確保できずにいるが、楽しい時間を共に過ごすことも大切にし、児童と職員が共有体験できる時間を増やしていきたい。

また最近では、ホーム内での問題について、児童、職員みんなで話し合う「ホーム会」の機会を、少ない時間ながらも調整して増やしてきている。逃げ場がないからこそ、みんなで確認することが重要であると考ええる。

(三) 地域との関係

地域の理解と協力なくしては、ホームを運営していくことはできない。

先に紹介した開設の経過を踏まえつつ、今後職員、児童共に地域の理解の上で生活しているという自覚を忘れずに生活していかなければならない。

また、一歩進んで、ホームから地域へ還元できることはないか考えていきたい。地域や町内会への協力などを実践していくことで、よりホームへの理解を深めてもらう一助になるのではと考ええる。児童にとっても、このように地域の方々と上手に付き合っていくことは、施設生活ではできなかった経験であり、今後社会で生活していく上でとても重要な経験になる。

(四) これまでも、これからも

さて、ホームの児童たちは今…

元気に高校に通学し、部活に熱中したり、卒業後に備えアルバイトに励んだりしている。

ある時、「ホームの生活に期待することは？目標は？」と問いかけると、「普通の生活がしたいです」と答えた児童がいた。

ホームで生活している児童のほとんどが、幼少期より施設生活を余儀なくされて、家庭や親との生活する機会が皆無であり、また継続した大人とのかかわりすら経験が薄い。そんな児童が最後にたどり着いたのが、『福生ホーム』である。

学校から帰ってきて、台所の煮立った鍋を覗き込みながら「うまそお！」と声をあげる穏やかな顔が印象的である。大人も児童も一緒になって、みんなでテスト勉強に四苦八苦する。休日、暖かい日差しが注ぎ込むリビングで、心地良さそうにごろ寝したり、ゲームをしたりしている児童の姿がほのぼのとしている。

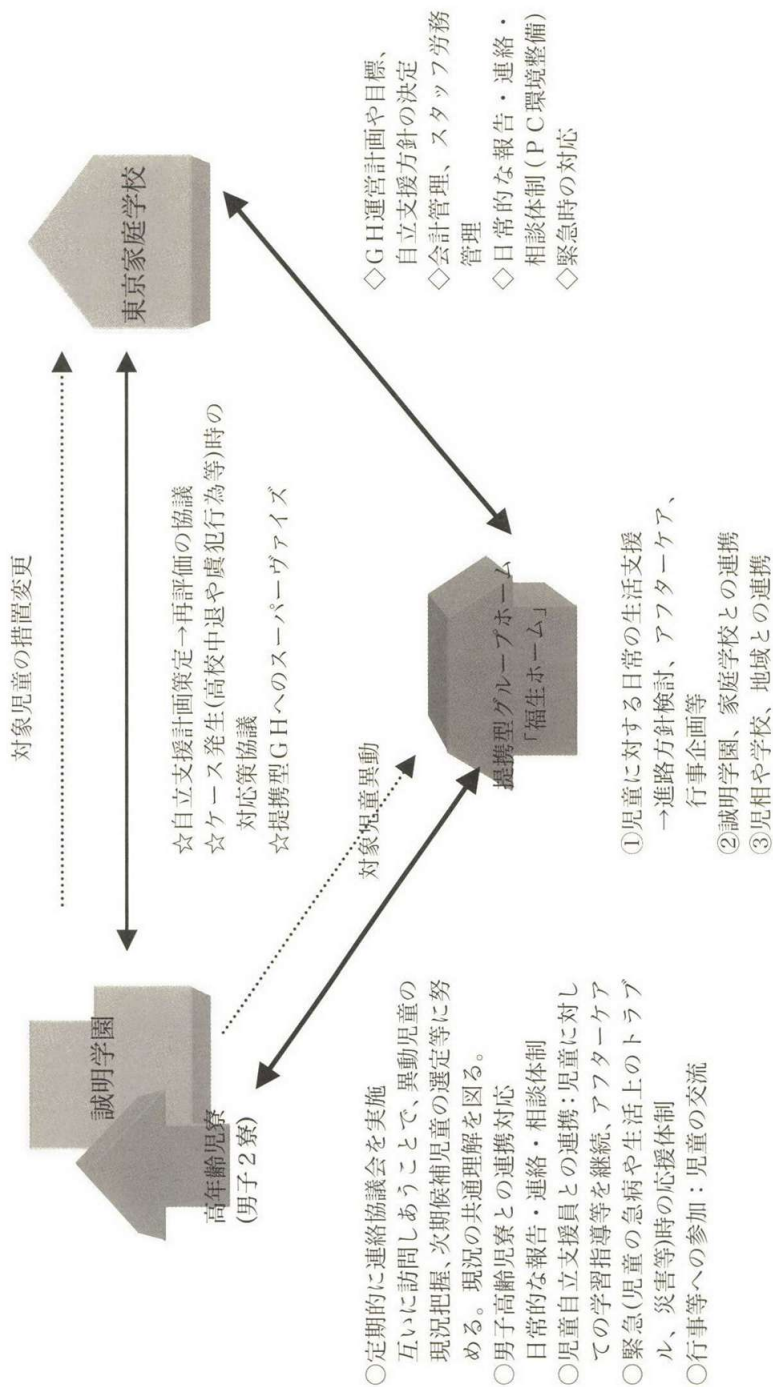
これまでの生活でそんなことすら経験できなかった児童が期待する「普通」がどんなものか断

定することはできないが、毎日、共にホームで何気ないやりとりを積み重ねながら、社会にたくましく巣立っていけるように育んでいきたい。



喜多原学園大山登山

福生ホーム（児童自立支援施設提携型グループホーム）における連携について



児童自立支援施設における年長児支援の取り組みについて

長野県波田学院 年長児担当グループ 代表 埋 橋 文 枝

一 はじめに

波田学院（以下「学院」）は、男子二寮、女子一寮の小舎制である。職員体制は平成十六年度、夫婦制から交替制勤務に完全移行した。敷地内には地元小中学校の分室・分校が併設されている。しかし、年長児は、日中には外部の高校に通学するか、施設内で過ごすことになる。

学院の年長児受け入れは平成十六年度からである。児童養護施設で、男子児童A君が高校進学習前に暴力事件を起こし、受け入れ体制も支援方法も検討されないままの緊急的な入所という形で始まった。

受入態勢が不十分な中、小・中学生と同じ生活空間から高校通学を開始したが、外部から物を持ち込む、小・中学生に対する威圧的言動、暴力行為などの問題行動が次第に表面化してきた。小・中学生に与える悪影響が大きいため生活を分けることが必要と判断し、一年後には旧寮長宿舍部分に居室を移した。

学院ではいろいろな問題はあったものの、学校での評価は良く、学校推薦で就職が決まり、会社を寮を利用できることになり、退所した。

しかし、この事例はたまたま高校の理解と協力もあり就職に結びついたが、後追いの対応してきたため、他の年長児が入所してきた時に対応できるかという疑問が生じた。

この事例について三年間の総括を行い、今後の年長児受入に生かしたいと平成十八年度に『波田学院あり方検討会』を立ち上げ、県・県内五箇所の児童相談所と協議した。

この検討会の協議を受け、『波田学院年長児支援マニュアル』を作成し、年長児のための生活空間の改善も行い平成十九年度、男女各一寮に年長児受入れのための寮を整備した。最初の事例の教訓を生かし、体制を整えたつもりであったが、最初の事例A君は、対人トラブルにより、離職してしまった。この

ことが、年長児の処遇が思い通りにいかないことを改めて認識する結果となった。

年長児在籍状況

年度	男	女	全体
16	1	0	1
17	1	1	2
18	1	1	2
19	3	1	4
20	3	2	5
21	4	1	5

平成21年度は9月30日現在

二 年長児で入所し支援中の児童

年長児で入所し、支援が行き詰っているケースと、進んでいるケースを紹介する。

ケース B君（男子）、盗癖・虚言癖

通信制高校三年生（入所歴 二年三か月）

（一）ケース概要

（本人の状況）

I Q八十六 言語性I Q百 動作性I Q七十三

障害 アスペルガー障害

（家族状況）

母は結婚後、仕事をやめ専業主婦となる。本児の養育にはかなり熱心であったが、本児の障害ゆえの育てにくさから折り合いが悪く、母自身も感情的になり、行き過ぎた体罰を行っていた。中学一年時に本児が母の暴力により救急車で病院に運ばれる事態となったことから児童相談所に保護された。しかし、今でも母自身は「周囲の無理解の

ために不当な扱いを受けた。虐待などしておらず児童相談所が一方的に連れ去った」という認識である。母は、本児が養護施設に入所してから、家に引きこもりがちな生活をしており、未だに児童相談所の対応に不満を残している。母からの自主的な面会はなく、帰省受け入れ、家庭復帰も拒否している。

父は、本児と母の間で関係改善を凶ろうとしているが、事実上の決定権は母にあり、思うように関係が保てていない。以前は団体職員であったが、本児の問題行動を理解し、勤務時間等を考慮し転職した。現在は協力的で学校の送迎や見守りをしてくれている。

〈生育歴〉

中学生になり、学校、家庭で万引き、下着窃盗等の問題行動が現れ、母とのトラブルが絶えず、母から暴力を受け、虐待で養護施設入所となった。二年後、進学のため別の養護施設へ移り、全日制高校普通科に通学を開始した。しかし、度重なる万引き行為により、高校は停学となり波田学院入所となった。万引き以外にも、いたずらメール、

女兒に対しての性的いたずら等の問題行動も見られた。

(二) 支援経過

〈入所〉

入所直後の観察期間中に殺人のニュースに異常な反応を示し、性的描写にも強い興味を示した。

半年間は生活の立て直しのため、小・中学生と同じ居住空間で学院の目的やルールを確認し、その後年長児の生活する場に移った。

性格は大人しく、職員の声かけには素直に従っていた。しかし、主訴に触れられたり、好きな少女アニメを規制されるとストレスをため、不機嫌になったり、不安定な様子が見てとれた。他の年長児が、アニメの話ばかりする本児を見下すと、ストレスをいっきに爆発させる場面も増えていった。

〈復学〉

家族の強い希望により、本児も高校に復学したいという気持ちになり、「もう万引きはしない」と決意し通信制高校に復学する。週一回、学院職員

の送迎にて登校し、なるべく空き時間が出来ないように時間割も学校側に配慮して頂いた。

しかし、登校してすぐ図書館の本を盗み学院の寮内に隠していた。また、授業の合間に校外に出ないというルールを破り、こっそりとスニーカーに行き、小児用の下着やCD・R等を大量に万引き、施錠のための鍵まで盗み高校のロッカーに隠した。さらに職員室やパソコン教室に侵入し、有料サイトに不正アクセスしたり、パソコンをいじり壊したりしたにも関わらず発覚直後も素直に認めようとせず、誤魔化したり、証拠がなければ逃げるという感じで、危機感や問題意識はなかった。

このため高校は自宅謹慎処分となり、学院で職員と体を動かす作業や面接を中心とした特別日課を実施し、内省を促す日々を送ることになった。

三か月余りの謹慎処分が終了し、高校側もしっかり反省すること、目標やルールを守れることを条件に登校が決まった。これを受けて高校・家族・児童相談所・学院で本児の特性を確認し、役割をはっきりさせた。学院では小・中学生と同じ居住空間で生活し、生活の立て直しを支援していく。

週一回の通学の送迎は職員から父に変更し、父との関わりを増やす中で本児の気持ちを受け止めてもらう機会とすることを確認し、現在は学校場面で特に問題はなく過ごしている。

〈医療ケア〉

現在K大学病院精神科の嘱託医にも支援方法について相談し、月一回本人の通院面接と両親の面接を実施している。SSTを導入した支援をするために半年間月一回の事例検討を兼ねた勉強会をしていた。支援助の充実と統一を凶ってきたが、思うような行動と考え方の改善が見られなかった。保護者、嘱託医、児相等との話し合いの中では、障害を原因とする問題が多く、高卒後も自立した生活は難しく、グループホーム・ケアホームでの生活を経験した上で自立の方向を探るということで意見が一致している。

（三）ケースのまとめ

本児は、一見人当たりはよいが、気が許せる相手に対しては馴れ馴れしく、時にはぞんざいに接し対人関係における距離のとり方は不器用である。

自分のパターンを変えて他者に合わせる事が非常に苦痛で、障害ゆえに冗談が通じず、真に受けて怒り出すことが多い。独特の物事の解釈の仕方、対人認知をしており、被害的に物事の認識しやすく、衝動統制も悪く、些細なことでカッとなり、ストレスから物を壊したり、職員への暴言というような行動としてあらわれる。

人との関わりはあり、仲間の話題に入りたいが、偏った「性的興味」や「犯罪」への興味、言動などがあり、集団から浮いてしまい、本人もそれに気付き孤独感や疎外感を感じるが、自分の言動に原因があるということまでは理解できない。

先読みのできなさ、想像力の乏しさ、他者への共感性の乏しさがあるため、「これをやったらどうなるか」という見通しがつけられず衝動的に行動している。

これはアスペルガー症候群の症状と思われる。しかし、その障害特性に対して、早期からのケアがなされず、むしろ虐待的な対応を受けてきた。前施設での万引きが事件化されなかったことに象徴されるように、自分の犯罪行為がどういう結果

になるかという社会的学習の機会も失われていた。現在に至る本児の盜癖状況や、偏った性的興味から判断すると、日常的な支援は今後も社会資源の活用が必要が大いと思われる。

学院での支援は継続するものの、在院期間が限られているので、次の支援の枠組みに移行していくことが学院の最大の役割と考える。

ケース Cさん(女子) 主訴 傷害

高校2年(入所歴…一年一か月)

(一) ケース概要

(本人の状況)

IQ七十四 言語性IQ八十六 動作性IQ六十

五 障害 アスペルガー障害

(家族状況)

父(五十代)無職。金銭管理できず家族は生活困窮。威圧的で人の話を受け入れられず衝動的。躁状態となり精神科入院、治療中である。

母(四十代)生活能力低く、家事はほとんどで

きない。そんな母に本児は強い嫌悪感を抱く。療育手帳を取得しグループホームで生活している。

弟（高校二年）、父の入院により、児童養護施設に入所中である。発達障害もあり、人の気持ちを逆なでするような発言が多く言動が父に似ている。事件以降、一家は離散状態にある。父母の関係改善は見込めず離婚予定。家も借金返済のため、処分予定である。

〈生育歴〉

父母とも生活力がなく、母方の祖父が家事や家庭の管理にあたる。祖父は暴力的なところがあり、酒を飲んで祖母を殴る等していた。

母は本児には全く関わらず「義務で仕方なく生んだ」という認識しか持っていない。本児も抱きしめられたり叱られたりした記憶は全くないと言ふ。父はおとなしい存在であったが祖父母の死後、人が変わったように行動的になる。土地を売り高価な家を建てて以降、浪費、借金生活が始まった。小学校入学後、友達を信用して家のことを話したが、皆に話され、以来いじめの対象となった。本児は大勢の人の中での生活に恐怖を感じ、フー

ドをかぶって授業を受けたこともあった。

小・中学とも特別教室に在籍した。しかし、特別教室登校者が増えたため不登校気味になり、相談室での個別学習が許可された。多部制単位制高校に入学。順調に一年は通っていたが、二年時に担任が変わり、再び不登校傾向となった。

（二）支援経過

事件に至るまで父母の関係は悪く、殴り合いのけんかの毎日であった。父は本児、弟に「母に殴っても、刃物で脅してもいいから言うことをきかせるように」と命令していた。事件当日は弟と母が言い争っていたが、母の態度にいらつき、弟から渡された包丁を持ち威嚇。包丁を突き出したところに母の腕に触れ、傷つけてしまう。

〈家庭裁判所の審判〉

本児は能力的な問題もあるが、最大の問題は家庭環境の劣悪さにあり、父の不適切な指示により行動に至った結果と判断される。

落ち着いた養護的環境の中で、早期に育て直しの機会を得ることが、児童自立支援

施設送致となる。

〈入所〉

生活経験が極端に少なく特に衛生面、食生活は大きく欠落している。入所初日、ポテトサラダ以外の野菜は残そうとする。食べたことがない様子であった。また、洗濯の干し方、体の洗い方等、細かな支援を必要とした。指示に対しては素直で、反応も悪くはないが、新しい経験にはその都度抵抗した。対人関係にも大きな課題があった。小学校時代のいじめがきっかけで人との接触を極端に避けていた。特に男性職員に対してはあからさまに嫌な態度を示した。また、相手の気持ちを考えない発言も目立った。現実的な言葉ではなく、本児の没頭する本から得た言葉を演劇のように用い、その世界に浸っている様子も見られた。また、反応を楽しんでいる様子もあった。

〈発達障害を理解した支援〉

入所後にアスペルガー症候群と診断され、こだわり、言動、物事の認識、理解等の偏りが障害特性によることが理解された。しかし、マナーや常

識の欠落は家庭でしつけられてこなかったことも大きな原因であると考えられた。そこで、わかりやすく、一つずつ説明していく「丁寧で親切な対応」を意識した支援を目指した。具体的には生活様式、行動についてその都度パターン化して学習、習得できるように取り組んでいくこととした。

〈復学まで〉

学院での生活に慣れ、落ち着いた生活を送ることを最優先と考え、学校は半年間休学とした。戸惑いを見せながらも学院のきまりに沿った生活、寮での集団生活には次第に適応し、できることが多くなっていった。アスペルガー症候群の特性から、パターン化して示したことは確実に取り組むことができ、時間に合わせた単独生活が可能となった。

自分で食事を作ること、メニューを考えて買い物に行くこと、自活棟等の一人生活を取り入れ、復学に向けた支援を実践していった。合わせて、環境に慣れることに時間が掛かるため、休学中も学校の協力で、月一〜二回図書館利用等で登校していた。知らない人のいる空間、大勢の人のいる

場所を極端に避ける傾向であったため、登校時間に合わせ、電車利用の練習も行った。

高校側は父の動きを警戒し復学を躊躇していたが、父の入院により平成二十一年四月より登校を受け入れてもらった。クラスが穏やかで干渉的な学生が少なく、本児のありのままを受け入れられた。クラスでの居場所もでき、落ち着いた学校生活を送ることができている。また、重大事件を起こした自分を責め、二度と普通の生活を送れないと思っていた本児にとって、学校に一人で通えるようになったことは、自立への大きな励みとなった。

〈生活の広がり〉

通常の通学時間とは異なるテスト日程に合わせて自分で時刻表から電車時間を確認し、登下校できるようになった。障害上、変更や応用に柔軟に対応できない本児にとっては画期的であった。

夏休みには一人で作業所ボランティアに行くことができた。「自分にできることがあるのなら」と積極的な参加意思があった。初めての場所や大勢の人のいる場所は嫌っていた本児がこのような場

所に行き、仕事に従事できたことも本児の大きな自信になったようである。

〈今後〉

家族はそれぞれの場所で生活し、家も処分の予定であり家族で暮らす見通しはない。本児は母との関係改善には拒否的である。父には良いイメージを持っていたが、学院で「一般的な常識」を知るにしたがって、距離を置きたい気持ちになっている。

本児の問題性は障害と合わせて適切な養育環境になかったことが原因であると考えている。今後は学院で更に様々な経験と生活上の支援を続け、退所後もグループホーム等を利用するなど、社会支援を受けながら社会参加する方向で関係者間で調整中である。

(三) ケースのまとめ

傷害事件を起こしたが、基本的には要養護ケースである。本児は学院で初めて適切な生活の基盤を持つことができた。欠落していた生活体験をていねいに補う「育てなおし」支援を行なった結果、

大きく成長をしつつある。児童自立支援施設に期待される機能が有効に發揮されたといえる。

それに加え、役場の福祉担当者が家族関係全体を把握し支援してくれ、高校の復学に向けても協力していただき、学院から通うという安定した生活に寄与している。本児のこれからの考えたときに地域の関係機関との連携はますます重要であると思われる。

本児の発達障害児としての特性は学院の生活の中では優位に働いている。児童自立支援施設の特徴である「枠のある生活」は広汎性発達障害に有効な「構造化」の役割を果たし、日常的な支援でも、障害特性が功を奏している。また、本児は一般的な高校生が興味を持つことに関心が少ないため普通の高校生活を送りながらも学院の規律を乱すことなく生活できていると言える。

三 目標を達成できず中途で退所した児童

養護性による在院長期化と、発達障害の困難性のため十分な支援ができなかったケースである。

ケース D君（男子）

主訴 養護施設内での幼児、年少児に対する性的問題行動

（一）ケース概要

〈本人の状況〉

IQ：一〇四 言語性IQ：一〇一 動作性IQ：一〇四

障害 軽度の広汎性発達障害

〈家庭環境〉

母は、父の借金、女性問題から三人の子どもを連れて家を飛び出し離婚。保険の外交員をしていたが、借金返済のため夜間の飲食業に従事し子どもたちを放任。本児に弟、妹の面倒をみさせていた。家には男性が入りし、子どもたちには「お

父さん」と呼ばせていた。本児が小学校四年時に子ども三人を養護施設に入所させた後、三か月程で音信不通になり、約一年間全く連絡がなかった。面会時には「家庭引取りを考えている。」と本児には言うものの、施設側から退所時期についての会議を開いても急にキャンセルされることが多かったり、本児の引き取りについては拒否的であった。

弟、十七歳 養護施設入所中、自閉症
妹、十六歳 養護施設入所中

〈生育歴〉

中学一年時、養護施設内の保育園女兒、年少男児に対する性的問題行動があり、一時保護し指導するが罪の意識が低く、反省も感じられなかった。母子関係の希薄さが一因であると推測され、母子関係の見直しを目的に一時保護での母との接触を試みた。母は面会を拒否しないものの、楽しく過ごすだけで本児としっかり向き合えない状況だった。「母親」として関わることが出来ずに「物分りの良い異性」としてしか関係を持てないでいた。その後も性的問題を繰り返すため波田学院入所となる。

〈入所後の状況〉

入所後も女子児童に付きまとう事があり、面接を通じて主訴の反省を促すが、厳しいこと、自分にとって都合の悪いことを言われると黙ってしまい自分と向き合えない状況が続いた。障害から自分の気持ちを言葉にすることが難しく、また相手の気持ちを考える、言葉に共感することができない場面が多く見られた。他者への共感性をできるだけ伸ばし「自分の感じる嫌だ」という感情は他児にとっても同じことであることを日々の生活場面で伝えるようにした。また主訴の振り返りも面接と作文を繰り返し本児に考えさせた。本児の問題行動の背景に親子関係の希薄さが関わっていると考え、母との関係作りとして、ファミリーワークや帰省・外出の機会を多く設けたが、表面的な会話や関わりから展開はみられなかった。

中学三年生の進路を考える時期となり、母と関係者で何度も話し合った。母は「本児が家に戻っても、また何か事件を起こすのではないか」と不

安を訴え、また「自身の借金もあり養育できない」と引取りは拒否し続けた。この様な状況の中で本児は「家に帰りたいが、母が受け入れてくれない」と思い、本当の気持ちを母に伝えることができなかった。

児童養護施設への移行も、本児の主訴が理由となり拒否された。そのため学院での生活を続けることになった。

〈高校生活〉

全日制普通科に進学、それにもない年長児棟利用を開始した。しかし一か月ほど経過すると、成人誌の持ち込みやこづかい帳に記載されていないCDを持っているのが分かった。面接を実施し話を聞くが、嘘をつき誤魔化そうとし、都合が悪くなると黙ってしまい、結局母と面会外出した際に母の財布から抜き取ったものだと分かった。ルール違反の反省と学院にいる意味をもう一度考えさせ、きちんとした生活が出来るようになるまで中学生と同じ生活空間で生活させることとなった。

生活が安定し、夏休みにはアルバイトを始め、

すっかりやる事が出来たため、年長児棟に戻った。

高校二年生の夏に無賃乗車が判明、学校は停学処分になった。学院で反省のための日課を実施し、これは犯罪行為で絶対許されないと厳しく支援した。

九月には学院生活に耐えられず無断外出をした。高校の友人の家にいると母に連絡があったが、「母は迎えに行けない」ということで学院職員が迎えに行った。本児は母が来ることを期待し連絡したが、学院の職員に頼んだことにショックを受けていた。

本児は「学校を退学し働く」と言い出したが「母に引き取って貰いたい、そして高校は卒業したい」というのが本心であった。本児は母に自分の考えていることや将来について話したいということに関係者会議の場を持った。

本児は母に「今の学院生活は限界。引き取る気持ちはあるか？」と訴えたが、母は「病気がちで働けない、お金が無い。今は無理だ」と言う。本児が「自分も働いて助ける」と言うが、「今帰って

きても問題を起こされるのが嫌」と受け入れられなかった。

不本意な本児は、「学院生活を続ける」と意思表示をし高校に復学した。

しかし、間もなく学校で生徒がいない間を狙って、バックの中の財布から現金を抜き取る行為があり、高校を退学処分となった。

学院にて生活の立て直し、主訴の振り返りを半年間行い、就職セミナー等に参加、就職活動を開始したが、高校中退者の求人状況は厳しく就職困難だった。

年齢的にも学院生活の継続は難しい現状の中、本児も将来のことについてしっかり考えられるようになり、関係者会議で感情を母に泣きながらぶつけることが出来て、そこから母と向き合うことが少しずつ出来るようになり、素直に気持ちを言葉で表せるようになった。母もその思いを受け止め、一緒に生活することを決断してくれた。本児の就職が難航していたところ、退所し母の元で生活しながら、就職活動することになった。

(三) ケースのまとめ

母は、自分の生活が全てに優先しており、三人の子どもを自分の手で育てる意思がみられなかった。本児には、引取りの期待を持たせては、裏切り続けてきた。本児は学院生活の中で大きな問題を起こすことはなく、学習への取り組みも良好であったため、何度となく家庭復帰を働きかけたが、高校進学の節目でも拒否されるなど、いたずらに入所が長期化した。このことは、生活を立て直して家庭に帰るといふ動機づけを困難にし、高校入学後の問題行動の誘引のひとつと考えられる。

それに加え障害特性から、本当の意味での他者への共感性を持ちにくく、被害児童に対して申し訳ないという思いに至らなかった。また、適度に仲間関係は維持できるが、基本的には自己中心的であり、学院児童からは「冷たい」と評価されていた。職員との信頼関係を基盤に支援したが、母からの拒絶が大きく立ちばだかったケースである。

四 退所に向け支援中の児童

前ケースD君の轍を踏まないように支援している児童ケースを紹介する。

ケース E君 (男子) 主訴 窃盗・万引き

(一) ケース概要

〈本人の状況〉

I Q百 言語性I Q九十四 動作性I Q一二四
発達障害なし

〈家庭環境〉

母は外国籍。十八年前に来日、職場で父と知り合い本児を出産、結婚。父は飲酒しては暴力を振るい、生活費を入れなかったため、母は昼夜働いた。本児を含め三人の子どもを出産したが、本児が小学校四年時に離婚、母が三子の親権者となり県営住宅に転居した。母は生活のため仕事中心の生活となり子ども達の養育に手が回らない状態であった。現在も在日期間が長いものの、読み書き、

細かな表現は難しい状況である。

父はアルコール依存症で入院経験があり、銃刀法違反で逮捕歴もある。また、離婚後も母に内緒で本児と連絡を取り合い、本児に母の財布からお金を抜かせたり、キャッシュカードを持ち出させたりした。

弟 … 中学生。特に問題なく生活している。
妹 … 小学生。特に問題なく生活している。

〈生育歴〉

父の飲酒、暴力等の問題で父母が離婚し、外国籍の母との世帯で成育した。母の言葉の問題、習慣の違いなどから本児は母に対する不満を持ち、母も本児の気持ちを受け止めることが十分にできず、母子関係のズレが生じている。

小学校低学年から万引きを繰り返したり、母の通帳からお金を引き出したりすることに手を焼いた母から棒で叩く等暴力的な対応があったため、一時保護されたこともあった。本児は母が不在がちであること、食事の準備がされていないこと等母への不満を訴えていた。

その後も学校の集金を盗り、万引き等が繰り返され、小学校六年時に警察に保護された。中学一年から生活保護が適用され、民生委員が日常の相談に乗るなどして母が子ども達の養育に十分携わられるように対応がなされた。中学二年、友人宅から高額のお金の持ち出しが発覚し、学校の指導でも認めず、反省することが出来なかった。母も繰り返される盗癖に不安を持ち家庭での養育が困難として施設利用を希望するようになり、中学三年に学院入所となった。

(二) 支援経過

〈入所後の状況〉

本児は性格的には明るく、やさしいところや素直なところがあり、すぐに学院生活になじむが、入所して一か月で母との面会時にゲーム機を学院に持ち込むルール違反があった。それに対して職員が再三面接実施したが、嘘で誤魔化し、素直に反省できない状況であった。反省のための日課を実施し内省を促したところ、嘘を認めることができたが反省に関しては表面的な部分を感じられた。

その後は受験に向け学習に取り組むが、卒業を間近にして、学校の技術室から教材を寮に持ち込み隠し持っていたため反省のための日課を実施した。その際も自分で持ち込んだことは認めたが、技術室からの持ち出し等に関しては自分ではないと訴え、あいまいでわからない部分が多かった。作文や面接では反省やこれからの決意を示すが本心から思っている様子は感じられなかった。

本児の中で高校入学と同時に家に帰れるという考えがあったが、自分の行動に対する責任感のなさ、気持ちをコントロールすることができないため学院生活を継続することとなり、学院から高校へ通うこととなった。

〈定時制昼間部一年〉

高校に入学するにあたり、再度学院ルール確認と約束事を決めた。学院から外部に出ることで外部刺激の持込が懸念されること、学院外の行動について把握ができないことから、登校から帰院するまでの経路を決め、お店に立ち寄らないこと、現金は千円を持たせ学校の自動販売機でジュースを買うことや購買に行くことは許可し、それ以外

のものは認めないことなどを約束した。学院から決められた電車を利用し高校に通うこととし、なるべく授業の間隔が開かないように科目を組むように配慮して頂き、本児が決められた電車に乗れない場合は学校から連絡をもらうこととなった。

登校二日目に、一時間ほど遅れて帰ってきたため面接すると、腹痛でコンビニに寄りトイレを借りたというが、結局うそで友達とコンビニで話をしていたという。はじめはしっかり話を聞いていたが、途中からふてくされ、投げやりなことを言い、学院の不満・自由の無さを口にした。本児に対し、嘘は信頼を失うことで、まずは自分の行動を認めないと反省はできないし変わらないことを伝える。学院の外に出られるようになって自分は認められた、自由なのだという考えは間違いで、自分の言動や考えを正さないといけないことを話す。反省後登校を再開した。その後は特に大きな問題行動もなく、夏休みを利用してお寿司屋でアルバイトを開始した。

しかし、九月に無断外出をした。学院生活の不自由さ、高校の友達は携帯やゲームを持っている

のに自分は持てない。放課後も自由な時間が無く友達と遊べない。寮生活での対人関係の悩み等を理由に、十日間高校の友人宅を転々とし、飲食物・整髪剤等万引きをし、自転車・原付自転車窃盗を繰り返していた。CDの万引きで警察に通報され事情聴取を受け、その後家庭裁判所の審判で保護観察処分となった。

学院で反省日課を実施。心理士面接や保護司面接で反省を促したが、万引きしたときの気持ちや動機について言葉にする事が出来なかった。また自分自身の問題として捉えることが出来ず、改善していこうという気持ちは感じられなかった。

現在、学院で農作業や環境整備活動を通し、忍耐力を養い自分の気持ち、感情を意識できる日課を実施している。また生活チェック表を活用し、物の見方・考え方や心の動きを自分自身で見直し考え、次に活かせるように支援している。

本児は以前から料理に興味がありパティシエになりたいという夢を持っている。資格を取るために学校へ進みたいという思いがあり、まずは高校復学を目指している。学校の資金を貯めるためア

アルバイト探しを行っているが、十六歳という年齢や学院入所中ということもあり雇ってもらえない厳しい現状である。

(三) ケースのまとめ

発達障害はなく、知的にも標準的な児童であり、善悪の判断や、被害者の気持ち、問題を起すこと母が悲しむということは十分に理解できるはずである。しかし、母子家庭であることや、経済的に恵まれないことを理由として窃盗、万引きを重ねてきた。また、学院入所に至るまでは犯罪行為に対して警察に通告するなどの毅然とした対処をずっと怠ってきたため、犯罪行為を行なってもたしいたことはないとの思いが強く、盗癖化した状態で入所してきた。そのため本児の主訴に十分アプローチできないまま、年長児処遇を始めることになってしまったことが次の問題を引き起こす結果となってしまった。

高校退学、家庭裁判所の審判等の経験をすることで、自分が今までしてきた事の重さに気付き、以前よりはしっかり反省が出来、前向きな生活態

度が見られるようになった。しかし、世の中の不景気と重なって就職先が見つからず、なかなか退所に結びつかない現状である。

ケース F君(男子) 主訴 性暴力

① ケース概要

(本人の状況)

I Q七十 言語性I Q七十六 動作性I Q七十八
障害 AD/H D アスペルガー障害

(家庭環境)

父は、前妻への暴力が原因で離婚歴あり。母とは、患者と看護師という関係の中で知り合い結婚した。パチンコ、女性関係、借金、暴力があり夫婦仲は悪く、子どもたちに対しても暴力があった。五年前に家を新築し、現在はトラック運転手として働いている。

母は、看護師として父と知り合い、前妻とのいきさつを承知して結婚をし、本児を妊娠中に看護師を辞めた。四年前から、パート看護師として復職、午前中のみ勤務をしていた。母は、離婚の

意志はあったが離婚出来ずにいた。離婚後も、子どもたちに対する父、母の役割を持って同居を続けていた。

〈生育歴〉

幼児期から落ち着きなく、四歳の時にAD／HDの診断を受けた。小学校では個別学習指導を受け、小学校五年生の時にアスペルガー障害の診断を受けてから、自立支援学級へ通級した。小学校六年生に入り、高機能PDDのSSTグループに参加した。小学校六年生までリタリンを服用していたが、現在は服薬していない。小学校六年生の五月頃から万引き行為をするようになり、中学校一年生で同学年女子に性的暴行をしてしまい、中学校での受け入れが困難になり、中学校一年生の年末に学院入所となった。

② 支援経過

〈入所後の状況〉

入所直後は、見るからにひ弱なため、力の強い児童に威圧され、意見を言うのも苦手で周囲に流

されてしまいがちであった。出身校での受け入れが困難であったため、中学卒業までは学院にいることを、本児、保護者も納得せざるを得なかった。中学三年になり、進路について本人・関係者で話し合い、養護学校に進学することになった。

養護学校で事前の試験登校が実現した。最初の一週間は緊張感を持って取り組め、特に問題がなかった。しかし、翌週に喫煙問題やルール違反が発覚した。試験登校は中止となり、養護学校の受験も危うくなった。その後の関係者会議で、学院から通うのであれば入学を許可する条件が付き、この四月から年長児として、学院から高等部に通うことになった。

③ ケースのまとめ

高等部入学後は本児の努力もあり順調に退所へのプログラムを実行できていく。試験登校は、本児の課題が明らかになった点では有効であった。保護者の協力と学校との連携も良好で、急に家庭復帰するのではなく、緩やかに家庭へ戻す支援方法が本児の特性にもマッチしていると思われる。

五年長児対応の総括

中学卒業をめどに家庭復帰、または児童養護施設に移行できたケースとの違いを考えてみた。

（中卒後も在院する理由）

- ア 家庭基盤が弱く家庭から進学できない。
- イ 児童の問題性（性加害など）から、児童養護施設などへの措置変更が困難である。
- ウ 家族の虐待が再発する懸念があり家庭に戻れない。

家庭基盤の問題では、多くの入所児童が顕在的な養護性を抱えている。それでも家族の受け入れ、地域の支援体制がある児童は家庭復帰していく。それが望めない児童は児童養護施設への移行を検討することになる。しかし、児童に性暴力の履歴が有ると確実に拒否されてしまう。高校進学にあたり、移行できたケースも複数あるので、児童自立支援施設に居るから受け入れてもらえないということではなく、児童の問題性しだいである。

学院の年長児ケースを見ると、発達障害児の比率が高いように見えるが、実は入所児童全体の中で発達障害児の割合が高く七〇八割である。発達障害ケースも家庭復帰したり、児童養護施設に移行したりしているので、発達障害の有無だけでは中卒後の在院理由とはならない。なお、発達障害だから必ず非行問題を起こすということでもない（参考文献一参照）。ただし、児童自立支援施設の支援プログラムの中で、発達障害児の対応の視点は大変重要なことは確かである。

（虐待の再発について）

学院の被虐待児童の比率は八〇九割であり、多くはネグレクトである。児童に自立のスキルが備わり、学校、地域、職場などで信頼できる大人にめぐり合うことができれば予後に明るい見通しが持てる。しかし、深刻なのは性的虐待である。父や兄弟からの性的虐待を受け、家庭に加害者がいる状況では家には帰せない。また、再び加害者や被害者になる可能性が高いため、児童養護施設への移行も躊躇される。なお、虐待と非行との関連は文献（二）が詳しい。

中卒後も在院する理由と、在籍している中学生の現状を考えると、学院での年長児の処遇は継続せざるを得ないと思われる。

〈年長児支援の困難性〉

施設外部の高校に通学する生活は、小・中学生の生活の枠とは異なるため、別の日課が必要となる。また、自分よりも弱い者を力で抑える対人関係のとり方しかできない年長児が同じ生活空間に居ることは小・中学生の支援に支障を来たすため分離せざるを得なかった経過もあった。

学院では、年長児の生活を分けることについて、前述のような消極的な理由だけではなく、年長児が自立的な生活スキルを獲得できるようにプログラムを考えた。朝食は自分で作り、自発的に登校し、そうじ、洗濯、家庭学習は当然自分たちでこなす。また学校からの連絡、必要な教材購入など、職員の対応が必要であればきちんと職員に報告し対処してもらうなどである。

しかし、職員の目が常には届かないことで、安易な生活に流れ、ルールを自分に都合よく解釈し勝手に行動するなどが現れてきた。高校は、学院

の児童だけではなく、一般家庭の児童も通うため、学院生活では制限されている携帯電話、ゲーム、携帯音楽機器などさまざまなものに囲まれてしまう。そのような物質的な環境に放り込まれ、欲しいものを我慢できずに万引きをしてそれを巧みに寮に持ち込んだり、学校のロッカーに隠していたりと問題行動が表面化した。

集団を分けたことで、年長児に十分な職員配置ができず、持込の発見が遅れてしまったという実情はあるが、学校や登下校時、バイト先での問題行動は直接的に止めることは困難である。

そうなると、年長児自身の自覚、動機づけが重要となる。しかし、ルールを守ることが前提で自由な行動が許されるといふ事が理解されにくく「見つからなければルール違反をしてもよい。自由な時間ができた。」と間違った認識をしてしまうのではないかと考えられる。

学院では、機会あるたびに児童に、どうして入所することになったのか、家庭状況以外の、児童自身の課題について提示し、内省を促している。ルールを守り自立的な生活を送れるようになるた

めに学院で生活しているのだという動機づけを行うためである。しかし、高校生になったからと一律に自由な生活空間を与えてしまうと、動機づけの薄い年長児や発達障害を抱える児童は、学院が単なる通学のための生活の場と捉え、家庭から通学している児童と同じ要求を抱き、学院が非常に窮屈な所に見えてきて不満だけを募らせてしまうようである。

長期的な視点で社会的自立を考えた時、学歴をつけ就職が有利となること、健全な同年齢集団の中で社会性を獲得できることから高校通学は意味のあることである。しかし、高校に通うことによつて外部と接触し外的環境によつて気持ちを不安定にし、場合によつては反社会的な行動に及び高校を中退せざるを得ないという危険も併せ持つことになる。

問題行動が習癖化した児童や発達障害児にとつては、学歴よりも優先的に身につけなければならぬスキルがあることは、今回のケースをまとめることで改めて認識する結果となった。

年長児支援の中でどのように関わることが、児

童にとつて一番良いのか、また進学時期についてどこまで裁量できるのか迷っているのが現状である。

以上のような点から、男子寮では年長児寮での支援を一時停止し、小・中学生と同じ生活空間で再度、年長児支援をやり直している。日中のプログラムとしては作業を取り入れた個別的支援をしている。

女子寮では生活空間を別々にしているが、自立には不十分であり、年長児棟を活用するまでには至っていない。

学院では新規の年長児を二名受け入れて支援しているが、中学からの持ち上りの児童と比較した場合、年齢が高い児童が施設に慣れにくいことや関わりの難しさから職員が支援のやり難さを感じることは確かである。しかし、日数が経過する中で新規を問わず年長児支援の課題は基本的に同じと考えられる。

六 今後の方向

児童自立支援施設に対する社会的理解は進んでいるとは言いがたく、学校進学時や就職時点に不利益を被ることもあり、「最善の利益」を考えると年長児の受け入れは苦渋の決断である。

学院もまだまだ失敗を繰り返しながら支援を模索しているところである。年長児支援における問題の洗い出しと年長児支援棟の運営の見直し、職員配置などを検討していかないと同じことの繰り返しの問題が起きてしまう。

現在、高校に通う年長児については高校との連携をさらに深め卒業を目指さなければならぬ。しかし、中学卒業間際に入所してくる児童について外部の高校を利用することは必要なのだろうか。通信制を利用し、外部との接触を制限する中で、優先すべき生活スキル、規範意識を学院内において育てることの可否はどうか。

日中も在院する年長児の支援についても、施設内の農場作業、環境整備作業だけでなく、就労や

資格取得も視野に入れたプログラムが必要である。しかし、その障害となるのが職員配置の問題であり、現在も勤務表の作成には苦慮している。

外部資源の利用も検討したほうが良いと考え、ハローワークの就職セミナーや、作業所ボランティアなどは児童の状況により活用はしている。しかし、まだまだ資源数が少ない。

他の児童自立支援施設での状況も情報交換しつつ、学院としての方向性を探っていきたい。

参考文献

- (一) 藤川洋子『発達障害と少年非行』金剛出版
- (二) 橋本和明『虐待と非行臨床』創元社

年長児支援の取り組みについて

「ソーシャルスキルトレーニング（SST）の試み」

大阪府立子どもライフサポートセンター 自立支援課 吉本隆司

はじめに

大阪府立子どもライフサポートセンター（以下、「ライフ」という。）は、平成十五年四月に開設し、ひきこもり・不登校の状態にある対人関係の苦手な中学校卒業後の児童を対象に、人所または通所による集団生活を通して、社会的自立に向けた進路選択を支援する施設です。

ライフは、一人ひとりの児童の個性や能力にあわせ、自主性を引き出すことを尊重することから、集団生活の枠組みはあるものの、個人毎の自立支援計画に基づき、生活支援・心理支援・学習支援・

職業支援・家族支援の5つの支援を組み合わせ、最も効果的な自立支援プログラムを提供します。

このように、プログラムが多岐にわたることから、生活支援全般をコーディネートするケースワーカーや心理的ケアを行う心理職員に加え、教員や職業訓練指導員など、多職種によるチームアプローチを行っています。

施設の利用期間は概ね一年を目途としていますので、自立に向けての意欲を持ってプログラムに参加することが必要です。

以下簡単に各支援を紹介いたします。

一 生活支援

自立生活の基礎である基本的な生活習慣や生活リズムを獲得し、様々な活動・行事を通じて、自立に向けた生活意欲を引き出します。(自立支援プログラム・体験活動プログラム)

二 心理支援

カウンセリングや各種セラピー、グループワーク等による心理支援による不安感の軽減と自主性を引き出します。(心理支援プログラム)

三 学習支援

学力の程度、意欲、希望を踏まえて、個別のプログラムを作って、基礎学力の習得から、進学、高校卒業程度認定試験や各種検定試験等の受検準備まで支援します。(学習支援プログラム)

四 職業支援

職業適性や希望を踏まえ、仕事につくための基礎的スキルの習得をはかるとともに、職場実習や資格取得講座等で、より実践的な職業支援をします。(職業支援プログラム)

五 家族支援

児童を含めた家族全体への援助や、保護者対象の研修・相談を通じて家族への援助を行い、児童の家庭復帰に向けた家族側の受け入れ準備を支援します。

ソーシャルスキルトレーニング

(SST)の導入

職員が日ごろ児童と接していて感じることは、対人関係のとり方が年齢相応には身についておらず、仲良くなれば、相手の気持ちにかまわず、ず

つと一緒に行動したり、逆に対人関係を避け、集団には全く加わらないなど友達と適切な距離をとるのが苦手な児童が目立つことです。

これから社会に出て行く年齢であることを考えれば、友達とだけでなく、社会人として対人関係に自信を持たせることが必要であり、「こうしたらうまくいく」「この前練習したから大丈夫」というような成功体験を積ませて、自信をつけさせることが必要になってきます。

大阪府では、児童虐待防止対策の一環として、平成十九・二十年度に「すこやか家族再生プロジェクト」を実施し、関係機関が、児童やその家族を支援する、さまざまな取り組みをしました。その中で、ライフは、「支援を要する児童への専門的ケアの充実」のひとつとして「ソーシャルスキルトレーニング (Social Skills Training: 以下「SST」という)」に取り組みました。

SSTプログラムについて

ソーシャルスキルとは、対人場面で行う多種多

様な行動を含めて、人間関係の形成と維持に不可欠な知識や技術のことです。それらは、取り立てて教えるものではなく、日常の生活の中で自然に身につけていくものと考えられてきました。しかし近年、それをトレーニングとして体系的に考えていくことの必要性が唱えられ、教育現場でも注目を浴びています。

実際の研究、開発には、先駆的に取り組まれている関西学院大学文学部総合心理科学科の協力を得て、ライフの支援プログラムとして実践する形式で、共同作業しました。

SSTは、教示、モデリング、行動リハーサル、フィードバック、定着化の5つの基本要素から構成されていますので、次に紹介します。

一 教示

教示は、これから練習するソーシャルスキルがなぜ大切なのかを説明し、話し合います。参加者が積極的に練習に参加するように動機づけることが目的です。

二 モデリング

モデリングは、参加者に手本（モデル）を見せることで、どのように行動すればうまくいくのかを具体的に示し、スキルの学習を促そうとすることです。

具体的な場面を設定し、どういう状況でどのように行動すると、どのような結果になるのかが分かりやすい場面を見せることで、場面や状況にあわせたスキルの使い方を学習します。

三 行動リハーサル

行動リハーサルがSSTの中心的な内容となります。ソーシャルスキルを知識として記憶するだけでなく、繰り返し練習して体得することで、日常生活でも使いやすくなります。行動リハーサルでは、ロールプレイやゲームを用います。

四 フィードバック

フィードバックは、参加者のロールプレイについて、うまくできていた点をほめ、もう少し改善したほうがよい点についてアドバイスをします。フィードバックでは、うまくできていた点を具体的にほめることが大切です。もう少し改善したほうがよい点を伝えるときにも「もう少し詳しくするともっとよくなるよ」というように肯定的な言い方をすることが大切です。

五 定着化

定着化は、学習したスキルが日常生活においても用いられるように促すことです。SSTの中で学習したスキルは、トレーニング中にできても実際の生活においてできなければ意味がありません。そのため様々な工夫をする必要があります。あいさつスキルを例に挙げると、①プログラム中だけでなく、普段の生活のなかで児童や職員に出会ったときには、「あいさつは？」と声をかける。②

参加者があいさつをしたときには、「よくできたね」と積極的にほめる、などといった方法が考えられます。

このような5つの基本的な要素を踏まえながらライフの児童に必要なスキルやどのように参加を促していくかということを職員の間で検討しました。

先に述べたようにライフの児童は、ひきこもり・不登校で人と接することが少なく、人との適切な距離をとるのが苦手です。そのため「あいさつをしよう」「自己紹介をしよう」などの基礎的なスキルを中心に、「上手に断る」「上手に頼む」などの応用的な課題も加えました。(資料参照)

また、SSTへの継続的な参加を促す方法として、前半でアクティビティの時間をとり、集団でのゲームなどを行い、児童の緊張をほぐしたり、参加カードを作って毎回の参加をうながしました。SSTの開始と終了時には、児童にアンケートを実施し、児童の変化をみる工夫もしました。

SSTを実施して

導入初期は、グループ活動形式で行うことに戸惑いを示していた参加者も多かったが、セッションを重ねていくうちに、グループ内で自分の意見を発表したり、他の人のロールプレイを見てコメントすることも増えてきました。

ほぼ全員の職員がプログラムに参加することで、児童がどのようなスキルの練習に取り組んでいるかを職員が把握できたこと。また、児童がスキルを実行できたときに、賞賛の言葉掛けをするという環境を意識的に作ることができました。

トレーニングの前と後で実施されたアンケートでは、後の方が自己評価も高くなっていることが確認されました。例えば、「自己紹介スキル」では、はじめは自分の名前しか言えなかったのが、トレーニング後には自分の趣味について付け加えることができたなど、話す内容のレパトリーが増えています。また、「上手に頼むスキル」では、頼んで断られた時の対応の仕方として、相手の要望と自分の要望とが折り合う点をみつけ、代

替案や妥協案をだしたりすることができるようになりました。このようにSSTの参加前と後では児童にいろいろな変化が表れました。

おわりに

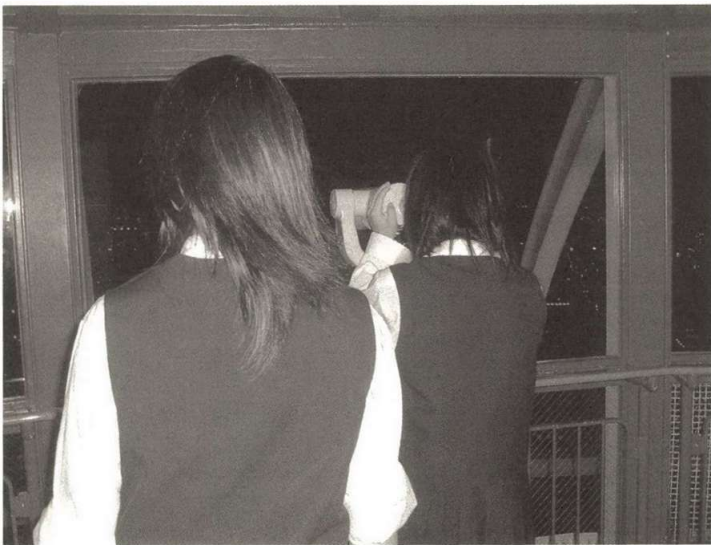
SSTプログラムに取り組んで3年目になりましたが、効果としては、まず、挨拶ができるようになりました。それから、頼みごとをする時に「すみません」など、一言を付け加えたり、自分の意見を発表することもできるようになりました。また、男女間の会話も増え、通所や新入所の児童にも声がかけられるようになったと感じます。

少しずつ児童の意識のなかにもSSTが根付いてきていることがうかがえます。

以上、ライフでのSSTの試みを紹介しましたが、一番の収穫は、職員全体がソーシャルスキルの意義を共有し、日々の児童支援の中で、自然にアプローチできつつあること。それが、施設全体の生活環境として定着しつつあることです。

まだまだ開設して七年目という施設ですが、こ

れからも試行錯誤をくりかえしながら新たなことにチャレンジして行きます。



喜多原学園修学旅行（京都タワー）

参考資料

ソーシャルスキルトレーニング実施の手引

二〇〇八年大阪府立子どもライフサポートセンター

ソーシャルトレーニング開発

二〇〇九年 関西学院大学文学部

モジュール	実施内容
モジュール1 関係開始・維持スキル	あいさつをしよう
	上手に話を聞こう
	自己紹介をしよう
	上手に質問をしよう
	初めて会う人に話しかけよう
モジュール2 上手に頼むスキル	上手に頼もう（基礎編）
	いろいろな頼み方を試してみよう
	こんな時どうする？（頼み方編）
モジュール3 上手に断るスキル	上手に断ろう（基礎編）
	断るべき場面でしっかり断ろう
	難しい場面で断ろう（チャレンジ編）
モジュール4 問題解決スキル	解決策をたくさん考えよう
	解決策を選んでやってみよう
	いろいろな方法で問題を解決しよう
モジュール5 面接スキル	面接で良い印象を与えよう①
	面接で良い印象を与えよう②
	総まとめ、SST修了式

成徳学校における年長児支援の取り組み

児童自立支援専門員 難波慶弘

一 はじめに

この職場では八年目となる。勤務年数で言えば二倍、三倍という職員を差し置いて、ましてや施設の歴史からすれば十分の一にも足りない経験しか持ち合わせない者が、どこまで正しいことが述べられるのか少々とまどいもある。今回は、自分の持つている情報を整理するために書かせて貰うこととしたい。

児童自立支援施設の現状として、施設の持つ条件によって出来ることと出来ないことがあり、全国一律の形というものは考えられない状況にある。年長児支援に対する考え方も同様に、それまでの歴史的経緯等により施設独自のものがあり、各施

設それぞれの取り組みが行われているのが現状である。今回述べているものについては、あくまで本校における年長児支援である。

二 歴史的背景

(一) 就職が主となっていた時代

年長児支援は、中学卒業後の入所をのぞけば、突如始まるわけではなく、中学校からの継続である。それゆえ、中学三年生への卒業後の進路保障も含めて考えていかねばならない。本校では、年長児支援が現在では当然のこととしてある。しかし、戦後までさかのぼってみると、中学三年生の卒業前の支援は、就職に向けての支援が主であった。

戦後、岡山保護児童収容所が併設されたため、定員百人であった教護院に戦災孤児、浮浪児、海外引揚孤児などを受け入れ、四百人にふくらんでいた。戦後しばらくは就職難であり、当時の『少年の丘新聞』には「彼らに出来る仕事は殆ど間に合わせの臨時的なものが多くなる。困る者を何とかして欲しい……。社会はジョウゴの中のように。子どもはその斜面をはい上がる。しかし力のない子どもらは、次第にずり落ちていき、その穴から地へ転落していく」とある。手に職がなければ就職にあぶれてしまう時代であった。このために、職業指導館を建設し、木工・竹工指導員を後援会より給料を支払って雇用していた。一九五六（昭和三十一年）年には全国に先駆け、校外実習制度を設けている。一九五八（昭和三十三年）、校内に農業館を建設し、県農林部より農業指導員が派遣されたり、養鶏事業もしていた。この頃の職業指導は、木工部・竹工部・農業部・実習部が設けられており、全国でも珍しく材料費の補助を受けずに独立採算で行っていた。一九六一（昭和三十六）年頃には自動車運転技術を習得させることまで試みた。

こうした経緯の中で、職場実習については、早い時期から職員が関心を持つて職場実習が出来る職場の開拓に努力をしていた。一九六七（昭和四十二年）年には、男子卒業予定者の全員が職場実習を行った。中学卒業の集団就職者が「金の卵」と呼ばれ、高度経済成長を陰で支えていた時代であった。それまででは考えられない就職状態で、募集先からは「少々問題はあってもかまいません。こちらで教育します」との言葉が多かった。しかし、就職後の転職が多く、就職前の実習には力を入れていた。一九七六（昭和五十一年）年には訓練棟が完成した。陶芸室、木工室、洗濯室、農具庫からなる建物で、中学生の技術教室、および年長児の職業指導として一役を担っていた。↓

教護院(当時)全体的には、一九七五（昭和五十一年）代あたりから周期的と言つて良いほど年長児支援について議論されているが、当時の非行問題誌を見ると、「定員開差を解消させる」という考えもあったように思われる。本校も一九六七（昭和四十二年）年には定員開差解消も考えに含め年長児支援へ力を注いでいた。②

現在は、進学希望者が大多数であるが、中には就職希望者もおり、三学期に職場実習を実施することもある。

(二) 就職から進学へ

進学支援についても、一九六五(昭和四十)年代から高校や職業訓練校への支援がなされていたが、就職支援に比べれば少数であった。一九八九(平成元)年四月に厚生省児童家庭局通知「教護院入所児童の高等学校進学の取扱いについて」が出され、教護院(当時)に在籍しつつ、高校に進学できることが明示された。本校では、前記の通知が出される以前、一九八六(昭和六十一)年から「中学校から教護院に入所した子らにも進学の夢を」と、市内の中学校教諭らのボランティアによる進学補習が始まっていた。その献身的な熱意によって、子ども達の中に進学意欲が芽生え、進学率も年々上昇した。その熱意は、他の市内中学校の先生方にも及び、最初一校だったものが、現在では九校の中学校の協力を得ている。当初は週一回だった補習も週二回となり、手作りの教材が用意

されることもしばしばで、一人一人の学力に合わせた個別指導、時には中学校の校長先生自らが授業されたこともあるなど、内容も充実して今日に至っている。現在、学力診断テストや、受験前の面接指導なども行われている。今年度から、中学校は本校が設置され校長以下七人の教員が配置されて学校教育がスタートしているが、このボランティアについては継続して行ってもらっている。そのような中で現在は進学希望者のほぼ全員が高校等への進学ができています。

(三) 年長児寮設置と廃止

寮舎については基本的には縦割り構成で小学生から年長児までの混合であるが、一九九四(平成六)年～一九九七(平成九)年まで年長児寮を設置した時期がある。女子の人数が多くなりすぎたこともあって、校長夫婦と補助職員が一人ついて女子八人を連れて開寮した。初年度は順調であった。それぞれの児童が通勤・通学をそれぞれの時間で行い、通勤などは原付で行く姿もあった。

年長児寮があることで家庭裁判所の期待も高

まり、高等学校中退者やテレクラなどの性非行の児童の入所が増え、落ち着きが無くなった。通常の寮運営が難しくなったのである。まず日中を施設外で過ごすため、人間関係の構築が難しくかった。極端な話、「朝起きて学校や仕事に行き、帰って寝るだけ」ということもある。中学生から継続している場合、人間関係が出来ているので、それを基盤として社会資源を使いながら自立支援を積み重ねていける。しかし、中学卒業以降の入所の場合には人間関係ができる前に施設外へと出て行っていたために、帰属意識の無い者にとつて、成徳は帰る場所とはならなかった。また、規範意識が薄く、外部からの持ち込みを行う、寮内でのルールを守らない、寮内の一員としての役割を担わない等、問題が多発した。

入所してしばらくは施設内での生活とし、生活も落ち着き人間関係が構築されてから施設外へと切り替えることも考えられたが、生活サイクルが一日で見ても一週間で見ても個々に違うため対応するためにはそれなりに職員数が必要とされた。しかし、夫婦職員が諸般の事情で減っていたこ

ともあり、途中より併立制をとつていたり、十分な職員配置が出来ていなかった。また、当時の状況としては明確な支援プログラムが確立されていなかったこともあり、担当寮が問題のすべてを抱えざるを得ず、大変であった。その後も、自活訓練的な要素を強める等試行錯誤したが、軌道に乗らず閉鎖した。

男子も一九九五(平成七)年から一九九七(平成九)年まで、主に通勤実習生などの自活訓練を目的に開設した。退所前の自活訓練寮という役割もしたが、女子児童の入所増加に伴い、女子寮に役割を変えた。

年長児寮運営を施設全体として振り返った際に、「社会に出る前に年長児寮で自活訓練をさせることより、中学卒業後も残る児童は養護性が高いので、夫婦職員が継続してみる方が良い」と考えられ出したこともある。

当時の年報(一九九七(平成九)年度)には、「基本は『一般寮』に夫婦の職員と常駐の副寮長を配置し、指導の充実を図り、自立支援寮としては、退所間近の年長児に二〜三か月の自立支援

指導を加える寮として移動し生活するものである。これまでの経緯から、中卒児を別個に分けた寮で生活するよりも、小・中学生を交えた形態の寮での指導が、職員側から見ると更に多忙となるのではあるが、子どもらの成長にはその方が望ましいのではないかという意見も重視されたようであった」とある³⁾。

以降、年長児寮という形ではなく、小学生から年長児までが同じ寮で暮らす従来の形に戻したのである。実はそれ以前にも何度か年長児寮が設置されたことがあり、児童の構成によっては柔軟に寮の編成を行っていたことが伺えるが、いずれも長続きはしておらず、本校においては混在寮の方が落ち着くようである。

三 現状

(一) 寮舎について

年長児寮の開設と閉鎖、そこから見えてきたことは、以下のことである。

施設外での社会資源等を活用しながら年長児支援を行っていくためには、それ以前にある程度、施設での生活を行い、規範意識、人間関係、帰属意識の構築が必要ということである。そのためには、その間の支援プログラムが必要となるが、現在の所、本校では年長児に限らないが、学期毎に児童自立支援計画を個別に児童と共に立てている。特に年長児については個別に実施可能なプログラムを組んでいる。また、職員配置については、核となる職員は住み込みが望ましいが、児童それぞれに個別の対応が必要であり、併立や夫婦だけでは厳しいということである。

現在は年長児寮は設置せず、小中学生と混在している。本校の寮舎運営は小舎夫婦制を核とはしているが、一九六五（昭和四十）年代から夫婦＋（プラス）一人の職員を配置している。現在では副寮長として配置されており、全寮が同様の職員配置となっている。副寮長も寮舎に住み込んでいる。これは年長児支援に限らず、生活に根ざした一貫した支援や職員の勤務条件

の緩和等に有効に働いている。

住み込みの職員がいることで状況把握がしやすい。年長児の場合、関係機関との対応が小中学生以上に増え、また、緊急性も増すのだが、同一人物が行った方がスムーズである。外部からの連絡に対し、「担当者が今日は休みです」など後手に回らない。もちろん情報共有しておけば解消できることではあるが、そこには多少なりともズレが生じてくるのは否めない。

(二) 中学卒業時の選択

入所期間の平均は一年ほどであり、中学三年の卒業を機に家庭復帰する児童は半数を超えるが、逆に言えば三分の一ほどの児童は卒業後も本校に残り通勤や通学、またはそれに向けての施設内での生活を続ける。これは年長児支援の歴史が長く、中学卒業後も継続して生活することが一つの選択肢として当たり前に存在しているからである。中学卒業時点は大きな区切りではあるが、節目でしかない。元々、児童自立支援施設を利用することになる理由として家庭的な要因は大きい。

入所後、家庭訪問や日々の関わりの中で保護者へのアプローチをしていく。それでも可塑性の大きな児童と違い、大人の変化を望むのは難しい。もちろん個人的な理由だけでなく、地域的・社会的な理由等どうしようもないこともある。年長児になっても残るにはそれなりに理由がある。

① 受け入れ先の無い児童

保護者がいない児童の場合は、自活を目指すか、他の機関での支援等を模索するのだが、数としては少数である。近年、多いのが被虐待児童、特に性的虐待の場合には戻す場所が無いのである。他の虐待の場合にも、かつては被害者であった児童達が、今度は家庭内暴力という加害者となるために、保護者が養育できないこともある。

② 目的を持って施設に残る児童

生活の安定を図るために自ら残る児童もいる。家庭や地元へ帰ると様々な誘惑や経済的状態等から、その後の高校や仕事が続かないため

に生活基盤を施設に置くことがある。

中には帰れる家庭はあるのだが、中学卒業と同時に家庭復帰し、進学ないしは就職となると、生活基盤と社会的基盤の二つの変化が同時に来ることになる。そのことに不安を覚え、まずは高校もしくは職場になれた上で、家庭復帰をするというように段階的に退所をしていくこともある。

これらは自ら選択する場合もあれば、こちらが提案する場合もある。明確な目的がなければ、周囲に流されてしまうこともあるのだが、過去に例があり選択肢として中学生にも認識されている。

③ 入所期間が短く残る児童

年長児支援を行っているため、中学三年の秋以降の入所や年長児の入所受入を可能としている。当然、中学卒業間近での受入もある。卒業と同時に家庭復帰となると、期間があまりにも短くなるので、その様な場合には中学卒業後も引き続き、成徳学校に残ることを前提として受け入れている。

年長児に限らず、本校入所にあたっては、入所

前の施設見学を行い、保護者は元より児童の同意を得ている。さらには「成徳学校で自分はどうしたい」という明確な目的意識を確認できないと入所はお断りしている。家庭裁判所の審判による入所においても事前に確認をしっかりと貰うようにしている。保護者の同意だけでなく、本児の同意、さらには目標を持つて施設利用をして貰うようにしている。

中学生から継続して生活する者のほとんどは、就職もしくは進学を決めており、新年度になると本校から通学・通勤を始める。入所期間が短かったり、本人に落ち着きがなかったり、能力的に就職できる状態でない場合には、施設内で就職に向けての体力・態度・意欲などを向上させるため、環境整備や農作業を行っている。稀に過年度受験で進学希望の者がおり、準中学三年生として中学生とともに学習活動を行う場合もあった。今年度から学校教育が実施され、中学校については本校が設置されている。そのため、今後そのようなケースが出た場合にどうするかは今後の課題である。

④ その他の選択

アフターケアとして通所のような形で週末に施設に來たり、逆に平日は施設から通い、週末帰宅するケースもある。また、一度は家庭復帰しても家庭でうまくいかなくなったり、生活が崩れ高校や職場が続かなくなりそうになったときに、戻ってくるケースもある。本人の意志によるところが大きいが、このような利用も時々ある。

(三) 年長児支援の年齢

年長児支援を何歳までとするか。児童福祉施設であるため十八歳までは可能であるが、十八歳を超えての措置の延長も行われている。高校生の場合、高校三年生の途中で十八歳を迎える。非常に中途半端、もしくは進学・就職を控えた時期に施設退所というのは不都合を伴う。この場合ほとんどが、措置延長をし卒業までは在籍する。また、十八歳時点での自立が困難な場合には同じく措置延長をし、二十歳直前まで在籍する児童もいる。児童養護施設に比べ、退所後に自活しなければならぬ児童は少なく、親元等に戻る児童

の方が多いのだが、それでも前述の被虐待児童や保護者のいない児童等は自活を強いられるケースも若干ある。

四 年長児支援から見えてくること

児童の支援の充実という視点から、きわめて重要な項目があることに気づく。それは「立地条件」と「地元との関係」である。

(一) 立地条件

年長児支援以外においても言えることであるが、施設の立地条件は支援の幅に大きな影響を与える。特に年長児支援においては施設内だけの支援となるか、社会資源をも利用しながらの支援となるかは大きな違いである。本校は今年度政令指定都市になった岡山市の市街地を望む丘の上に位置している。車なら岡山駅まで十五分程の距離である。自転車、徒歩でも通える距離に職場や高校等が複数存在しており、通勤・通学が可能であ

る。これが、四方を山に囲まれているような立地条件であったり、後にも触れるが地元から拒絶されているような施設に於いては施設内だけのこととなり、自然と支援の幅は狭まってしまう。本校は今年度で創立一二年目を迎えている。現在地は創立から数えれば三度目の移転地であるが、当時一九三七(昭和十二)年々の校長に先見の明があり現在地を選定した。また、移転時には地元住民の協力もあつて移転、開墾等をおこなつた経緯がある。今までも現在地からの移転の話が県の方で議論されたことはあつたが、「児童の自立支援を考える上で、この地は譲れない」との先達の攻めもあつて、現在地を維持している。³⁾この立地条件を整えるというのは、施設だけの力ではどうしようもないことであるが非常に重要なことだと思われる。

(二) 地域との関係

地元との関係は理解を得られていることが必要となる。こちらにも年長児支援だけに限らない重要

な視点である。いかに良い立地条件にあるうとも、地域から受け入れられていなければ施設外での支援というのは限られてしまう。本校では、施設開放、見学視察の受入や情報発信等を始め様々なことで地域との関わりを持つてきた。非行問題誌一九一号(一九八五)にも掲載されているので引用しておきたい。

「職場へ定着する生徒が増え、好評を得ると新たな職場主からの求人が入るようになり、求人票が印刷されるようになった。中でも、本校の所在する岡山市平井地区のスーパーマーケット、自動車修理工場、ガソリンスタンド、あるいはおすし屋さんなどで実習をしている生徒達の様子を目のあたりに見られた人々の本校への認識・理解が徐々に変わつていった。更に、本校のグラウンドや新設された体育館を開放することによつて、外来者が増え、生徒と職員員の日常生活の姿に触れるにつれて、暖かいまなざしが得られ、理解が深まつていき、いろんな意味で特別視されていたものが薄れて、協力体制が出来上がつていった。」

その当時の生徒がしっかりと職場実習に取り組

んでいたことが基盤となっているが、年長児支援を行うことで地域の支援・理解を頂き、それが更に年長児支援の幅を広げていくというサイクルを作り出していた。

また、夫婦制ということも一つの強みであり、夫婦であれば施設で働いているだけでなく、施設に住み込んでいる。それは地域に住むということである。実際に本校は「成徳学校町内会」があり、地域の連合町内会の一つとして参加している。また、職員の子どもは地域の保育園、幼稚園、小中学校へと通い、そこでの親同士の交流も生まれる。そのような関わりから施設への話題も当然出てくるし、情報も入ってくる。自然と地域に根ざしていくのである。もちろん、「夫婦制でなければならぬ」というわけではない、交替制であっても地元とのつながりを大切に行っているところはあるし、年長児支援を行うことで、地元とのつながりは出来てくるとも言える。

五 課題と取り組み

現在、本校が年長児支援を行っていることで、メリットを考えてみると、中学生から継続した自立支援が可能であり、学年による入所制限を受けない。中学を卒業した以降の段階的な家庭復帰やアフターケアとしての通所が可能になり支援の幅が広がる。また、そういった年長児が中学生にとって身近な具体的なモデルとしての存在となっている。しかし、メリットばかりでなく当然課題もある。課題については常に変化がありそれに対する取り組みも進行中である。

(一) 関係機関との連携

進学の児童にとって高校、専門校との関係作りは重要である。現在、本校では年一回、「進学先高校等との連絡会」を実施している。回数を重ねており、効果を上げている。普段から連携をとれるように、入学が決まれば挨拶に行き、普段から気になることがあれば互いに連絡をとるようにして

いる。連絡会も含め関係は向上しており、ひいては、中学生が高校受験する際に理解不足からくる不利益な扱いも減っている。例年進学する高校からは理解も頂いており、中には「成徳から通って欲しい」との要望を受けることもある。これは後にも述べるが、中途退学の多さによる。うまくいく児童ばかりではないが、良い実績を残してくれた先輩がいれば、後輩達の受入もスムーズに運ぶ。部活に入れば、特に運動系の場合、保護者の支援が必要になることが多いが、保護者代わりに出向くこともある。また、そこからより広い地域へと広がっていくことにもなる。

就職の児童にとつて職場開拓、現在の職場との関係維持が重要である。職場開拓については、以前の様に中学卒業生が「金の卵」と呼ばれた時代から久しく、岡山市のハローワークでは中学卒業だけでは求人が一件あるかどうかの状況である。アルバイトにしても十六歳からのものが多く、誕生日の遅い者は働こうにも働けない。また、地元が離れている場合にはこちら情報も少なく、保護者や中学校と連携して動くことになる。時々、卒業生

から連絡があり、「働き手がないか」との問い合わせがあったり、ハローワークを通して仕事に就いたら雇用主が卒業生だったこともある。かつて同じ境遇にいた者として、厳しくはあっても理解を示してくれる存在はありがたい。近年は就職希望の者が減り、中学卒業前に全体としての職場実習は実係が続いており、理解や支援を頂いている所が多く、今でも個別に職場実習や仕事の見習い等をさせてもらうケースもある。

その様な中で、職場、高校でのトラブルがあれば対応するのだが、施設外のことでもあり、予測できない場合が多い上、緊急性を要するものが多い。幸い外部からの連絡に対し、施設として連絡が付かないことはまず無いため、早急な対応が可能となっている。保護者がいれば一緒に対応をして貰うようにしている。「職場・高校からいなくなつた」、「通勤・登校していない」、「問題行動を起こした」といったことに始まり様々なことが起こる。それでも、そのトラブルに対応をし解決をしていくことも、関係機関との連携を構築する上では重要なこ

とである。

(二) 施設外に出ることでの課題

① 通学・通勤途上の事故

通学・通勤については、交通事故も含め毎日のことでもあるので心配はつきない。初めて通学・通勤する前には職員が付き添って経路を確認したり、危険箇所の確認等を行っている。児童の中には、発達障害の影響(不注意)から交通事故回数が多い者もいる。

また、立地条件としては街から近くて良いのだが、施設の周囲だけは墓地が多く、人通りの少ない箇所もあって不審者情報も聞かれる。特に女子の通学・通勤には気を遣うところである。余談ではあるが、街に近いが住宅地に囲まれないのは、この墓地のおかげである。通学・通勤をする者も最初は慣れないが、そのうち庭石くらいに思うようになる。

② 物品の持ち込み

年長児支援を始めるにあたってどこでも課題

となることであろうが、外部からの持ち込みについては気を遣うところである。金銭、タバコ、成人誌等はもとより、技術の進歩でより小型化して持ち込みやすくなっている通信機器類等々、枚挙にいとまがない。

混在寮であるため、小中学生には所持を禁止している物品でも、年長児になると許可している物がある。同一寮内での管理には気を遣うところであり、職員が一時的に管理をしていることもある。

③ 金銭管理

日々の小遣いや、夏場は食中毒予防のため弁当を購入することになるためにその費用などもあって、現金も常に所持して出かける。弁当代がタバコに化けていたりすることもあり、金銭管理も職員側が主体的に行うこともある。しかし、将来的には自分自身で金銭管理が出来るようになることが望ましい。出納帳の記帳や、就職している者などは、貰った給料の使途目的の調整などを行っている。自活を目指す者にとっては、施設退所後の当

面の必要経費を貯金していくことも課題となる。

④ 個人情報の管理

高校などに行けば、施設に在籍している他の児童の先輩と一緒にすることもある。地域には入所を伏せている場合もあり、年長児を通じて情報が流出することが十分に考えられる。「在籍している他児の情報を外部に漏らさないように」と口頭で注意をするに留まっている。逆に、在籍児童にその児童の地元情報などが入ることもあり、注意を要している。

小中学生と年長児は日中に行動を共にしない分、お互いに情報収集したがることもある。年長児の中でも立場の弱い者や他児に相手にして貰いたい者にとつて、小中学生が知りたい情報を持っていることは一つの強みでもあるのか、一層ひけらかしてしまふところでもある。

情報について言えば、間違つた施設情報の流布ということもある。自分にとつて不利な状況になつた時に施設のせいにしてしまうこともある。たとえば、昼食代を他の事に遣つているのに、「施設から

昼飯代をもらえない」などである。

⑤ その他

変わったところではバイト先でストーキング被害等にあう児童もいる。女子の場合であるが、高価なプレゼントやデートの誘いなどがあり、こちらがバイトを辞めるといふことがあつた。施設外での目の届かぬ所では、いつ、加害者になるとも被害者になるとも分からず、また、施設としてどこまで介入できるかも様々である。

(三) 施設の枠組み

社会と施設の枠組みには差がある。いずれは社会に送り出すのであるから、社会とのギャップは少なければ良いのだが、社会の枠組みが緩やかになつていく中で、施設の枠組みを維持していくことは課題である。

児童自立支援施設が家庭的な雰囲気掲げている大きな要因として、家庭基盤の弱い児童入所が大いに考えられるからであろう。家庭の代替機能を要求される部分がある。「寮舎＝家庭」

となり、施設は何であるか考えれば「施設Ⅱ地域」である。地域の養育能力の低下も言われ出して久しいが、本校では施設というより、村の様なもの機能がしている。一つの寮だけで抱えるのではなく、施設全体で支援を行っている。言い換えれば家庭が孤立しておらず、地域での子育てが可能となっている。しかし、近年、懸念しているのが、家庭である寮、地域である施設が機能していても、それを取り巻く社会全体において規範意識の希薄化、モラルの低下が起きている中では施設のみだけではどうしようもないことも出てくる。世間においては問題にならないこともあったり、年齢によって許容されている事でも、施設の枠組みの中では問題行動と捉えられたり、施設だけでは対応できないものもある。従来からある差もあれば、最近になって差が開きだしているものもある。

① 男女交際・性的な問題

中学生以上に性的なことには配慮が必要である。興味も高くなる上に昨今の情報化社会におい

て刺激は一層強くなっている。男女交際については、不道徳な相手であれば規制もするだろうが、高校の同級生との交際などは、施設側が規制したり許可するわけにもいかない。特に女子の場合には必ず保護者に入って貰うようにしている。そもそも施設の利用の目的があり、男女交際を優先するならば、施設利用をしないという選択肢も出てくる。

② 高校生のアルバイト

高校でのルールにのっとり、また、施設生活に影響のないことも条件となる。児童から要望が出ることも多いが、社会性を身につけるためであったり、自活を考えている場合には、その為の資金を蓄える必要がある場合に許可している。

③ 原付、自動車免許の取得

年齢的には許容されるが、施設としてどこまで責任がとれるかということがある。自動車免許については、高校三年生が就職を決めた上で、

卒業前にとるケースは今までもあった。もちろん、高校や保護者の許可を得た上でのものであるが、その為の費用などは保護者が出してくればありがたいが、児童自身がバイト代でまかなったりもする。

原付免許については、職場通勤の場合に必要であったり、女子の場合に徒歩での通勤等は人気がない場所を通ることからの不安もあり、状況に応じて取得させている。保護者の了承や事前の安全教育、任意保険への加入も確認をしている。

④ 携帯電話

世間では高校生への普及率九割以上という状況であり、また、施設入所前に使用していた者にとっては必需品になっている。建築関係の仕事などは現場を移動することもあり、連絡手段として欠かせない場合などは所持を認めている。高校生は基本的に所持していないが、必要性が認められれば所持することもある。ただし、施設内では不要な外部への連絡に使われる可能性や援助交際の為の

ツールとなるため、寮での管理は職員が行っている。

(四) 家庭復帰にむけての調整

年長児支援を必要とする児童にはそれなりに抱えている課題がある。家庭や地域の受入が可能になり児童自身が課題を克服するか、もしくは自立していかなければならない。もちろん本校だけで完結できる問題ではないが、筋道はたてていかなば、施設をたらい回す事にもなりかねない上、中途半端な退所は福祉の枠からも外れてしまいかねない。この課題克服のためには、多岐にわたる関係機関との連携が必要となり、児童相談所との連携、家族へのアプローチ、社会資源の開発など常に模索し続けていくしかないように思われる。また、全ての年長児を受け入れられるわけでもない。小・中学生の要望もあるし、施設のルールに納得のできない児童もいる。二〇〇九(平成二十一)年に岡山県にも自立援助ホームができたが、すでに定員いっぱいに近い状態である。

(五) 予後の課題

年長児支援だけではなく、全ての退所している児童にとっての課題ともなるのだが、退所後の離職、中途退学の問題がある。施設で継続して生活する場合に比べ、家庭復帰した場合の方が割合的には高い。児童への支援も必要であるが、家庭支援も重要なことの現れである。児童自立支援施設だけで、どうにかなる問題でもないが、今年度から専任となった家庭支援専門相談員は、これまでに以上に家庭訪問やアフターケアに動いている。

予後のことまで考えれば児童自立支援施設は通過点ではない。中国地区の専門委員会（各施設の代表が隔月で集まり、直面している課題等を協議している）では、二〇〇七（平成十九）年度と二〇〇八（平成二十）年度にリービングケア、アフターケアについての協議ととりまとめが行われており、今後は本校により則したものととして協議していく必要がある。

(六) 支援期間での課題

① 短期的な支援

本校の場合には、施設内での長期支援プログラムを組むのではなく、社会資源を活用できるようになれば積極的に活用していく傾向が強いため、就職に向けての施設内での支援が主となっている。また、退所生の通所的な支援であったり、家庭復帰した後の立て直しの短期利用や家族のレスパイトケア的な利用等である。様々な利用形態があり、自立支援のために柔軟な対応が要求されるのだが家庭との調整や関係機関との連携をしながら進めている。

② 中期的な支援

退所に向けての段階的な支援や短期での社会資源活用が無理な場合に生じてくるが、長期的に施設内支援をすることは稀であり、施設の見直しや活用できる社会資源の開拓が必要となってくる。他施設では高等部部の設置等もなされており、本校での現状とは別に情報を収集し始めている。

③ 長期的な支援

自活を目指す児童や高校卒業の為に安定した

生活の為に施設に残る児童等である。施設の枠組みと社会の差が大きくなっていくため、施設生活が長くなることでのデメリットも生じてくる。一概に年長児と言っても中学卒業して間もない者と、二十歳直前の者とは当然差がある。二十歳まで生活し、自立していく少年もいるために自活訓練的な建物を設置する方向で検討している。

八 おわりに

本校の年長児支援は、先人達が築き継承してきた好条件により成り立っているところが大きい。その歴史的経緯を認識し維持すること、そして今後の発展には、対応の柔軟さ、社会資源の開拓、関係機関との連携や個々に対する支援が必要とされている。

また、施設内での年長児支援の先にあるものとして、超長期的な支援もある。児童との付き合いは十五、十八、二十歳の節目の年齢で終了で

はない。その後の関わりはずっと続いていく。退所し、しばらくして帰ってくる者もいれば、相談に来る者、二十歳の節目で顔を出してくれる者、結婚や就職の報告に来る者。たまに、見聞きはしたくないがニュース等で事件・事故の間接的報告もあるが、良くも悪くも付き合いは一生物である。夫婦制だからこそ継いでいくものがあり、児童が帰ってこれる場所として存在している。また、今後もそうあり続けたいと思う。

本稿では個別の事例を挙げなかったが、最近の事例を編集し原稿を寄せている書籍³⁾もあるのに興味のある方は参考にしていただきたい。

注釈

1) 岡山県立成徳学校『創立百周年記念誌』

一九八九年 二十五〜四十九頁を参照した

2) 成徳学校「自立への小さな歩み」

『非行問題』一九八五年

3) 小林英義・小木曾宏編



喜多原学園児童作品

『児童自立支援施設の可能性』二〇〇四
ミネルヴァ書房 一七七頁〜一七九頁を
基に加筆構成した

4) 岡山県立成徳学校『創立百周年記念誌』
一九八九年 十八頁、九十三〜九十四頁を
参照した

5) 全国児童擁護問題研究会編集委員会他編
『児童養護と青年期の自立支援』
二〇〇九年 ミネルヴァ書房



喜多原学園桜並木



喜多原学園観桜会

就労と勉学の両立をして自立を目指す

香川県立斯道学園 副主幹 淵田 恵 二

「できないなら先生の言うことに従います。」と笑顔で当然のことのように言ったK君。K君は隔週の木曜日に、登校前に図書館へ寄って本を借りることにしている。しかし会社から一度寮へ帰ってきて、登校前に図書館へ寄るとなると、本を選ぶための時間が足りなくなる。寮へ帰らずに図書館へ行き、そのまま会社に出勤したのである。アルバイトをしていたときは勤務時間が短かったので、図書館で本を選ぶ時間が十分とれたが、会社員になってからは時間的余裕がなくなっている。そこを考慮してほしいというK君の希望であるが、一度帰寮してはじめをつけることが大切である、という寮長の判断があり、K君はそれに「従います」と言うのであった。

私は、平成二十一年四月に斯道学園に配属になって、K君が七月に退園するまでの四か月間の担当であった。その間、K君について他の職員から聞こえてくる評判は「しっかりしている。」「まぢがいない。」というものであった。中学生と違って高校生であり、会社員でもあるK君は比較的自己裁量に任されている行動が多いが、それについても「信頼を勝ち得ている。」という評価によって許されたものであった。しかし、学園入所当時からそうであったかという点ではなく、本人を含めていろいろな人の努力が実を結んだものと言わざるを得ない。

K君は、中学三年の六月に少年鑑別所から家庭裁判所の審判によって入所となった。鑑別所への

入所は、教師への暴力、数回のバイク盗、家出などによるものである。中学一年生まではあまり目立たない少年であったのが、二年から授業妨害、怠学、喫煙などと生活が荒れてきていた。その原因は、母の愛情不足と調査記録は結論付けている。

母は、K君が生まれる前に父と離婚して就労しながらK君を育てているが、夜の勤めに出ているのですれ違いの日が多かったようだ。また、母は警察で「K君にあまり愛情を感じていない。」と話している、数回にわたる警察や裁判所の呼び出しにも応じず、K君が学園に入所してからも、二年余りの間一度も連絡がとれていない。「冷蔵庫の中は酒類で満たされていた」と言うから、母の生活は荒廃をきたしている、それがK君に大きな影響を及ぼさないわけではない。K君は鑑別所入所前の二か月間は野宿生活をしてたと記録されている。鑑別所では、事件を起こしたことに對して反省の思いが表出されており、性格に素直なところが見られて、非行の進度は浅い、と判断されている。学園入所時は実父が付き添ってかれている。実

父は、母と離婚後別に家庭をもっているが、これ以後、月一回の面会外出の時には、K君を迎えに来て食事に連れて行くなど、孤独なK君にとって強い心の支えとなってくれた。

入所して四日目にK君についてこのような記録がある。

「夕方、R先生より挨拶され『分らない事があれば何でも聞いて。』と声をかけられたのにも関わらず、『分からない事は聞きません。自分でします。』と失礼な態度をとり、R先生を立腹させる。夜九時の点呼でR先生より指摘された時も、すぐに非を認めず、返事をしなかったため、延灯して内省させる。十時頃、R先生も同席の上で優しく諭し、謝罪させて指導を終了する。」

その後も、授業中に暴言があり厳しく指導を受けたたり、朝のラジオ体操の前に、あくびをして体操がフラフラしていたのでやり直しをさせられたりしている。

入所一か月を過ぎた頃、無断外出の相談をする手紙のやりとりをしていたことでも厳しく注意をされている。

また次のような記録がある。

「余暇時間F君にからかわれたことで言い合いになる中、F君に『デブ』と言ったため、点呼後職員室で説諭。たしなめることは先輩として必要であり、言い合うこと自体は悪くないが、身体的特徴をからかうことは間違いであることを指導。」
学園へ入所して、慣れない生活の中で悪戦苦闘の日々であったが、きちんと指導をうけ反省を繰り返しながら自己を見つめ、成長するに従って慣れていったものと思われる。K君はよくふざけていたずらをするが、一度叱られると二度としないという聡明さを持っていたようだ。

年が明けて一月に入って、同部屋の男子が女子と手紙のやりとりをしていたことに協力して注意を受けている。その時三日続けて反省文を書いている。

二十年一月二十八日

「自分のこれくらいいいだろうと思う甘い気持ち。物事を軽く見ていたところ、とSと同部屋で止める機会はいっぱいあったのに、自分は関係ないからほっとこうと考える投げやりなところだと

思います。(中略)夏にMと手紙のやりとりをして指導を受けたのが守れてなく、中三の大事な時期ということをきちんと頭に入れて行動できていなかったところ(後略)」

二十年一月二十九日

「SとHの手助けをしたこと、手紙を届けてあげた。断りもしなかった。先生に報告しなかったこと。Fからの手紙をMに回したこと。」

全て自分の弱さと甘さが今回のようなことを招いてしまった。(中略)もう入所して七か月にもなり、みんなを注意したり手本を見せないといけないので、ちよつとずつ直して道を外れた人を無視するのではなく、正しい道に戻せるよう心を特に鍛えていきます。日頃から注意する癖と後先を考えて行動するようにします。(後略)」

二十年二月一日

「自分はもう高校へ行くか就職する道しかなく社会に出て一人立ちするまでの日は短く、学園では年長になる立場であるということを自覚して下級生の手本になるよう物事を明るくプラス思考で行動する。僕は後戻りできず、前に前に進んでい

く。(中略)僕もいろんな人の支えがあつて生きて
いる事を忘れないように心掛けて、困っている人、
道を外しかけている人を助け協力し合つて生活す
る。」

入所以来、K君はよく勉強し、自ら自習時間を
決めて勉強に励み、進学を目指した。高校は私立
全日制と公立の定時制に合格したが、より早い自
立を目指して定時制を選んだ。

「学校生活の目標と決意」と題して次のように
記している。「授業に集中して取り組み、二十九点
以下なんてないようにして、次の学年に上がられ
ないのは絶対に無いよう頑張る。寮生活でも学校生
活でも謹慎になるようなことはせず、無欠席でア
ルバイトと勉強の二つを頑張つて、四年間を何が
何でもクリアして、高校でさまざまな資格を取つ
てみせる。高校生活でさまざまな誘惑があるかも
しれないが、それに乗らず、自分の進むべき道と
とことん進んでいきたいです。後、年齢層が広い
定時制で仲良くやっついていき、上下関係や敬語を学
び身に付け、未来に役立っていけるよう頑張りたい

いです。先生は友達ではなく、みんなのために勉
強を教えに来ていたので、言葉遣い・態度には気
を付け、何事も口だけではなく行動で示せる人に
なれるよう、さまざまな面で学べる所は学び身に
付けて、高校生活四年間良い人と関わり、スペシャ
リストになれるよう、上にならんと伸びていく。千
里の道も一歩から。」

高校に入学してこれまで一年四か月の間、無遅
刻・無欠席で、成績は常に上位三番以内に入つて
いて、一学年・二学年と学級委員を続けている。

入学と同時に、ホテルのルームメイキングのア
ルバイトを始め、一年間勤めた後、学校の紹介で
鉄工関係の会社へ就職し、登校日は十五時まで、
休校日は十七時十五分までの勤務となった。

学園での生活は安定感があつて、男子寮の職員
集団からも一定の信頼を勝ち取っていた。単独で
の買い物外出を例外的に認められた時も、お金の
収支、時間など、約束はしっかり守り、特に帰寮
のジャストタイムには少なからず驚かされた。

会社員となつてひと月が過ぎ、少し慣れてきた
五月の連休明けから、退園・自立生活を目指して

男子寮を離れて、本館・作法室で自活訓練を始める。作法室は本来お茶の作法を学ぶ部屋であるが、時々調理の実習にも使われていて、冷蔵庫・電子レンジ・調理台などが揃えられている。そこで一人で起床し朝食を作って食べて、片付けて出勤することになった。下校後は夕食・入浴は寮ですが、洗濯・日記・余暇・就寝などは、寮生活に倣って自分で責任をもって行うことを原則として、別にルールを定めて実施した。ルールは簡条書きにして部屋に張り出しておいたが、よく読んで実行できていたし、片付けはいつもきちんできていた。

そして晴れて正社員となった七月に退園となった。退園時のアパート探し、家財の購入・搬入などは父に支援してもらい、自立していくK君にとって父の存在は大きな支えになったことは言うまでもない。

入園から二年余り、成長して自立していくK君を見送ることになったが、何よりも大切だと感じたことは、学園の指導がきちんと子どももの心にしっかり届いていること。暗い気持ちと不安な思

いを抱いて人ってくる子どもに、明るい希望を与え、しっかりとした歩みをさせるために、指導が形だけにとどまらず、生活の指針を与え、子どもの中に生きていくための態度を構築すること、である。



斯道学園作法室

お母さんへ

今、僕は児童自立支援施設の斯道学園に²⁵に入所してお世話になっています。今まで、数えきれないほどの人に迷惑をかけたたり、お世話になったりしてすみませんでした。学園で生活態度を直して、公立高校（K）に合格するよう毎日、地道に勉強しています。学園には、お父さんなどの支えがあって入所しています。1⁷に S 高校（私立）に受験をして合格通知もきました。一度だけでもいいので会って話をさせてください。あがままを言ってすみません。嫌ならせめて手紙だけでもお願いします。

平成 20 年 2 月 8 日

注) この手紙は K 君の了解を得て掲載しています。

手探り自立・就労支援

一人ひとりの支援から

熊本県立清水が丘学園 参事 井上 順一

一 はじめに

私は教員から出向し、昨年四月に熊本県立清水が丘学園に赴任した。それまでは中学校の教員として、十三年間中学校に勤務した。児童自立支援施設の存在についての認識は薄く、赴任が決まったときも、自分がどのように子どもと接すればよいか分からなかった。それでもどうか、今まで女子寮担当の職員として、児童の自立に寄り添ってきたつもりである。本学園に勤めるうちに、児童の生活の厳しさは、生活環境の不備や大人の身勝手さから来ているものではないかと感じるよう

になってきた。そんな実感を得ると、子ども心の様子も次第に理解できるようになってきたと思う。

最初に担当したのは中学三年生の女子。中学校に勤務していたこともあり、自分なりに中学校の実態は理解できるところがあった。そのため、どのように中学校生活に復帰させていくかは、おおよそ見当を付け中学校復帰を支援することができた。

その次に担当した子どもは、中学三年生の十二月に本学園に来た。進学するつもりもなく、就職をしたいというのが本人の希望だった。そして期

せずして、私が年長児の支援を担当することに
なった。

本学園には、数年来年長児童の在籍がなかった。
在籍児童は、義務教育終了をめぐりに退園をしてい
くことがほとんどだった。そのため、年長児に関
する支援プログラムやカリキュラムというものが
ほとんど存在しなかった。

不思議なもので、今年、数年ぶりに機を一にし
て三人の年長児童が学園に在籍することになっ
た。このため既存のカリキュラムをあてにできな
い状況となり、各担当や職員全体で、児童一人一
人の支援のあり方を模索していった。また、それ
ぞれの児童が、よりよい自立へと自身で歩みをす
すめていった。

二 それぞれの年長児の歩みから

(一) 社会経験がない児童の就労支援

カオリさんの場合

カオリさんは、保護者との関係がうまくいかず、

無断外泊を繰り返していた。保護者は、高校進学
をきっかけとして、本人の生活の立て直しを期し
たものの、本人は進学を拒否。

本学園に入園し、就職を支援の柱として、生活
の立て直しを図ることになった。当初は、居酒屋
に就職して、自分でアパートを借りて生活するな
どと現実感覚がないことを言っていた。しかしカ
オリさんは、知らない他人と話すことが苦手であ
る。また実社会の現実の厳しさもよく知らない。
だからこそ、そういう言葉でしか表現することが
できなかったと考えられる。

入園後、生活を整え、過去の課題を整理するめ
どがつくまでに四か月の期間を要した。そしてそ
のときには義務教育の期間は終了していた。

ケース記録より

○ ハローワーク訪問

- ・返事ができない、敬語や丁寧語を使えない、
声が小さいなど態度面での注意を受ける。
- ・今後の職探しの方法を職員から説明される。

当初は強がっていたが、パソコンなどで単独での職探しをしなければいけないことを知り、表情に不安の色が濃く出る。

・パソコンでの職探しの中で、叔母の勤務先と同一の求人が出ていた。その求人に興味を持っていた。

カオリさんは、当初、就職に必要とされる基本的態度を持ち合わせていなかった。また自分の思うまま、勝手に自分の思いだけで就職できるものと、軽く考えていることが態度に強く表れていた。性格はとても優しく、家族思いでもある。しかし、初対面の人や大人への話し方、つきあい方を知らない。警戒する一方のため、相手を不快にする態度をとってしまった。

くケース記録より

○ハローワーク訪問

三か所のハローワークに通ったが、土曜のためすべて閉庁。本人の意欲はあったが次回訪問を続けるようにした。

○ジョブ・カフェ訪問

パソコンにて求人検索。近所にパン販売の求人が見つかる。受け付けに聞いたところ、詳細は地元ハローワークで確認した方がよいとのこと。以前は担当職員が細かく本児に指示を出しそれをもとに動くだけだった。しかし、今回は自ら積極的にハローワーク職員に應對し、適切な態度が取れていた。

その後、紹介状等の段取りのため地元ハローワークへ。以前はハローワーク職員との受け答えに反抗的な態度をとっていたが、「ありがとうございます。」など適切に言うことができ、受け答えも大変素直で成長が見えた。

その後、希望の就労先が見つかる。先方はやる気さえあれば、中卒でも全く問題ないとのこと。紹介状をもらい面接の日程を翌日に設定する。

前回の失敗から時が経つにつれ、次第にカオリさんに就労への具体的な意欲が見えてきた。それに伴い、自然とどのように受け答えすることが適

切なのか、自分の頭で考えることができてきたようだ（もともとできなかったのだが、真剣に考えるようになって、態度が変わったのかもしれない・）。
とりあえず就職面接が決まり、カオリさんも担当の私も、すべてがとんとん拍子にことが進むかに思えてきたのだが。

くケース記録よりく

○就職面接 地元ショッピングセンター内、パン小売業の予定。

履歴書を書かないと言いつつ、書き出すまでに二時間を要する。その後履歴書を書き出したものの間違いが多く、こんな履歴書では受からないので面接には行かないと言いつつ。その後居室に引きこもる。就職への不安と他者に対する甘えが混在している様子。面接延期の知らせを聞き安心する。笑顔が出てふざげが出る。

心の揺れが激しいのが、児童自立支援施設にいる子どもの特徴だと思う。カオリさんだけの特性かもしれないが、一度思いこむとなかなか考えや

行動を変えることが難しい。また新しい物事に挑戦する、知らない人間に自分を試されること不安が強くなったと思われる。私はカオリさんの不安や困難を見抜くことなく、就職へ一歩前進できたとおめでたい気持ちになり、安直に浮かれていた。

くケース記録よりく

○就職面接 ショッピングセンター内、パン小売業。

面接の時間までは行き渋る様子。しかし始まると無事終了し、終了後は笑顔も見えていた。合否の結果は、母親の携帯電話に連絡がある予定。

○帰省

仕事のため遅くはなったが母親の迎えで帰省。本児はうれしそうに様子がにじみ出ていた。

○帰省から帰寮

帰省の様子を本児に聞くと、就職活動のため服を購入するとき、自分は普通の服でいいと言

うのに母親がスーツでなければダメということ
で買ってくれたとのこと。母親は本児の成長を
感じ喜び、本児はその喜びを素直に受け入れ、
うれしかったようである。寮へ本児を送り届け
母親が帰るとき、初めて本児が母親に「バイバ
イ」というのを聞いた。今までになく親子の交
流ができた様子だ。以前受けたパン屋の就職は
受からないと思っている。帰省中にパンの製造
があるコンビニの求人を見つけたと言って職員
に見せる。以前は時給の高さに異様にこだわっ
ていたが、どうでも良くなったと本人は言っ
ている。

初めての面接をカオリさんりにどうにか終え
ることができた。そのことが自信になったよう
でその後の生活態度や母親や家族に対する態度も次
第に自信とゆとりを持てるものになってきた。

カオリさんのがんばりを受けて、母親のかたく
な養育態度にも変化が見られ、カオリさんの母
親への対応も柔らかいものに変化するという好循
環が見られてきた。仕事というものに対して、現

実的な選択ができるようになったのは、家庭の受
け入れが温かくなり、カオリさん自身が、具体的
に将来への自信と希望が持てるようになったこと
が大きいと思う。

以来一か月半ほど、週末ごとに帰省をしながら
母親の支援を受け、精一杯就職活動に打ち込んで
いく。しかし、折から百年來といわれる不況の影
響も受け、全く就職できる見込みが立たない。面
接を受けても受けても採用されない日々が続く。
カオリさんも私も、就職活動をしながらただ時だ
けが無為に過ぎていく感じがしていた。

中卒という経歴は就労に大きな壁になってい
く。本人は、児童自立支援施設にいたということ
を就職先に知られたくないため、面接で私が直接
的に本人の採用を訴えかけることもできない。面
接を受けては不採用という結果に、次第に本人も
私も保護者も、焦りの色を濃く浮かべていくこと
になった。

○母親へ電話をかける

帰省中の面接の様子などを聞く。飲食店を受けたが、面接で、十五歳だから夜遅くまで働けないのが困ると言われたとのこと。結果は一週間後に出される。翌日、ショッピングセンター内の農作物販売では、本児の住所と勤務先が遠いということ不可。

この状況を受けて、母親は、就職場所を選んでも職が見つからないので、居酒屋などに範囲を広げられないかと強く訴える。職員から、性急に結論は出さない方がいいと伝えた。

○帰省後のケースワーク

本児と、就労の方向について確認。本児の友だちも飲食業に多く勤めているため、本児も居酒屋などに範囲を広げたいと言っている。またなかなか就職にこぎ着けず、退園がいつになるのかという焦りも強く感じられた。母親も居酒屋などに範囲を広げてほしいのではと強く言っているとのこと。

面接をしても就職できないことが続くと、カオリさんはやる気を失い、感情の平静を保つことが難しくなってきた。また母親も、どのようにカオリさんを支えていけばよいのか、途方に暮れていたのだと思う。担当としても、カオリさんを支援する言葉もむなしく、本人の力になれないもどかしさを感じた。

そんな状況でいらだち焦りながらも、カオリさんは就職活動を頑張り通せた。それは、母親が以前に比べ、カオリさんのがんばりを支え寛容な態度で接したことにつきると思う。

↳ケース記録より

○ハローワーク訪問など

職を探しにハローワークへ。やはり居酒屋のバイトしか見つからず。しかし担当が居酒屋では都合が悪いと伝えると、機嫌が悪くなりもう就職活動はしないと行って聞かない。担当が大 type ショッピングセンター内をまわり、求人があったことを伝えても反応がない。そのまま帰

寮。

○焼肉店に電話をかける

帰園後、担当以外の職員に就職に関する不安や不満をぶつける。その後落ち着き、就職情報誌で見つけた焼き肉店に電話する。次週の面接が決まる。

就職活動から三か月が経ち、カオリさんのいらいだちは頂点に達していた。

カオリさんのがんばりや、周囲の応援と支援を受けて過ごした三か月は決して無駄ではなかったと思う。とはいえ、組織的に整備された支援システムがあれば、よりスムーズに就労に至り、カオリさんは無駄な不安を感じずに過ごせたはずだ。ハローワーク等と連携し、就職活動に取り組むシステムがあればなど感じることも多かった。

カオリさんは、何とか就労の道筋が決まっていいく。しかし、もうしばらくでも前途が見えない日々が続いたら、カオリさんはこの状況に持ちこたえられずに、自暴自棄な行動をとったかもしれない

いと思う。

〈ケース記録より〉

○母親へ電話をかける

高校中退者等も多く、本児に対する理解もある従業員が多いとのこと。ジュースなども飲み放題で周囲が優しく、安心して仕事に行つていふとのこと。

翌日訪問することを伝える。

○家庭訪問

本児は髪も切り、清潔感が出ていた。ただし少々機嫌が悪いようだった。祖父母とも話をし、落ち着いた生活ができていふとのこと。通勤は送ってもらつていて仕事は楽しいとのこと。

アルバイト採用後の家庭訪問。ようやく仕事に就けた喜びと、新しい環境に入る不安が、カオリさんの表情に見られた。しかし、これまでのがんばりを続けてきたことが、きつと自信になっていくだろうと感じた家庭訪問だった。

しかし、安心もつかのま、自立支援施設の子ど

もが自立していく難しさを感じさせる状況になった。

くケース記録よりく

○母親より電話がある

二、三日前より生活が荒れ始め深夜帰宅、無断外泊を繰り返すようになったとのこと。家族ともいさかいになることが多く困っている。

職員が会って色々と言得したり、理解させたこともあるので学園に来ることを要求。母親も了承。

○来園 母親、本児

本児は携帯を常に手から離さず、何度も母親から注意されていた。職員もそのことを注意すると渋々了承。本児の弁では普通に暮らしている。二日くらい帰宅しないことは他の子どももやっていることなので、別に構わないではないかと悪びれる風もない。母親は他の家族との折り合いが悪いことにも困っており、深夜に帰ってくるため家の裏口を開けていたところ泥棒に

入られたとのこと。仕事は真面目に行っており、帰りは店長やその妻が送ってくれるほど職場でかわいがられている。

本児に対して、補導が一度でもあったり、家で育てられない状況があれば学園にすぐ帰ってこなければならぬと伝える。表情が暗くなり黙り込んでしまう。

帰りに、学園の調理場主任に会い励まされる。笑顔になり、現況や給料が出次第、何か持って再訪すると言っていた。

就職が決定したが、その後本人の生活が混乱したときにはどうすればよいのか、最大の課題となった。家庭での養育も厳しく、学校という受け皿もない。児童自立支援施設を出たあとは、卒のある規則正しい生活から一変する。また中学校に復帰する児童と違い、学校など生活を支援してくれる機関がない。そのとき、生活が軌道に乗るまで、児童自立支援施設や児童相談所と児童の関係を、ある時期までは維持していくことが大切だと感じた。

カオリさんの、これからの様々な困難にも、助言ができるようにしていきたい。

(二) 家庭での受け入れが見込めない

児童の支援 ヽユミさんの場合ヽ

ユミさんは十八歳。以前は当学園にいて、その後少年院に行く。しかし、退院になっても保護者の引き取りが見込めなかったため、少年院から当学園に戻ってきた。家庭の支援が全く望めない中、就労目指して再び学園生活が始まった。

入園後二か月ほど過ぎ、就職活動を始めることになった。折からの不景気や家族の支援を得られないこともあり、前途の厳しさが予想された。

しかし、すぐに本学園の調理場職員からの紹介により、飲食店で正社員採用を前提とした三か月のアルバイトが決まった。

本採用に至るまでの三か月。学園生活とアルバイトを両立させるためには、いくつかの課題があった。

①就労場所が学園の所在地から遠く、交通の便がよくない。

ア 寮日程との関連

少年院を退院したとはいえ、自立した生活には様々な不安が残る。しかし学園外でのアルバイトを前提とするので、他の中学生の児童のように、生活をつぶさに見届けることができない。そのため、施設外での行動は、ユミさんの自主性に負うところが大きくなる。

また、ユミさんの生活時間が違うため、寮の他の児童の生活時間にも影響を与える。中学生の児童が就寝している時間に帰ってくるため、同室の子や他の子が目を覚ましてしまうこともあった。

アルバイトに慣れるにつれ、仕事量も増え帰寮が遅くなる日も出てきた。食事が深夜になり夕食が冷め切ってしまったり、食品衛生上の問題も出てきた。そこで電子レンジを購入したり、調理職員が衛生管理に細心の注意を払うなど、新たな支援を必要とした。

イ 送迎の問題

仕事が夜の九時や遅いときには十二時前に終わることもしばしばであった。当初は、本人のバス通勤を試みたが、帰寮途中に見知らぬ男性から声をかけられるという事件が起きた。そのため、学園職員が交代で迎えに行くという方法をとった。

職員も、仕事を終えた後や、非番の夜に迎えに行く。児童のためとはいえ、どうしても負担になる部分が出てくるのは否めない。また、一人の児童に対し、時間外での勤務に職員がつくことになる。三か月という限られた期間だからこそ支援も続いたが、長期になれば支障も出てきたと思われる。

また専門の運転士が送迎するわけではなく、一般の職員が送迎を行うため、交通安全には細心の注意を払った。

②不規則な勤務の中で

ユミさんの勤める飲食店は繁盛店でもあり、かなりの重労働が求められる。また休みも不定期である。そのため他の児童が通常の活動をしている

ときに、ユミさんだけが休暇で寮にいるということも多くあった。ユミさんの自覚があり、自立的な生活ができたので問題なく過ぎたが、当人の状況次第では、難しい問題を抱えたかもしれない。

③住居の決定まで

三か月の見習いの時期を終え、正社員登用へのめどがついた頃新たな課題を抱えた。それは、一人で生活するための住居を借りることである。そこでもいくつかの課題を抱えることになった。

ア 住居探し

ユミさんは働いてはいるものの、就職先の地域の状況は全く知らなかった。また一人で生活するのは初めてで、自活することがどういうことかも理解できていない。収入と家賃とのかねあいも、本人が理解しがたい部分である。また、働く場所との距離の問題もある。

そこで、アルバイトの休憩の間に本人を連れ出し、いろいろな物件を見に職員が連れて行った。担当職員だけではカバーできないので、他の職員

も住宅情報誌やインターネットで、価格や場所を調べユミさんが判断する材料を提供した。寮運営に支障を来さないよう、休日や時間外を利用して本人の住居探しの支援に当たること多々あった。

イ 手続き

本人が未成年のため後見人が必要となる。また、ユミさんは契約にも不慣れのため、職員が付き添って契約に臨んだ。そして、引越しも職員が手伝い無事引越しが完了した。

ただ、その後も契約や隣人とのトラブル、家賃の振り込みなど多くの面で指示をしたり、実際にその場に行って契約を行うこともあった。

いろいろな課題を乗り越え、ユミさんは無事社員に登用され、自立した生活を送っている。時に遅刻したり、仕事のつまずきで上司に叱られては、学園に電話してくることもある。そんな日々から少しずつユミさんなりの歩みを職員が見守っている。

カオリさんユミさん以外にも、男子寮に年長児のタカヒロ君がいる。タカヒロ君は一七歳。高校を中退し、就職を機に自立に向かった。彼も家庭の支えを得られず、行き場のない中で就職活動を強いられていた。しかし、学園の夜間指導員の口添えもあり、飲食店で就職が決まり自立への道を歩み始めている。

三 終わりに

終わりに、ここまでの一人ひとりの歩みで触れられなかったことも含め、年長児支援に関する現状と課題をまとめてみる。

(一) 現状

- ・年長児支援の前例がない中、担当やその他の職員、学園を支える人々の熱意や人間関係、創意工夫を頼みとするところが大きい。
- ・カオリさんユミさんは、就職活動に取り組む前

の、あるいは就職活動以外の時間を、当学園の調理場で実習することができた。

調理場には嘱託の職員もおり、指導課職員とは違う視点でのアドバイスを受けることができた。指導課職員以外との関わりでは、大人の世界のあり方やどうやって年長者にとけ込んでいくかを肌身で覚えることができた。カオリさんもユミさんも貴重な体験だったと感じている。年長児とはいえ、まだまだ数や言語能力の基礎的能力が不足している部分もある。そこで中学生の時間割に年長児も組み入れて、読み書きなどの生活の基本となる力を付けていくこととした。

(二) 課題

- ・就労支援にいたる明確な道筋を確立することが必要である。そのためには、ハローワークなど諸機関との連携が必須となる。
- ・多種多様な職業実習先の情報集積と職業能力獲得の方策が大切だと思ふ。

このため施設内では職業に必要とされる技能

獲得のためのカリキュラムの策定。またハローワーク等の諸機関においては、年長児童向けの技能向上講座開設等の支援が必要であると思ふ。

- ・年長児支援には送迎その他様々な時間外での対応が必要とされる。そのため経費や人的体制の整備が必須だと痛感した。
- ・生活時間が義務教育児童と著しくずれるため、年長児専用の居室があることがのぞましい。
- ・児童自立支援施設の児童の実態を理解してくれる住居先の確保。
- ・就労後の児童が悩みやつまずきを乗り越えられよう退園生への支援方法を確立すること。

以上、よりよい児童の成長自立のため、様々な具体的条件整備が必要だと思ふ。

性非行児童に児童自立支援施設でできることを考える

〈児童の特徴の概観と施設特性を生かした支援の考察〉

東京都立誠明学園 心理療法担当職員 相 澤 林 太 郎

一 はじめに

児童自立支援施設において、性的問題をもつ男子児童の入所が全国的に増加傾向にある(全国児童自立支援協議会、二〇〇七など)。家庭からの入所に加え、児童養護施設などでも男子児童同士による性的逸脱の連鎖が続き、多くのケースが将来的に児童自立支援施設へ措置変更されるなどという流れがみられる。児童福祉において男子児童による性的問題が深刻になってきている。

平成十八年度から成人の性犯罪者に対し、認知

行動療法をベースにした処遇プログラムが矯正施設で開始された。その流れを受けて、児童自立支援施設においても性暴力治療プログラムが導入され始めている(藤岡、二〇〇六など)。浅野(二〇〇八)は性暴力治療プログラムを実施する際、施設での生活も重要であることを指摘している。筆者も同様のことを感じているが、今まで性的な問題について児童自立支援施設での生活に根ざした包括的な支援は研究されてきていない。

そこで今回は児童自立支援施設での支援という視点を強調し、児童の特徴、施設の生活でできる支援、退所後も含めた支援の方向性という流れで

議論を進めていきたい。そのため今回は上記プログラムに詳しく触れることはせず(参考文献参照)、生活構造などを中心に話を進めていきたい。

二 問題と目的

(一) 児童自立支援施設の性非行児童の多様性
性非行少年の多様性は海外の報告で今までも指摘されているが(大江ら、二〇〇八)、児童自立支援施設における性非行児童もまた多様である。筆者の所属する施設でも、強姦、強制猥褻、痴漢、

下着窃盗、公然猥褻、その他特殊な性的行動など、性非行行動も多岐に渡り、児童の年齢は十歳〜十八歳と幅広く、入所経路は、家庭から、他の児童福祉施設からの措置変更の二つの経路がある(家庭裁判所送致は少数)。また被虐待、いじめの被害を受けている児童が多く、前生活場所が家庭、児童養護施設どちらであっても環境の問題は非常に大きい。結果として PTSD、複雑性トラウマ [DESVOS] (Herman、一九九一、森田、二〇〇八)に

当てはまる症状を呈している児童も多数在籍している。その他にも不眠、抑うつ、解離などの精神症状を呈し、医療的関わりが必要である児童も多く、また DSM、広汎性発達障害、軽度知的発達障害など発達の問題を抱える児童も少なくない。

入所児童の性的問題を扱うことを考えた場合、以上のような多様性を考慮しなければならず、実践にあたってはそれぞれに合った対応、処遇、教育が求められる。そのため慎重で徹底的なアセスメントの必要性がある (Sahm, T., 二〇〇二)。

適切な支援のためのアセスメントを行い、支援方針を立てるにあたって、児童自立支援施設に入所する性非行児童の傾向、再非行のリスク・アセスメントを検討しておく必要がある。予後の問題も重要である(※今回は信頼できるデータがとれなかったため、今後の課題する)。

(二) 再非行のリスク・アセスメント

再非行のリスク・アセスメントについては、昨今日本でも研究が増えてきている(藤岡、二〇〇六、大江ら、二〇〇七、二〇〇八、須藤ら、二〇

〇八)。それらの研究では JあOAP-II が利用されている。JSGAP-II では、再非行リスクは固定的リスク領域、可変的リスク領域からなり、さらに、固定的リスクは性欲動・関心・行動の偏向尺度(尺度1)、衝動的・反社会的行動尺度(尺度2)からなり、可変的リスクは、治療的介入尺度(尺度3)、社会内の安定性・適応尺度(尺度4)からなる。項目数は計二十八である。この尺度は接触型の性非行を想定しており、児童自立支援施設の全ての児童(下着窃盗などもいる)に適用できず、また全てのリスクを網羅しているわけではない。標準化された扱いになるが、入所する性非行児童の特徴をみるためにも、実施しておく必要がある。

(三) 児童の可変性と施設生活での成長可能性
性非行児童の処遇は生活ではやりづらく、効果があがりづらいという報告が現場レベルではされているが、筆者が関わっている性非行児童を見ると、他の児童ほど目に見えての成長はわかりづらいが、施設生活での育ちを感じることが少な

くない。この時期の児童は発達段階にあるため、可変性があり(大江ら、二〇〇人)、性非行児童の支援を考える際、成人と思春期児童の発達の違い、またその個人差をみることの重要性(Rich, p. 二〇〇三、二〇〇六)が指摘されている。筆者も支援を考える際、愛着をはじめ成長・発達を考えることは重要だと考えている。

十五歳以前に入所することが主である児童自立支援施設の児童は成長著しい時期であるため、成人の性犯罪者や司法領域の性非行・性犯罪少年とは共通点もあるが相違点もあると思われるが、現段階ではそれを判断できるほど研究が積み重なっていない。より早い時期に保護され、施設で生活するようになったこと、そのことの影響、育ちの可能性を考慮することは重要であると考える。その意味で矯正施設とは違い、児童養護施設とも違う、外来型ではない児童自立支援施設の生活に基盤をおく枠組みのある集団生活の効果を考える必要性を感じる。

児童自立支援施設の治療構造は、今までも検討されてきたが(印出井、一九九九、岩本、二〇〇六

など)、性非行児童についてもその構造を有効利用しない手はない。筆者は性非行のリスクを過小評価しているわけではないが、ケースによっては施設における成長が再非行防止に影響を与えている可能性を実践の中で感じている。

以上の問題は地域差、施設差も考慮しなければならず、一般化はできないかもしれないが、児童自立支援施設での今後の実践について考えるためには、このような問題を整理しておく必要がある。今回の研究では、①児童自立支援施設の性非行児童の特徴を示し(リスクアセスメントを含む)、そのうえで②児童自立支援施設の特異な生活構造の中でできることとという点を考察することを目的とする。

〔※結果と考察(一)は秋山実務学校の中村氏との共同研究(第二十八回日本心理臨床学会でポスター発表)の一部を加筆修正したものである〕

三 結果と考察

本節では、児童自立支援施設の性非行児童の特徴の検討を目的とする。東京都における過去八年間の性非行児童の主に環境に関する基礎調査研究、次いで特徴をとらえることの一つの方法として、本学園の過去三年間の性非行児童のリスク・アセスメントの結果を示し、考察を加える。

(一) 性非行児童の基礎調査研究

対象は過去八年間の一〇四名の男児である。入所時の学年は小学生十六人、中学校一年二十一人、中学校二年三十七人、中学校三年以上三十人である。

加害内容は強姦二十一人、強制猥褻七十六人、下着窃盗など六人である。

入所経路は家庭四十六人、措置変更五十五人、虐待は身体的三十七人、ネグレクト四十人、性的六人、心理的十七人(虐待については重複することがあるものはすべてダブルカウントしている)。

る)。

保護者は両親二十二人、実母四十三人、実父十四人、その他(実母・実父+継父母もしくは祖父母)十七人。

知能は、過去三年の入所児童六十人であり、平均八十代前半(WISC-III、八十五(五十四・五)、ビネー式検査 八十二(五十五))であった。

年齢は少年鑑別所、少年院の性非行少年よりも低く、強制猥褻が強姦の四倍であり、少年鑑別所入所少年より児童自立支援施設入所児童の方が強制猥褻の比率が少し高い(大江ら、二〇〇八)。

入所前の環境については、措置変更がやや多い(家裁送致ケースは少ない)。他の児童福祉施設からの措置変更という経路は児童自立支援施設特有のものである。入所時の保護者の状況は実母、両親、実父、その他の順で多い(措置変更ケース含)。

虐待の定義・判断は難しく、性的虐待が明るみに出にくく、心理的虐待の判断は難しいが、はっきりとした被虐待体験がある児童は全体の六割を占め、そのうち身体的虐待、ネグレクトが約七割である。被虐待経験の率は本学園での全入所児童

とほぼ同じ比率である。再犯率低下の最大の要因は保護者の治療への参加・協力(Kahn、二〇〇二)といわれているが、児童自立支援施設の児童にとって家族は利用できる援助資源としては心許ない。

知的能力(二〇)の平均は八十代前半であり、少年院収容の性非行少年よりも低く(藤田、二〇〇八)、この点も児童自立支援施設入所児童の特徴であると思われる。知的な問題がある性非行児童の多さも支援を難しくしていることが多い。他の非行については、万引きなどの窃盗が多く、粗暴などは比較的少なめで、反社会的傾向は全体的には低いことが予想される。

さらに、多様な属性の関連をみるために等質性分析(統計的手法)を行った。上記のすべての属性を量的データに変換し、その関連をみた。その中で比較的関連の強かったものを示す。

一つ目は両親がそろっていて、はっきりとした虐待的環境にはいかなかった児童である。強姦が多い(措置変更は除く)。これは性非行児童の一つの特徴的な型であるように思われる。性行動が嗜癖

化する可能性はないとは言えないだろうが、危険性を感じる児童はそこまで多くない。反社会的行動の並存も少ない。虐待というはつきりした形では表面化しにくいのが、家庭内の関係の希薄さ、病理の可能性が感じられる家庭は多い。家族成員間の境界の曖昧さが多くみられる。年齢は十三〜十四歳に多く、思春期スパートの影響も考えられる。

二つ目は、虐待的な片親家庭(継父母含)、もしくは児童養護施設からの施設不調で入所するケースで、ほとんどのケースにはつきりとした被虐待体験、もしくは被害体験がある。加害内容は強制猥褻が多い。児童自立支援施設の性非行児童の多数を占める(約六割)。母親のみ、もしくは虐待的継父母のいる家庭に育ち、被害体験を持ち、早いうちから児童養護施設に措置されているケースも多い。被虐待体験による自他境界のあいまいさが色濃くある。他の非行では窃盗(万引きが主)が多く、愛着希求の歪んだ形での表出として、愛着と性の混乱による性行動という意味あいが強い。家庭の不安定さもあるが、児童養護施設からの措置変更児童の場合、前施設の環境の不安定さが、

元々の自他境界のなさに重なり、さらに状況が悪くなっている可能性がある。誤解を恐れずに記述するならば、環境因が強く働いた一過性の性行動というニュアンスが強いケース中にもある。この二番目の型は児童福祉施設全般の性的逸脱児童の大多数を占める特徴といえるのかもしれない。

(一) リスク・アセスメント

J-SOAP-IIを本施設の過去三年間の在籍児童の入所時の状態について実施した。対象は十一歳から十八歳男児であり、非接触型の性非行児は除いている($n=39$)、入所時の平均年齢12.77歳、 $SD=1.28$ 非接触型コト)。判断材料は児童相談所児童票、家庭裁判所少年調査票を中心に、入所時の情報を含め確認できるものについて抽出し、スコアリングし、平均値を算出した(表1、図1)。

表1 J-SOAP-IIの結果

	尺度1	尺度2	尺度3	尺度4	固定リスク	可変リスク	総リスク
平均得点	4.67	6.00	9.26	5.38	10.67	14.64	25.31
SD	2.90	2.93	2.28	2.14	3.31	3.70	5.75
	29.2%	37.5%	66.1%	53.8%	33.3%	61.0%	46.9%

図1. J-SOAP-IIの得点の平均(%)

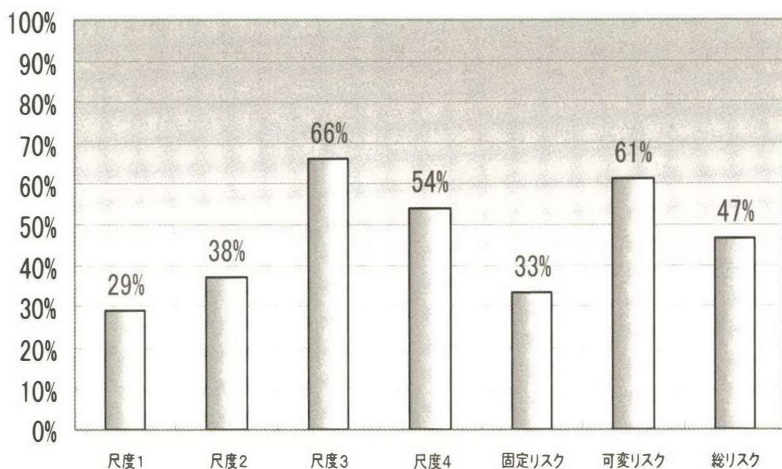
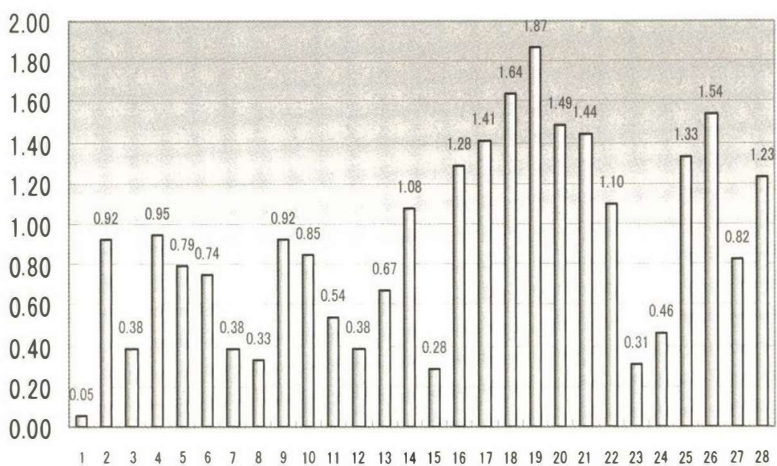


図2. 各項目別の平均得点



今回は児童自立支援施設の性非行全体をとらえることを目的としているため、個別のケースについて捨象されている面がある。この点は慎重に考える必要があることは間違いなく、各下位尺度のリスクの高い児童にはそれぞれの対応が求められることを明記しておく。

J-SOAP-IIの各項目の平均得点(図2)も示す。

表1、図1に示した通り、総リスクは25.31(46.9% SD=5.75)、固定リスク10.67(29.17% SD=3.51)、可変リスク14.64(61.0% SD=3.70)であった。可変リスクが固定リスクの約倍であり、四尺度を比較した場合でも、尺度3(66%)、尺度4(53%)が尺度1(29%)、尺度2(37%)よりも高かった。項目別に見てみると、尺度1では、項目1、3、7、8が低く、性非行の繰り返しの回数、関心の固執性はそこまで高くない。ただし被害者の人数が複数人に渡っている児童もおり、そのような児童は注意を要する。尺度2は、全体的に低めの数値であるが、特に項目11、12は問題行動・行為障害、反社会的行動、非行という点であり、尺度3の項目23の低さ(非行の友人関係か否か)からも、反社

会性、非行への親和性は低いといえる。項目11は被虐待の項目であり、これについては(一)での被虐待児童の多さと重なる。尺度3については、項目23以外は高い得点であった。内容は自身の性非行のリスクの理解や、責任や罪障感、変化への動機付けなど、治療や変化することへの態度であり、児童自立支援施設の性非行児童はこのような態度が非常に未熟であるということがいえる。性非行という問題行動に手を入れてない状態であることを考えると合点がいき、その後の対応の重要性を感じる。これには児童自立支援施設の性非行児童の性的な未熟性とも関連しているように思われる。筆者は性的な未熟性を日常性非行児童と関わっていると強く感じるものが多くあり、思春期にさしかかった児童が性的な関心を異性に抱くというよりも、他の要素も混じった結果としての性行動ととらえられる。これは児童の年齢が低いことと関係しているようである。児童養護施設で同性と肛門性交をしている児童でも、第二次性徴を迎えていない児童が多く、精通、マスターベーションも知らない、場合によっては妊娠とはどういう

ものかもしれない状態で性非行を起こして入所してくる。性的な環境に入り混乱をきたしているようである。その意味では単純に知識を与えるという意味での性教育の必要性も強く感じる。尺度4については、全体的に高めであるが、項目26(過程生活状況の安定性)が高く生活状況の不安定さがやはり強く出ている。これは性非行であっても家庭状況の不安定さという要素を多分に持っているということがわかる。同様に項目28(ポジティブなサポート体制)であるが、これも比較的乏しいのが特徴である。25の怒りのマネージメントについては、被虐待児童が多いことも関連しているように思われる。怒りの問題もケアしなければならぬところだろう。

このように考えてみると、大雑把ではあるが可変性リスクの方が、固定リスクよりも高いという大きな特徴を確認できる。年齢の低さに加え、前生活場所が非常に不安定であったことが大きく、被虐待体験、または非常に窮屈な状況に常になっていたことが想定される。また、性的な固執性はそこまで高くはないが、自身のやったことについてそま

で考えることなく、もしくは考えることができず、ここまでできているという状況がありそうである。

J-SOAP-IIが想定していない非接触型の性非行児童であるが、下着窃盗の問題もケースによって深刻なものもあり、家宅侵入を併発しているケースがある。このようなケースは性的フェティシズムとの強さなどを考慮し、再非行のリスクを慎重に考えねばならない。今回は四人であり大きなことはいえないが、J-SOAP-IIをみつみると、当然ながら接触型よりも全体としては得点は低い、その割には被害者が複数であったり、繰り返し行っている児童もいる。またこれらの児童は尺度4の得点が低めなのが特徴であり、接触型の半分の得点であり、尺度3も得点は低く、全体的に可変尺度は低めである点で特徴的であった。介入法についても工夫が必要かもしれない。

上述の通り、J-SOAP-IIはすべてのリスクを扱っているわけではなく、須藤ら(二〇〇九)らも指摘しているように、急性のリスクを調べることができない。性非行児童と関わっていると、近親者の死、別れなどの喪失体験や、一過性の精神病

状態様のもの、児童が現在過ごしている慢性的な不安定さ、もしくは恐怖を感じる状況下ではいじめが激しくなったり、虐待もより深刻になったりと、いつ急速にリスクが高まるかは予測できない状況

にある。このような急性のリスク状況も考えておく方が実際的であろう。

さらには性非行の直接の原因にはならないが、性非行行動を形成・強化する要因のひとつとなっている発達障害や知的障害といった問題がある。このような問題をもつ児童についても、その児童の特徴をとらえ、性非行行動を慎重にみて支援計画をたてねばならない。こだわりや独特な認知様式、理解の問題、衝動コントロールの問題などについてである。児童自立支援施設には愛の手帳を取得しているもの、それに相当する知的能力のものが多いが、性非行児童にも多く含まれる。知的能力の問題をもっている児童には、治療もなかなか難しく、非行を繰り返す可能性がある児童は少なくない。発達障害の問題も大きく、性への極端なこだわりができてしまうと介入の難しい場合も

あるようだが、一方で広汎性発達障害の児童の場合には比較的的心理教育や生活指導が入りやすい場合もあり、特性に合わせた介入が必要になってくる。

四 性非行少年の援助全体を眺める

(一) 狭間の性非行児童

ここまで児童自立支援施設における性非行児童の特徴を示してきた。児童自立支援施設に入所する児童は「狭間にいる」性非行ともいえるのではないだろうか。本研究の結果が示すとおり、児童自立支援施設の性非行児童の大きな特徴の一つは、非行の要因としても、支援としても、予後としても環境の影響が非常に大きいということである。思春期の入り口もしくは真最中という時期は環境の影響を受けやすい時期であり、また第二次性徴の最中、もしくは直前であるということ、心身ともに激動の時期である。児童は、成長著しい時期にあり、その可能性も大きく、可変性がある。また、児童自立支援施設は福祉施設ではあるが、

実際は司法と福祉の間にあると位置づけることもできる。さらに、それまでの被害体験も多く、「被害者」でもあり「加害者」でもあり、「加害」と「被害」を同時に体験している状態であるともいえる。性非行そのものについても、全くの性的な欲求からというよりも、愛着や依存などが入り混じった様相を呈する行動であったりする。そのような意味で様々な要素が入り、判断も難しい状態である。そのため、支援についてもその入り混じった様相を慎重に見ていかねばならず、施設の中では「育ち」と「非行行動の除去」の両面を意識したい。

(二) 入所前の環境—境界の侵害について

環境の問題として、境界の侵害という問題がある。このことは入所前の環境の把握、退所後を考える上で重要である。家庭からのケースにせよ、措置変更のケースにせよ、曖昧な境界がある環境、守られなさをもち環境で過ごしている児童が非常に多いのが両経路の共通点としてあげられる。

そこで、ここでは性的問題が起きる家族の問題を考察することで、性非行児童の入所前の生活環

表2. 性虐待の起きる家族の力動(Bolton et al,1989)

許容的環境	自由に性的な情報に触れることを認める。子どもは処理できず圧倒され過度に刺激受ける。
誘惑的環境	1人か数人の大人がその子どもに対する性的な興味を言葉、行動により伝える。明白な虐待は起きないかもしれないが、子どもはたえず大人にとって自分が魅惑的だと意識させられ、その大人は「不注意」に子どもに自分のセクシャリティをさらすかも。そういったことが重なり、家族においては、刺激がそえられるような雰囲気の中で子どもは性を学んでいく。
明らかに性的な環境	子どもの性的な悪用や性的虐待が起きる。大人が子どもと明らかな性的接触をする。性教育をするふりをして子どもにポルノをみせるなど、性的な情報の伝達が子どもを搾取するためになされる。それだけでなく、大人たちは子どもたちどうしは性的接触をするように密かに謀ることもある。

境の特徴をつかみ、支援にいかすヒントとしたい。

性的虐待がおきる家族の特徴に「境界線のなさ」、「慢性的な境界の侵害」がある(Gartner, R. B., 一九九九)。近親姦はその中でも境界侵害の極端なものである。境界の侵害のある家族の枠組みで育つとその不自然な境界の関係性のもとに人格が形成され、対人関係でも問題を起こすという。性的問題をもつ児童の家庭では境界があいまいなだけではなく、性的な事象についての境界のなさが存在しているという。Bolton et al (一九八九)のあげた性虐待の起きる家族の力動のうち、性非行児童の家庭にみられるものをピックアップした(表2)。

これらの性的問題の関係する家族の特徴は、性的に行動化する男児へも適用できる部分は多く参考になる。家族の境界の曖昧さとともに家族がどのようにに性を扱っているかという視点で生育環境を考え支援に生かすことが求められる。家庭から入所の児童の場合、DV、虐待の場合は境界の侵害が容易に起きてしまう状況であるが、それ以外にも、保護者側の不適切な関わりが多くみられる。

例えば中学生でも母親と同じ布団で寝る、母親

の過剰なスキンシップ(父親の場合も)がある、一緒に入浴するなどである。また兄妹で同じ布団で寝ていて、近親相姦に至ったケースもある。これらは代表的な家族内の境界の曖昧さといえる。実際に性的な行為が行われていなくても、精神的な個人の境界が曖昧になっていることが問題である。

児童養護施設からの措置変更の場合でも、過去に施設内で性的な被害体験をもち、後に自身が今度は加害者になってしまい、入所してくるケースがある。このようなケースは性的暴力だけでなく様々な暴力の被害を受けていることが多い。これは、まさに被虐待体験に近い状態であり、暴力にさらされ続け、力による関係のもとに過ごしてきて、結果として性的行動に出ってしまった状況である。性非行児童にはこのような状況が長期的に続いていたことが予想される児童も多く、境界の侵害は慢性的に起きていたということになる。

このように考えてくると、境界の侵害に常に晒されていた性非行児童にとって、自分の境界(プライバシー)を守ってあげること、形作ってあげること、意識させることは非常に重要な要素になって

くる。境界の侵害からの回復は児童自立支援施設
の生活における環境療法的な治療構造で育まれる
ところの大きいものであると思われる。

(三) 児童自立支援施設での支援について

性非行少年について、児童自立支援施設ででき
る支援は大きく四つに分かれると考えられる。①
生活場面での環境療法②心理面接(性暴力治療プ
ログラム含)③広い意味での性教育④退所を見据
えた環境調整である。日本では現在までに、性暴
力治療教育プログラムは多数紹介されてきている
(Kahn, T.、1999、1999、1999、Ikansen, K. & Kahn, T.
2006、藤岡、2006、浅野、2007)ので
今回は詳細には触れない。それ以外のことを中心
に述べていく。

残念ながら本学園では、性非行の在籍人数が多
いということもあって(二・三割)、すべての児童
に性的問題に焦点をあてた関わりをすることは今
のところ難しい。生活場面における環境療法は
日々行われているが、その他に最低でも、③性教
育と④環境調整は必須の支援であると考えられる。

① 施設での環境療法の有効利用

環境療法はもともと非行少年に対するものであ
り(Aichron, 1935)、児童自立支援施設でも実
践され、今まで多くの報告がされてきた(青木、一
九六九、印出井、一九九九、富田、二〇〇六など)。
生島(二〇〇五)は非行少年の治療について、「悩
みを抱えられること、葛藤の内面化が不可欠で、
自他の境界を認識し、自分の心の痛みを体感し、
他者の痛みに思い至り、その過程を周囲の大人に
見守ってもらうことが必要だとしている。

また西澤(一九九九)は、被虐待児の環境療法に
ついて以下の点をあげている。①「安心感・安全
感の再形成」、②「保護されているという感覚の再
構成」③「人間関係の修正」④「感情コントロール
の形成」⑤「自己イメージ、他者イメージの修
正」⑥「問題行動の理解と修正」である。また規
則正しい生活はトラウマ症状を改善するという
(Williams & Pojula、2001)

さらに筆者が注目しているのは身体感覚の育ち
である。児童自立支援施設では運動を日常的に行

い、心身両面の成長を促す。トラウマに対する身体面へのアプローチについては、多数報告がある（那須野、一九九六、藤岡、二〇〇六、Levine、一九九七、Rothschild、B、二〇〇〇など）が、児童自立支援施設の日常的な運動は似たような感じをもたせるものではないかと思われる。身体感覚は自己の意識の基礎となるが、児童自立支援施設に入所する児童はそれが育っていないことが多い。そもそも身体感覚は幼い頃からほどよい環境（母親との関係など）で育っていくが、劣悪な環境に育った性非行児童はそのような経験は乏しいことが多い。これは種々の被虐待体験の結果ともいえる。

児童自立支援施設での運動は、身体を鍛えることにより、身体感覚の育ちが成され、自我の境界の育ちの基礎になる。運動は他にも自己効力感を育てたりと効果は大きい。これに日常生活での他児、職員との関わり、日課、役割、多様なプログラムをこなすことをもって、自己境界が次第に育っていくのではないかと思われる。

以上のことを踏まえ、性非行児童の児童自立支

援施設における治療構造をまとめてみる。施設での生活は、まず児童を保護する機能がある。性非行児童は前述の通り、被害体験が大きい。入所前は劣悪だった環境からの保護をし、行動化させないという意味での保護をすることである。その安全感の中で、様々な日課、役割をこなし、集団生活、虐待的でない大人との関係から、自信をもつようになり、身体的な成長、自己の育ちが進み、自己イメージ、他者イメージ、人間関係の修正が行われていく、もしくは始めて形成されていく。また、その強固な枠の中で感情のコントロールの練習がなされていく。児童は施設のその強固な枠組みにぶつかり続け、失敗することを繰り返し、葛藤し、社会的な適応を学び、知らぬ間に成長している。そのなかで自分自身の問題行動の理解と修正におよぶことがある。抑えられるのと同時に守られた環境の中の生活は「抱える環境」として機能し、児童の退行を促進し、そのなかで育っていく。その中で不眠・解離症状などの精神症状が落ち着いてくることがある（薬物療法が優先される場合も当然ある）。

筆者の印象では本学園の性非行児童入所児の多くは、「マッコ」 というよりは、比較的ひ弱な印象を受ける児童が多く、対人関係がうまくいかず、孤立していて、自信がなく、自己評価の低い児童が多い。このような児童には以上述べたような児童自立支援施設の環境療法的なアプローチは有効であると思われる。入所時にはひ弱だった児童も退所時には「マッコ」になり、男らしく成長し、自信をもって退所していく児童も少なくない。

以上のようなことから、環境療法をしっかりと行うことは性非行児童の育ちの基礎をつくること、共感性の育ちのスタートに立たせることと同意である。筆者は考えている。環境療法の一つのヒントになるのがJ-SOAP-Ⅱの項目である。生活で接する職員も担当の児童のスコアを見てみることで、日常の処遇に役立つのではないかと考えられる。例えば、「非行に対する責任の受容」「変化に対する内的動機づけ」「自責の念。罪障感」などは日常的な場面で大人、児童との関わりから、次第につくられていくものであると思われる。生活でできることは日常的にできた方がよっぽど身につく可

能性は高い。そのような意味で性暴力治療プログラム、性教育についても日常生活での有効活用が求められる。詳しくは次節に述べるが寮との連携なしでは、プログラムなどは効果が低くなってしまう。生活を中心にみたやり方が重要である。

② 性加害治療プログラムを含めた心理療法と生活場面との関わり

環境療法を重視した心理面接では、心理職は個別面接をするのと同時に心理室の外の「クライエントをつつむ環境や、そこで起きている事柄にも視野を広げ、治療の場で起きていることと結び付けて理解するとともに、現実環境への働きかけを行う必要」がある(増沢、二〇〇九)。浅野(二〇〇七)も指摘しているが、前節で述べたとおり、これは性暴力治療プログラムを行う際にも必要なことであり、プログラムで扱うことを生活で起きていることと結びつけ、寮職員とともに児童の理解を深め、生活処遇に厚みをもたせることが有効である。その意味で心理職はプログラムを行いながら、寮職員とチームを組み、生活に広げていく必要が

あり、その方がプログラムも生きてくるといふ感
触が筆者にはある。

児童自立支援施設の心理面接と生活との関わり
は、生活を少し離れた心理面接で生活場面での「ぬ
か味噌をかき回し、その間の生活の中で熟成」を
進める(村上、二〇〇三)という構造になっている
ように思う。心理面接でもっと個人的で深いテー
マを扱うことも当然あるが、心理士は児童と一緒に
に「ぬか味噌をかき回す」作業をし、生活を考え、
支えることも心理面接の重要な側面であると思わ
れ、それが生活場面での環境療法を促進すること
にもなる。このような生活の連続線におくとい
う位置づけの心理面接は性非行児童にとっても有
効である。

③ 性教育

性非行児童にとっての支援として性教育を忘れ
てはならない。ここではただ知識を与えるだけの
性教育でなく、もっと広く、生きることを、自分を
大切に、相手を大切にすることなどを扱うもの
を示すことにする。

石澤(二〇〇九)は児童自立支援施設での性教育
の課題とその必要性についてまとめているが、そ
の中で、児童自立支援施設では、性教育の必要性
を感じながらも、実際に行われている施設は半数
ほどであるとされている。やらない理由は様々で
あるが、消極的なものが多い。誠明学園でも年一
回中学校三年生に卒業間近に薬物問題と一緒に性
教育を行うのみであるが、対象も機会も増える方
が、児童に与える影響は大きくなると考える。

児童は不適切な性的刺激にさらされていたこと
が非常に多い。筆者の関わっている児童の中でも、
「正しい」知識が全くなく、性非行に至っている
ケースが少なくない。第二次性徴もまだきておら
ず、精通もまだない児童が性的問題を起こしてい
るのが現状である。強制猥褻を繰り返したある児
童と「なぜ子どもが生まれるんだろう？」という
話をしたときに、その児童は性交渉の結果妊娠を
するということがわかると間髪いれずに「それっ
て犯罪じゃないですか!」と言った。(なんで?)
と筆者がきくと「だっていけないことじゃないで
すか」と言うのである。これは児童の認知の歪み

という捉え方もできるが、それだけではなくそれまでいろんなところで教えてもらった断片的な知識が集まり、「正しい」知識を知らないまま誤った理解が生じた典型的な例である。そのように考えると知識を与えることは非常に重要であり、それが再非行の歯止めになることがある。

自分を大切にすることも同様である。基本的に児童は施設生活で、そのような感覚をもって育てられているが、改めて「自分は大事なんだ」と教えてもらうこと、しかもそれを繰り返し様々な方法で行うことで児童に染み入る程度は異なるだろうと思う。また性教育は性被害から自分を守ることももつながら。知識がもたらすものは過小評価するべきではない。石澤氏の提案で関東でも性教育研究会が発足した。今後の成果に期待したい。

④ 退所後を見据えた環境調整とその後

上述の通り、性非行児童が実際に性的逸脱したときの環境は劣悪で守られていなかったというケースが多い。そう考えると、入所中に本人へのケア・教育を行い、本人を育てるのと同時に、並

行して児童相談所などの他機関、地域と連携して退所後を見据えた環境調整を行うっておくこと、保護者と暮らすことになる場合、保護者への働きかけを十分に行っておくことは重要である。児童自立支援施設の入所期間の短さを考えると、これらの調整に向けて入所後すぐに始めることが望ましいのではないかと筆者は考えている。性的問題の場合、自宅復帰するときの地域の受け入れという難しい課題も解決しておかねばならない。早いうちに児童相談所、その他地域などとケース会議など、関係者が集まる機会をつくり、それを定期的に重ねていくことが必要だと思う。

現在、筆者は担当して退所した児童については、アフターケア、施設への通所を勧めている。施設に入所するような児童は支えてくれる資源が非常に少なく、社会性もあるとはいえないなかで生きているため、細くても長い支援のつながりをもっていること、しかもそれを行う援助者側が、できれば同じ人物であること、または同じ組織であることが必要であると思われる。そもそも、なかなか人とつながることが苦手な児童たちである。

環境が変わるたびに援助者が変わるのはいい場合もあるが、関係がつながらない危険性が高く、望ましくない場合がある。自宅が施設と離れてしまう場合や、様々な理由で施設への通所が難しい場合は、入所中に児童相談所の福祉司、心理士に頻りに足を運んでもらい、児童が慣れておくこと、またできることならある程度の関係をつくっておいてもらい、退所後の児童相談所での関わりになげることでもある。またその他の地域のリソースについても利用できるもの、児童と関係をとっておけるものは、その実施を入所期間中に行っておくことが望ましい。広く、深く(ときには浅い方がいい場合もある)、長く、性非行児童を地域で支える環境をつくっていききたいところである。

(四) 今後の課題

性非行児童への支援について考えてきたが、今後の問題を含め、現状では性非行児童の全体像を把握することは難しい。何がその児童の性的問題行動をつくっているのか、児童が何を必要としているのか、何がその児童に有効なのか、というこ

とについてさらに議論を重ね、心理士だけでなく、生活職員、児童相談所、その他地域との連携をより強固にし、より包括的な支援をしていくことが望まれる。

今回の研究では信頼できるデータが得られなかったために予後の問題を議論することができなかった。より正確に児童自立支援施設における性非行児童を把握するためには、またより効果的に支援を行っていくうえでは、検討しておかなければならない問題である。今回、過去八年分の入所児童について把握できる範囲で予後を調べてみたが、短期的な予後についてはそこまで悪くないという印象をもった。しかし、長期的な予後は今後の重要な課題として残り、今後も引き続き予後調査を行う必要がある。少数ではあるが本学園の場合、一般寮から高齢児寮の移寮し、その後提携型グループホームに住まいを移す児童がいる。そのような児童の場合、少なくとも三年から四年は施設にいたることになり、長期的なスパンで支援を考えやすく予後も比較的良いようである。

最後に性非行児童を支援するうえでの児童自立

支援施設の構造上の問題について述べたい。児童自立支援施設は現状では性非行児童の支援を考えると、入所期間、支援者側の人員数の問題など不足している面が少なくない。入所期間については、そもそも児童自立支援施設は比較的短期の施設であるため、腰をすえて支援をするだけの時間はない。そのため対人的な暴力である性非行のような問題をもって入所した児童の場合、被害体験を癒し、根本的な育ちに時間を要してしまう場合が少なくなく、「育ち」と「矯正」（問題を見つめること）を共存させることは容易ではない。長い期間不適切な関わりをされてきた児童である。まずは生活の安定をはかり、その後自身に非行行動に向き合うことに移行するのが自然な流れであろう。しかし現状では難しいことであるので、少なくとも児童一人一人に多機関による長期的なスパンでの支援の視点を持つことは重要であると感ずる。

最後になるが、性非行行動は結果として被害者を出すことになる。当然再非行することは許されないわけであるが、加害者を支援する側の人間はどうしても目の前の加害者の児童の立場に立ち、

児童への共感が先行し、被害者のことを忘れてしまいがちである。筆者もこのような事態は何度も経験していて、非常に難しい問題であるが、性非行児童を支援する際は常に被害者のことを頭に入れておかなければならないと考えている。

※筆者は、児童自立支援施設に勤務を始めてまだ三年目の心理士であり、本論稿については今後訂正が必要なることが出てくるかもしれない。一時的な論であることを認識しつつ、今後の実践、研究をもとにより有用なものにしていきたいと考えている。そのため、読者の方の意見、批判、感想などいただけることを願っている。

〈引用・参考文献〉

浅野恭子 2007 性暴力治療プログラムと自らの非行行為に向き合うための支援―非行問題 213, 41-50
浅野恭子 2007 「児童自立支援施設における実践」

関係性における暴力―その理解と回復への手立て。

藤岡淳子編著 岩崎学術出版社 2008

石澤方英 2009 児童自立支援施設における性教育の可能性と性加害児童への性治療プログラム 日本性教育協会学術研究補助金対象研究

岩本健一 2007 児童自立支援施設の実践理論 関西学院大

学出版会

大江・森田・中谷 2007 性犯罪少年の諸特性と性非行の反

復傾向との関係 日本語版J-SOAP-IIの適用性の検証

犯罪学雑誌 73(6), 165 - 173

大江・森田・中谷 2008 性犯罪少年の類型を作成する試

み再非行のリスクアセスメントと処遇への適用 犯

罪心理学研究 46(2), 1-13

生島浩 2005 「東京の児童相談所における非行相談と児

童自立支援施設の現状」 東京都福祉保険局

全国児童自立支援施設協議会編 1999 児童自立支援施設

運営ハンドブック 三学出版

全国児童自立支援施設協議会 2006, 2004, 2002, 2000 全国

自立支援施設運営実態調査

須藤・畔上・坂井・大原・青木・藤原・財前 2009 性非

行の理解と調査方法—リスクアセスメントの観点か

ら— 家裁調査官研究紀要, 8, 1 - 45

富田拓 2006 「児童自立支援施設の入所児童の精神医学的

問題」 子どもの福祉とメンタルヘルス 明石書店

藤岡淳子 2006 性暴力の理解と治療教育 誠信書房

藤田尚 2008 性非行少年の処遇について—日本とアメリ

カの比較検討—中央大学大学院研究年報37, 189 - 200

法務省法務総合研究所 2009 『平成20年度版 犯罪白

書』 国立印刷局

増沢高 2009 心理療法における治療的環境 対人援助

職の技とこころ 誠信書房

村上伸治 2004 「心理療法における治療的变化の場と

自然治癒的要因」すべてをこころの糧に 金剛出版

森田 2007 児童自立支援施設入所児童に対する Disorder of extreme stress not otherwise specified

(DESNOS) 評価の試み 臨床精神医学 36(9), 1191 -

1201

Gartner, R. B. 1989 少年への性的虐待 男性被害者の心的

外傷と精神分析治療 宮地尚子訳 2005

Hansen, K. & Kahn, T. 2006 性問題行動のある知的障害者

のための16ステップ「フットプリント」心理教育ワ

ークブック 明石書店 本多・伊庭監訳 2009

Heaman, J. L. 1992 心的外傷と回復 中井久夫訳 みすず

書房 1999

Kahn, 2001 回復への道のりーパスウェイズ 性問題行動の

ある思春期少女少女のために 藤岡淳子訳 誠信書

房 2009

Kahn, T. 2002 回復への道のり 親ガイド 誠信書房 藤岡淳

子訳 2009

Rich, P. 2003 Juvenile sexual offenders understa-

nding, assessing, and rehabilitating, John

Wiley & Sons, Inc

Rich, P. 2006 Attachment and juvenile sexual of-

fenders, John Wiley & Sons, Inc

Williams & Pojula 2002 トラウマから回復するための

PTSDワークブック グループウイズネス訳 明石書店

2009



喜多原学園梨狩り

気 骨

作家 桧 垣 誠 二

全国児童自立支援施設協議会の発行する、『非行問題』という本を読ませてもらった。

児童自立支援施設に携わっている先生方の理論、熱意、知識の多さには驚かされる。

並々ならぬ決意と実行力の強さも充分に伝わってくる。しかしながらどうしても、物足りなさを感じてしまう。元来のひねくれ者故にと言ってしまう。それまでも自分の中での葛藤は拭いきれない。なるほど、この本の中で述べられている「生活が陶冶」する、その為には「子どもたちと共に歩む」私はここに「教育の原点」があると大変感動したが、とすれば、家庭や本人の問題も、改善されていく気がする。

こうした先生方の思いや指導、本人の努力によ

って、施設に入る前の子どもとは全然違う子に育ったとしても、安心して社会に送り出していいものであるのか。社会は偏見や差別、不条理に満ち溢れている。私は子どもたちに教えなくてはならない最も大切なことは何か、私なりの考え方を述べたいと思う。

彼らに教えなくてはならないのは、「生き抜く力」と「知恵」ではないだろうか。彼らは、施設でいい子になる為に、来ているのではなく、施設を出た後に続く、長い人生を生き抜く力を身に付ける為に来ているのだ。社会はそんなにきれいなだけではない。さすれば、純粹培養された花が社会の毒気にあてられて、枯れてゆくというのは、充分考えられることだろう。性善説を前提とした

理論に、どうしても違和感を感じてしまう。

社会は生き物で、日々刻々と変化しているし、善悪入り混じったエネルギーを放ち続けている。これを無視して、何を教えようとも、ゆまり役に立つ気がしない。世の中に敢然と立ち向かっていく勇気を育てて欲しい。先生方に、短期間にこれを教えろというのは酷な話だが、それでも教えないことは、実社会の中では『絵に書いたモチ』にはりはないだろうか。

多種多様な問題を抱える子どもたちに、個々の実情に応じたきめ細かい指導を必要としていることも理解しているつもりだ。そして、その指導が益々困難になって日々葛藤していることも知っておりまた、やりがいになっていることも事実である。

今の日本人、又は日本の教育に、どうしても欠けているものがあると私は思う。

それは、人に同調ばかりして、反発するという作業をしないことだ。同調ばかりしているところに、同調現象というものが起きる。同調現象をインターネットで調べて見た。

同調現象とは、社会心理学の用語で、人々のある方向のみに傾斜する事を指す。例えば勝算がないのは誰の目にも明らかであるにも拘らず、戦艦大和の出撃を決定するなどが、それに当たる。周囲を見回し、自分に異論があっても、ほかに異論がないようなら異論の表明を控える。『全伝一致の幻想』が現れる。同調現象の結果の採決は『みんな』の意見が同じだと勘違いする。

人は同調したり、反発したりを繰り返しながら成長し、他と少しづつ交わっていき、融合していくものだと思う。この反発という作業なくしては、本当の意味で、自分の意見とは言えないのではないかと思う。

自分の考えや、意見を言う、意見を言った上で決まった事には従う、これが本来の姿なのではないだろうか。この自分の意見を言うということが、現代社会において、非常に少なくなっているのではないだろうか。『どうせ、何を言っても結果は同じだ』とか、よく考えもせずに、人の意見に流されるといったことが多すぎるのではないのだろうか。

他人の意見に同調するだけでは自らの考えを削ぐ事に成りはしないだろうか。よく納得しないままに、多数の意見に流されるという事で、信念や気力が生まれるであろうか。私にはどうしてもそうは思えない。しかしながら、同調現象では、自分が同調した時点で、今度は自分が他者に対する同調源となる、集団の結束を維持しようとするのである。

こういう同調が蔓延した社会で、反発、反論を教えるというのは、非常に困難な作業だと思うが、これを教えてほしいと思う。

社会的弱者である子どもたちに、生き抜く知恵を教えるのには、時間が足りないだろう、だとしたら、生き抜く力を教えるほかにない、子どもたちに教えられる『生き抜く力』とは、

強い心、「気力」ではないだろうか。

封建社会に終わりをつけた、明治維新の文明開化の時、日本人は、気骨をもつ人で溢れていたのではないだろうか。『私』のために動くのではなく、『公』のために動くことができる人が多数いたのではないかと思う。その明治人のもつ『気骨』こ

そが、日本人の他の国にはない、日本人らしさのように思う。しかしながら、第二次世界大戦に負けることよつて、敗戦後、アメリカから、持ち込まれた、デモクラシーという、新しい自由と引き換えに、日本人は、日本人らしさともいえる『気骨』というものを無くしてしまったのではないだろうか。私自身、自分が気骨のある人間とは思っていないが、気骨のある人間になりたひとは常々思っている。なりたひと思う気持ちがあれば、少しづつでも、理想に近づいていけるのではないだろうか、職業としての未来も見えない時代だが、人間としての将来はもつと見えない。

誰かのせいにしても何も始まらない、だとしたら、どのような時でも強い心と信念をもつ『気骨』ある人間になることが、自分や他人を守ってけるのではないだろうか。

『公』とか『私』とか言葉にすれば、難しそうに聞こえるが、要は自分の為だけに動くのではなく、誰かの為に何かが出来る人間になれという事だ、誰かの為に何かが出来るという確信を持ってなくても、その志があれば、それは同じ意味をもつ

ていると言つてもいいのではないだろうか。またそういう志は、自分を助けるのにつながらはしないだろうか。『情けは人の為ならず』の言葉も、それを額面通りに受けとめ、人に情けをかけてはいけなさと理解している人が多いような気がする。これは、情けは人の為ではない。

それは巡り巡つて、自分に返つてくるからという意味なのである。便利と豊かさはき違えながらも、日本は、高度成長期の中、凄まじい勢いで発展してきたが、それはそれで、一つの形が出来たかもしれない。しかしながら、そのプロセスにおいて、他人を蹴落とし、自分だけのことを考へて、何事にも我田引水の考えの下に行動し、他をいたわるとか、人の立場になつて物事を考えるという姿勢を少しづつ、失つてきたのではないだろうか。その結果、今の様な、世知辛い世の中になつてしまつたように思う。

『起承転結』という言葉があるが、日本は長い間、武士による封建社会を続けてきたが、明治維新という起が始まつて、文明開化の火が灯り、それは大正デモクラシーと受け継いだが、第二次世

界大戦によつて、それまでの価値観が転がつて、今日まで続いている。そして、もうすぐ結を迎えるような気がしてならない。そして、結をむかえようとしているなら、同じに新しい起も始まろうとしているだろう。

それは物理的なものを追いかける時代の結をむかえ、精神的なものを求める起の始まりではないだろうか。新しい起が始まる時、気骨のある人が出てくるのか、気骨のある人が新しい起を興すのか解らないが、今を見ると長い間、政権を持つていた自民党が敗けて、民主党の時代がやつてきた。『私』の事だけを考えて『公』を忘れた政治家は、自然淘汰されて、消えてゆく、新しい時代がそこまできている。そういう時代の流れを認識して、自分を振り返ることが今、大切なのではないだろうか。

偉そうなことを書いてはいるが、私自身いつも身勝手に、ともすれば怠けようとする心といつも戦っている、酒もタバコもやめられない弱い人間だ。それでも、いつか強くなろう、人の役に立つ人間になろうとする『公』の魂だけは失つていな

い。さすれば、いつか気骨のある強い人間になれると信じている。

次の時代を担う子どもたちに、誰かの為に何か出来る人になって下さいとお願ひしたい。

さすれば、自分勝手な人より、強い心を持つ事が出来る。人は誰かの為に頑張る時、自分の想像を超える力を発揮できる。結果としてそれが自分を強く、そこに気骨というものが生まれる。

今では死語となりつつある『気骨』という言葉、この言葉を今一度、蘇らせて実践させてほしい。実践出来なくても、実践しようと願う心だけは持つていてほしい。

切に願う、何故なら、未来はあなた達のものだから、そしてまた、次の時代の子どもたちに渡すものだから人は大いなる連鎖の中で生きている、個としては、本当にちっぽけな存在かもしれない、そんな中でも気骨をもって生き抜くことが出来たら、大いなる連鎖の中で咲く、一輪の花と言えるような気がする。



喜多原学園とっとり花回廊遠足

全日本少年野球大会理事長賞の創設について

第六十回全日本少年野球大会を記念して

国立武蔵野学院長 相澤 仁

去る八月十八日～二十日に新潟県の主催により第六十回全日本少年野球大会がFARDONHOSタジアム新潟で開催された。子どもたち同士が励まし合う試合が展開され、すばらしい大会であった。全日本少年野球大会は昭和二十五年の大阪で第一回大会が行われてから、途中一回中止になった大会があったが、今年度で六十回を迎えた。

この大会の目的は、言うまでもないが、子どもの健全育成や自立支援のためである。野球への真摯な取り組みを通して、心身の鍛練を図り、子ども間の成長を期待し、厚生労働省や山口児童文化研究所の故山口秀和先生などの御尽力をい

ただき、この大会は開催されてきたのである。

その実態は、いかなるものであったのか。心に深く刻み込まれるようなすばらしい試合が展開され、意義深い大会が開催されてきたこと、そして大会を通して参加した多くの子どもたちが人間的な成長を遂げたことは言うまでもない。この有意義な経験を糧にして社会生活を送っている子どももいる。この大会が子どもにもたらしたものは計り知れない。関係者の方々に深謝あるのみである。だからこそ、あえて苦言を呈したいことがある。それは真にすべてのチームが子どもの健全育成のために本大会に参加してきたのであろうか。目的

の中心となるべき子どもの健全育成のためというよりも、職員（監督）や施設の思い入れとしての全国大会出場、あるいは全国制覇といった勝つことに目的をおいた活動を展開してきたチームや施設はなかったと果たして言い切れるのであろうか。子どもの個性や能力あるいは課題を考慮しながら、子どもの最善の利益のために、野球活動は展開されてきたのであろうか。

残念ながら、私の知る範囲であっても、監督や施設の思い入れを優先するために、子どもの最善の利益を損ねた活動になっていたと評されかねないチームがあったことは否めないのである。

何も勝つことが悪いと言っているのではない。大会に出場するのであれば、優勝を目指すのは当たり前なことである。私の主張したいことは、優勝が目的になり子どもの健全育成がなおざりにされるのが問題なのであって、子どもの健全育成を中心に据えた野球活動を行うことが何よりも大切であるということである。

監督や施設の思い入れを優先すると勝つことが目的になるために、監督は、多少態度に問題はあ

りつつも技術の上手い選手をどうしても優先的にレギュラーとして使いたくなる。したがって、監督は、上手い選手に対する指導のしかた、入れ込み方あるいはその態度に対する評価と、上手いとは決していけない選手に対する指導のしかた、入れ込み方、態度に対する評価とを比較すると、公平感を欠く対応になりがちなのである。

ポジションについても同様のことが起こる。子どもの希望というよりも監督の希望が優先された決定になりがちなのである。

自主的に主体的に自分で希望したポジションを与え責任を持たせるといふ課題に取り組むことが子どもの自立に結びつくのか、それとも監督に決められたポジションを嫌々行うことで責任を持たせることが自立に結びつくのか、質的研究を行えば、個々の子どもの状態にもよるが、一般的には、自明のことであろう。

目的によって、練習の内容や方法が自ずと違を生ずるのである。個々の子どもは何を目標にして野球活動に参加し取り組んでいるのか、一人ひとりの目標を考えるならば、そこには配慮が必要

であろう。ある子ども目の目標は集団活動を通して、協調性や協力性というものを培うということがあるとすれば連携プレーなどの練習が有効であろう。

野球は好きで上手いのであるが、控えめで人に言われると嫌なことでも自分の気持ちを素直に自己表現ができない子ども目の目標が自己主張であれば、キャプテンといった役割を与えることが有効かもしれない。

実際に私が寮長をやっていた時に、このような子どもがいたので、監督にお願いしてキャプテンを担ってもらったことがあった。その子どもは、それが自信になって、それ以前には自己主張をほとんどしなかった子どもが、少しずつではあったがやがて自分の気持ちを素直に表現するようになったのである。

私は、本来、児童自立支援施設の野球活動というものは、子どもの健全育成に結びついた内容になってこそ、はじめて意義あるものになると考えている。

私は、この本来の目的を真に追求するための大会になってももらいたいことを期待して、第六十回

という節目の大会を機に、理事長賞（優良選手賞）を創設したのである。

創設の趣旨 「前夜祭での挨拶」

この賞の創設理由について、第六十回大会の前夜祭における挨拶の中で説明しているのでここでその一部を紹介する。

「（略）私も職員に成り立ての頃は野球部監督をした経験があります。

私が職員二年目、野球部の監督一年目の時のことです。子どもたちとともに全国大会出場を目指し、取り組んでおりました。強いチームで一般中学校との試合でも勝つようなチームでした。ところが、関東大会の二日前のことです。バッテリー（ピッチャー、キャッチャー）が夜間に冷蔵庫の中の缶詰などを食べるという規則違反をしてしまったのです。関東大会に出場させるのか否か、職員間で相談しましたが、賛否両論でありました。監督として迷いました。私自身、関東で勝ちたいという気持ちが強かったこともあり、連れて行こ

うかという決断をしかけていましたが、問題を起こさないようにお互いに励まし合いながら、確認しながら子どもたちは練習に取り組んでいましたので、子どもたちの意見を聞くことにしました。

子どもたちは長い時間をかけて真剣に話し合ってくれました。その結果、子どもたちが出した結論は規則違反をしたバッテリーを出場させないという決断でした。負けてもいいから、問題を起こさずにいっしょけんめい練習してきた仲間が試合には出るべきだという意見でした。私自身の未熟さを痛感させられた体験でありました。急きよ新たに作ったバッテリーで臨んだ関東大会でしたが、一試合目どうにか勝ちました。次の準決勝で七回表まで勝っていました。裏に追いつかれ、結果、全国大会までもう少しのところで負けてしまいました。しかし、その時に本来ならば補欠だったはずがレギュラーとして出場した子どもが、野球を続けたいという気持ちもあって定時制高校に進み、野球部に入り四年間続け見事高校を卒業したのです。卒業した日、報告に来てくれたのですが、正門から入ってくる彼の姿が今でも脳裏に焼き付

いています。また、その時に問題を起こしたキャッチャーは塗装業を営んでいるのですが、高校野球をみるたびにあの時に問題を起こさなければよかったと後悔していると語ってくれています。さらに、当時キャプテンを務めていた子どもから、私が厚生労働省で勤務しているときに、電話が掛かってきました。なんと今小さいながらも会社を経営するようになったので、先輩に野球のボールをプレゼントしたいという電話でありました。当時辛い生活を送っていた私にとって、負けてはいられないと元気をもらった電話でした。

この監督一年目経験は、私のその後の子どもとともに歩む道、進み方の基本を教えて貰った大きな出来事でした。

監督二年目からは、野球が上手い下手ということよりも、レギュラーではなく、控えであっても裏方であっても、チームのために、自分自身のために野球にひたむきに取り組み、そして野球を通して、自分の心を磨き、人間的に成長するような子どもに、そして優勝を目指しつつも、子どもたちが一丸となってお互いを支え励まし合い最後まで

で諦めないで練習に試合に臨むようなチームに育つてもらいたいと強く希望し、子どもとともに野球と向き合い、歩み、その過程を通して、人間的に成長させてもらいました。私はそういう子どもたちに出会えたこと、そしてともに成長しあえたことに心から感謝しております。ここに来ておられる先生方も君たちに出会えたこと、そして皆さんとともに成長できたことに心から感謝していません。

この大会の目的は、野球というスポーツを通して、君たち自身が自ら健やかな心身を育成することにあります。

したがって、第六十回という記念大会を機に、新たに理事長賞を創設し、この大会の本来の目的である健全な心身を育んだ子どもに対して、優良選手として賞を贈呈し、讃えることにいたしました。

この後に表彰がありますが、この賞を授賞される選手の皆さん、おめでとう。心より祝福いたします。

授賞される皆さんにお願いしたいことが2つあ

ります。

一つは、この賞を授賞できたのは、チームが一丸となるために、チームメイト相互の協力や支援があればこそ、あなたをはじめとするすべての選手君それぞれが人間的に成長したのです。このチームなくして、またこのチームメイトなくして、そして野球部を応援してくれている施設の仲間や先生の支えなくして、あなた方の成長はなかったはず。したがって、この賞は、チームに所属し相互に支え合いながら人間的に成長した全ての選手が対象であり、あなたは、チームメイトの代表としてこの賞を授賞しているのであるという自覚をもってもらいたいということです。したがって、決しておごることなく、チームメイトに感謝するとともにチームメイトとともにこの賞を分かち合い、さらに、この授賞を機に、あなたをはじめ、チームメイト、さらには施設のすべての仲間が、お互いに励まし合い、支え合いながらのスポーツ、生活、学習及び作業などを通して、ともに成長されていくことを強く希望します。

二つ目は、人生は波穏やかな航海ばかりではあ

りません。時として、辛いこと苦しいことを経験するものです。そういう時に、野球を通して、人間的に成長できる力が自分にはあること、この賞を授賞したことを思い出し、困難な問題に立ち向かっていく勇気を奮い立たせてもらいたいというお願いであります。

この理事長賞の創設が、今後の選手諸君の成長に少しでも役立つことができたとしたら、私としてはこんなうれしいことはありません。(略)

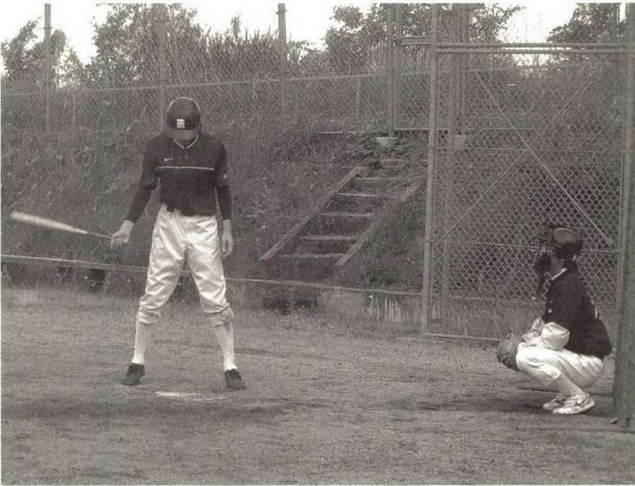
今、全国児童自立支援施設協議会では、今後の全日本少年野球大会のあり方について検討するためのアンケート調査を実施し、分析しているところである。途中結果であるが、存続させたいという回答をした施設は全体の七割にも達していた。

この大会は改善が図られつつ今後も児童自立支援施設がある限り継続されることになるであろう。そうであるとすれば、職員には子どものモデルとなるような取り組みをしてもらいたい。建て前では子どもの健全育成のためといい、本音では全国大会出場、全国制覇といった自分のニーズを目的

においた、建て前と本音が乖離した取り組みだけは止めてもらいたいものである。職員自身の目的のために子どもを指導するのは許されることではない。ましては、問題が生じても、目的を達成するために理由をつけて適切な対応もしないままに大会に参加するなどといった処置を施すことがあるとすれば、子どもを利用しては過ぎず、もはや指導者・支援者として子どもと接する資格はない。そこまでして勝ったとしても何の意味があるのであろうか。

何故、全国児童自立支援協議会では、今後の全日本少年野球大会のあり方について検討しようとしたのか。財政上の問題などいろいろな理由があるものの、その一つが子どもの健全育成のための大会というよりも、職員等の希望を満たすものになっているのではないかといった指摘であった。第六十一回大会からは、真に子どもの健全育成を目的に野球活動を展開してきたチームが参加する大会になることを切望したい。

そして、野球活動を通して人間的に成長した子どもを賞賛できる場にした。そのため、子ども



喜多原学園野球練習風景

もを賞賛することの一つとして理事長賞（優良選手賞）を創設したのである。この趣旨が理解され、子どもの健全育成が図られ、一人でも多くの子どもにこの賞を授与できることを願っている。



第54回中国少年野球大会（出雲ドーム）

修徳学院における食育の取組について

大阪府立修徳学院 管理栄養士 廣 石 正 富

はじめに

修徳学院に人所する前の子どもの食生活は、家庭での食事回数が少なく、食事時間もばらばらである。また、孤食傾向も見られる。(入所前の食生活調査結果より) コンビニの弁当などで食事を摂り、炭酸飲料とスナック菓子でお腹を満たすことも多く、バランスのとれた食生活にはほど遠いものがある。このような食生活環境にあつた子ども達に対し、食育を行うことは、これまでの食生活を見直すよい機会でもある。

したがって食育を担当する給食センター(厨房)の役割は大変重要である。今回、子ども達に食事の大切さを理解してもらうために日々奮闘している食育の取組について紹介する。

給食センターの取組

修徳学院の給食センターでは三六五日の朝・昼・夕の食事の調理を行っているが、近年の取組で最も力を入れているのが「行事食」である。お正月・ひなまつり・こどもの日等、日本古来の行事を理解する事も大切な事だと考えるが、子ども達の中には行事の意味も理解していないものが多いのが実情である。給食センターでは行事の意味を理解してもらうため、行事ごとに「お祝いカード」を作成する。カードには行事の謂れや、食材クイズ等を記載して、諸行事に対する関心を深めるようにしている。(次頁参照)

メニューもその行事に合わせたものを考え、毎

回趣向をこらした内容としている。実施後にはアンケート調査を行ない、子ども達の意見を今後のメニューに反映させている。

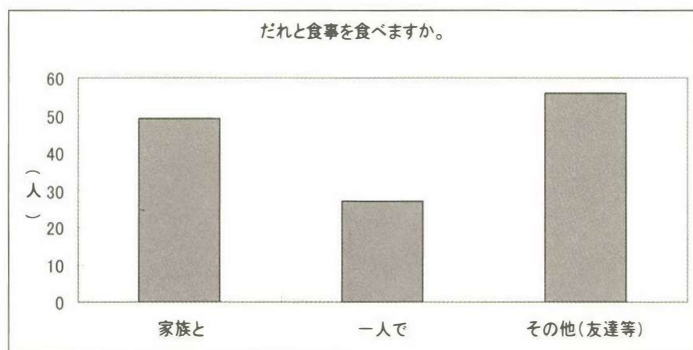
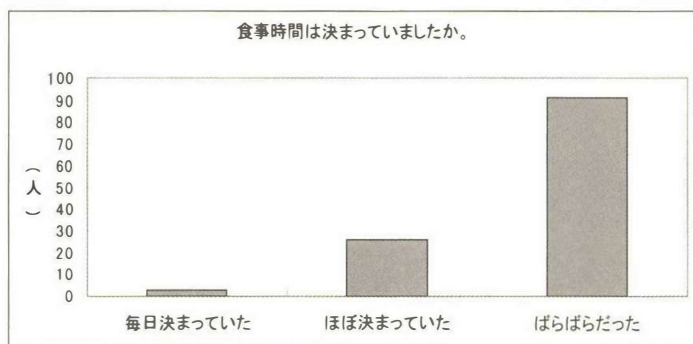
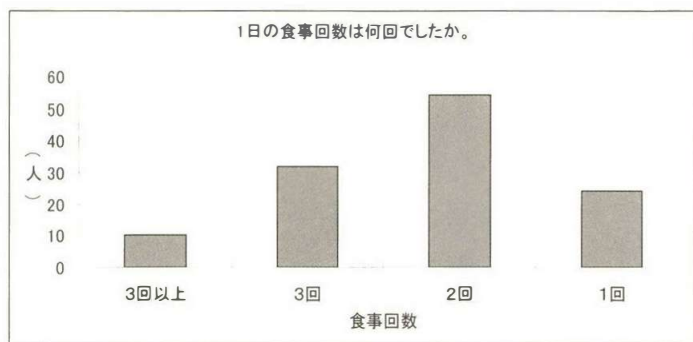
また、市販のお菓子に慣れている子ども達に、手作りの大切さを理解してもらうため、「手作りおやつ」を月二回給食センターで調理している。「手作りおやつ」は、レシピも一緒に作成し、寮で調理ができるようにしている。毎回、子ども達には大好評となっている。

そしてもう一つの取組が、給食センターだけで調理業務を行うのではなく、子ども達と関りを持ちながら、食育を行いたいと、調理師が「調理指導」を受け持っている。手順は、寮で調理するメニューを決め、次にメニューのレシピを調理師が作成する。そして寮に調理師が出向き、子ども達と一緒に調理を行う。子ども達は調理師が実際に目の前で調理を行うことで、包丁さばきや味付けに驚きの声を上げる。調理師の仕事に感銘を受け、将来調理師になりたいと言うものもある。レシピの手順に従って調理指導は行われるが、包丁を初めて持つものも多く、予定通りに進行しない。真

剣な眼差しで取組んでいるのが印象的である。

指導する調理師からは、「子どもたちが素直に聞いてくれて良かった」「教えることは難しい」等の感想がある。指導を通して、自ら調理の技術や知識の向上に努める前向きな姿勢が感じられる。また、指導後、子ども達の感想を聞き、次回の指導に反映させるように、指導内容の検討も行っている。

以上が給食センターの取組である。給食センターに勤務する調理師は、常に、子ども達のことを考えて調理業務に従事している。「おいしい食事」を心掛けることは勿論のこと、子ども達が喜ぶような企画を創意と工夫で考えており、このような取組が、偏った食生活を送ってきた子ども達の食事に対する意識改革につながるものと考ええる。



入所前の食生活調査結果より（平成 21 年調査）

《行事食とお祝いカード》

【お正月】

〈おせち料理〉



〈お祝いカード〉



「おせち料理は正月には欠かせない存在です。昔の人々は「おせち料理」に豊作や家内安全、子孫繁栄を願う意味を込めました。簡単に手に入れることができるようになった現在でも「おせち料理」に込められた願いは変わりません。今年 給食センターでは、職員一同、ハッピーな年になるようお願い「おせち料理」を心と込めて作りました。どうぞ 御賞味下さい。

〈和風おせち〉



鶏の松風焼
抹茶さんどん
牛肉の野菜巻き
煮メ
たいの子煮
豚バウ肉煮
鶏もも かつ揚げ
煮メ
黒豆の子
歌の子
鰯の塩焼
海老のつや煮
紅白蒲鉾
だし巻卵



〈洋風おせち〉

エスカベッシュ
鶏肉カウチンの
シェーフロアは立
つま手の
ベルーネ風
ローストポーク
スモークサーモン
かにアラタン
テリーヌ



おせち料理クイズ

おせち料理に使われている食材は、一品一品に新年への願いがこめられています。では、次の願いがこめられている食材はどれでしょう。このおせち料理の甲に答えがあります。

- ① 卵黄(黄身)と白身(卵)を炒めた赤と青の卵。白からなる、赤白の色と日の出の形が似ている。
- ② 健康をまのに働けるように。
- ③ 黄金色の丹見や塗、かぼけを前かう財宝に思われるように。
- ④ 子孫繁栄を願う。
- ⑤ 見通し(かき)のように。
- ⑥ 餅がゆらまで長生きできるように。
- ⑦ 長ぶりにあやめで家運隆盛(はい)盛治(と)。
- ⑧ 子宝に思われるように。
- ⑨ 成長するにつれ、名前が変わる出でたおめで。
- ⑩ 福気がよくなり、家に集づくように。

答え

①たまご ②黒豆 ③鰯の子 ④かき
⑤海老 ⑥りんご ⑦いりこ ⑧ぶり ⑨人参

【ひなまつり】

〈海鮮ちらしとひなまつりメニュー〉



〈チーズケーキ〉



〈お祝いカード〉



女の子の健やかな
成長を願う行事です。

献立の食材に見ゆる白(こはく)春(はる)と桃(もも)の
桃(もも)のこはくは
それぞれ、春のてし(は)つ木の芽吹き(若) 生命(いのち)
を象徴しています。
この三色を食べることで自然のエネルギーを授け
輝やかに成長できるように思っています。



〈ひなまつり献立〉

お重・ちらし寿司・肉じゃがコロケ
・カニグラタン・野菜サラダ・ヨーグルトサラダ
・潮汁(蛤)・チーズケーキ

給食センターは「ひなまつり献立」として二種類のちらし寿司
と、コロケ、グラタン、サラダをお重に入れました。
また、蛤を使った潮汁があります。
デザートとしてリクエストの多かった、チーズケーキを作りました。

【こどもの日】

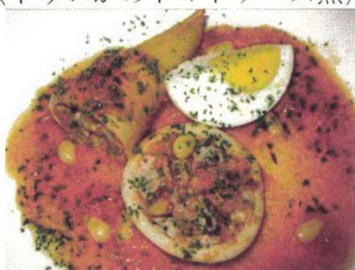
〈鯛めし〉



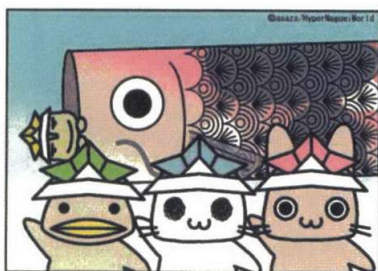
〈チジミ〉



〈やりいかのトマトソース煮〉



〈甘辛チキン〉



〈お祝いカード〉

こどもの日献立

- 夏野菜と生ハムの春巻き
- じゃがいものフレアポテト風ポテト
- やりいかのトマトソース煮、カラアゲ風
- チジミ
- にこにこ
- 鯛めし
- 茶碗蒸し
- マヨネーズ甘辛チキン
- トロピカルフルーツナズケ

端午の節句

奈良時代から続く西の行事で端午は、月の端(はじり)の午(うま)の日という意味で5月とほまえていた。千(こ)と五(ご)の音が同じなので、毎月5日を指すようになり、やがて5月5日が子供の日とほりました。端午の節句では、鎧や兜は子供に笑いが降りかからず、無事に達しく成長するようにとの願いを込めて飾られています。



《手作りおやつ》

【手作りおやつ例】

〈パフェ〉



〈トロピカルチーズケーキ〉



【レシピ例】

〈キャラメルムース〉(ココット4個分)

食 品 名	分 量
板ゼラチン	2g
グラニュー糖④	30g
生クリーム④	91g
卵黄	1個
生クリーム⑤	125g
卵白	1/3個
グラニュー糖⑤	10g
○ブラリネ	
アーモンドスライス	20g
グラニュー糖	50g
粉糖	適宜



《作 り 方》

- ① 板ゼラチンはたっぷりの水でふやかしておく。
- ② 鍋にグラニュー糖④を入れ、中火にかけ水べらで混ぜ、きつね色に焦げたら火からおろす。
- ③ 別の鍋で生クリーム④を沸騰させ、2～3回に分け、②に加え混ぜる。氷水にあてて、混ぜながら粗熱を取る。
- ④ ボールに卵黄を入れて溶きほぐし、③を加え混ぜる。
- ⑤ ④を鍋に戻して火にかけ、とろみが付いたら火からおろし、水気を切ったゼラチンを加え溶かす。
- ⑥ ⑤をボールにこし、移す。氷水にあてて冷ます。
- ⑦ 別のボールで生クリーム⑤を七分立てに泡立てる。⑥に3回に入れて加え、混ぜる。
- ⑧ 別のボールで軽く卵白を泡立て、グラニュー糖⑤を加え、角が立つまで泡立てる。
- ⑨ ⑦に⑧を3回に加えて、混ぜ合わせる。
- ⑩ 器に入れ、冷蔵庫で2～3時間冷し固める。
- ⑪ ブラリネをかける。

○ブラリネ

- ① アーモンドスライスをオーブン(170～180℃)できつね色になるまでから焼きしておく。
- ② 鍋にグラニュー糖を入れ、火にかけ少し焦げたらから焼きしたアーモンドを加える。
- ③ へらで混ぜながら、濃いキャラメル色になるまでよくからめる。
- ④ 粉糖をふったオープンシートの上に広げ、上からも粉糖をふり、固まるまでおいておく。
- ⑤ 冷めて固まったら細かく刻み、粉糖をまぶす。

【資料】《入所前食生活アンケート様式》

食生活アンケート

年齢（ 歳）（現在の年齢を記入してください。）

性別 男 ・ 女 （どちらかに○をつけてください。）

1. 1日の食事について

1. 1日の食事回数は何回でしたか。

①3回以上 ②3回 ③2回 ④1回

2. 食事時間は決まっていましたか。

①毎日決まっていた ②ほぼ決まっていた ③ばらばらだった

3. だれと食事を食べますか。

①家族と ②一人で ③その他（ ）

4. 食べる料理について。

	どのような料理が多かつたですか。（具体的に）	1週間に何回くらい食べていましたか。	料理をどこで食べていましたか。	誰と食べますか。
①家族が作る手作り料理				
②冷凍食品 （ピラフ・焼そば・春巻等） *家庭で買い置きしている場合				
③インスタント食品 （カップラーメン・レトルトカレー等） *家庭で買い置きしている場合				
④飲食店から取りよせる食べ物（店屋物） （ラーメン・炒飯・ピザ等）				
⑤コンビニ食材				
⑥ファーストフード （マクドナルド等）				
⑦その他				

5. 修徳学院に来る前はどこで食事を食べていましたか。

- ①家庭で
- ②他の施設で

②を選んだ方は何歳から施設で食事をしていましたか。(歳から)

II. 朝食について

1. 朝食は食べていましたか。

- ①食べていた ②食べなかった

では、1週間(7日)のうち何日食べなかったですか。

- ①毎日 ②6日 ③5日 ④4日 ⑤3日 ⑥2日 ⑦1日

2. **朝食を食べる方**で主食はどのようなものでしたか。

- ①ごはん ②パン ③ごはんとパン ④コーンフレーク ⑤その他 ()

3. **朝食を食べる方**で主菜(メインとなるおかず肉・魚・卵・大豆製品を使った料理)はありましたか。

- ①毎回あった ②ときどきあった ③なかった ④その他 ()

4. **朝食を食べる方**で副菜(野菜を使用したサラダや煮物・ごま和え等)はありましたか。

- ①毎回あった ②ときどきあった ③なかった ④その他 ()

5. **朝食を食べない方**で食べない理由は何ですか。

- ①朝起きるのが遅いから。 ②食欲がないから。
- ③朝食が用意されていないから。 ④その他 ()

III. 昼食について

1. 昼食は食べていましたか。

- ①食べていた ②食べなかった

では、1週間(7日)のうち何日食べなかったですか。

- ①毎日 ②6日 ③5日 ④4日 ⑤3日 ⑥2日 ⑦1日

2. 昼食はなんでしたか。

- ①学校での給食 ②弁当 ③施設での給食 ④その他 ()

3. **昼食を食べる方**で主菜（メインとなるおかず肉・魚・卵・大豆製品を使った料理）はありましたか。
①毎回あった ②ときどきあった ③なかった ④その他（ ）
4. **昼食を食べる方**で副菜（野菜を使用したサラダや煮物・ごま和え等）はありましたか。
①毎回あった ②ときどきあった ③なかった ④その他（ ）
5. **昼食を食べない方**で食べない理由はなんですか。
①食欲がないから。 ②昼食が用意されていないから。
③その他（ ）

IV. 夕食について

1. 夕食は食べていましたか。
①食べていた ②食べなかった
では、1週間（7日）のうち何日食べなかったですか。
①毎日 ②6日 ③5日 ④4日 ⑤3日 ⑥2日 ⑦1日
2. **夕食を食べる方**で主菜（メインとなるおかず肉・魚・卵・大豆製品を使った料理）はありましたか。
①毎回あった ②ときどきあった ③なかった ④その他（ ）
3. **夕食を食べる方**で副菜（野菜を使用したサラダや煮物・ごま和え等）はありましたか。
①毎回あった ②ときどきあった ③なかった ④その他（ ）
4. **夕食を食べない方**で食べない理由はなんですか。
①食欲がないから。 ②夕食が用意されていないから。
③その他（ ）

V. 食習慣について

1. 1日の食事で次の食品は食べていましたか。
①牛乳・乳製品（ヨーグルト・チーズ等）を食べましたか。
①毎日食べていた ②ときどき食べていた ③食べない
④その他（ ）

⑥野菜を食べましたか。

- ①毎日食べていた ②ときどき食べていた ③食べない
④その他 ()

⑦果物を食べましたか。

- ①毎日食べていた ②ときどき食べていた ③食べない
④その他 ()

⑧ジュースや炭酸飲料を飲んでいましたか。

- ①毎日食べていた ②ときどき食べていた ③食べない
④その他 ()

①を選んだ方のみお答えください。

⑨1日にどのようなものを何本飲んでいましたか。(例：コーラ500mlを1本)

種類⇒ () 1日⇒ (本)

⑩スナックやチョコレート等のお菓子を食べていましたか。

- ①毎日食べていた ②ときどき食べていた ③食べない
④その他 ()

①を選んだ方のみお答えください。

⑪どのような種類をどれくらい食べていましたか。(例：チョコレートを1箱)

種類⇒ () 1日⇒ (個)

2. 好きな食べ物は⇒ ()

3. きらいな食べ物は⇒ ()

4. 修徳学院の食事は家庭や他の施設の食事に比べてどう違いますか。

(複数回答可)

①主食・主菜・副菜のバランスがとれていて、よいと思う。

②肉・魚・卵・大豆製品が少ない。特に () は少ないように思う。

③野菜が多い。特にきらいな野菜 () がよくでる。

④その他 ()

5. 修徳学院の食事を食べて、これまでに食生活を見直そうと思いましたか。

①思う

②思わない(理由:)

6. 退院後、バランスのとれた食事を心掛けようと思いませんか。

①思う

②思わない

(理由:)

第三十四回資生堂児童福祉海外研修報告

岡山県立成徳学校 主任 三 村 和 久

一 はじめに

資生堂は企業の社会貢献という立場から児童福祉施設の中堅職員を対象に、福祉先進国の福祉情報、専門知識、処遇技術、施設の運営形態などの研修に加え、広く訪問国における人々との交流を通して、参加者の幅広い人間形成と資質の向上を図り、将来の児童福祉界を担う人材の育成を目指す取り組みを続けている。

このたび幸運にも三十四回目を迎えるこの研修への参加の機会を与えられ、ニュージーランドが推進する地域支援型被虐待児への対応について、直に人や文化、民族や歴史、それを織りなす大自

然に触れながら、貴重な経験と学びの場を提供していただいた。感謝の気持ちをこめて、この場をお借りして研修の報告をさせていただきますと思う。

主 催 (財) 資生堂社会福祉事業財団

事前研修会 八月二十一日～八月二十二日
(資生堂本社)

結 団 式 八月二十二日

海外研修 九月二十日～十月四日

(十五日間)

事後研修

ニュージーランド（ウェリントン・クライストチャーチ・オークランド）
十一月二十日～十一月二十一日

（資生堂湘南研修所）

参加者

全国の社会福祉関係者から選抜
情緒障害児短期治療施設・児童
家庭支援センター・児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設・里親・児童自立支援施設・資生堂社会福祉事業財団（総勢十五名）

二 研修テーマ

「ニュージーランドが推進する地域支援型被虐待児への対応について」

虐待をしてしまう親に対して、適切な子育てが出来るように親族や地域社会が支援体制を築いているニュージーランドの「地域支援型被虐待児への対応」についての研修を通じ、被虐待児及び親

に対する対応方法について学ぶ。併せて、虐待予防と里親へのかかわりに関する政策とその実態についてニュージーランド政府担当官に学ぶ。

三 ニュージーランドの歴史と児童福祉

(一) マオリとパケハ（白人）

ニュージーランドは世界で一番若い国といわれており、ポリネシアの開拓者の子孫で元々ニュージーランドに住んでいた「マオリ族」と、十八世紀以降に移り住んできたヨーロッパ系の白人である「パケハ」との争いの中で、イギリスの植民地、自治領を経て、一九四七年に独立している。

(二) ワイタンギ条約

後から移り住んだパケハ（白人）が元々のマオリ族の土地や権利を奪うことが相次いだため、一八四〇年にマオリ族とイギリスとの間でお互いの権利に関して結ばれたものがワイタンギ条約である。この条約は五百以上のマオリ族の首長から署名を集めた四枚の英語版と四枚のマオリ語版で書

かれた条文であるが、英語版とマオリ語版の翻訳と解釈の違いが今でも大きな議論を呼んでいる。

特に財産についてマオリ語版では言語や文化などを含めたものであって、英語版とは食い違いが生じており、その後戦争にまで発展した。マオリ族の敗北となったため、この条約によって保障されたはずのマオリ族の権利や文化は顧みられることはなくなり、百年以上も放置される結果となった。

(三) マオリ族の権利回復運動

パケハ（白人）中心の社会が発展する中で第二次世界大戦後からマオリ族の復権運動が始まり、その後の一九七〇年代～八〇年代中頃にかけて、ワイタング条約にまでさかのぼってその理念と権利を守ろうとする動きが出てくるようになった。それはマオリ族とパケハ（白人）との経済的、社会的格差が広がる中で、犯罪の収監者及び子どもや家庭に問題があると判断されて保護される児童の内、マオリ族の比率が約半数を占めていたことから、国全体に関わる問題として歴史の変遷を

踏まえて見直しの気運が高まっていた。

(四) 「子ども・青年及びその家族法

(新法)」の制定

一九八九年までの法律では、子どもの保護や触法行為に対して、全てのごとは政府の考え方によって一方的に決められており、そこにはパケハ（白人）が自分たちだけの文化に拠った政策のみによる「何でも分かっている専門家」としての思いこみが存在していた。これらの児童福祉政策とマオリ文化を見直す様々な取り組みが一九八〇年代後半にかけてなされた結果、一九八九年に「子ども・青年及びその家族法（以下、新法）」が制定された。

新法では、介入前に子どもや家庭に対し分析することが法で義務づけられ、触法少年と要保護児童への支援方法は別々に対応されるようになった。また重要な決定をする際には子ども・家族が同席するファミリーグループカンファレンス（FGC）を実施することとした。旧法との違いとしては政府の強制介入を極力減らし、家族をサ

ポートする体制を持ったことであり、その他家族への資料の開示、必要に応じてマオリ語の翻訳、子ども本人が読んで理解できる資料や記録の書き方などが加えられた。

四 ニュージーランド政府 社会開発省、子ども・青年・家庭局 (CYF)

(一) 社会開発省

ニュージーランド最大の省であり、約一万人のスタッフが働いている。五つの局に分かれており、社会福祉に関わる全ての行政を担当している。

(二) 子ども・青年・家庭サービス局

(以下、CYF)

二〇〇六年七月に社会開発省に統合された省内二番目に大きい局。虐待や養育に関する問題を子ども保護の観点から対応するケアアンドプロテクション部門で全国に五十三か所の出先機関がある。また触法少年に関わるユースジャスティス部門では全国二十五か所の出先機関に、全国七か所の閉

鎖施設がある。また一般市民からの二十四時間の相談、通告窓口になっている「コールセンター」がオークランドにあり、年間約十万件を受付けている。CYFの活動をより充実させるために六つの宣言として、①ソーシャルワークの質を高める②触法の青少年に効果的に働きかける③子ども達が施設を転々としないように、生活の場を安定させていく④家庭やコミュニティの要求に応えることができるようにする⑤閉鎖施設のサービスがよい結果を出せるようにする⑥リーダーシップを取っていく、を掲げている。

(三) ファミリーグループカンファレンス

(FGC)

「子ども・青年及びその家族法(新法)」により、子どもを家族から分離する「代替的ケア中心」の養育方法から、マオリ族が伝統的に用いていた親族中心の養育方法である「家族参画型のシステム」を重視するものに変化し、その支援策の中心として「ファミリーグループカンファレンス(以下、FGC)」が誕生した。FGCとは家族と

意志決定できるよう、家族をエンパワメント（強化）し、責任意識とともに一緒に解決策を導き出すもので、より介入度の高いケースにおける解決策・支援策を家族とともに話し合う、公式な会議のことである。その中心を担う機関は CYF となつてはいるが、家族が第一義的な責任を持つて子どもを守り、意志決定するプロセスであるため、政府の介入を最低限度にとどめた支援となつていく。これは先住民族を抱える世界の国々でも先駆的な対応方法となつており、法的根拠を持ち、参加者の義務と権利、経済的支援等が規定されている。

元々、ニュージーランドの児童福祉は非行児童への教護的な対応からはじまった経緯があつたが、再犯防止に向けて触法少年に罰を与えるのではなく、その罪の責任を感じさせ犯した罪と徹底的に向き合わせることも、また被虐待児や養護の必要な子どもへの対応も深刻化していたこと、などから FGC にはユースジャスティス（触法少年対応）とケアアンドプロテクション（要保護児童対応）の二つのタイプが導入されていった。ユースジャ

スティスでは警察が、ケアアンドプロテクションではソーシャルワーカーが中心に関わることになる。

①ユースジャスティス

これは罪を犯した児童に自分の犯した罪を実感させ、また社会に対して何らかの責任を負わせ、彼らがその後社会復帰できるように支援するものである。そこには被害者が加害者と同じところに立つ権利があり、FGC に被害者も参加し、意見を述べる権利も認められている。従つて加害少年はその声を直接聞かなければならない。さらに被害者は加害少年がその後どうなったかを知る権利も有している。新法では十三歳までの子どもが罪を犯した場合、年齢を考慮することになつており、十四歳から十七歳までの場合には必ず FGC を受けることが定められている。

②ケアアンドプロテクション

これは子どものケアを政府の保護下（施設収容）に置くものだけとせず、そうした子どもを減

らし、子どものパーマネンシー（ケアの継続性）を保障するものである。具体的にはまずは家族が責任を持って子どもを養育していき、それが可能な場合には里親への委託という方法がとられる。ここでは法律の下に保護が必要であると判断される児童（生前十七歳）全てが対象となる。虐待通告などがコールセンターに入った後、すぐにCYFが調査を始めるが、虐待の事実が判明したときは親の同意、または同意の有無にかかわらず子どもを保護し、より近い家族から受け入れが可能かを検討していくことが法律で定められている。家族や親族が難しい場合には、専門的に訓練された里親へ一時保護を目的に預けることもある。その後FOC開催に至る。

③ コーディネーター

FGCは法律で規定された上級の公的な役職であるコーディネーターが中心となって進行される。コーディネーターは子どものケアを最優先に考え、ケアの実現のために家族をサポートし、政府の介入を最小限に、家族分離の場合もできるだけ早く

家庭に戻すよう支援する。FGC開催までの役割として、①開催の準備②参加メンバーの決定③参加家族との参加同意の形成、があり、FOC開催後もフィードバックの役割を担う。

コーディネーターは会の開催中には、常に中立な立場でいることが求められ、参加者が平等に意見を言える、交渉する、参加者の意見の相違を調整する、といった役割を負う。また環境を整えることも重要で、ソーシャルワーカーとのお互いの役割を理解しながら協働し、法の下に判断をすることとなる。

④参加者

FGCの参加者については、コーディネーターを中心に、必要な人は誰でも参加が可能である。本人、家族、親族を始め、ソーシャルワーカーやコミュニティのメンバーなど、子どもに虐待問題がある場合には医師が参加することもある。触法少年の場合には本人の参加は義務であり、警察や被害者、弁護士などが参加する。専門職の出席は最小限にとどめられ、あくまで意志決定は家族が

中心となつて行われる。

FGCへの参加の制限については、コーディネーターのみがその権限を持っており、子どもの利益に鑑みて有害の可能性のある者とされている子どもの最善の利益を考慮した上で、本人が参加を拒否する場合、裁判所にその理由を提出するが、触法少年の場合は、犯した罪の責任や被害者の権利を守る視点から、誰であってもその参加を拒むことはできない。

⑤開催まで

コーディネーターは家族を中心に開催日時、場所など事前打ち合わせを行うが、家族の文化を尊重し、参加者それぞれの文化的背景を理解し、また考慮しなければならない。多民族の場合は通訳を雇うことも必要であり、それぞれの文化に則った開会及び閉会儀式を配慮する。場所についても同様で、伝統や文化を考慮し、その家族が安心できる場所が基本であり、CYFに都合の良い方法や場所を優先させてはいけない。なおユースジャスティスにおいては、被害者心情とのバランスを

考慮し、中立的な場所で行う。開催にあたり、参加するための交通費用などを、状況に応じて政府が一部負担することもある。

⑥FGCの具体的流れ

(ア) 事前説明

事前にFGCを開催する目的を説明し、家族の参加を重視するという法律の下に行われることを伝える。コーディネーターは参加者に、ヤジや罵倒、相手の話を遮るなどの行いをしてはならないことや会の進行についてのルールなどを確認する。またFGCで知り得た情報を一切外部に漏らしてはならない義務があり、情報漏洩の場合には罰金が科せられることも確認する。

(イ) 情報共有

開催の儀式後、最初にFGCにケースを寄せた人(ケアアンドプロテクションの場合はソーシャルワーカー、ユースジャスティスの場合は警察)からその理由を参加者に説明する。その後、他の参加者からの情報提供を行ってもらい、情報の共有を図るが、それは事実の開示にとどまらず、

それに伴う意見や異議、質問など、情報の中身を明確にしていくことが必要となる。

(ウ) ファミリータイム(家族会議)

情報が十分に共有された後、家族や親族などの身内のみによる会議が行われる。コーディネーターは、ファミリータイムに移る前に、家族のニーズを浮き彫りにし、最悪の事態が起きないために家族ができることは何かなど家族に問題解決への意識を高めておく必要がある。

ファミリータイムでは、どうやって子どもへのケアを実現するかなどを、自分たちで考え、答えを出す機会を作ることが重要で、解決策が家族によって導き出されるまでコーディネーターは待つよう心がける。ここでは専門家も席を外し、家族のみで正直に意見交換を行う。しかし、家族だけで行き詰まった場合のみ家族の要望によって、会議の外で専門家からの助言を得ることができる。専門家は、その家族が持つ特有の強みと解決策を導き出す力を信じて対応する。

(エ) 合意

ファミリータイムで解決策が導き出された後、

退席していたメンバーが、再びFGCの会議の場に戻される。ここでは、意志決定における協働の理念が強化される。家族や親族と本人(十二歳以上は必ず本人の同意が必要)が合意した後、会議の参加者との間で、決定に向けた合意点を探っていく。最低条件として、その子どもの安全が確保されること、そのプランを実行するときに危険がないこと、が問われることになる。場合によっては、家族の解決策に微調整を加えて、より強化することもあるが、基本的には家族がこの問題を一番理解していると捉え、家族の打ち出した解決策が、家族が今後責任を持って実践していくことができるものである、と考える。

決定した解決策は、コーディネーターが計画の中身と作業内容を書面化するが、この解決策には法的な拘束力があり、その後きちんと実行されていないと、理由、原因を調査の上で、再びFGCが招集されることもある。FGCが合意に達しない場合には裁判所に戻されることになる。(閉会の儀式をもって、FGC終了となる。)

(オ) モニタリング

ソーシャルワーカーは、計画通りに解決策が実行されているかどうか、そのモニタリングを行い、経過をコーディネーターに報告する。それは計画からズレていかないように、また問題の再発を防ぐことを目的にしている。FGC 同意者の最低二名が再度 FGC の開催の必要性を認めた場合に、コーディネーターの判断によって FGC が再度開かれ、何が悪かったのかを再検討する。

(四) ソーシャルワーク実践

① プラクティスフレームワーク

フレームワークとはソーシャルワーカーが実践を進めるための定義や手順を分かりやすいよう、図式化されたものである。二〇〇五年に CYF が作成したこのプラクティスフレームワークは、実践されてきた具体的な事実をもとに、倫理や哲学、ニュージランド国内外の世界の研究を取り入れ、子どもや家族のニーズに効果的に対応できるように配慮されている。

ケアアンドプロテクション用とユースジャス

ティス用があり、それぞれ目的や目標に沿った考え方と実践のステップを編み込むような形で図式化されている。ソーシャルワーカーはこのフレームワークを行動指針として、ブレがなく、効果的な支援が実現できるよう有効に活用している。なお、ケアアンドプロテクションとユースジャスティスは補完的な関係にあり、ユースジャスティスには、さらに固有な定義や手順が取り入れられ、構成されている。

ソーシャルワーカーは、このフレームワークによって、現在自分の行っていることがどこに位置しているのか、次に進めなければならないことは何なのかを目で見て把握し、次の行動へと結びつけている。養子縁組や入所施設の分野でのフレームワークも開発されてきており、今後は二歳未満の子どもへの対応やスーパーバイズする立場の人へのフレームワークも作成されつつある。

② デイファレンシャルレスポンス

(やまやまな対応 = DR)

デイファレンシャルレスポンス(以下、DR)と

は、ソーシャルワーク実践において適切なサービスを適切な対象に適切なタイミングで提供できるように、CYF等の政府機関と非政府機関(民間福祉団体)が協働し、相談受理から実際のサービス提供の実践の中で取られるさまざまな対応システムの総称である。

一律の立ち入り調査ではなく、それぞれの家庭に応じた対応をすることで、より効率よく効果的にサービスを提供し、またリスクを抱えている家庭に対し早い段階でコンタクトを取り、サービスへつなげることで、虐待の連鎖や悪化を防ぐことがその目的である。

DR 導入前の強制介入に近い形の調査から、DR 実施後は子どもの保護が必要かどうか、最低限の調査を実施することから行い、今では子どもとその家庭のニーズにどうやって応えていくのかに焦点を当てているため、迅速な対応ができるようになってきている。こうした対応は、結果的にその家族との結びつきを強化することになり、家族自身に積極的な問題を解決しようとする意識を持つことができ、効果的な支援へと結びついている。

しかし、通告を受けた家族の中の約十五%は警察も同行するような重篤なケースであるため、深刻度が高く、重篤な虐待ケースにおいては、従来通りの強制介入調査で即座に対応することにして

いる。通告を受けた家族の大半は、保護の必要はなく最低限の調査で対応できるものではあるが、多くは経済的な問題や健康の問題、また不登校の問題等を抱えており、リスクは低いが、サービスを受けるニーズは高い家族であるため、そういった家族に政府機関がいに迅速に非政府機関のサービスへとつなげ、リスクを減らしていけるかが重要なポイントとなる。

五 教育省 就学前教育プログラム(ECE)と戦略プラン

かつて教育の先生は教育省管轄、保育の先生は社会福祉省管轄であったが、実際に保育に活動する時間が、教育そのものの活動になると考えられ、一九八六年に「教育」と「保育」が統合し、一元

化された。

そんな中で教育省にて作成されたものが就学前（以下、ECE）プログラムであり、二〇〇二年に十年計画（戦略的計画）が策定された。これは政府やその関係機関のみではなく、民間の意見も聞きまとめたもので、従来の方式から大きな変化を遂げており、子どもの心身の健全な発達を促進するとともに、学問的にも学術的にも社会的にも健全な成長を目指すとしている。ECEプログラムは二〇〇五年から、三歳以上の子どもについて一週間に二十時間までを上限として無料化している。このプログラムによって、初等教育へのスムーズな移行と、一方で虐待防止の視点も盛り込まれており、二〇〇八年十二月にはECEプログラムの運営改訂が行われている。

（一）目標

全ての子ども達にECEプログラムが受けられる機会を提供することとし、二〇〇二年の計画では具体的目標を、①現在よりもさらに多くの子どもをECEプログラムに参加させる、②ECE

プログラムの質そのものを高めること③親とECEプログラムを提供している機関、またはECEプログラムを提供している機関同士の連携・協力を促進させること、とした。

（二）プログラム

ECEプログラムは幅が広く、さまざまな形態のプログラムが存在している。それらには、先住民であるマオリ族の言語（マオリ語）だけで進められる教育プログラムや、サモアやトンガから移民してきた人たちの言語のもの、家庭内で実践するプログラムなど、さまざまなものが用意されている。ECEプログラムの対象は〇歳から五歳までであるが、親からの希望や発達上の問題がある場合には六歳まで延長が可能となっている。

これらのプログラムを実施するには、特別な教育を受けた者でなければ開催することができない。また、対象年齢によつて教員の配置基準が定められており、二歳未満とそれ以上では比率が変わってくる。プログラム実施に関しては、一週間に一日〜二日の開催で午前中のみ開催されるものから、

毎日午後まで開催されるプログラムもある。実施形態はさまざまで、公立、非営利団体、営利団体などがあり、形態によって多少教育方法が異なる場合もある。ECEプログラムは追跡調査が行われ、その有効性が確認されており、今後もECEセンター開設のための資金援助、地域に合ったECEセンターの改革等、ECEプログラムへの参加率をさらに上げる活動を推進している。

(三)質の確保

ECEセンターの増設にともない一定の質の確保と向上が求められているものの、かつてはECEプログラムのトレーニングを受けたことがない教員も多かった。そこで、二〇〇七年にはECEプログラムに携わる教員の五十%を有資格者でなければならぬと定め、二〇一〇年には八十%、二〇一二年には百%を目標として掲げている。

(四)オールアウトミー

子どもが幼少の時は、虐待と認識できない場合や、虐待と認識しても誰に訴えて良いのか分から

ないことが多いために、周囲の大人たちによって子どもを守らなければならないという視点のもとに、このプログラムを実施している。「子どもが一番大切」という視点に立ち、児童虐待問題を学校という教育現場だけではなく、警察機関も連携した取り組みとして行っている。

①内容

実施主体は警察であり、警察がプログラムを作成している。ECEプログラムに合致する形でプログラムングされており、親や教員に対する資料も作成している。子ども達に対してはキットを作成し、活用することで教育、支援をしている。

ECEセンターでは子どもを守る方針と手順の策定が求められ、①他の子どもと関わる時の適切な方法②虐待があった際の認識の仕方と報告③親、教員に虐待とはどのようなものかを知ってもらうことを目的としながら、子ども自身が自尊心と自信をつけ、そして不適切な対応、関わりを認識し、自らを守るようにエンパワーメント(強化)していくことを達成課題にしている。

エンパワメント(強化)する点については、①児童性愛者には近づかない②いじめをしない③子ども同士や教員との関係をきちんと築くことができる④自己の感情を伝えることができる⑤不適切な対応を受けたことを理解し、どのように伝えるかを認識できるといったことが挙げられている。

またそのためのトレーニングとして、①自分を知る②所属、長所など、自分の強み(ストレングス)を知る③自分の体を知る④自分の部分名称を正確に知り、誰が触って良いかを知る⑤自分が一番安全な場所を知る⑥自分の感情を知る⑦自己の感情を知り、それを相手に伝えられること⑧嫌といえること⑨はつきりと自己の意思表示をし、そこから立ち去れる力をつけること⑩秘密⑪性的虐待などを虐待者が事実を隠させようとする場合、相談できる人に話しても良いということ⑫助けを求めること⑬誰にどのように相談できるのか、その手段、方法を含めた力をつけることがある。

六 里親養護と支援

前述の通り、ニュージーランドでは子どもの保護が必要となった場合、基本的にできるだけその家族やそれを取り巻く大家族のもとでケアするのが通例である。従って、ニュージーランドでは施設型養護形態はほとんど見られず、触法少年が入所している閉鎖施設を除くとほぼ100%が里親ケアとなっている。この場合でも里親ケアは最後の選択肢であり、委託するにしてもなるべくその子どもが持っている文化的、宗教的背景を持つ、あるいは心理的につながっている里親に委託されることになっており、子どもを最優先にした養護が行われている。

(二)里親になるには

里親を希望する場合には、国の出先機関か民間福祉団体、または里親協会の組織団体に里親申請することが必要である。その後、アセスメントを受け、トレーニング・プログラムによって、里親に必要な専門的な知識やノウハウを学ぶ。

里親資格取得後は里親登録を経て民間福祉団体と里親契約をするが、毎年契約機関と里親本人と

によって、その家族全体の年間評価を行い、養育困難度が高い場合には本人の希望で里親レベルを落とすことができるようになっていく。

①里親資格

里親資格には二つのレベルがあり、サティファイメントと上位資格のディプロマがある。規定のトレーニングを受講し、さらに試験に合格した場合に資格が得られるが、ディプロマはサティファイメントを得た上でのさらなる資格である。

②里親のレベル

最近では、複雑で困難化している子どもの問題に対応するため、里親を三段階に分け、子どもの深刻度に応じて預ける制度を導入している。

(ア) レベル一

里親資格は不要で、ソーシャルワーカーがアセスメントを行い、里親として十分やっていけると認められ、トレーニングを受けた里親がこれにあたる。里親手当は必要経費のみ支給され、預かる子どもは難しくないケースで短期間のもので

ある。

(イ) レベル二

難しい問題を抱えた子どもを預かるため、難易度に応じて子どもの必要経費プラス加算がある。里子の実親には薬物やアルコール中毒者が多く、子どももメンタルな病気を抱えているケースが多い。

(ウ) レベル三

レベル二取得後、十八か月の教育を受け、ディプロマ資格を取り、さらに集中継続的なトレーニングを受け続けることで、レベル三に上がる。単なる養育者というだけではなく、治療をも目的とした里親である。そのため、精神科医、心理士とも連携をしていくトレーニングも受ける。受け取る手当は里親としての専門的技術及び知識レベルに応じた子どもの必要経費、別途加算、さらに給料がある。また、レベル三の里親には他の里親に対する相談能力やトレーニング能力も求められる。治療対象者は自閉症、自殺念慮や自殺企図、(性)犯罪を起こす危険性など、今まであらゆるケアを受けても全部失敗した子どもである。

(二)里親ケアの種類

①レスパイトケア(一時的)

休暇を希望する里親から子どもを預かり、その里親に休日や週末の休みを与える。

②エマージェンシーケア(緊急)

緊急に家庭から子どもを預かる必要がある場合に、子どもをその家から離し、預かる。最高三日間。

③ショートタームケア(短期間)

FGCが開かれるまでの間、子どもを短期間預かるもの(二十八日～五十六日間)。

④ミディウム／ロングタームケア(中／長期間)

最長二年間まで預かる中／長期の里親制度。二年を経過すると裁判所がその子にとって生涯の家族となる人を探す。

⑤パーマネントケア(永続的)

二年経っても家庭に帰れない子どもは、大人になるまで親戚、もしくはそれまで育てていた里親が保護者になるよう裁判所の裁定が下される。

(三)里親制度の種類

ニュージールランドでは現在、共働き家庭が増えており、また最近では子どもの問題が複雑化して対応が難しくなり、里親をやりたいという人が不足している。さらに、専門里親としての従事期間は二年程と短く、里親数の増加と質の向上が大きな課題となっている。

(四)養子制度

養子制度については、一九五五年の「養子縁組法」と一九八九年の「子ども・青年及びその家族法(新法)」によって、CYFが介入する。生まれた子どもは、生後十二日以内には生みの親に与えられた考える時間であるために、養子に出すことはできないが、生後十三日～五十六日以内で親が同意をすれば、その間はCYFを介さず個人的に養

子にできる。

生後五十六日を過ぎると CYF の保護下に入り、裁判所がその判断をすることになるが、いったん CYF の管轄に入ると、新しい保護者となる者は合法的な保護者としては認定されるが、養親にはなれない仕組みとなっている。裁判所による養子の認可は、子どものアイデンティティを奪う恐れがあるために消極的で、年齢が上がれば上がるほど現実的には難しい。通常の場合で、養子は二十歳まで認められている。

七 終わりに

今回の研修は、海外経験のない私には非常に未知のものであって、研修内容の濃密さから見ても、出発前には大変不安であった。しかし、このたびの経験は今後の自分にとって何物にも代え難いものになった。新たな仲間との出会いとつながり、異国の人々とのふれ合い、そして自分と異なることと知らないことを学べることは、新たな自分を広げ、またこれまでの自分を再認識できる機会と

なった。ニュージールランドの福祉は法律、資格、プログラムに基づく専門性の高いもので、福祉従事者はその業務に非常に誇りを持って、情熱を注いでいる。一方で、組織の一員としての意識、自分たちが全てではない、という謙虚な姿勢も持ち合わせており、今後の自分自身において、福祉に携わる上での基盤として胸の中で大事にしながら業務に取り組んでいきたい。

紙面の都合もあり、「民間福祉団体との協働」については触れることができなかった。詳細については、『第三十四回（二〇〇八年度）資生堂児童福祉海外研修報告書 ～ニュージールランド児童福祉レポート』（財団法人 資生堂社会福祉事業財団）をご覧ください。幸いである。なお、本文の記述に関してはこの報告書を参考にしている部分があることを申し添える。

最後になったが、今研修で大変お世話になった資生堂社会福祉事業財団、メンバーの皆様、そして留守を支えてくれた成徳学校職員の皆様に心より感謝申し上げます。

児童自立支援施設を巣立つ子ども達の輝ける未来のために

北海道立大沼学園自立支援課自立指導係福祉専門員 山口 大輔

平成二十一年度の全国児童自立支援施設職員研修会は、十月十三日（火）から十月十五日（木）

にかけて、北海道函館市内の函館国際ホテルを会場に、全国からおよそ七十名の参加者を得て開催されました。パネルディスカッションや三つの分科会を通じて、意欲的な討議が交わされました。

以下、研修会の概略を報告します。

第一日目（十月十三日 火曜） 一 開会式

あいさつ

北海道保健福祉部長 河合 裕秋

全国児童自立支援施設協議会長

佐藤 貢一

二 行政説明

「社会的養護の現状と取組の方向性について」

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長 藤原 禎一

児童福祉法等の一部を改正する法律についての概要、社会的養護体制の拡充、社会的養護の現状、

里親制度の改正等、小規模同居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設、家庭支援機能の強化等、社会的養護体制の見直しに関する議論の経緯、被措置児童等虐待の防止、社会的養護体制の計画的整備、社会的養護退所児童等の自立支援等について、詳細な説明がありました。

三 基調講演

「こころの糧としての子ども時代」

日本臨床心理士会会長 村瀬嘉代子

最近はその時代の特徴として、「費用対効果」ということがよく言われる。短い期間にどれだけやったかということの数値化して問われるわけだが、人の心の治癒など、そうそう数値化できるものではないのではないか。

臨床という、その人の傍らにあるという部分において、二律背反のパラドックスをどう生きればいいのかというところが重要なのです。

四 講演一

「発達障害と被虐待経験のある子どもたち」

く生活モデル的視点から支援を考える」

北海道大学大学院教育学研究院附属

子ども発達臨床研究センター教授

田中 康雄

被虐待体験を持つ子どもたちとの出会いからということ、事例紹介からスタートし、被虐待体験に関連する精神医学的診断と特性として、愛着障害や解離性障害、反抗挑戦性障害など様々な障害についての説明がありました。また、発達障害の子どもたちとして、注目すべき発達障害や、軽度な発達障害が抱える困難性などについて解説があったあと、最後に、総合的支援について、児童自立支援施設での対応を中心とした説明がありました。

第二日目（十月十四日 水曜）
一 講演一

「調査研究事業の報告」

国立武蔵野学院長 相澤 仁

「児童福祉施設における非行等児童への支援に関する調査研究報告書」において、生徒は比較的指導を受ける状況や流れなどよりも、直接言われた言葉や単語に大きな影響をうけやすい。生徒にとつて、話をしっかり聞いてもらうことなどの受け止められることは、してもらえないことは当然もしくは前提であり、してもらえないことで傷つくものとして認識されている。多くの職員が気にしているほどには「感情的な対応」を生徒、特に退所してしばらく経過した生徒はそれほど気にしているわけではない。反対に、なにげない時間を共有する中で、職員からあるいは子どもから意図することなくなにげなく自然に言われた言葉や態度に影響を受けやすく、また、職員が考えている以上に印象深く刻み込まれる場合も少なくない。したがって、職員は、なにげなく使用している言葉にしても相手にダメージを与えるような場合が

あることを認識して、軽はずみに使うことがないように気を配りながら使用することが必要である。また、最後に平成二十一年度調査研究事業についての協力依頼がありました。

二 パネルディスカッション

「関係機関から見た児童自立支援施設」

コーディネーター

国立きぬ川学院長 梶原 敦

パネラー

東洋大学ライフデザイン学部 小林 英義

生活支援学科教授 小野 誠

函館家庭裁判所

主任家庭裁判所調査官 小野 誠

自立援助ホーム長（元北海道立

大沼学園指導課長） 高橋 一正

札幌市児童相談所相談判定課

判定係長 山岸 紀

東洋大学の小林教授からは、現状と今後の課題として、関係機関との連携強化、発信力を高める、

政策動向に大いに関心を持つ、の3点が示されました。

函館家庭裁判所の小野主任家庭裁判所調査官からは、家庭裁判所と児童自立支援施設との接点や、家庭裁判所から見た連携上の問題について発表がありました。

高橋ホーム長からは、「児童自立支援施設と自立援助ホームの実態」ということで、両施設の違いや共通した支援内容と課題が提示されたあと、児童自立支援施設の課題も示されました。

札幌市児童相談所の山岸係長からは、自立支援施設における育ち直りの過程や、家庭復帰後、問題が再発する子どもたちの、虐待的環境以外にある発達の問題について発表がありました。

三 アトラクション

和太鼓演奏

北海道立大沼学園児童

四 分科会

分科会1

「家庭支援と児童養護施設や自立援助ホームとの連携について」

助言者

自立援助ホーム長

高橋 一正

司会者

北海道立向陽学院自立支援課長

三浦 辰也

話題提供者

宮城県さわらび学園技術主査

田中 佳二

東京都立萩山実務学校校長

岩田 久

徳島県立徳島学院事務主任

小林 郁子

さわらび学園からは、事例を通して、具体的な取り組みや課題等について話題の提供がありました。

萩山実務学校からは、措置変更先として有力な児童養護施設との連携について、資料を使った説明がありました。

徳島学院からは、フオローアップ事業やアフターケア事業などの家族支援や、養護施設との連携について紹介がありました。

分科会2

「性的関心のある児童への支援について」

助言者

埼玉県立埼玉学園長

須藤三千雄

司会者

福島県福島学園専門児童自立支援専門員

佐藤 道拓

話題提供者

大阪府立修徳学院児童生活支援員

椎葉 和子

大阪府立修徳学院児童生活支援員

西川 由起

北海道立向陽学院福祉専門員

原 正一

北海道家庭学校児童自立支援専門員

荒木 陽平

性教育が主題となった第2分科会では、この分

野で先進的な取り組みをしている修徳学院の取り組みや、実際に活用されているプログラムなどについての詳しい紹介を中心として進行されました。

分科会3

「職員の資質向上、職員の育成の取り組みについて」

助言者

東洋大学ライフデザイン学部

小林 英義

司会者

生活支援学科教授

渡辺伊佐雄

北海道家庭学校児童自立支援部長

飯田 喜神

話題提供者

静岡県立三方原学園主任

山口県立育成学校児童自立支援専門員

神戸市立若葉学園指導係長

山本 泰寛

職員の採用方法、育成体制、職場研修のあり方

など多岐にわたり、各地域の特徴を踏まえながら、

地域による相違点や、現状の問題点、解決策など

について活発な議論が交わされました。

第三日目（十月十五日 木曜）

一分科会のまとめ

各分科会司会者

各分科会を参照。

二 講演二

「児童相談所から見た児童自立支援施設」

北海道中央児童相談所長 大場 信一

児童福祉法の改正により「教護院」から「児童自立支援施設」へと変わり、これまでのやり方の中で守っていくべきものや変えていかなければならないものとは何か、児童自立支援施設の目指す「自立」や、求められている役割・課題等について論じられた後、自立への支援としての、「アドミッション・ケア」「イン・ケア」「リービング・ケア」「アフター・ケア」や、様々な環境への働きかけなどについても触れられました。

三 全体のまとめ

「全体のまとめ」と「児童の自立に向けた支援のあり方について」

国立武蔵野学院長

相澤 仁

四 閉会式

あいさつ

全国児童自立支援施設協議会副会長

埼玉県立埼玉学園長

須藤三千雄

北海道立大沼学園長あいさつ

長野 正稔

次回開催県あいさつ

福井県和敬学園総務課長

西村孝一郎

五 施設見学

北海道立大沼学園 三十名見学

予想以上に多くの方が見学に来られ、施設の現況を知っていただくことが出来ました。



喜多原学園正月行事（とんどさん）



喜多原学園保育園との芋掘り交流会



喜多原学園保育園との紙ひこうき作り交流会

「教護の想い」

元大沼学園・向陽学院職員 片岡 昭男

昭和四十五年四月に道立大沼学院に着任しました。学院の歴史は明治四十一年十二月一日に「庁立感化院札幌学院」として札幌郡藻岩村に開設、院長小池九一は理想的教護施設として「札幌報恩学園」も創立しています。

感化教育が官民の関心となっていた函館では、明治四十五年七月十五日に「私立函館訓育院」を亀田郡七飯村に設置し、院長に渡辺熊四郎が就任する。函館訓育院は大正六年三月三十日に「北海道代用感化院」に指定され、大正十三年四月一日に道庁へ移管し「庁立大沼学院」として開設。札幌学院教諭武石千春が教諭兼院長心得に発令される。大正十四年四月一日に「札幌学院」の環境問題から「庁立大沼学院」に合併し、札幌学院長福

原李三郎が院長に発令されて今日に至っています。昭和四十五年当時の道内教護院は、道立大沼学院(男子四十五名)、道立日吉学院(男子四十五名)、道立向陽学院(女子四十五名)、北海道家庭学校(男子一〇五名)で道内八児童相談所は待機児童を抱える状況でした。

学院の指導課は十三名で、小学生クラスは小四から小六が七、八名で担当は一人でした。会議等では七十五名を一人で指導(見るだけ)していました。会議では職員の意見が衝突して喧嘩になりそうな場面もありましたが、夜になると酒を飲んだり、マジシャンをしていて、お互いに認め合っていました。私も短期間でしたが芝蘭寮担当になり、転勤後も寮退院生と新年会をしていました。

学院での正月は実家にいるより、家庭学校の樹下庵に三日程泊めていただき、樹下庵の本を読ませていただきました。谷校長と一緒に食事をいただき、夜は寮におじゃまをしていました。今思えばボランテアとして受けていただいたと思います。すが、あまりにも凶々しく、懐かしく思います。家庭学校では幸助先生の「流汗悟道」という言葉が実感できました。藤田先生、斉藤先生、平本先生、各先生方は、いつでもどのような場面でも全力投球でした。生徒よりもはるかに多くの汗が流れていました。先生方には何かとご迷惑をおかけしていましたが、私には貴重な体験で教護院の原点を見せていただけてきました。

平成十年四月に大沼学園再勤務になりました。同年七月、「東北北海道少年野球大会」を学園グラウンドで開催しました。チーム編成が出来ない施設は、ボランテアが入りオープン参加で全施設が出場しました。貸切バスを用意していて、各施設が時間を見て函館観光に行きました。夜は全施設で野外バーベキューです。夕食の他に炭火焼のイカ、トウキビ等を自由に食べていただき、隣の温

泉で汗を流していただきました。学園の初戦敗退以外何もいうことのない大会でした。

同年十月「全国少年野球大会」を札幌市で開催しました。学園では二年前から函館開催で準備をしていました。中宮先生（元芳泉寮長）は道教育大函館分校卒で管内教育委員会に友人が多く、函館軟式野球連盟所属の審判です。大会準備の中心となり、函館市、上磯町、南茅部町の教育委員会、N.T.T球場との打ち合わせも順調でした。四球場は国体道予選も開催していて不安は何もありませんでした。大会準備終盤に道庁から札幌開催の連絡が入りました。各教育委員会、開催者に謝罪に行くと、逆に励まされました。今でも函館で開催したかったと思っています。

平成十五年五月に向陽学院勤務となりました。「財団法人北海道教育文化協会学力テスト」は全道共通のテストで高校受験の参考になります。私の主担当は中三国語（六十点満点）で生徒は二十名前後です。一学期は平均十五点、最高三十点台で、二学期は平均二十点、最高四十点台、三学期

には平均三十点、最高五十点台になります。一人が四十点台、五十点台の壁を越えると何人かが続く事が不思議でした。学力の伸びる生徒と伸びない生徒はいても、全く伸びない生徒はいません。教え方だけでなく、人と人としての関わり方がより大事で、生徒が実子と思うこともありました。

平成二十一年四月、向陽学院に学校教育が導入されました。昭和四十四年八月に福岡学園を見学した時、寮長が「下宿のおじさんみたいなものだ」と言われました。大沼学院在勤中に、関東と関西の公教育導入施設を二度視察してきました。課題の多い中での導入で（どのような教育が行われるのか）、期待と不安が交錯しています。

向陽学院で指導の手がかりとしてアンケートを行いました（生徒とは個人的資料という約束）。

四回目頃、職員の耳に入り中止しました。質問内容は同じで年に二回行いました。

質問の一つに「あなたの休まる時は」とあって「皆と一緒にいるとき」等の答えが、一年半過ぎた頃「トイレにいる時」、「人居室にいる時」となってきました。一人で何を考えているのか

と思ひ悩みました。このような時こそ一緒に考えられる職員でなければならぬと思っています。

感化院は感化する力、教護院は教え護る力、児童自立支援施設は支援する力が必要です。時代が移り指導理論も指導技術も変わります。しかし、教護院の三本柱である「生活指導」「学習指導」「職業指導」は変わらないと思います。私は青木院長の「感情の転移と同一化」「自我の指示と強化」「W i t h の精神」が気持ちの中にあって、「流汗悟道」を意識していました。

職員の指導によって生徒は良くも悪くもなりません。生徒は職員を選べません。それだけに職員をよく見えています。多くのハンディを持って入所する生徒は、親元を離れるだけでも大変だと思いません。生徒の無限の能力と可能性を生かし、「生徒一人ひとりが実社会で幸せに生きていけるように」育てて下さることを心より願っています。

「寮担当 厳しかった一年目を振り返って」

奈良県立精華学院 主任主事 平原 亮

はじめに

私が精華学院にきて八年目になりました。武蔵野学院五十五期生として勉強した後、意気投合した寮母とともに奈良で勤務して、あつという間に三十代となりました。精華の先生方にかわいがってらつております。

今回は、二十代において失敗の中から学んだことを、特に一年目を回想しながら、悔しさを呼び起こしてみたいと思いました。

一 春日は春日：職員間の隙をつくらない

四月より赴任し、中旬より寮を持つことになり

ました。実習はしていたものの不安だらけのスタートでした。また、寮母とは武蔵野で一緒に生活した後、三月に籍を入れたばかりでした。公私問わず、いろいろな意味でバタバタしていました。

精華学院は男子寮が三か寮ありますが、そのうちの都祁（つげ）寮から四名、児童が来ました。内訳は中学三年生二名（A君B君）、二年生一名（C君）、一年生一名（D君）でした。皆使命感に燃えており、盛り上げようと最初はがんばっていました。

日課は他寮の様子を見て、特に都祁寮の様子を参考に組み立てていくことにしました。というのは、やはりなるべく同じような流れの方が児童もやり易いと思つたからです。

次第になれてくると、きしみが出てきました。それは「都祁ではこうしていた」という発言が多くなり、不満を訴え始めてきたのです。もちろん都祁寮の先生方にも話を聞き、そのようなことはないこと、またはこうしていることなどは相談していました。ただ、今と違って職員間とはいえ、まだ生活して間もないわけで、私たちが遠慮している様子がありました。ここを児童は逃さないわけです。おもしろいように言い訳に使ってききました。

子ども達のことを鵜呑みにしていた二か月ほどになると問題が出てきました。面会の時に、服やお菓子、マンガなどの差し入れを持ってくる児童がいたのですが、全く面会のない児童に比べて持ち物の量に差ができるという事態がおきてしまったのです。

他の寮と速やかに話をしていれば、そこまでの事態にはならなかったと思いますが、私が相談をあまりしなかったことが最初の後悔でした。

特に一年生のD君は児童養護施設から来た子で、入所後しばらくすると実母が継父の元から失踪し

てしまいます。おかげで面会はほとんどなく、いろいろな意味で寂しい思いをしていたと思います。そういった配慮に全く欠けていました。

D君の存在は私たちにとつていろいろな意味でこの仕事の原点になっていきます。持ち物の件はD君主体に限定していく事になりました。どうしても子ども達は流行の物などに敏感ですが、彼はそういう事が全くできなかったわけです。

また、味を占めた子ども達は、転寮先（職員の休暇を取るための客寮で三輪寮という）では「春日ではこうしている」と言いだし、誤った事があっても免罪符のように自分たちのことを正当化し始めました。

対応策として、「春日は春日、よそはよそ」「三輪（転寮）では三輪のやり方でやる」をスローガンとする事にしました。今思えば当たり前の事なのですが、児童に主導権をとられないようにし、職員間の隙を作らないためには必要なことだと思っています。

二 いじめ

次に思うことは、子ども間の嫌がらせについてです。三年生A君とB君はことあるごとにいがみ合っていました。A君は小さい頃からのどに異常があり、特徴のある声をしていたのですが、そこを馬鹿にするB君。それに同調して、追隨する二年生のC君。事務室に来ては声のことで馬鹿にされると訴えるA君でした。

このことについて、そのつどA君の言動を受けてからかうことをやめるように指導します。何度も繰り返ししていくうちに、徐々に職員も腹が立ってきました。しかし、前述の不満を発していた件もあり、職員に対しての不満も出てきていたこともあって、もちろんなくなりませんでした。

そのような中で六月に新入生を迎えました。この子が大阪から来たE君（中二）です。このE君が非常に変わったタイプの子でした。昆虫やトカゲなど小動物に興味を持ち、トカゲをたくさん捕まえてはD君と「催眠術です」といいながら何匹も地面に寝かせてうれしそうにする児童でした。

一方で短絡的で面白いことがあるとすぐ向いてしまい、根気に欠ける部分も持ち合わせた子でした。慣れてくると寮の不安定な雰囲気の中でいろいろと問題が出てきました。

その中でA君に対して、B君とE君が物を隠したということで大騒ぎになったことがあり、そのときかなり厳しく叱責しました。

その後は寮の中でA君が浮き始め、暗い様子でいることが増えました。このようになってしまふといじめの構造です。指導力の未熟さを実感しました。

難しい部分ですが、私はまず、導入の部分が間違ってしまったと思っています。A君とB君のいざごさは「A君の声のこと」だけでなくもちろん作業のやり方、自習の仕方など、互いの日課の細かいところでの文句の言い合い、ぶつかり合いなど、多岐にわたっていたわけです。その感情部分をじっくり聞いていなかったところにもまず原因があったと思っています。

それを抜きにしてB君に馬鹿にするのは悪いからそのことで叱る。これではわだかまりが残りま

す。「正当な理由」のみを聞くのではなく、いろいろな感情を聞き、そして指摘する。そういったことが欠けていたことが残念でなりません。

三 徹底的な向かい合い

冬が近くなつた十一月、新入生F君（中三）が入ってきました。性格的には荒くはない子でしたが、上背や見た目から、すり寄っていく児童が増えてきました。また、F君も学校へ帰りたいと内心思っているというような不安定な状況だったので、ヒソヒソすることが増えてきました。

反省会后、部屋でコソコソとしていた彼に事務室に来るように言ったのですが従わなかったことがあります。問答を繰り返していくうちに、もみ合いになってしまいました。彼が私に馬乗りになつたので、体罰の問題の境で揺れていた私でしたが、吹っ切れたというかその後は許しませんでした。

寮が不安定な様子で彼を迎えていなければと残念に思います。しかし、あの当時を思い出すとび

に、児童が一線を越えようとしたときに押し戻す「徹底的な向かい合い」がどのような形であつても必要で、大切であると今では考えています。

F君が退所後、少年院から届いた手紙をきっかけに再度交流が始まり、はじめてそう思えるようになりました。精華学院にいた期間はたった四か月でしたが、その後回り道をしながらでも、今では仕事や結婚などを報告してくれるような関わりが続けられています。こういった積み重ねが、ふがない私自身を今でも救ってくれています。

四 無断外出

一年目、春日寮の無断外出は全部で四回ありました。一度目、三度目はすぐに捕まったのですが、二度目四度目の無断外出は長期化しました。特に四度目は大変でした。

冬休みに残留児童を一つの寮に集めて正月を越すのですが、男子は一年目ですが私たちの寮が担当することになりました。春日寮の児童は三名（A、D、F）、都祁寮の児童は三名という感じです。

一日目が終わって、二日目の朝児童を起こしに行く、F君がいなくなっていました。布団はわざわざ人型をつくってふざけた様子で置いてあり脱衣所の格子が破られていました。寮の不安定さはずっと感じていましたが、この一件でさらに今までの無力さを痛感しました。そのとき、関東から養成所の同期が来てくれていろいろ励ましてもらったことを覚えています。

問題はそれでは終わりませんでした。その数日後、女子の残留児童も無断外出をしました。後でわかったことなのですが、私の寮の児童C君とE君が女子の残留児童まで連れ出していたのです。特にC君は、一日目の深夜にF君を迎えに来て格子を破った張本人でした。同じ要領で女子も連れ出していったわけです。

その後、最初に戻ってきたのは一月の終わり頃、F君が地元をウロウロしていたところを補導されました。そのまま鑑別所に送られ、何度か面会に行くことになりました。

二月にはいると、C君、E君は岡山県の総社にいたことが発覚しました。ひったくりをしていた

ところをC君が補導されてわかりました。E君はその後さらに逃げて広島へ行きます。C君は早生まれのため十四歳になっておらず、その頃は少年法も改正されていなかったため、余罪は多数ありましたがすぐに学院に戻りました。

その後E君も捕まり、大阪鑑別所に送られていきます。面会に行った際、E君はきまりが悪そうに、しかし嬉しそうに差し入れた飲み物を飲んで話をしたことはかなり鮮明に覚えていきます。

本来なら再出発、といった所なのですが、当時は良いようには考えられませんでした。このときに無断外出は指導のチャンスである、とはどうしても思えません。周囲から私たちの指導が不足しているからである、といった目で見られているような気がしてならなかったし（実際力不足ですが）、正直どうしたらいいのかが分からなくなっていました。

E君の上申書を家庭裁判所に書いたときを今でも後悔しています。E君は育て直しというか、もう少しじっくりと関わってあげたいな、と思っていた児童でした。在日韓国人の父親と継母、妹と

いう家庭背景があり、韓国のしつけの延長ではあると思いますが、厳しい育てられ方をしたようで笑いながらいろいろE君が話をしていたことを覚えていきます。前述のいじめの件があり、その後指導や関わりの中、私とE君がなかなか分かりあえなかったことが結局こういう無断外出という結果になってしまったのだろうと思ひ残念でなりません。

その後、彼が少年院に行くことが決まり、荷物を整理していたときのことです。私として描かれた昆虫が刺されているような悪戯書きのあるノートを発見した時、私はどんな関わりをしていたのかを改めて考えました。他の寮のようにしっかりと押さえよう、指導しよう、と余裕なく取り組んでいたため、彼の気持ちをよくみ取ることができなかつたのだと感じ、悔しさがわき起こりました。この無断外出でE君が少年院に行き、後の二名は戻ってきました。F君は一月の終わりに精華学院に戻り、就職体験を経てとび職の見習いになり三月に退所しました。

退所後、時期はずれますが、三名はそれぞれ全

員少年院（E君は二度目）に入ってしまった。しかし、その都度、手紙が来て報告してくれ、面会なども重ねることができました。無断外出や退所が終わりではなく、関わっていく大切さ、必要性が実感できた初年度でした。

五 おわりに

一年目のことを振り返りましたが、その後もいろいろなことがありました。今思い返せば、もっと違う対応や、寮運営ができたのではないかと後悔しております。失敗は誰にでもあるといいますが、とてもそうは思えません。私たちの仕事は関わった児童の人生を大きく左右してしまうので、非常に重いものです。

後悔ばかりになってしまいましたがいつか落ち着いたときに学院の生活を振り返られるような関わり、「縁を大切にし気持ちをぶつけ合い、向き合い続けていくことの大切さ」を学びました。これからも子ども達が退所後に、ふと振り返られるような関わり合いを続けていきたいと思っています。

『アラシックス』にして想う

山口県周南児童相談所長 梶田育利

これは偶然というよりも奇跡というに相応しい。これというのは、平成二十一年七月三十一日のおおよそ午後零時十分の我が職場の正門横での出来事です。

昼休みを迎えいつものように急ぎ着替えを済ませ、"ジョギングにいざ出発"と気合いを入れ正門を抜け、囲障に横付け停車している引越し仕様の大型トラックのフロントを過ぎたその瞬間でした。私の身の丈の高さにある運転席から、いきなり「先生じゃあないですか」との声が私に落ちてきたのです。「はあー。何か勘違いして俺を呼び止めたのだろう。一体誰かー」と思いつつ、立ち止まり運転席を見上げると、そこには運送会社の制服に身を包んだ柔和な男性の笑顔がありました。"そう言われれば、一度目の育成学校勤務の

ときにいた子に間違いない"ととっさに感じ、「確か同じ寮だったよな。それは思い出したんだけど、申し訳ない、名前が思い出せないんよ」と答えた。すると、「Kです」と彼。「おお、そうじゃ、そうじゃ」と私。正確に言えば、実に三十二年四月ぶりの再会でした。

そもそも私が県の職員であるとか、転勤を重ねて今の職場に辿り着いているなど、つゆ知らずにいた彼。おまけに、彼の住まいは百キロ以上も離れた所にあるのです。「よくぞ、白髪交じりの薄髪で皺くしゃの顔の私に分かったものだ」、「よりによって、乗って来た車を我が職場前に停車したもんだ」と感じ入りながら、存在感の薄かった私のことを覚えていてくれたことで嬉々とした気分になりました。「奇跡じゃ、奇跡じゃ」と念仏

を唱えるように独り言を連発しながらジョギングを終え、職場に戻った後、彼を事務所内に招き入れ、僅かな時間ではありましたが、昔話で盛り上がりました。

約一年間同じ寮で過ごした彼の口から、当時の子どもたちの名前が次々と出てきました。名前の拳がった子どもたち一人ひとりの顔が鮮やかに浮かんできました。ひとときタイムスリップして、何とも懐かしい様々な場面が老いぼれの私にも蘇るから不思議です。

児童自立支援施設において、子どもたちの生活の安定度を推し計るバロメーターの一つに無断外出があります。その頃の育成学校においても、子どもと職員にとって、無断外出は大きな関心事でありました。関心事といっても、子どもは「肝試し」、職員は「茶飯事」といったところでした。今日のように大仰な扱いではありませんでした。ただし、保護し連れ帰ってからの指導は極めて厳しいものがありました。

忘れようとしても忘れることのできない無断外

出が三つあります。一つめは、入所間もない男子中学生で、直ぐに逃げるだろうと思っていました。案の定、予想を裏切りませんでした。最寄りの駅で保護し、連れ帰りましたが、前向きな気持ちで窺えませんでしたので、F寮長先生が、彼の寝巻のパジャマを、柔道着にかえられました。それも効果なく再び逃げられてしまいました。二回目も保護し、それならということ、ついには、F寮長先生が寮母先生のネグリジェを出されてきて彼に着せました。それでも懲りずに逃げたのです。ネグリジェ姿で闇夜を疾走するこの子を想像し、半ば呆れ、半ば感心したものです。

二つめは、周囲の先生方の失笑を買い、私だけが落ち込んだ無断外出です。私の生活の場は、子ども用に造られたいくつかある居室の一室です。通常は二十四時間、子どもと同一の生活空間で過ごし、子どもと同様の生活スケジュールをこなす毎日でした。従って、貴重品を含む私物は、充てがわれた部屋で管理しておりました。同じ寮の子どもたち数人が連れだつて無断外出し、随分と遠方にまで足を伸ばし、入浴のため旅館を利用

しようとしたところ、その旅館から育成学校に情報もたらされて保護するに至りました。連れ帰って経緯を聴いていくと、どうも逃走資金は、私の給料袋から抜き取った数万円であることが判明したのです。子どもが先生方から叱られたのは勿論ですが、私はというと、I校長先生から「子どもに罪を作らせたのは君だ」との諫言を有り難く頂戴いたしました。

三つめですが、知的な面で遅れのあるケンジ君という子がいました。しょっちゅう他の子から馬鹿にされた言葉を浴びせられていまして、たびたび姿を眩ましていました。あるとき、ケンジ君の姿が忽然と見えなくなり、寮の子どもたちみんな「ケンジクーン、ケンジクーン」と叫びながら体育館の下や裏山を探しましたが、返事もありませんし、見つけることができませんでした。みんなが困ったなといった顔つきになったとき、F寮長先生が両手を拡声器の形にして口に当て、裏山に向けて大声で「ケンジクーン。早く出てこないとおオカミがでるヨー」。直後、「ハイイ」と微かに返事がして、裏山からケンジ君がノコノコと

姿を現したではないですか。みんな一斉にほっとし、にこやかに迎え入れました。

今日、施設で無断外出が発生したらどうでしょう。かつてであれば、施設入所後の子どもに関しては全て施設に任せっぱなしで、周囲からの口出しは殆どなかったように思います。ところが、最近では、児童相談所等からは「子どもの気持ちや意見をしっかりと聞いていたのか」とか「子どもが安心して暮らせる環境となっているのか」、保護者からは「職員の子どもへの監視は適切だったのか」などと、原因の究明や再発防止策の検討を求める声が上がリ、それらの結果に関してきちんと説明がなされなければならぬ時代です。

とりわけ、近年、施設入所児童の安心・安全を確保するための危機管理が声高に叫ばれ、施設職員にそうした意識の徹底が強く求められるようになりました。平素から「子どもの動静・心情の把握」、「職員間の風通しの改善」、「組織的な対応の推進」などに意を用いなければならぬということです。

ゆつたりと構えた処遇や管理というわけにいかず、常に組織を挙げての緊張感をもった気配り、目配りが欠かせません。時代の流れであつて「当然のこと」と思う反面、正直、苦勞されている職員の方々に對する「氣の毒だなあ」との同情を禁じ得ません。

平成十七年度からだと記憶していますが、子どもの施設内処遇に關して「自立支援計画」なるものの作成が必須となり、その計画に基づいて、子ども一人ひとりに對する個別のきめ細かな処遇を余儀なくされております。この「自立支援計画」を施設が作成するに当たつては、児童相談所が重要な参考資料を施設へ提供することとなつています。その中には、児童相談所側の期待や要望が取りばめられています。例えば、学力向上に關するもの、行動特性への対処に關するもの、家庭調整に關するもの等々。こうした事柄を掛酌して作成した「自立支援計画」を念頭に、施設での処遇が日々展開されているのでしよう。大変申し分のない有り難いことだと評価すると同時に、数年前

の全国児童自立支援施設長会議の折に、木島（元きぬ川学院長）先生が「きめ細かな処遇というところ聞こえはいいが、子どもたちは息苦しく思っているかもしれないよ」と助言されたのが未だに耳に残っています。

周囲からの期待や要望が高度になるに伴い、施設内処遇の多様性、個別性、専門性が問われる傾向にあるのは重々承知しておりますが、そうしたことに惑わされず、素朴に、單純に、大胆に、鈍感に、といった発想での取組や子どもとの関わりを大切にすることも、決して世の流れに逆行することではないと信じています。

子どもに誘われてのビー玉遊びやギターのつま弾き、寮舎對抗のソフトボール大会や駅伝大会に向けての練習、三食と入浴を共にしながらのたわいない会話、子どもの眠りを誘発する中味の薄い授業等、遙か昔の私自身の実践を思い返すと、正直、顔が火照り、穴があれば入りたい気持ちになります。

「よくもまあ育成学校の教護が務まったものだ。

何も考えずにチャランポランな指導をしとったんだろう」との誹りには、弁解するに都合のよい言葉をいつも用意しています。それは『警咳に接する』です。かつこよく言うと、「人間は人間に学ぶのであって、書物や学問から学ぶのはこの次のだ」ということです。「じゃあお前は、子どもが学ぶに値する卓越した品格・識見を有していたのか」と突っ込まれると、それには「反面教師とこのを知らんの」で抗弁しています。

これといった指導力を発揮することなく、ただ単に教護を経験したというだけの私にとって、いささか観念的な『WILTHHの精神』、『DOORNZGよりもBEINZG』が、いまでもしっくりくる言葉なのです。これらもいつの間にか死語と化するのでしょうか。

約五年前になりますが、育成学校二度目の勤務のとき、女子寮に行くこと決まって、あいさつ代わりに「クソジジイ、まだ生きちよるんかー」と声をかけてくる子がいました。「老いて益々元気で頑張れ」との励ましのメッセージだ、と私は受け

止めていました。

私が子どもたちの行状に学び、密かに懂れているものに、「不純異性交遊」、「深夜徘徊」、「怠惰」があります。アラシックスとなつて、余生をクソジジイとして燃え尽きるには、これらを実行せねばならないと思っています。これをまさに『同一視』というのでしょうか。

注釈

1) 文中の「アラシックス」は、アラウンド六十歳（六十歳前後）の意味です。

2) 筆者の山口県立育成学校での勤務期間は、昭和五十年五月から昭和五十三年三月までと平成十六年四月から平成十九年三月までです。

「児童自立支援施設の『生活』場面において、

転移が処遇の転回点として機能した事例について」

大阪市立阿武山学園 児童自立支援専門員 徳 永 健 介

キーワード

転移、逆転移、被虐待、ライフストーリー

I 問題と目的

児童自立支援施設（旧教護院）には、小舎夫婦制という家族を模した処遇形態があり、そこでは一組の夫婦職員が十人前後の児童と起居を共にし家族的雰囲気大切にしながら処遇（生活指導、学科指導、農作業指導）を行っている。筆者が以下に述べる事例は、児童自立支援施設の小舎夫婦

制・寮担当者としての報告である。

児童自立支援施設の機能を三つに大別すると、①生活の中の保護・ケア（安定した生活の保障）②生活の中の教育（生活教育）③生活の中の治療（治療的養育）、に分けられる。本稿では③の「生活の中の治療」に焦点を当てて考察する。というのも、児童自立支援施設は今その存在意義が問われており、「生活の中の治療」こそがわれわれの独自性を主張できるものであると筆者は考えるからである。

「生活の中の治療」とは、個室内にて一対一で行われる心理療法とは異なる、広義の心理療法で

ある。「生活の中の治療」という考えは「治療教育」という言葉で青木延春（一九六九年）によって唱えられたことに端を発する。青木は心理療法（精神分析的な心理療法）の概念を教護院の現場に導入し、特に転移と同一化が「教護技術（自立支援の技術）」の基本であり、反社会的な性格の人格構造を変え、社会適応性を獲得するために絶対に必要な心理的過程である」と主張した。（青木 一九六九年）

青木の心理療法概念の導入は画期的であったが青木の立場は国立武蔵野学院の院長・医官であり、第三者的、あるいは鳥瞰的な視座からの説明は、現場Ⅱ生活にまみれる直接処遇職員（寮担当者）に消化されたとは言い難い。それゆえ青木以降、転移の概念を用いる実践と研究は主流にはならず寮担当者からそれを具体的に論じる実践報告は見られなかった。

しかし筆者は、支援者が自覚的であるか否かにかかわらず、われわれの「生活」の場面には転移は発現しようと考えている。施設内処遇の閉鎖的な空間（児童は基本的に施設の敷地外に出ることはな

く寮担当についても同じことが言える）や濃密な人間関係、夫婦の寮担当による専属の関わり、失敗や反抗を許容する態度²（少年院のような退院の延期はない）などが、転移が生じやすい環境を作っている。

われわれの処遇を心理療法の観点から再度吟味し、効果と失敗のメカニズムを把握することは急務である。というのも今年度に改正された児童福祉法は、支援者に施設内虐待予防についてのさらなる意識づけを必要とするのであって、児童との愛憎の関係性に不可避的に巻き込まれるわれわれ寮担当には、転移の理解と操作が役立つはずである。

本稿の構成については、「Ⅱ 方法」で学園入所までの経緯と支援計画について述べ、「Ⅲ 結果」で入所中に特徴的であったエピソードを記述する。そして「Ⅳ 考察」で、それらに考察を加える。

なお、本稿で取り上げる事例については、対象児童の匿名性に配慮し、個人が特定できないように変更を加えてあることを断っておく。

II 方法

事例 A

一 自立支援の対象児童の概要

- 入所時十二歳（小学六年）、退所時十五歳（中学三年）
- 男子
- 地元小・中学校に籍を残したまま児童自立支援施設に入所
- 実母、継父、継父の実父、継父の実母、継父の兄、異父兄、本児、異父妹（八人家族）
- 継父の家系は外国籍
- 実父は本児が四歳時に音信不通になり、六歳時に実母が継父と再婚するが、本児中学二年生時に生活保護受給のために偽装離婚する。離婚後も同居は続けており生活の大きな変化はない。
- 二歳頃に児童養護施設に入所、小学校入

学時に家庭引取りになるも、両親からの身体的虐待（首を絞める、顔を蹴飛ばし歯を折るなど）と本児の問題行動（家出、金銭持ち出し、学校で他児への暴力など）が繰り返され、児童相談所が継続的に支援、一時保護所の入退所を繰り返す。

二 アセスメント

- ① 発達検査
- ② 行動観察
- ③ 環境・生態学的調査

省略

三 総合所見（包括的発達アセスメント）

- (一) 対象児童の発達（①生理・医学的側面、②心理・学習・教育的側面など）に関する個体的能力的観点からの現状、問題点

①大柄で色白。健康。身体的虐待で受けた外傷については、精密検査の結果脳に異常は見つからなかった。

②言語コミュニケーションの領域については普通域。社会・情動の領域についても普通域。運動の領域については、クラブ活動でサッカー、地域で空手を習うなどしており、良好。一時保護所でのスポーツ活動では上位の記録を残すなど運動能力は高い。

(二) 対象児童に関わる人々・環境(③環境・社会・文化的側面)家族や教師・仲間など対人環境、物理的環境)に関する関係論的観点からの現状、問題点

両親は本児に対して愛情はあるものの、本児の問題行動に対して暴力をもって叱ってしまう。実母は一時保護のためらいを見せ家庭引取りを希望することがあったが、継父の父母の手前、実際には本児に厳しく接してしまっていた。本児の問題行動の背景には身体的虐待があることに両親は気づいており、児童相談所の介入を抵抗なく受け入

れている。実母自身少年時代を児童自立支援施設で過ごした経験があり、児童自立支援施設には良い思いを持っている。小・中学校も家庭と本児の関係を危惧しており、一時期双方が距離を置くことが望ましいと考えている。

四 「総合所見」に基づく支援仮説、長期・短期支援目標の設定、支援計画の策定

(一) 対象児童への支援

まず身体的虐待が及ばない安全な環境の確保。本児は認められたい欲求は強く、それに対して努力をすることを惜しまないので、一定の人間関係で本児の評価が得られるような環境が望ましい(短期目標)。両親、本児ともに施設入所を希望しており、本児の生活の建て直しと家族の再統合(長期目標)をはかるために児童自立支援施設への入所が望ましい。

(二) 対象児童に関わる人々や環境への支援について具体的な支援方法や手続き

本児の施設内での努力を家族に報告し、本児を肯定的に認められる機会を増やす。面会、許可外出を実施し、家族関係の修復をはかる。支援者が電話や面会で両親と密に連絡をとり、養育に対するストレスを緩和できるように関わる。本児が籍を置く中学校については、復学の可能性を残すように依頼し、家庭環境が整いかつ本児が望む際には家庭復帰が叶うように準備しておく。

Ⅲ 結果

対象児童の時系列的変化及び、対象児童に関わる人々や環境の時系列的变化

事例は便宜的に三つの段階に分けて記述する。

- 第一期は入所後から本事例が大きく動いた出来事である作文発表まで（小学六年冬～中学三年秋・寮母の出産直後）。
- 第二期は作文発表から無断外出をして保護されるまでの約二か月間（中学三年秋～冬・寮母の産休期間中）について。

- 第三期は無断外出の保護から卒業までの約三か月間である。卒業後の生活についても若干言及している。

本稿では、本児の支援の中で重要であったと思われる第二期と第三期に焦点を当てて、エピソード記述の形態で報告する。筆者の立場は寮長（児童自立支援専門員）であり、本児の共同担当者として筆者の妻である寮母（児童生活支援員）が関わっている。

〔第一期〕

両親と本児双方の同意の上、児童自立支援施設に入所。入所時点で、筆者の担当する寮では本児は最年少の寮生であった。施設内には筆者の寮以外にもいくつかの寮舎があるが、小学生からの入所は比較的少なく、この後本児は寮の内外で古参の生徒になっていくことになる。入所当初から寮長である筆者には従順さを見せていた。寮母に対しては試し行動なのか、些細なことでも言い返したりしたが、まもなくすると寮担当夫婦に健全な愛

着を見せ、「褒めてほしい」「認めてほしい」という気持ちを出すようになる。

本児は初日の農作業から手際の良さを見せ、それを評価されると嬉しそうな表情を見せ、いっそう丁寧働く。一時保護所ではスポーツで記録を残したが、本施設では日常からスポーツの取り組みが盛んであり、当初本児は特に目立った能力を見せたわけではない。しかし周囲から認められることを強く求め努力を重ねた結果、中学二年で頭角を現しはじめ、中学三年になる頃には複数のスポーツにおいて施設内で記録を作るのみならず、地域の代表選手(卓球)に選ばれるまで成長する。

両親は本児の施設生活に協力的な態度を示す。本児が出場するスポーツの大会ではその都度応援にかけて、本児の活躍を楽しみにする。年に三度ある許可外出(各一週間程度)では、本児への虐待は一切行われず。両親共に「変わろう」とする意思が感じられ、それが他の兄弟の本児への態度に反映された。入所当初は、妹は本児のことを「あほ」と呼び、本児を軽んじている様子が窺えたが、許可外出を重ねる度に本児に懐いていく。

本児は気が短く、他児と些細なことから口論や喧嘩になるが、ひどくても掴み合い以上には発展せず、自制はある程度はできている。入所以来しばらくの間は筆者から叱られる機会があると外は斜視が見られたが、施設生活での自己肯定感の高まりと並行するように、斜視はなくなる。同じように、当初は自らの容姿が嫌いだと公言し、写真に写されるのを避けていたが、いつしかしっかりとカメラ目線で写真に収まるようになる。次第に自分が写った写真を見ることが楽しみになる。

本児には家にアルバムを寮母と一緒に作るようになる。家にある写真を持ってくるように両親に頼むと、写真は数枚のみ、出産直後の写真一枚と児童養護施設入所時の写真数枚があるのみであった。残りは本施設での写真になった。このアルバムづくりは英国のライフストーリーワーク³⁾を一部参考にし、写真の脇にメモを貼り、当時の感情を言語化し、再構成する。例えば、出生直後の写真には母の気持ちである「Aが生まれて嬉しかった」と貼り、児童養護施設の写真には「お母さん

と離れ離れになって悲しかった」と貼るなど。

寮では集団生活を送っていることから、アルバムづくりは他児が就寝後行われることになる。この頃から本児は寮母に対して甘えを見せる。時には赤ちゃん言葉をふざけて使うようになる。ただし、寮母を独占したい態度を時折垣間見せる以外は、生活にはまったく乱れが見られず、アルバムづくりをする時間とそれ以外とでしっかりと切り替えができていた。しかし中学三年の秋になり、寮母が出産をしライフストーリーワークはいったん休止になる。寮母は産休中も寮舎に併設されている職員舎に住んでいるために、夜に顔を出せる時のみライフストーリーワークを不定期ですることになる。

このような経過の中で、施設の行事で児童の代表者が大勢の来客（中学校、児童相談所関係者）の前で作文発表をする機会が設けられた。発表者が募られたが皆が気後れする中、本児は「やっぱり代表者は僕しかないでしょう」と言って立候補する。内容は「家族」について。下書きを見ると、両親から過去に虐待を受けたことを述べ、自

分は将来妻と子どもにも暴力を振るわず、幸せな家族を作りたいと結んであった。

〔第二期〕

作文の下書きには虐待を受けたことが赤裸々に綴ってあったのだが、大勢の人の前でそれをスピークアウトすることが家族関係修復に悪影響を与えることを筆者は懸念した。しかし、本児が負の自己同定を受け入れ、それを乗り越える機縁になるかもしれないと判断し、実施させる。ただ、虐待についてはマイルドな内容に抑え将来の夢についての内容に重きを置き書きかえるように助言する。作文発表は周囲に衝撃をもって受け入れられたが、本児はすっきりした様子でその後これまでに以上に生き生きと生活する。

作文発表以降、本児は被虐待経験を持つ女子児童と急速に親しくなる。自分たちが親から受けた仕打ちについて話をするうちに仲が良くなったと言う。学級活動の合間の休憩時間には、二人で話をして過ごす時間が増える。施設内では男女交際禁止のルールがあるので、中には児童から「ルー

ル違反ではないか」との声が出たが、筆者を含む職員らは表向きには禁止の形をとりつつ、この行動を本児の成長の兆しと捉え見守ることにする。実際本児は女兒を意識しながらもランニングの自主練習を積極的にこなすなど（女子寮の近くを好んで走る）、女兒との関係が努力への原動力になった。

しかし、次第に本児と女兒の関係が際立ってくる。学級活動の休憩時間には、周りが近寄りがたい雰囲気を出し二人きりになり、手紙の受け渡しなどをするようになる。この頃本児は、「（女兒とは）仲が良いが好きとかそういうのではない」と筆者に説明しているが、他の児童によると児童間では「公認」の仲だと言う。この頃中学三年生の間で他に二つのカップルが出来上がり（Aを含む三人とも筆者の担当する寮生であり、そのうちの一人をBと呼ぶ）グループ交際の様相を呈してくる。そして教室内で職員員の目を盗んで抱き合う、キスをするという出来事が起こる。

筆者を含む職員は協議の上、本児ら三名をしばらくの間学級活動への参加停止の対応をとること

を決める。その決定を伝えたその日の夜のうちにAとBが二人で無断外出。まず女子寮へ向かい一緒に逃げるように声をかけるが断られ、男児二人のみで出ていく。二日後の夜に、二人はBの家に帰ったと、Bの姉から連絡が入る。

Bの家は母子家庭なのだが、母親はその夜は仕事のため不在で、成人した三人の姉たちが在宅であった。Bの父親はDVを振るう人で、母と姉たちにつらい仕打ちをしたとかつてBから聞いたことがあった。姉たちは「明朝には施設に戻ると本人たちが言っているので、明日送り届けます」と言う。筆者は仕事場の母親に電話し、すぐに保護したい旨を伝えると、姉たちに母の承諾が内緒にできるのならばOKだとの返事をもらう。

筆者の訪問は姉たちが対応する。AとBは狸寝入りして何を言っても答えないと言う。筆者はBの家の中に入ることは念頭になく、二人が自ら反省をして出てくるだろうと高を括っていた。玄関前で姉たちを介して語りかけるが、姉たちは玄関を交代に番をするような動きをし、玄関口を守るような態度をとる。寮母は電話でBの姉たちの説

得を試み、Aの親へ現状の報告をしている。その中でAの親が心配をしているということをBの姉たちに伝える。

そのうちAは自らの被虐待体験をBの姉たちに話し、保護された後親に会うのが怖いから出られないと言ったらしい。実際Aの両親は夜を徹して街中を探し回っていた。その日も寝ずに寮母からの電話を取り続けていた。Aの親がBの家までは来ないことを筆者はAに約束すると伝えるように姉たちに頼むが、姉の一人は「わたしもひどいDVを受けたから、Aの気持ちにはよくわかる」と言う。そして筆者に「どうせあなたにはAの気持ちにはわからない。親からDVを受けたことはないだろう」と言い、「絶対にAを渡さない」と明らかに敵対する姿勢を見せ始める。筆者はこれまでただ熱心にAに関わってきたか伝えるが、まったくの逆効果であった。結局姉らは家の中に入ってしまい筆者からは話かけられなくなってしまう。しばらくすると、二人が外に出てこないのは、二人とも寮長（筆者）のことが嫌いだからということが伝言されてくる。加えて姉たちは「Aは今日

からBの家族の一員になった」「弟が一人増えた」「卒業後も一緒に暮らす」と宣言する。その後まったく連絡がとれなくなり、筆者は明け方まで玄関前で待つことになる。

Aの親は長時間何の進展もないことに業を煮やしており、Bの家まで来たいと申し出てくる。筆者は「守秘義務の関係から住所は教えられない」と口実し、どうにか踏み止まってもらうが、親が行くのが無理なら「家出人捜索願」の名目で警察を呼ぶようにと言ってくる。上司の許可をとり警察に連絡する。ドア越しに姉たちと警察官の間で怒鳴りあいになり、予想以上に多くの警察官が集まってくる（十名前後）。AとBは泣いて不安にこのいたが、姉たちはこれまで以上に団結して玄関口を警察から死守する。ドアを強制的に開けることはできないので、「何かあったら再び呼ぶように」との言葉を残し警察官は立ち去る。

昼になり、筆者には顔を合わせないという条件で、AとBは施設に戻ることになる。

〔第三期〕

Bについては施設に戻った後女兒にふられ、関心が別のところへ移っていくが、Aは筆者に対する恨みの気持ちをますます募らせることになる。Aは産休から復帰した寮母に対する甘えは以前のように出し続けていたもの、ある日何の脈絡もなく施設長に「転寮願ひ」をする。理由は寮長が「とにかく嫌」「性格が合わない」など。当然根拠のない転寮は認められなかった。

Aは学級活動に参加が許されるようになるが、女兒との関係は自粛されることはなく、逆に二人きりの時間がいっそう目立つようにふるまっている。

筆者がAの休憩時間の過ごし方について、ここに至って初めて無断外出との関連で（施設に戻った後問題の俎上には上げられなかったが、無断外出の初めの目的は女兒と逃げることであった）注意をすると、Aは逆上し「しばくんだったらしばけ」と筆者を挑発してくる。筆者は「どれだけお前のことを想って関わってきたかわからないのか」と言うと同時に激しい怒りと悲しみが込み上げてきた。筆者はAに平手打ちをしたいという強

い衝動を感じたが、今Aの両親と同じことを言い同じ行動を取りかけていることに気づき、上げていた手を下ろし、ただ筆者が悲しいということ、残念に思っていることを伝えた。

その後のAは筆者に対して反抗するでもなく無感情な態度で接してくる。寮母はライフストーリーワークを本格的に再開する。

卒業前夜、Aが女子寮に夜這いに行こうとしているところを筆者が見つける。やはり筆者は叱るということをし、ただ悲しいということをAに伝える。するとAは「なぜ夜這いしようとしたのかわからない」「虐待されたことを夢に見て、涙を流して目が覚めてしまう」などと語る。家に帰ることに不安を感じているということのようだった。

Aにとつての卒業式は味気ないものになる。筆者とは関係が修復せずに卒業していった。ただ数か月後には卒業生の中では一番乗りで施設の訪問に来る。女兒のことについて尋ねると「騙されました」「そのことはもう言わないでください」と笑いながら言う。Aの話では、両親とは口論をする

ことがあるものの、暴力を受けることはないと言
う。

IV 考察

一 対象児童の時系列的変化のメカニズム に関する検討

(一) 対象児童の時系列的変化のメカニズムに
関する検討

第一期では、Aは暴力を振るう両親から離れて暮らし安全な環境を手に入れるとともに周りから認められることで努力を重ね目に見える成長を遂げた。この時期はどんな些細なことでも寮長・寮母に評価を求めてきた。寮母のことを「マミー」と呼び慕い、Aが寮母と話をしている最中に他児が寄ってくると思いで威嚇することが頻繁にあった。筆者に対しては懐っこく、従順な姿を見せた。この状態は、われわれ夫婦職員に陽性の転移を発展させていたと言っても差支えないだろう。

自己肯定感が高まることよってカメラを正視できるようになり、写真への関心が高まることは過去を振り返る手段となった。Aが寮母と個別の関わりを求めることも相まってライフストーリーワークをするようになる。Aはライフストーリーワークを楽しむにしていたが、時には過去のつらい情動を回想する必要があった。そしてそれを言葉に置き換える際には、保護者がそのアルバムを見る可能性も考慮して、なるべく受け入れやすい表現にするよう働きかけた。

後になって考えると、この時Aは溢れる情動をコントロールされていたと感じていたかもしれない。例えば児童養護施設での写真では母親に置いていかれて「さみしかった」と書いたが、実際はもっと攻撃性があったはずである(別の機会に話した内容による)。その点で、筆者に対して「どうせわかってくれない」「信頼できない」という気持ち芽生えていた可能性は否定できない。作文発表でも同じく筆者が書き換えを要求する。また、寮母の出産・休暇と女兒の登場が重なり、筆者は邪魔者として見られるだけでなく、いつしかAの

父親像と重ねられていく陰性の転移となる。

第二期の無断外出で陰性の転移感情が確実のものとなる。Aは寮母に甘え、また寮母の出産でライフストーリーワークが中止になったということから、Aの筆者夫婦に対する感情はエディプス・コンプレックスと同朋葛藤の入り混じったものであると考えられる（S. Freudも同性の親への敵意と同朋葛藤を関連させて語っている）。

AとB（あるいはBの姉たちも）の複数の転移と行動化を同時に誘発させてしまったことが、この事例の困難なところであった。第2期ではAとBからそれぞれの父親と見られるというだけではなく、筆者自身もその役割を意識しないうちに演じ始めている。例えば警察を呼ぶということは、後から考えると避けるべきであった。Aの親の意見であったがこれを説得して取り止めさせることはできないことではなかった。Aの親の意見「自分たちで無断外出というルール違反をしておいて寮長の文句を言うとは何事だ」「世間（警察、近隣の人々、筆者ら施設職員）に迷惑をかけてけしからん」は、もっともなことに聞こえた。加えて筆

者が寮を空けていることから、産休中で体調不良の寮母が赤子を抱えて残りの児童の世話（過剰定員で無断外出の二人を除いても十一人が寮にひしめていた）をしており、それらの事情から筆者は懲罰的な態度になつていった。

第三期には、筆者がAの父親の言動を追体験していることに気づき、転移と逆転移に自覚的になることができた。そのことでAから向けられた攻撃性を緩和することができ、新たな行動様式をAから引き出すことができた（これはEriksonの妄想・分裂態勢から抑うつ態勢への移行であったと解釈することができないであろうか）。Aも自分のエディプス・コンプレックスに気づいたのである。児童自立支援の場も寮長・寮母という役割がある以上、転移状況が起こりうるということを考えておくべき場所であると思う。

(二) 関わる人々・環境の時系列的変化のメカニズム

筆者の変化については(一)に上述。

Aの両親については、入所以前からAの問題行

動について自分たちに非があると気づいており、入所中は筆者らに協力的であった。Aに対しては、まるで罪滅ぼしをするかのように、許可外出の度に旅行に連れて行った。

偶然かもしれないが、Aが中学二年時に両親は生活保護受給のために偽装離婚をすることになり、継父の祖父母の住む家を離れ、別の住まいを見つけたことで、母親がAのいることに気兼ねをしなくて良い環境になった。妹は当初はAのことを低く見ていたが、許可外出を重ねる度に懐いていった。

第二期の無断外出時には、両親はAを迎えに行かないほうが良いことを薄々知っていた様子である。筆者としては「Aが虐待を恐れているから迎えに来てもらえませんか」とは言えず、説明に窮したが、自制的な対応をとってくれた。

卒業後は双方に緊張が感じられるが、大過なく生活を送れている。

二 目標設定・支援方法の妥当性、支援の

効果に関する検討

本事例は主として児童に働きかけ、児童の内面の変化を目指すものであった。小舎夫婦制という豊潤な時間と密度の濃い関わりで、児童に認められる体験を積み重ねさせ、過去と向き合えるだけの土台を作った。その際寮母に対する甘えと陽性の転移感情が大きな役割を果たした。

過去の負の情動については、それを抑圧するのではなく、転移という形で追体験し情動を放出させ、攻撃性の緩和を図った。ただ、筆者はしばらくの間、陰性の転移関係に巻き込まれたままであり、筆者の側の逆転移に気づくのに時間がかかったことが難点である。またAは、Bの姉たちを感情的に巻き込むことに成功している。Aの言語能力がこのように対人的感情関係の形成に強力に働くということにもっと注意を払っておくべきだったであろう。Aの作文発表時に周囲に影響を与えた時点で、Aのこの能力を別の形で活用する可能性があった。

家族に対しては、具体的に心理療法的働きかけをしたというのではなく、Aがいなくなったことによるストレスの軽減、環境の変化が大きい。た

だ、Aの母親は電話をすることを好み、寮母と世間話で長電話をすることが度々あった。これが本児を委託するという信頼感の支えになつていたかもしれない。

Aが卒業後も暴力を振るうことがなく家族で関わっているとのことだが、偶然性の要素が強い感は否めない。家族への具体的関わりの方法論と制度の整備が必要である。

三 新たな理解・評価と今後の課題

筆者が本事例を取り上げた最大の目的は、児童自立支援施設の「生活」領域にも心理療法の知見が応用できることを示したいがためである。かねてから「治療教育」あるいは「生活の中の治療」という言葉があつたが、それが具体的にどのようなものか事例として記述されている報告はない。

筆者はこの治療的観点こそが児童自立支援施設を他の施設、例えば少年院や児童養護施設などと峻別するものであると考える。生活の中の転移はいわゆる「反抗期」の様相を呈するものであると

考えると、少年院の失敗を許容しない制度では、転移の発現は困難であろうし、児童養護施設で仮に転移が生じたとしても、児童の人数の多さ、職員が交替制であることによつて転移が集中しないであろう。

ただし、治療的観点の問題点としては、やはりこのような関わりが行われる児童の数というのは、多くもつことができないということである。十二名から十四名の児童と起居を共にした場合、個別の関係をもてる時間は限られている⁶⁾。

注釈

1) 「生活」に鍵括弧をつけるのは、生活の日常的要素に加えて、人工的に構成された要素を強調したいがためである。正規の心理療法が行われる空間との近縁性を示唆している。

2) 筆者は児童の失敗体験について、その肯定的側面について論じたことがある(徳永祥子、徳永健介二〇〇八年)。
筆者らは、それが阿武山学園のベテラン職員に限られて行われていることであると考へていた。しかし梅山(二〇〇九年)は、児童自立支援施設の風土として、失敗を許容する場があるとの興味深い報告をしている。

3) 英国で、社会的養護にある児童に対して行われるソ一

シャルワーク実践のツールの一つ。児童の成育歴の整理（告知を含む場合もある）や感情と向き合うことを主眼に行われる。児童の「知る権利」の保障とアイデンティティの補強を目的としている。なお筆者は、ライフストーリーワークの過程で生じる転移状況に着目している。

4) 青木（一九六九年）は転移を教護技術の基本として、「絶対に必要な心理的過程」であると規定したが、そのアプローチは陽性転移に限定されており、陰性転移についてはそれが陽性に変わるのを「待つ」以外には明確なアプローチを示していない。フロイト以降に発展した研究として逆転移の積極的活用が挙げられるが（主にクライン学派）逆転移の使用により陰性転移への治療可能性が大幅に広がったのである。本事例の考え方はそれを受けている。

5) 非行の心理臨床家である藤岡（二〇〇一年）は、支援者側に逆転移が生じやすいのが、非行少年の特徴であるとして、支援者の視点や感情が、現実味を帯びたものであるかどうか他の大人に話をして確認を続けることが予防策であると述べている。元家庭裁判所調査官の橋本（二〇〇四年）は被虐待経験のある非行少年と関わる際に、逆転移が弊害となる可能性に言及している。それを防ぐ手立てとしては専門家としての「役割と境界の設定」と「スーパービジョン」などのケースの共有化」を挙げている。

6) 日本での精神分析の牽引者である北山（一九九八年）によると、人のことを心配する能力は（氏の場合）一〇人くらいが限度であると述べている。そして精神医学の最前線では一日に五十人は診るとしても、患者の話の聞けてい

るかどうかは疑問であると言っている。

参考文献

青木延春一九六九年『少年非行の治療教育』国土社

梅山佐和二〇〇九年『児童自立支援施設、その独自性と実践』小林英義・小木曾宏編『児童自立支援これまでとこれから——厳罰化に抗する新たな役割を担うために』生活書院…二二一、五六頁

きたやまおさむ一九九八年『日本人と精神分析——精神分析学の未来』『アエラムック精神分析学がわかる』朝日新聞社

徳永祥子、徳永健介二〇〇八年『現場で考える』意見表明』『失敗体験を活かすものとして』『大阪市児童福祉施設の研究第三六号』大阪市児童福祉施設連盟

橋本和明二〇〇四年『虐待と非行臨床』創元社

藤岡淳子二〇〇一年『非行少年の加害と被害——非行心理臨床の現場から』誠信書房

フロイト S. 高橋義孝訳一九〇〇年『夢判断』『フロイト著作集 2』人文書院

Ryan, T., Walker, R. 1993 *Life Story Work*, London, BAAF

家庭的な雰囲気

きゆう

外部の声

青森少年鑑別所

秋田 悠希

私が青森県子ども自立センターみらいにカウンセラーとして訪れるようになってから二か月程たったある日のことである。いつものとおり少年とのカウンセリングを行うために面接室に向かおうと廊下を歩いている途中、ある声が私の背後から聞こえた。

「先生！」

振り向くと、私は、少年が施設の女性職員に対して甘えたように接している様子を目にした。まるで、子どもと母親が会話をしているかのようなほほえましい光景がそこにはあった。

また、しばらくたったある日、男性職員とカウンセリングを行っていた少年についてカンファレ

ンスをしていた際、その少年が他の児童との間で引き起こしたトラブルについて話が及んだ。男性職員はトラブルそのものには厳格な態度でおられたが、一方で、トラブルを起こした少年の気持ちに思いをめぐらせ、その気持ちを汲んだ発言をされたり、以前には見られなかった少年の成長した点を述べたりもされていた。私は、その男性職員がまるでその少年の父親であるかのように見え、一瞬驚いた。

以前から、児童自立支援施設等の福祉施設は家庭的な雰囲気を持った施設であるということを知っていたし、頭では理解していたつもりであった。しかし、先の出来事を通して、施設全体に広がる家庭的な雰囲気というものが、個々の職員の日々の努力や実践からにじみでているものであることを私は初めて理解した。

最近、職員の方々の勤務体系の変化等から、明治の感化院や家庭学校の時代から脈々と受け継がれてきた家庭的な雰囲気や家庭的な処遇というものが、児童自立支援施設から徐々に姿を消しつつあるという話を耳にしている。しかし、時代が変

わり、制度が変わっても、それぞれの職員の方々の中には、その精神がきちんと受け継がれていることを、忘れてはいけないと思う。そして、職員の方々の日々の努力が続く限り、児童自立支援施設から家庭的な雰囲気や家庭的処遇といったものがなくなることはないと感じている。

信頼の絆を創る

く学習ボランティアを卒業して

早稲田大学広域BBS会OB

横澤 和哉

肅々と始まった式典。とめどなくあふれる涙。そして、蘇る二年間。あそこまで涙を流し続けたのは、学部一年時の少年審判以来だろうなあ。

都立誠明学園（東京都青梅市）での卒園式のひとコマ。学習ボランティア導入が実現した二〇〇〇年度より二年間、学習ボランティア第一期生として、週に一回、男子寮で園生達と同じ時間を共

有させて頂きました。

十月に初めて会った時、アルファベットが書けなかった中学校三年生のA君。分数の計算も分かりませんでした。都立高校の入試問題、英語と数学、共に0点でも全然おかしくない状態でした。勉強を見てもらいたいと申し出てきたA君に、私は初回ながら無謀過ぎる宿題を課しました。

「ここにある五つの英文を来週までに」

最低でも百回書いて覚えてくること」
一週間後。ノート一冊を使って、しっかり練習してきてくれました。そして、完璧に書けるようになっていました。それを見て、確信しました。

『いける』

彼は本当に良く頑張ってくれました。唯一自由にテレビが見られる日曜の夕方、彼は私と一緒に学習することを選びました。そして、迎えた高校受験。奇跡が起きました。英語四十点。数学六十五点。希望した高校に見事合格!!!

『頑張ればできる』

寮の後輩達からも尊敬されるだけの偉業を成し遂げてくれました。

私には学部大学院時代の六年間で、BBS活動を通じ、三百人を超える少年達との関わりがありました。そして、社会人となった今、これまでに上に若い力を温かく支える一市民であり続けたいと思っっています。

「入社後、社会人生活が始まってからも、ボランティアは続けるおつもりですか？」
 「一生、続けていくつもりです」

これまでの現場での活動に加え、食品会社の研究職という立場だからこそできる食を通じた社会貢献に携わりたいと思っています。様々な立場の多くの方々が自分の強みを活かして活動に取り組むことで、これまで以上に草の根レベルの更生保護が充実していく。そして、今の非行少年達が将来の更生保護の担い手となってくれる。好循環を産み出す一助でありたいと強く願っています。

『一期一会を大切に』

現場に飛び出して走り続けた六年間。少年達のそばで、彼ら彼女らの話に耳を傾け続けた六年間。少年達と共に笑い、共に失敗し、共に涙を流した

六年間。振り返った時、私にとつての先生は常に少年達でありました。

そして、迎えた旅立ちの時。別れ際、私にいっぱい言いたいことがあったのだと思います。でもうまく言えなかったのでしょうか。何度も何度も、

「ありがとうございます」
 そればかり言っていました。目にはあふれんばかりの涙を浮かべてね。
 『大丈夫、ちゃんと伝わってるから。』

こちらこそありがとうございます

教護院の生徒との出会い

タムラ塗装 田村 秀夫

教護院、私がお世話になっていた頃は教護院と書いていました。私は中学一年の九月頃から三年生まで約二年半位、福井県和敬学園でお世話になっていました。現在五十一歳になります。今年平

成二十一年五月頃に静岡県浜松市三方原学園の男子生徒を、私の会社（建築塗装業）に就職して頂きました。十六歳のとっても明るい良い生徒です。A君との学園での初面談の時、恥ずかしながら自分の十六歳の頃より、とにかく可愛いと一目見た瞬間思いました。また、こんなに丁寧に挨拶出来たのだろうか、何故か自分と比べていた様な気がしました。私が初めて就職したのは叔父の塗装業でした。それから二年間隔位で福井県和敬学園の方から生徒が叔父の会社に就職してきました。十三人位は来たと記憶しております。思い出しますと三人が現在も塗装業をしています。そのうち独立したのは二人です。他の生徒達も現在立派になつている事と思えます。

福井県から来た日、福井県に逃げ帰った子、一か月の給料を貰った夜、居なくなつた子、親方のお金を持つていった子、二、三年経つて十年以上も連絡も無い親が迎えに来て連れて帰つた子、色々ありました。

叔父さんも、家族の人も自分も、朝全員居るか毎日気にして居た事をよく覚えていません。A君も

やつぱり同じ心配は、正直ありました。夜、何をしているのかと思ひ、電話を試みたり休日も同様でした。一か月目の給料の夜はA君の家に泊めてもらいました。A君には申し訳ないと思ひながら気になっていました。そうして二か月位経つたある日のことでした。いつもと変わりなくA君は、お弁当を朝五時に起きて作つたのを持って、毎日洗濯している仕事着を着て、おはようございますと、元気な声で挨拶し事務所に入ってきました。それからミーティングをして六人で一台の車で現場に向かいました。現場は八時朝礼全員参加です。自分に電話が来たのは八時三十分頃でした。「A君がいなくなつた、朝礼に来ない。」でした。本人に電話しても留守番電話でつながりませんでした。

お昼頃でした。「親方、Aです。今事務所に着ます。」と電話がありました。事務所まで話をすると、現場に向かう車内で自分の道具を忘れたことに気が付き、どうしたら良いか考えていたのだが、朝礼に必要なヘルメットを忘れており、ついその場から逃げ出してしまったらしいのです。家に向かつている時、大変な事をしてしまい怒られるから

地元に戻ろうとも思ったらしいのです。

それから二、三時間話し合い、途中大泣きしたり、「すいません、ごめんなさい。」と何度も何度も謝っていました。私の言っている事を、段々理解をしていくのが良くわかりました。

その後は、次の日から今日まで（現在九月ですが）、毎日元氣よく仕事に來ています。最初は同じことの繰り返しをするのではと心配でしたが、今は本当に安心して見ていられるようになり、今後のさらなる成長を期待しています。

若葉学園派遣教諭として

過ごした日々

神戸市立多聞東中学校教諭 中野 貴

学園の門をくぐり、なだらかな坂道を登ると、左手に本館、右手にはグラウンドへと続く階段がある。この階段を登り、両側に男子寮を見ながら

ランドにたどり着く、むっとした熱気、それと土と汗のにおい。どこからともなく聞こえる声「おまえ、何やっとなねん」「うっとおしんじや！」うん、この声はどこかで聞いた声だ。えーつと誰だっけと思つた瞬間、誰もいないグラウンドを見つめている自分に気づいた。そうか、私は今、若葉学園にいるんだ。あれから二十数年も経っているのに、あの時から何も変わっていない風景、懐かしい思い出がよみがえる。学園に派遣教諭として赴任したのは、まだ二十代、こわいもの知らずで教護院（当時）の知識もろくになく、子どもたちの中に飛び込んだ。高校進学の希望者を集めた中三のクラス担任で学園としても初めての試みであった。それぞれに過去を背負ったこどもたち、彼らの内面を見ることはできなかった。心の隙に入る方法もわからなかった。でもみんな同じ目標を持っていて。「おれは高校に行くんだ」という。この目標達成が、自分の人生を百八十度転換できる起死回生の一発だと信じているように私には感じた。目標をしっかりと持った子どもを指導することほど楽なことはない。ただそれに向かつてみん

なで突き進めばいいのだから、学生の頃、塾の講師をしたことがあったが、正直言ってそれよりはるかにスパルタだったように思う。子どもがふてくされたり、いじけたりで関係がまずくなると寮に行った。いっしょに風呂に入り、「おい背中流したるわ」と背中を流してやる。照れくさそうな顔、「先生おれも流したるわ」「ありがとう」もうわだかまりはない。これは教護院の最大のメリットだと思った。ともに食らい、ともに笑い、ともに長い時間を過ごす。これが一般の中学校でできたら、どれだけ問題行動の数が減るだろうかと一般校に戻ったときよく思った。そしてよく寮に泊めていただいた。おかげで学園に勤めていた頃が一番よく貯金ができたと思う。(当時の寮長・寮母には本当に感謝です)また、補充学習を本館で夜中に集めてやった。夜七時から九時まで、結構子どもたちはまじめに集まってきた。「補習行ってくるよ」となにか誇らしげに寮を後にした。寮長の会議で、無断外出をすると一週間補習に参加できないという決まりができた。なんか教護院らしくない決まりだなと思った。

当時、若葉学園は無断外出日本一と言われていた。よし無断外出(とんこ)を子どもたち自らの手で減らしてやろうと思った。自治会を立ち上げ、自治会新聞「草の子タイムズ」などをつくったり、「とんこ0月間」などを決めたりして、無断外出を減らす取り組みをした(実際、無断外出が減ったように記憶をしているが)。やろうと思ったことは何でもやらせてもらえた。学園の度量の深さだろう。休日も学園にいた。ある保母に「中野さんまたおる!行くとこないでしょ」とよく笑いながらいわれた。「学園が好きだから」と軽く返していたが、実は少々傷ついていた。本当に行くところがなかったからだ。

子どもたちとのいろいろな関わりの中で、ふとかいま見るものがあつた。それは彼らのやりばのない孤独感、この彼らの叫びを聞き、なすすべもなく呆然とする自分がいるのに気がついた。普段教室でバカを言って笑いあう。身近に感じていた彼らが、どれだけ遠いところにいたのかを痛感した。彼らと共感できる人間になるにはまだまだ修

行が必要だと思った。

焼けたグラウンドは昼気楼をつくり、その向こうに揺れるように農場が目映る。ビールかすだらけになってみんなで耕した農場。あの時の自分の姿が目につかぶ。今思うと学園は自分にとって教える場でなく、教わる場であったように思う。

「人は人によって人になる」これは神戸の教育理念である。この言葉でまず頭に浮かぶのは、この若葉学園だ。私にとって学園は教師生活の原点であり、ここに帰ってくるとほっとするのは、派遣教師の中でも私だけではないだろう。

これからも学園は時代に翻弄されることなく、みんなの心のふるさとであり、子どもたちが輝く場であってほしいと願うばかりである。

お兄ちゃんへ

島根県立わかたけ学園・保護者

学園より退園の話も頂く様になり、来年の就職

の見通しもついて、胸を撫で下ろすことができ、「ほっ」としています。

あなたが十四歳になって間もなく、離れ離れの生活が始まろうとは思っていませんでした。

あの日、私達はあなたにこれからのことを話しているのがとても辛かった。そういう気持ちには二度となりたくないと思いました。あなたは、児童相談所を経て、学園での生活が始まり、私たちも「何故」と自問自答しながら見守るしかない毎日でした。あなたも淋しかっただろうが、私たちも本当に辛かった。

親として、あなた達兄妹の関係を見守ることができなかつた。最初は「まさか」と思い、あなたの行動を信じていることが出来ませんでした。しかし、これが現実であり、受け止めざるを得ませんでした。私たちもあなた達をしっかりと見守ることができず、深く反省し、改善できるところはしてきたつもりです。

妹にも「お兄ちゃんはしばらくの間、遠い学校で、勉強を頑張るんだよ。」と話をしました。妹も淋しかっただろうと思います。

学園入所後は、あなたも慣れない生活で淋しかったことと思いますが、それを口にも出さず、自分から逃げ出すことなく生活ができたと思います。親として見守る以外にあなたのために大きな力にはなることができませんでしたが、帰省するたびにたくましく成長する姿を見せてくれました。中学卒業後は学園から職業訓練に通う道を選択し、学園からの通学にも了解してくれました。学校はほとんど休まず通い、卒業まであとわずかとなりました。そして、あなたも十七歳になり、過去のことは十分振り返りができ、自分の行動を見つめなおすこともできるほど成長してくれました。これからはみんなと一緒に生活できる様にするの日を待ち望むだけです。

あなたも今までに関わって頂いた児童相談所の職員の方、学園の先生方、全ての方に感謝の気持ちを持って生活してください。そして、この時間をあなたの人生の糧として、今後の生活に役立てられるように努力してください。あなたの頑張りです。私達もやっとあなたの「親」になることができました。

「ありがとう。お兄ちゃん。」

徳島学園に勤務して

元徳島学院長 阿部 嘉友

徳島学院長にとの内示を受けた時、私は徳島学院の業務内容と所在地さえわからなかった。そんな私がこの仕事をして良いのか悩んだが、法律を見て、私の仕事はお父さんやお母さん等の親権者に代わってお子さんをお預かりし育てる仕事だとわかった。それなら、私にも父親というささやかな経験がある。学院に勤務するに当たった私の気持ちは決まった。「私は父親になる。」だった。赴任して感じたのは、職員の方々がそれぞれ個性的で、本当に良い働きをしているということだった。職員一人ひとりが一生懸命子どもと向き合っているのを見て、私もこの家族の一員になりたいと思った。

そのために私は三つのことをしようと思った。一つは 子どもに信頼してもらうこと。

一つは 子どもが、安心して生活できること。
 一つは 子どもたちの味方を増やすこと。
 その理由は、

・「信頼」は、子どもたちと父親のように会話を
 するために、是非必要と思ったから。

・「安心」は、子どもたちが成長するには心のゆ
 とり、つまり安全・安心が是非必要だから。

・「味方」は、子どもたちが学園を巣立てば、以
 前より厳しくなった環境が待っている。例え
 ば、学校や交友関係、家庭などだ。その中で
 子どもたちが頑張るためには、それぞれの場
 所で子どもたちの味方が是非必要だからだ。

これらを達成するため、子どもたちと可能な限
 り一緒に作業し話をした。昼ごはんを一緒に食べ、
 寮に泊り込みもした。信頼が欲しかった。

また、学校の先生や親権者が来院されたとき、
 跳んでいって子どもたちの成長状況を報告した。
 とにかく子どもたちの味方をしてほしかった。厳
 しい中ががんばっている子どもたちのために、少し
 はひいきをしてもらいたいと思った。もし、学校
 全員が冷たい目をして迎えたらどうだろう。私な

ら数日も登校できないだろうと思う。とにかく、
 私には十分な経験があるとはいえない。人脈も少
 ない。それなら、少しでも多くの方に助けてもら
 いたい。そう思った思いだった。

着任して数か月後のこと、ある寮で子どもたち
 と昼食を摂っているとき、私よりひとまわりも大
 きい少年が、小柄な少年を殴った。反対を向いて
 おしやべりをしていた私は目を疑った。殴った音
 とともに小柄な少年がドッと倒れた。楽しい昼ご
 はんの時間が、急に空気が凍りついたように感じ
 た。

私は、殴った少年に「なにするんや。」と飛びか
 かっていった。

「弱い者を殴るような卑劣な真似は、ここでは
 許さんのや」大声で、そのようなことを言い、殴
 った少年を床に押さえつけ、反省室に連れ込んだ。
 「弱いもんを殴るなど、男がすることか。」「やり
 たいのなら自分のかなわん相手にかかっていけ。」
 巻き舌で怒鳴っていた。これを許したら弱い子に
 とって学院は地獄になると思った。

怒りと、何故との思いで頭がいっぱいになった。

殴った少年は憎めないかわいところのある少年だった。説教しながら涙が出てきて止まらなかった。

私は、自分がもう少し理性的に指導のできる人間だと思っていた。でも、私はそんなにキヨウな人間ではなかった。とつさのとき、身体が、普段、頭が考えるようには全く動かない。何回も何回も、徹底的に自分のからだに教え込むしかないんだとその後思った。

それから二年、私の学院での業務は定年で終わった。何ほどのことも出来ず、多くの方に迷惑をかけただけの二年間だったかも知れないが、職員の方や親権者、学校の先生など多くの方々、そして何よりも子どもたちによって育てられた二年間だった。

子どもたちにとって、あの学院での生活が爽りのあるものであってほしいと今も願っている。

児童相談所で非行問題に

関わって

福岡県宗像児童相談所長

千束 裕己

原点は家庭裁判所の審判廷でした。新規採用から一年半、駆け出しの担当員である自分にとって何がなにやらわからないまま担当の子が審判を受けるということでは出向きました。裁判所の建物に入るのも初めて、審判廷に入るのも初めてでした。審判廷の長椅子に座っていると、後ろの方でジャラジャラという金属音が聞こえてきました。後ろを振り替えると手錠をはずされる瞬間でした。見えてはいけないものを見たような複雑な思いは三十三年たった現在でもまざまざと浮かびます。(家裁の対応も最近では配慮していただいているようですが)児童相談所に相談に来る親や子とどう接していいかわからない駆け出しの時期にこの体験は強烈でした。

三十三年前、県職員として初めて赴任した事務

所が田川児童相談所でした。田川児童相談所は旧産炭地である「筑豊」の大部分を管轄し、失業と貧困ゆえに地域が疲弊し、様々な子どもの問題―養護問題・非行問題―が多発していました。児童福祉司として子どもの問題に直面し、試行錯誤の日々が始まりました。シンナー吸引や夜間徘徊をする子どもたちが深刻な家庭背景を持つことが多いことに気づき、非行問題に関心を寄せることになりました。旧教護院との関わりもそこから始まり、それは、今でも続いています。

以来、児童相談所と福祉事務所でソーシャルワーカーとして家族を見てきました。いろんな非行の子と接してきました。シンナー吸引がやめられない子、家出を繰り返す子、窃盗を重ねる子、家庭内暴力で親をひどい目に遭わせる子……。中でも印象的なのは、ある中学一年生の女の子でした。夏休みに家出し、住み込みでスナックのホステスとして働いているところを、学校の先生が赴き保護。児童相談所に連れてこられても十三歳にはとても見えませんでした。そこから、その子との関わりが始まりました。一時保護を何度か繰り返し、

その間に父母の離婚、兄弟との葛藤などを抱え、結局教護院に入所しました。施設での生活も順調に見えましたが、友人と無断外出しそこで覚醒剤を体験。保護して施設に戻ってから禁断症状が出たので家庭裁判所送致をして観護措置がとられました。結局審判で試験観察処分となり施設に戻ることになりました。施設にとって大変困難な取り組みだったと思いますが何とか中学を卒業するに至りました。この仕事に就いたことの喜びを味わったものです。

十四年間の児童福祉司を終え、福祉事務所で生活保護のケースワーカーとして従事しました。ここの経験がその後の仕事に大きく役立ちました。というのは生活保護家庭の中には、思春期に至り親への反発から非行に走る子がいて、そのことに親自身がなすすべなく傍観しているのを見て、親への激励を含め支援が必要なことを痛感しました。その後、児童相談所に戻って来ました。教護院が児童自立支援施設に変更される直前で、不登校の子、被虐待の子などの受け皿として間口が広がる時でした。児童自立支援施設に変わっても施設

は変わらないと思っていました。徐々に入所する子どもたちが変わってきました。平成十九年の少年法の改正により、少年院に十二歳から入所できるようになり、児童自立支援施設に入所する子どもたちが変わってくるのは必然でしょう。

非行の形も、発達障害に起因するもの、遊び型など家族と直接関わりそうもないタイプだけではありません。貧困に起因するもの、被虐待体験に起因するものなど家族の問題にストレートに結びつくものも目立ちます。児童相談所では家族療法等を用いながら子どもだけでなく親も含め家族の援助にあたっています。

「非行の背景に貧困がある」から現在では「非行の背景に虐待がある」といわれています。しかし、根っこは変わらないのでしょうか。家族の問題が非行と関わるわけですから、何とか児童福祉の枠の中で援助できたらと必死で頑張ってきました。それは、今も続いています。非行で関わった子が虐待の親として登場するのを驚きながら。



第31回中国女子児童バレーボール大会

第三十二回 全児協転退職者交友会の報告

全児協転退職者交友会長 平 井 光 治

一 はじめに

百工比照の工芸品に目を保養す。

第三十二回総会は平成二十一年十月十六日(金)十七日(土)の二日間、古都金沢市の湯涌く温泉にて、全国より、三十三人の会員が参加し、役員会、総会、懇親会、二日目は観光と開催されました。

江戸時代の面影を残している東茶屋街の散策、兼六園の観光、金沢二十一世紀美術館の鑑賞、そして又売店に並んでいる工芸品に目の保養をしました。

開催に当たり、準備の段階から色々にお世話頂きました地元、河尻恵雄、杉本一省、高野史朗諸

先生には、厚くお礼申し上げます。
なお、全児協副会長、須藤三千雄埼玉学園長には遠路ご出席賜り、ご祝辞を頂戴しました。本当にありがとうございました。

二 役員会

協議会

- | | |
|-----------|-----------|
| (一)平成二十年 | 事業報告 |
| (二)平成二十年 | 決算報告 |
| (三)平成二十年 | 監査報告 |
| (四)平成二十一年 | 事業計画 |
| (五)平成二十一年 | 予算 |
| (六)平成二十二年 | 総会開催地について |

(七)役員改選について

(八)その他、「大地の詩」(留岡幸助の映画化)への後援について

右記の案件につき、事務局より報告、説明があり、その後質疑応答を行い、決算報告で数字の間違いについて訂正がありました。その他は案通り承認されました。

平成二十二年度開催地は鹿児島に決定、役員改選では全員が留任となりました。

「大地の詩」の映画化については、当会も後援し、予備費より、後援費を支出する事に決定しました。

その他、会員が身近かな知人から入会勧誘をして頂くようお願いします。

三 総会

杉本一省氏の司会で、左記議題に従って行われました。

(一)開会挨拶 平井光治会長

今年度の総会は見事な工芸品の揃った、そして

温泉の豊富な金沢市で開催され、元氣な皆様とお会い出来た事喜んでおります。

金沢といえば、百工比照の言葉が浮かんできます。伝統的な美術、工芸品で目の保養をし、又温泉で身体を癒してほしいと思います。英気を養い交流を深めましょう。

開催に当たり、お世話頂いた、河尻恵雄氏、はじめ地元の方々には厚くお礼申し上げます。

また、遠路ご出席頂いた全児協副会長須藤三千雄先生には、心より感謝申し上げます。

(二)追悼 叶原土筆副会長

叶原土筆副会長の発声に合わせて、全員が物故者への黙祈を捧げました。

(三)祝辞 全児協須藤三千雄副会長

全児協転退職者交友会の皆様にお会い出来て、嬉しく思っております。

全児協の最近の動向をお知らせします。

先頃、全国職員研修会が子どもの輝ける未来をテーマとして、性に関心ある児童への取り組み方、

職員の資質向上については、児相、学校等の関係機関との連携を高めるには等の研修内容でした。

その他では、公立民営化の方向が示され、また、学校教育の実施は全国四十施設になり、学校の先生方との連携、協働が一層求められています。

「大地の詩」の映画化にむけての後援については全児協も取り組んでいきます。

(四) 協議題について

平井会長より、役員会の内容が報告され、承認されました。

決算報告の数字訂正、役員全員の留任、二十二年度の開催地、鹿児島市、「大地の詩」の映画化について、後援していく、後援費、予備費より支出することとしました。

小田島好信北海道家庭学校理事長より「大地の詩」(留岡幸助)の映画についての経緯と後援依頼がありました。

(五) 閉会挨拶 長沼副会長の閉会挨拶にて終了。

四 懇親会

はじめに、河尻恵雄氏の歓迎挨拶があり、その後、中部支部長手塚博夫氏の乾杯の音頭により、飲み、且食べながら懇談を深めました。旧交あり、新しい出会いもあります。和気あいあいとした雰囲気がこの会のよさだと感じます。

その間、日本舞踊あり、カラオケで楽しく過ごし、時間が短く感じました。その後も、事務局の部屋で、話に花咲かせました。

第二日目、観光

東茶屋街を散策しました。江戸時代の面影がある建物、町並みでした。

金沢二十一世紀美術館は様々な出会いと体験の場となるよう、色々な企画展を実施出来る展覧会ゾーンと出会いと交流の場を創出する交流ゾーンに分かれた、建物内部も大きさ、高さ、形状が各々に異なった自在のユニークなものでした。

兼六園、何回見ても飽きない庭園、江戸時代、白河楽翁が宋の時代の詩人、李格非の宏大、幽邃、人力、蒼古、大泉、眺望の六勝を兼ねている詩

から命名しました。

園遊式庭園であり、作庭に時間と知恵をかけており、見事の一言です。この素晴らしい人工と自然の調和した景観はじっくり時間をかけて観たい思いです。

五 まとめ

(一) 会員勧誘のお願い

交替制が増え、在職期間の短期化等によると思いますが、児童自立支援施設への愛着心の希薄化に伴い、会員数が減少しております。是非、身近な人を勧誘して下さい。

(二) 全児協転退職された方へ

生ある限り、人との出会い、生命を楽しみましょう。

「少にして学べば、壮にして成る。壮にして学べば、老いて衰えず。老いて学べば、死して朽ちず」

(佐藤一斎)といえます。

共に交流する事で、老いを青春しましょう。多数の方の入会を待つております。入会希望者は次の役員名簿先にご連絡下さい。



ブロック名	氏名	郵便番号	住 所	電話番号
会 長	平井光治	639-0203	奈良県北葛城郡上牧町友が丘 2-8-1	0745-73-5756
副会長	叶原土筆	703-8282	岡山県岡山市平井 2-2318-4	086-274-5025
副会長	長沼友兄	270-1164	千葉県我孫子市つくし野 1-11-13	04-7184-6964
監 事	川中昭二	674-0074	兵庫県明石市魚住町清水 1429-3	078-942-2794
監 事	竹沢喜心	533-0023	大阪府大阪市東淀川区東淡路 1-5、 2-522	06-6323-7464
事務長	浅井博之	584-0064	大阪府富田林市不動ヶ丘町 16-1	0721-35-5325
国 立	平岩 健	310-0004	茨城県水戸市青柳町 3657-225	029-225-5769
北海道東北	羽柴 達	963-0102	福島県郡山市安積町笹川吉田 28-21	024-945-7416
関 東	岡本忠之	259-0305	神奈川県足柄下郡湯河原町土肥 1-11-5-105	0465-62-8603
中 部	手塚博夫	390-1241	長野県松本市大字新村 392	0263-47-0864
近 畿	大川清治	669-1346	兵庫県三田市上相野 296	079-568-0282
中 国	叶原土筆	703-8282	(前掲)	
四 国	岩城吉幸	783-0094	高知県南国市前浜 2259-3	088-865-3869
九 州	大蔵恵一	814-8165	福岡県福岡市早良区次郎丸 1-22-27	092-801-7483
全見協会長	佐藤貢一	198-0024	東京都青梅市新町 3-72-1 誠明学園内	0428-31-6146

文 献 賞

平成二十一年度 文献賞

優秀賞

「若夏学院における学院と分校・分教室の連携について」

沖縄県立若夏学院 児童自立支援専門員

海 野 高 志

選考委員

佐藤 貢一 (全児協会会長 東京都立誠明学園長)

須藤三千雄 (全児協会副会長)

埼玉県立埼玉学園長)

梶原 敦 (全児協顧問 国立きぬ川学院長)

松本 安司 (「非行問題」第二一六号編集長)

鳥取県立喜多原学園長)

相澤 仁 (全児協顧問 国立武蔵野学院長)

文献賞選考経緯

国立武蔵野学院長 相 澤 仁

平成二十一年度文献賞は、「非行問題」第二一五号に掲載されている論文が対象になりました。特集「自立支援機能の充実・強化についての取り組み」及び特別寄稿として掲載された論文については、今後の子どもへの支援機能の強化を図る上で参考になる先駆的あるいは基本的な取り組みなどが論じられており、いくつかの論文が各委員からの一定の評価を得ていました。

最終的には「若夏学院における学院と分校・分教室の連携について」優秀賞に選出されました。

この論文は、施設と分校・分教室との連携についてわかりやすくまとめられており、その現状がよく理解できました。また、特別支援学級の可能性と弊害も要領よくまとめられました。「がんばりシート」のアイデアもおもしろく、運営における課題を整理し改善してきた様子も伝わってきました。

委員からは、数年後の実践結果についての報告の要望がありました。今後の発展ある実践に期待します。

ぷりずむ



児童自立支援施設

これまでとこれから

小林英義・小木曾宏 編著

生活書院

施設・里親のもとで生活している子どもは四万人を越えている。児童自立支援施設はどうか。「全国五十八か所、二〇五二人」約六割の施設で入所数が減少傾向にあるようだ。他の児童福祉施設がほぼ満員の状態にある中で、一部の児童自立支援施設を除き、定員に大きな余力があるにもかかわらず利用されていないのである。

本著は日本司法福祉学会のメンバーが①特徴的な児童自立支援施設の独自性と実践、②「中央児童福祉審議会」での議論、③「日本司法福祉学会分科会」の発表要旨、④児童自立支援施設の担い

手論、⑤「児童自立支援施設のあり方検討会」における報告を中心に執筆し、五つの章で構成されている。タイトルだけ並べれば堅苦しく感じられ、気後れしそうだが、読み進むうちに議論に参加したくなるのだ。難しい言い回しではなく、現場職員、会議参加者の声・発音がそのまま引用されており、それぞれの気持ちや思いが直接伝わってくるからなのかもしれない。

第一章は特徴的な運営を展開する施設の「独自性と実践」に対する考察である。筆者は児童自立施設の存続がかかった大きな荒波を乗り越えるために、五十八施設が共通認識を持ち、挑んでいく必要性を説いている。しかし、理論・理念の共通認識を施設職員の間で持つことさえ難しい中で、施設間ではさらに難しい作業と思われる。他の章で述べられているように職員の士気は低く、現場はそれほど良い状況にはないのである。むしろ、特徴的な運営をする「先進的な施設」が実践を通じて標準を作り上げることが現実的ではないだろうか。

一九九七年の児童福祉法改正により「家庭環境

その他の環境上の理由により生活指導を要する児童」をも含む施設へと変化し、「特別なケアが必要と考えられる児童」は確実に増加するなど、抱える問題は多岐・複雑化している。前身の教護院時代からこの施設に携わってきた者として「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」の「専門店的な施設」から対応により広範な知識を求められる「スーパーマーケット的な施設」へと大きく変化したことにどこか違和感を感じる。公教育が導入されたということもあるが、入所率が低下する中、施設内部から具体的な提起をできないまま、当然のことながら十分な体制を整えないまま「特別なケアが必要と考えられる児童」が多く入所するようになり、器は大きく変わっていないはずなのに雰囲気は明らかに違う。教護院からのバトンタッチはスムーズに行っていないのである。

退職間近の寮職員に対して高校一年のA子が「先生と奥さんの子どもにしてほしい」と一世一代の大勝負を賭ける。筆者は架空の事例であり、こうした話に巻き込まれること自体を不愉快に感じる読者も存在するのではないかと述べている。

決して不愉快とは思わない。しかし、支援者が主役になることは適当ではないとして、寮長夫婦がA子の里親になることについて、その行為を専門職失格とする考えはいかがなものか。「受け入れた里親がいて、里親に行きたい里子がいる。」ごく単純な構図のはずである。A子の思いを阻むものが当事者間にはなく、「専門職」という福祉サイドの都合にあるとは、同じ里親である私としては何とも寂しい論議である。

専門的な知識や技術を身につけた専門職へ自らを向上させようとの意識は大切だが、知識や技術を重んじるばかり初心を忘れてはいないだろうか。児童自立支援施設職員は最初から専門職を目指していたのだろうか。そうではないはずである。ごく自然な関わりの中で児童のために何かをしたい。そうした情熱が職員の支えだったはずである。筆者は活性化されたムードがないことが現在のこの施設の最大の問題であると指摘しているが、施設あるいは職員が自らの仕事を専門領域であるがごとく主張すればするほど、人材供給・交流の門戸を狭くするばかりで、次代を担う情熱のある若い

職員が集まりにくくなる。真の専門職は施設自らが責任を持って、時間をかけて育てなければならぬもの、私は確信している。

児童自立支援施設でかつて主流だった夫婦制も三割台となり、今では少数派に転じたが、交替制になった施設では運営・管理に苦しんでおり、「あり方研究会」でも夫婦制の存続は重要な課題であるとされている。良いもの、必要とされるものは長く残るといえるのがこれまでの常識だった。しかし、今どきの文化や社会のルールなどの例を見ても分かるように受け入れることに抵抗を感じるものであっても、これまでのものに明らかな優位性がなければ、新しいものが常識となり、取って代わられるというものは明らかである。夫婦制もそうした運命を辿ってしまうのではないかと心配である。施設の位置づけが大きく変わろうとしている今こそ、なぜ夫婦制が必要なのか、家庭的雰囲気という抽象的な表現ではなく、夫婦制でどういうことをやるべきか具体的な行動計画を内外に明らかにし、実践すべきと思う。夫婦制の足下は決して盤石ではない。夫婦職員の確保や労働管理上

の問題もあろうが、それ以上に児童にチームとして取り組む職員のコンセンサスが必要だからである。歴史や伝統で夫婦制を維持する時代はすでに終わったのである。

施設を退所することが「自立への旅立ち」ではなく、「孤立への旅立ち」になっていると筆者は述べている。残念ながらそれが現実であろう。施設生活では問題ないにしても、児童を取り巻く社会は厳しく、同じ失敗を繰り返す例を数多く見てきた。施設はこれまで施設内処遇に重きをおいてきたが、出口についても真剣に考えなくてはならないのだろう。

僅か二千名ほどの児童のために、多くの諸氏が児童自立支援施設に関わり、「あり方」について真剣に論議し、提起しているにもかかわらず、その報告書について「関係ない」という職員が大部分で、情報すら流れてこないという施設もあると筆者は紹介している。そうした極端な例は一部とは思いたい、「理想的すぎて」「関心があまりない」というのが本音だろう。「理想」とは考えることのできる最善の状態であると辞書にある。つまり、

施設のあるべき姿については個々の段階ではすでに結論が出ていることになる。しかし、どこから手をつけていいのか分からないし、職員の意識がバラバラな組織では変わることへのスタートラインにも立てないのである。

筆者は施設の意識転換の必要性を説いている。本著を読み進めていくうちに、児童には変わることを求めているにもかかわらず、施設・職員自らはなかなか変わろうとしない実態が浮かびあがってくる。この施設はだれのものか。そんな疑問を残したまま読み終えた。何れにしても施設の役割と実践、今後のあり方について新しい視点で考えることができた。まさに筆者の思惑通りの一冊であったと思う。

(北海道立向陽学院 調査員 小野寺康広)



『俺ルール！自閉は急に止まれない』

『生活の中の治療』

『ADHDのペアレントトレーニング』

『動機づけ面接法』

おそらく、このページでは一冊の本を取り上げて紹介するのが筋なのだろう。ただ、児童自立支援施設職員にぜひとも読んで欲しい本が何冊もあり、紹介する機会もなかなかないので、ここで四冊まとめて紹介させて頂きたい。いずれも、今夜読めば明日から役立つだけでなく、一冊読むごとに自分が子どもを理解する次元が一つ増えた、と感じる事ができると思う。またどれも、難しいことをやさしく、やさしいことを深く(なだいなだ)書いてある。

『俺ルール！自閉は急に止まれない』

ニキ・リンコ著 花風社

アスペルガー障害を持つ著者(日本人です)が実に軽妙・痛快に語るアスペルガーの世界。本書

を読んだ人はほぼ例外なく「目からウロコだった」と感想を述べる。アスペルガーを持つ人はいわば異文化人であり、感じ方、考え方自体が定型発達の人と違うところがある。異文化をよく知らないままに自分たちの文化観で見てしまうことの一種の空恐ろしさ、みたいなものまで感じさせてくれる本であり、では異文化コミュニケーションはどうすれば可能か、というヒントも沢山詰め込まれた本。

『生活の中の治療—子どもと暮らすチャイルド・ケアワーカーのために』

トリーシュマン他著 中央法規出版

一九六〇年代にアメリカの情緒障害児施設の処遇職員のために書かれた本。徹底して具体的・実践的であることが特徴で、その潔さはあっぱれという他ない。では、単なるハウツーものかという点、決してそうではなく、朝起きてから寝るまでの生活の全てをいかに子どもにとって治療的なものにするかを考え抜いた末に書かれている。新任職員の「ああ勘違い」はこの一冊でかなり解消す

るだろうし、ベテラン職員にはこの本の持つ深みが読むたびに感じられるだろう。児童自立支援施設の有志の方、二十一世紀の日本で、こういう本を一緒に作りませんか？

『ADHDのペアレントトレーニング』

シンア・ウィットナム著 明石書店

原題は「躰けにくい子とのバトルを勝ち抜くために」。著者はADHD治療の専門家だが、そのケアの原則が、普通の子にとっても、より良くわかりやすい躰けとなる、という考え方に基づいて書かれている。親御さん向けの本で、二時間あれば読める本だが、「正しいしつけ、指導ってこうだよ」と実にシンプルに納得させてくれる。「処遇のユニバーサルデザイン化」とは何かをこれほど端的に示してくれる本はない。ADHDでなくても、支援の難しい子を担当している全ての人に読んでもらいたい本。

『動機づけ面接法』

ウイリアム・R・ミラー他著 星和書店

非行少年のやつかいなところの一つに、多くの場合少なくとも表面的には自ら悩んでおらず、それを何とかしようとも思っていないことがある。

普通、カウンセリングは自分から希望して受けるわけだが、非行のカウンセリングは、動機づけのものから何とかしなければならぬ。本書は、問題を抱えて、なお変わろうとしない人も必ず何らかの葛藤を抱えており、それが抵抗の源泉であるとともに、変化の源泉でもある、とする。葛藤を扱うことによって、動機そのものを引き出せるというのである。本書は専門書ではあるが、考え方、手法ともに非常に平易であり、子どもと向き合って話をしなければならぬ(「お説教」を含む)立場にある人には、きつと「使える」本である。

原稿を書いている時点で、この四冊ともアマゾンに在庫があった。その気になれば、拙稿を読んで一週間後には四冊とも読み終えていることだって可能だろう。その時、あなたの子どもを見る目は一週間前とは確実に変わっている。全国の職員が読んだら、児童自立支援施設の施設としてのレ

ベルが一ランク上がる。そう確信します。

(国立武蔵野学院 医務課長 富田 拓)

「気持ちの本」

森田ゆり・作

たくさんの子どもたち・絵

童話館出版

書店で平積みされた本たちの中でシンプルな題名に惹かれそれを手に取った。わかりやすい言葉で気持ちをあらわす絵や単語がたくさんのついていた。立ち読みで全部読めた。その中で初めて知ったことがあった。

『どんな気持ちもあなたの大切な気持ち……こう感じると悪い子だとか、こう感じてはいけない、などということはない。ぶたれたら腹がたつていいかりの気持ちになる。そんな時はおこってもいい

んだよ。でもおこつて人をぶつのではない、その
いかりの気持ちを言葉で伝えよう。「お兄ちゃん
がぶつたから、くやしくてはらがたつ」つてね。』
おこっている人は周りを嫌な気持ちにさせるの
で、いかりの気持ちは感じないようにしようと思
っていた。プラスの気持ちや相手を悲しませない
ことは表現したり話していいと思っていた。(親
が心配するからだろうか?)だからネガティブな
感情も人に伝えてよいという、逆に語ろうという
メッセージに衝撃を受けた。

生徒と接していると嫌なことを言われたり意地
悪をされて暗くなるが多かった。なぜこんな
仕打ちにあうのだろうと思いつつ、言い返すこと
はできず悶々とため込んでいた。この本に出逢つ
てから、嫌なこと・されて不快なことは「いやだ」
と伝えていい、むしろ伝えた方がいいんだとい
うことがわかり、私の働き方が変わった。

森田さんの他の著書を読んだり、彼女が主宰す
るエンパワメントセンターの研修に参加してレジ
リアンシーなどの考えを学ぶと、児童自立支援施

設の子どもたちに対して明るい兆しを感じること
ができ、だんだんと生徒とのやりとりがおもしろ
くなっていった。私が児童自立支援施設で前向き
に働けるようになるきっかけをくれたのがこの本
だ。

(国立きぬ川学院 坪岡真由)

「荒廃のカルテ」を読んで 子どもの支援を考える

横山和夫 著 共同通信社

私がまだ大学生だった頃、それまではほとんど
本を読んだことがなかったが、たまたま大学の講
義で紹介された本書を読み、その内容に圧倒され
たのを今でも覚えている。

子どもたちの抱える問題を考えるにあたり、子
どもたちの言葉、行動の背景を考えることがとて
も重要だと思う。なぜなら、私たち同様、彼らの

人生も生まれてから現在まで一続きのものであり、どんな些細な行為にも理由があると思うからである。つまり今日の彼らの姿は、十数年かけて様々なものも築き上げられた結果なのだと思う。子どもたちを観るとき、年齢や外見等の表面的な情報にとらわれがちになってしまふことがある。しかし、心の内面とそこに至るまでの過程を視野に入れることが、子どもを本当に理解することになるのではないかと思う。

私が勤務している児童自立支援施設には、放火や傷害、性非行等の問題行動をした子どもが入所してくる。もちろん、その非行事実を目を向けることで見えてくるものも多くあるだろう。しかし、そこに至るまでにどのような過程があったのかを辿ることで、彼らへの理解や支援に向けた糸口が近づくように思われる。

この「荒廃のカルテ」は、女子大生を暴行しようとして死に至らしめ、無期懲役を宣告された少年の記録である。少年は、母親が刑務所服役中に出生し、生後四か月から中学校卒業まで乳児院と児童養護施設で育てられた。乳児院では一人で哺

乳瓶を抱え、児童養護施設では暴力という支配の中で生活していた。子どもたちの支えであるはずの職員でさえ、その暴力に気づいていなかったり、見て見ぬふりをしたりしていた事実が書かれている。このような生活環境では、年齢相応の精神的な発達は難しいと思われる。本書の中でも、当時の小児療育相談センター長は「自分の思うように愛してもらえなかった子は周囲に対する無力感、不信感でいっぱいです。他の人間とのかかわりの基礎となり、社会的自我形成のバネとなる安心感や自信は全く育ててもらえなかったと思いますよ」としている。

結果的に少年は無期懲役の判決を言い渡され、控訴も棄却されることになるのだが、私が本書を通じて最も感じたことは、事件の大きさだけにとらわれてはいけけないのではないかということである。本書の中で裁判長は、「犯行の基盤にある少年の性格には、幼児からの施設で育った体験が影響していると感じられ、成育環境の悪さも考慮に入れるべきだろうが、犯行時には十八ないし十九歳になっており、いかに成育歴が悪くとも犯行を思

いとどまることができたはずだ」としている。どのような背景があったとしても、少年の起こした事件は許されるものではなく、被害者がいることは間違いない。また、少年の更生を考えれば、何らかの措置がとられるべきだろう。

(埼玉県埼玉学園)

児童自立支援専門員 村田 啓)

こころの天気図

河合隼雄 著 毎日新聞社

「こころの天気図」、毎日新聞のコラムに掲載されていたものを纏めたものである。読者にわかりやすい語り口で、構えずに読むことができる。

数年前、私はこれを読んでいた。「こころの天気図」というこの本を読むと、まるで私のことではないかと感じた。

○「人生に絶対正しいという答というのではない」

私は、子どもたちに悩み、寮の職員や関係機関の人の助言を仰ぎ、私がなくなっていた。子どもと正面から対峙したとき、助言者の助言は助言者にしか使えないのではないか。

○「自分が変わるところから、なにかが始まる」
指導が大変な子がいると、私の指導がよくないせいなのかと考える。私なりに一所懸命、アプローチを変えながら、頑張っているのになぜ。私は悪くない。

○「まず、自分の孤独を自分自身が引き受けること」

仕事やプライベートの悩みから、一つの歯車が崩れ出すと何ひとつうまくいかない。孤独になり、家族や友人、職場から責められていると感じた。今思うと、自分の孤独を引き受けておらず、ただ周りに甘えて生きていただけ。

○「徹底して逃げる(捨てる)のが必要な時も」
体調が悪いのなら、休めばいいのに、中途半端に出勤をする。私が居なくてもどうにでもなるのに、責任感からか慢心からか。さらに悩み、不眠や食欲低下など体調は悪化していく。

○「本気で向き合う」

私は、悩んではいけないと否定し悩み続けるも、上司の勧めで専門家に話すことを決意。その悩みと正面から対峙して、自分自身と戦う。

○「ただ受けとめてくれる人」

専門家や周りの人もどこかで疑っていた。この人たちも私を貶めようとしていると思った。しかし、本当の気持ち・思いを打ち明けなさいといけなす。何かが変わったのか。

あの頃は、皆が敵に見えてこんなに悩むのは周りのせいだと怨んだ。しかし、今は違う。悩みがあったから、強くなれたと感じる。より豊かな人間性を獲得し、以前より堂々としていられる。そして、何よりこの体験は仕事にも活かそうだ。

現在も、数か月に一回、メンテナンスに専門家を訪れる。自動車でいうところの車検や点検のよいうなものだ。今では、専門家と素直に話すことに抵抗はなくなつた。

(福井県立和敬学園 元島 正史)

「みかへりの塔 それから」

大阪府立修徳学院 財団法人・修友会編

話は、ここから始まる。第〇〇家庭舎の保母の前に両手をつけて謝る二人の児童。ふと、活動写真(映画)が見たくなり、学院を飛び出し、藪の中で暗くなるのを待った。しばらくすると家庭舎入りの鐘が鳴った。その音を聞き、どちらかともなく「帰ろう。」と・・・。

戻った二人は、そのことを涙ながらに保母に語った。保母は、優しく二人の背中をなでるだけであつた。しかし、学院長には、事実を報告した。それを聞いた学院長は、一喝した。そして、学院長の目から大粒の涙が落ちた。この事実を元に学院の精神がこもり、母の愛がこもっている、音色の豊かな鐘を設けよう。

だが、この夢の実現には、困難を極めた。数年後、母の愛と時には厳しくも心の寛い父を表す「母の鐘」、「父の鐘」が完成した。さらに多くの人たちの支援をいただき、「鐘の塔」も完成した。「塔

の名」は、学院の児童、職員の公募の中から、「学院、家庭舎」を見返るの意、「みかへり」が選ばれた。その後、「みかへりの塔」の鐘の音は、学院生活の精神的支柱となっていく。それでも、心のよりどころを持たない子どもや、その日の気分や気持ちに左右されてしまうことがある。

そういう彼らを常に支えてくれ、引き止めてくれるものがないだろうか？ある女子の（母の日）の歌に、

けんかして 腹に巻きたる戒名を

じっと抱きて きょうもあやまる

この歌の作者である花野 千代子は、常に母の戒名を懐にしていた。それを心のよりどころにしていた。千代子はきわめて快活で、頭も良く勉強もできたが、常にそわそわして、落ち着いて仕事に専念することができない。十六歳のとき、みかへりの鐘に送られて、社会に出て行った。しかし、仕事が長続きせず、勤め先を転々と変えた。そしていつも学院に帰ってくる。帰ってくるひとつの原因には、世間の学院に対する無理解に反発する気持ちもあったらしい。社会に出て、心安らかで

ないものがあつたらしい。そういう千代子を長く学院に置いてやつても良いのかもしれない。しかし恐れることは「学院内のみに通用する子ども」を作ってしまうことである。それから、学院ではいろいろ配慮して、千代子を社会に出した。次第に落ち着き、「父の鐘・母の鐘」の歌を送ってきた。それは、現在まで「讃母の式典」で歌い継がれており、心のよりどころになっている。

花に水をやらなければ、枯れてしまう。水をやりすぎれば、腐ってしまう。

人の心も同じ。声をかけなければ、離れていく。声をかけすぎれば、・・・。

花に心癒されるのと同じように、人の言葉に癒されることもある。

みかへりの塔の鐘の音を聞き、父の鐘、母の鐘の歌を口ずさみ、朝の言葉を毎日声にして学院で励み、社会に巣立つ子どもたち。最初からすべてうまくいくことは、たぶんないだろう。つまずき、転んで成長していくであろう子どもたち。

そんな彼らに、逆にエネルギーをもらい励まされる職員。命を支える水を確保するために、児童、

職員がともに力を合わせて作りあげた水源地。ともに「WITH」の精神で、自分を見返り、世間を見返す。そんな学院卒業生の心の記録。

「みかへりの塔 それから」を読み返し、いま我々に求められているもの、我々が、なすべきことを見返る。そんなときかもしれないと思うのは、私だけであろうか・・・。

(大阪府立修徳学院 大浪 和彦)

「発達障害と少年非行」

藤川洋子著 金剛出版

私が児童自立支援施設に初めて勤務したのは、二〇〇〇年四月だったが、その翌五月に愛知県豊川市で十七歳の少年による主婦刺殺事件と「高速バスジャック事件」がたて続けに報道された。豊川市の少年はその年の十二月に名古屋家庭裁判所において「パターン化した行動様式が崩れたことから生じた不安が、本件非行の引き金になった」

と解釈され、「少年の症状は高機能広汎性発達障害(あるいはアスペルガー症候群)」と判断された。

その頃から「発達障害」という言葉が次第に研修会で聞かれるようになったが、私が初めて「こういうことだったのか」と発達障害を理解したのは、それから二年後のことだった。当時女子寮の寮長をしていたが、寮内に集団になじみにくく、何度も無断外出騒ぎをおこし、自傷行為、破壊行為をくり返す女子児童がいた。個別指導で集団から離すと落ち着き、本人もその方を望むのが当時の私には不思議に思えた。他の児童は、個別指導が三〜四日続くと早く集団に戻りたいために熱心に課題に取り組むのだが、彼女だけはゆっくり自分のペースで生活するので指導する側が焦りを感じるほどだった。ちょうど中国地区の職員研修を開催することになっていたので、このケースを事例として提出することにした。その事例検討会で助言者である精神科医が、この児童の対人関係のもち方や興味・関心のあり方、パターン化したパニック様の暴力・破壊行為の特徴を一つずつ指摘し、発達障害として理解した方が良いと助言した

のである。まさしく「眼からウロコ」体験であったが、後から思い返すと、様々なエピソードがこの障害の特徴と一致するので非常に納得したことを覚えていいる。

あれから六〇七年たち、「発達障害」という言葉も一般的になった。書店に行けば、書架には迷うくらいたくさんさんの発達障害に関する本が並ぶ。私も何冊か買い求めたが、今回紹介する本はその豊富な事例に圧倒される。著者は御存知の方も多いと思うが、「わたしは家裁調査官」を書かれ、現在は大学の心理学部教授の藤川洋子氏である。序文を中井久夫氏が書かれているのを読んで、神戸大学医学部に内地留学した経験があるということをお他の著作で読んだことを思い出した。藤川氏の調査官時代の司法臨床体験の豊富さもさることながら、発達障害を内包する非行を診る眼の確かさ、視線の入れ方の鮮やかさには医学的知見の厚みがあつてこそなのだろうと納得する。加えて、著者が東京家裁プロジェクトチームとして、八六二例の非行事例を調査した結果など、国内外の統計についてもふれられており、非行と発達障害について

ての科学的な根拠も十分うなずけるものがある。この著作の中心は、非行に内包される発達障害へのアセスメントであるが、全編に流れているのは一人ひとりの少年に寄せる暖かい眼ざしであり、病理にあつた適切な処遇により再犯を防止してゆくという著者の思いである。

(広島県立広島学園 指導課長 前田千代子)

「母」

三浦綾子 著 角川文庫

私がこの本を手にとった理由の一つに、「母」というタイトルが挙がる。読書が苦手な私だが、知り合いに勧めてもらった本の一つにそれがあつた。

三浦綾子さんが著した『母』は八十八歳になる小林多喜二の母セキが、自分の思いを秋田の方言なまりの言葉で人に語り聞かせる形で書かれている。セキはどこまでも家族を愛し、多喜二を信頼

して生きる、素朴で働き者の母であった。小林多喜二と言えば、大正から昭和初期にかけて、「蟹工船」「不在地主」等、官僚や警察権力を背景にした資本家の社会的不正と戦うプロレタリア文学作品を発表した、いわずと知れた小説家である。天皇の神格化、思想統制、軍国主義化していく時代の中で、多喜二は小説を通して、権力の不正と戦い献身的な活動を行うも、入党した共産党は弾圧を受け、多喜二自身も警察に逮捕され特高警察の拷問によって虐殺され、二十九歳四か月で命をとじた。そんな多喜二の生涯と人間性を、母セキの目と口を通して語っている。それと共に、セキの生涯および母親としての愛情と苦しみと悲しみを語るのである。

正直私は、小林多喜二と共産主義をよく知らなかった。この本を読んでから、「蟹工船」を初めて手に取って読んだくらいだ。今も共産主義はよく分からないが、私がこの小説から感じたものは、セキは多喜二に全面的な信頼を寄せて、多喜二の運動を見守っていたという深い信頼関係だ。小説の中での子の対話がそれを物語っている。多喜

二は、セキにストライキの手伝いをしてることを告げ、「みんなが公平に、仲よく暮らせる世の中を夢見て働いているんだ。おれのことを信じてくれ。」と伝えると、セキは「多喜二のすること信用しないで、誰のすること信用するべ。」と返した。時代背景や社会情勢から見て、息子が社会から弾圧される活動をしているにもかかわらず、息子の信念を信じ、愛情を持って支えた母の姿を想像すると、この対話には母子の信頼関係が表れているように私は感じた。

おがましいかもしれないが、親から愛情をもらい見守られてきたという点は、私と多喜二は同じだと思う。二十二歳の頃、大学生だった私は、将来は福祉現場に携わって「私だからできる福祉を見つけない」と漠然と考えていた。しかし、あの頃の自分の意思は弱く、福祉の仕事に偏見を持つ者の言葉や就職活動の厳しさから自分をごまかし、口先ばかりで進路を選択する不安から逃げようとした。昔の私は親の言葉が子どもを縛ると批判し、自分がどう生きていきたいかを見つけられないのも親のせいにした。しかし、今振り返ると、

こうして自分の道を見つけて歩いてるのは、他でもない親が長い目で見守り、私を信じ、援助してくてくれたからだと素直に言える。私の親は味方でいてくれた。最後まで見守ってくれた。「見守られた」という感覚があるからこそ、今の私があると感じる、信頼できる親がいると思うことができる。親が私を見守ってくれたように、見守られることの温かさを伝えられる人になりたいと思う。それを最近になって気づく自分はまだまだ幼く、今まで出会ってきた児童らと私に大きな違いはない気がする。

私は児童自立支援施設の世界に携わるようになって、実質四年が経とうとしている。実際に「児童自立支援専門員」になって、男性である私は「母」の偉大さを感じるが多々ある。寮の生活の中で、児童のシャツにアイロンを掛けたり、裁縫をしたり、料理をしたりする女性職員の姿を見ると、私はその空間にどこか懐かしい雰囲気や居心地のよさがあるように思う。それが児童にも何らかの形で伝わると、職員と児童が共にいる空間は、自然と和やかな、ホッと気持ち安らぐ場になる。

私は無意識で女性職員に母親像を重ねているのかもしれないが、交替勤務の中、私とペアを組む女性職員には頭が上がらない気持ちでいる。女子職員だから「母性がある」と言うのは誤解を招くかもしれないが、私は母親には決してなれないものであり、私自身も母に育てられてきたことを振り返ると、やはり超えられないもの、惹きつけるものがあるように私は思う。

初めて女子寮で勤務する私は、まだまだ女子児童との関わりの難しさや児童の心の不安定さ、そして自分自身の無知に頭を抱えることが多い。私はもともと人見知りやちな性格故に、仕事に慣れるまで余裕が持たず、なかなか児童と距離を縮めることができない。しかし、そんな私だが、今まで親から守られ伝えられてきた安心感や見守られ感をヒントに、寮でそんな雰囲気を児童と一緒に作っていきたいと思う。大人として未熟な私だが、それでも彼らと向き合うために、彼らを少しでも知るために見守っていたい。

私は、人が生きて成長していく課程の中で、誰かに見守られてきたと感じる経験は大切だと思う。

今後も児童と上手く関われなくてぶつかったり距離が離れたりすることもあると思う。それでも一緒にいて、児童を見守りたい。見守りの中で「味方がいる」「助けてくれる」といった安心感・信頼感が児童に伝わっていけば、児童の心に芽吹く何かがあるのではないだろうか。私の理想であり、自己満足かもしれないが、でもそれこそ私が目指す道でありたいと思う。この本は、私に目指す道を教えてくれているように思えた。同じ仕事をしている皆様にぜひお勧めしたい。

(高知県立希望が丘学園 主事 山西 直紀)

くらやみの速さはどれくらい

エリザベツ・ムーン著 小尾芙佐訳

ハヤカワ文庫

十二年前、勤務していた小学校で、アスペルガー症候群の児童が転入してくることになり、そのための研修会が行われた。それがわたしと発達障害

との出会いだった。ちょうど教育現場で、発達障害という概念が入り始めた頃である。その後、学級の中で落ち着きがなく衝動的であり、コミュニケーションがうまく取れないといった『気になる子』達の中に相当数の発達障害の子たちが存在することが分かってきた。こうした状況の中で、発達障害についての研修を重ねることは、わたしにとって子ども達を理解し支援していく上で欠くことのできないものとなっていった。

現在、わたしは児童自立支援施設内の分校で小学生を担任している。その中で発達障害の診断がおりている子、その疑いを指摘されている子の数は実に人割にのぼる。教育現場で広く知られるようになってきた発達障害ではあるがその対応は今だ十分とは言えない。まして、発達障害についての理解はまだ一般的とは言えず、家族に説明してもなかなか理解が得られず、協力を求めることも困難な場合が多い。こうした現状の中で、子ども達は二次障害を起こしたり、虐待を受けたりしてわたし達の施設へやってくるのである。

では研修の機会に恵まれたわたしは発達障害に

ついて十分理解できているかと言うと実は心もとない状況である。そのような中で出会ったのがこの本であった。

舞台は、自閉症の治療が可能になった近未来のアメリカである。この治療は幼児のみに有効だったため、主人公のルウは自閉症最後の世代である。製薬会社に勤めるルウは、パターンを読み取ること、天才的な才能を発揮する一方で、表情と意味がつかないために健常者（本書の中で使用されている表現）の善意と悪意を区別することが出来ない。そうした彼の日常が一人称で語られていく。わたしは、自閉症を抱えている本人が書いた本を今まで何冊か読んできた。しかし、外国の人が自分の国のことを語るように、彼らが住んでいる自閉症の世界は彼らには当たり前の世界であるために、第三者のわたしには今ひとつピンとこないことが多かった。しかし、本書は自閉症の人々やその家族などに対する作者の綿密な取材に裏づけられて描かれているために、日本人が外国のことを語るように、その世界が具体的に分かりやすく、また新鮮であった。さらに、わたしが日々接して

いる子ども達の行動に符合する点もあり、彼らの内的世界を垣間見たようで興味深かった。

一方で、本書の主題は重い。ルウは上司から自閉症治療の実験台になるよう強要されるが最終的には希望者だけが受けられることになる。それに対してルウが下した決断。

自閉症という障害は果たして本人にとって不幸なことなのか、自閉症の人が健常者になることが果たして幸せなのかどうか、大きな課題をわたしたちはつきつけられる。それは、とりもなおさずわたし自身の日々の取り組みへの警鐘でもある。

（唐津市立浜崎小学校

虹の松原分校 宮崎 律子）



編集後記

「非行問題」編集事務局

鳥取県立喜多原学園

▼まず本誌に原稿をお寄せいただいた執筆者各位、労をいとわずご尽力いただいたブロック編集委員の方々、さらには有形無形のご協力をいただいた全国の児童自立支援施設の皆様にお礼申し上げます。原稿のとりまとめ等にあたり、気のつかぬ事や、失礼も多々あったのではと、今更ながら心配しています。この場を借りて失礼の段お詫び申し上げます。お許し下さい。

▼さて、本号の発刊にあたり、前年編集事務局からの申し送りでは、「大幅な経費節減を達成！」との引き継ぎがあり、全国児童自立支援施設長会の席でも、本誌発行のための経費が潤沢ではなくないつつある状況が報告されたこともあって、本誌発行にかかる「経費節減」が至上命題の一つに掲げられての編集スタートとなりました。

今思えば民主党をはるかに先行、「事業仕分け」の敢行となつたのです。まずは全国編集会議。各ブロックの編集委員が一堂に会するという従来のやり方ではなく、全国会議そのものを端折って、

メール等のやり取りのみで編集できないか？との検討から始めました。しかしながら「編集に関わる者が、一度も顔合わせしないのも？」と、全国から集まりやすい新大阪駅前のシティーホテルで会議。半日の日程で編集会議のみと割り切り、懇親会は無し。我々事務局員も日帰り出張で臨み、何とか編集方針の確認等を終え、スタートを切ったのが七月の初めでした。以後の原稿集めにおいては、昨年に倣い、原稿段階での細かな書式設定を厳守いただくようお願いし、執筆者並びにブロック編集委員の皆様にはご苦勞をかけました。しかしその甲斐あって、校正並びに編集に余裕が生まれ、結果「事業仕分け」の効果大なるに寄りましたことは言うまでもありません。

▼閑話休題。ちなみに表紙の色は本県特産の二十世紀梨の緑をイメージして選びました。

蛇足ではありますが、奇しくも二〇〇九年は本園創立百周年の記念すべき年でもありました。春五月、本館等の全面改築が成り、竣工式を終え、本誌の編集に取りかかりました。何とか年度末の今、発刊までこぎつけ、ほっと安堵しています。

会員外の読者の皆様へ

全国児童自立支援施設協議会
会長 佐藤 貢一

全国児童自立支援施設協議会は、全国58か所の児童自立支援施設を、地区協議会として、東北・北海道地区、関東地区、中部地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州地区の7ブロックに分けて、児童自立支援事業の振興を図ることを目的に、相互協力、関係機関等への専門的意見の提出、調査研究、機関誌の発行等の活動を行っている全国組織です。

本年度の「非行問題（第216号）」では、「児童自立支援施設における年長児支援の取組みについて」をメインテーマに、中学卒業後も施設に残り自立に向けて日々の生活を送る児童に対して、児童自立支援施設が行っている支援等について、全国の施設でのさまざまな先駆的試みや実践を紹介しています。

また、元東京都職員で、長年に亘り留岡幸助の研究をしておられる藤井常文氏に巻頭論文の執筆をお願いし、明治の偉大な社会事業家で、北海道家庭学校の創始者でもある留岡幸助の思想と実践、そして、現在、製作に向け準備中である留岡幸助の自伝的映画「大地の詩」への思いを綴っていただきました。

映画完成のあかつきには、是非とも皆様にご鑑賞頂きたく存じます。

終わりに、本誌では、会員外の皆様の提言や助言、随想等の発表の場として「きゆう」欄を設けております。編集事務局宛てに、皆様からの忌憚のないご意見やご感想等をお寄せいただければ幸甚です。

また、本誌のご購読を希望される方は、下記宛てにお申し込みを下さるようお願いいたします。

全国児童自立支援施設協議会事務局

〒198-0024 東京都青梅市新町3-72-1

東京都立誠明学園内

TEL 0428-31-6146

FAX 0428-31-6143

編集委員

編集長 喜多原学園
編集委員 喜多原学園
松本安司
馬詰俊哉
山本宗伸
山田政則
山田鈴香
木村あかね
吉成淳一
清水徹
藤田修吾
平原亮
三木義雄
益田富吉

編集事務局

〒六八九―三五一二
鳥取県米子市泉七〇六
鳥取県立喜多原学園内
TEL 〇八五九―二七―一一〇一
FAX 〇八五九―二七―一六一一

非行問題

非行問題 第二一六号

平成二十二年三月 発行

編集人 松本安司

発行人 佐藤貢一

印刷所 東京印刷株